

〔令和6年度決算〕

補助金等の交付状況一覧

本一覧は、京都市補助金等の交付等に関する条例に基づいて、該当する補助金等の交付の状況（令和6年度決算額等）を公表するものです。

京都市

<参考> 補助金等支出状況集計表（令和6年度決算）

（単位：件、千円）

| 所管局名 | 令和6年度予算 | | 令和6年度決算 | | 令和7年度予算 | |
|------------|---------|------------|---------|------------|---------|------------|
| | 件数 | 支出額 | 件数 | 支出額 | 件数 | 支出額 |
| 総合企画局 | 4 | 125,183 | 4 | 114,375 | 3 | 139,500 |
| 行財政局 | 1 | 118,837 | 1 | 115,281 | 1 | 206,211 |
| 文化市民局 | 56 | 1,794,182 | 52 | 1,506,779 | 46 | 1,898,240 |
| 産業観光局 | 94 | 4,352,240 | 85 | 3,172,729 | 92 | 4,581,698 |
| 環境政策局 | 16 | 707,348 | 15 | 530,178 | 17 | 845,714 |
| 保健福祉局 | 76 | 2,890,291 | 72 | 2,044,732 | 82 | 2,587,457 |
| 子ども若者はぐくみ局 | 48 | 7,405,921 | 45 | 6,479,164 | 50 | 4,658,382 |
| 都市計画局 | 29 | 1,928,082 | 27 | 1,106,917 | 26 | 1,534,828 |
| 建設局 | 6 | 265,072 | 6 | 260,948 | 6 | 44,622 |
| 区役所 | 60 | 80,796 | 58 | 62,941 | 53 | 83,895 |
| 市会事務局 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 選挙管理委員会事務局 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 343 |
| 監査事務局 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 人事委員会事務局 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 消防局 | 3 | 49,350 | 3 | 48,248 | 3 | 131,850 |
| 交通局 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 上下水道局 | 5 | 21,275 | 5 | 8,294 | 4 | 18,741 |
| 教育委員会事務局 | 32 | 125,192 | 32 | 123,619 | 31 | 124,300 |
| 合計 | 430 | 19,863,769 | 405 | 15,574,205 | 415 | 16,855,781 |

※ 令和6年度予算は、補正予算額、前年度繰越額、流用・移用等の予算の増減額を含みます。令和7年度予算は、当初予算額です。

※ 「件数」は交付対象件数ではなく、補助金の種類の件数となっています。

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|----|----------------------------|--|--------------------------|--|------------------|------------------|------------------|-----------------------------------|-----------|-----------|
| 1 | 京都学生祭典補助金 | 学生の意欲を喚起して成功へと導くことにより、学生に成長の場を提供するとともに、学生を中心に産学公地域が連携して取り組むことによる京都のまちの活性化、大学の枠を超えた学生同士の連携・交流による学生文化の振興など、より「大学のまち京都・学生のまち京都」の魅力を高める。 | 京都学生祭典実行委員会 | 左記事業に要する経費（イベント運営経費）のうち市長が必要かつ適当と認める額 | 5,500 | 5,500 | 5,500 | 京都市京都学生祭典補助金交付要綱 | 総合企画局 | 国際都市共創推進室 |
| 2 | 京都迎賓館を活用した和のおもてなし等推進事業補助金 | 京都迎賓館において、京都の文化的資源を活用し、文化芸術の普及向上を図り、京都の発展に資する。 | 公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー | 左記の事業に要する経費のうち市長が必要と認める額(京都府：京都市：京都商工会議所＝2：2：1) | 5,000 | 2,837 | 5,000 | 京都迎賓館を活用した和のおもてなし等推進事業補助金交付要綱 | 総合企画局 | 国際都市共創推進室 |
| 3 | ふるさと納税を活用した大学における地域連携等推進事業 | 「大学のまち京都・学生のまち京都」の魅力向上に向け、ふるさと納税を活用した大学・学生と地域の連携強化等を図る。 | 本市と連携協定を締結する大学等 | 左記事業に要する次に掲げる経費であって、市長が必要かつ適当と認めるもの (1) 地域社会及び企業等との連携強化に関する取組 (2) 地域の人材育成に関する取組 (3) 大学・学生の国際化に関する取組 (4) 経済的に困窮する学生への支援に関する取組 (5) その他、市長が必要と認める取組 補助金額は、連携協定に基づき本市が収入した寄付額のうち、各大学等への配分額 | 114,450 | 105,805 | 129,000 | ふるさと納税を活用した大学における地域連携等推進事業補助金交付要綱 | 総合企画局 | 国際都市共創推進室 |
| 4 | 民営水道施設改良補助金 | 京都市水道事業条例第1条に規定する水道事業により、現に水の供給が行われていない地域（以下「給水区域外地域」という。）において、水道施設の改良を行う民営水道施設管理者に対して補助金を交付し、給水区域外地域における水道水の安定供給に寄与する。 | 水道管理組合 | 民営水道施設管理者が行う施設改良のうち、市長が適当と認める施設改良に要する費用の額に3分の2を乗じて得た額の範囲内において別に定める額 | 233 | 233 | 0 | 京都市民営水道施設改良補助金交付要綱 | 総合企画局 | プロジェクト推進室 |
| 5 | 宿泊税特別徴収義務者事務補助金 | 宿泊税の特別徴収の事務に要する経費の一部を補助し、併せて納期内納入の意欲の高揚を図るため | 宿泊税の特別徴収義務者 | 交付対象期間に特別徴収義務者が営むすべての施設において、期限内に申告及び全額納入をした宿泊税額の合計額に1,000分の25を乗じた額 | 118,837 | 115,281 | 206,211 | 京都市宿泊税特別徴収事務補助金交付要綱 | 行財政局 | 法人諸税室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|----|---|---|--------------------------------------|--|------------------|------------------|------------------|---|-----------|----------|
| 6 | 地域交通安全運動事業補助金 | 地域住民に密着した交通安全運動の推進 | 各区交通安全対策協議会等 | 京都市地域交通安全運動事業補助金交付要綱に定められている交付基準に基づき算定 【対象経費】 交通安全運動の推進に係る事業費等 【補助額の算定方法】 交付基準額=30千円+(25千円×交通安全会等結成学区数) ※別途、加算あり。 | 6,528 | 5,949 | 6,528 | 京都市地域交通安全運動事業補助金交付要綱 | 文化市民局 | くらし安全推進課 |
| 7 | 地域安全活動事業補助金 | 住民が住みよい地域社会の実現を図り、自ら地域社会の安全のために活動する地域安全活動の支援 | 京都市防犯推進委員連絡協議会 | 左記事業に要する費用のうち、京都市域を管轄する各警察署単位に設置される支部等協議会に対し概ね各100千円を配分できるよう予算の範囲内で交付 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 地域安全活動事業補助金交付要綱 | 文化市民局 | くらし安全推進課 |
| 8 | 学生防犯活動事業補助金 | 学生防犯ボランティア(ロックモンキーズ)が行う防犯に関する活動の支援 | ロックモンキーズ | 左記事業に要する費用のうち予算の範囲内で交付 | 1,400 | 199 | 0 | 学生防犯活動事業補助金交付要綱 | 文化市民局 | くらし安全推進課 |
| 9 | 防犯カメラ設置促進事業補助金 | 犯罪が発生しにくい環境づくりに着目したハード面での対策の推進 | 地域団体 | ・左記事業に要する費用に1/2を乗じて得た額 ・防犯カメラ1台につき上限10万円(1団体につき2台を上限) | 13,000 | 4,708 | 0 | 京都市防犯カメラ設置促進事業補助金交付要綱 | 文化市民局 | くらし安全推進課 |
| 10 | 民間緊急一時保護施設における犯罪被害者等支援活動事業補助金 | 民間緊急一時保護施設における犯罪被害者等の入所に伴って実施する当該入所者への支援活動事業の支援 | 京都市民間緊急一時保護施設補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受ける団体 | 犯罪被害者等を入居させた居室1室当たり、1日につき2,000円 | 60 | 34 | 60 | 京都市民間緊急一時保護施設における犯罪被害者等支援活動事業補助金交付要綱 | 文化市民局 | くらし安全推進課 |
| 11 | 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した京都市青色防犯パトロール活動支援事業補助金 | 燃料費高騰を受けた防犯ボランティア等への防犯活動支援 | 地域団体 | ・京都府警察が実施している青色防犯パトロール事業に登録している自主防犯パトロール団体 ・車両1台ごとに1日1回200円。ただし、1箇月当たり1,000円(令和7年4月は600円)を上限(年間10,600円を上限)。 | 1,970 | 0 | 0 | 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した京都市青色防犯パトロール活動支援事業補助金交付要綱 | 文化市民局 | くらし安全推進課 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位:千円) | R6決算額 (単位:千円) | R7予算額 (単位:千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|----|--|---|---|--|------------------|------------------|------------------|--|-----------|----------|
| 12 | 北区市民ぐるみ推進運動支援事業補助金 | 「誰もが安心安全に、笑顔で楽しく暮らし、観光できる、やさしさあふれるおもてなしのまちづくり」に取り組む「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」に基づき、北区民等が自主的・主体的に行う防犯に関する事業を支援する。 | 京都府警察本部長から青色防犯パトロール実施証明書の交付を受けた団体で、年間を通じ、概ね週1回以上のパトロールを行うことができる団体 | ①補助対象経費の4分の3。ただし、1車両につき、年間12,000円（年度の途中で青色防犯パトロールを開始した場合、又は終了した場合は、青色防犯パトロールを運行していない月について、1箇月当たり1,000円を控除した額とする。）を上限とする。 ②補助対象経費の9割以内。上限を100,000円とする。 | 167 | 23 | 0 | 北区市民ぐるみ推進運動支援事業補助金交付要綱 | 文化市民局 | くらし安全推進課 |
| 13 | 左京区地域の安心安全活動支援事業補助金 | 左京区内で実施する地域の防犯活動等の経費を補助し、地域の防犯力の向上を図る。 | ・左京区内の地域団体 ・左京区内の大学の学生を中心に構成されるクラブ等の団体 ・左京区内に事業所を有する法人 | 事業費の3/4。上限を10万円とする。 | 1,000 | 488 | 0 | 左京区地域の安心安全活動支援事業補助金交付要綱 | 文化市民局 | くらし安全推進課 |
| 14 | 中京区「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」支援事業補助金 | 「誰もが安心安全に、笑顔で楽しく暮らし、観光できる、やさしさあふれるおもてなしのまちづくり」の推進 | ①運動モデル地域 運動モデル地域における元学区又は小学校区を単位として活動する自治連合会及び各種団体、又はそれらが連合して構成する団体 ②地域活動支援 (1)元学区又は小学校区を単位とする自治連合会及び各種団体、又はそれらが連合して構成する団体 (2)上記地域団体と連携して取組を実施する事業者、団体 ③センサーライト設置支援 元学区又は小学校区を単位とする自治連合会及び各種団体、又はそれらが連合して構成する団体 | ①補助対象経費 ②補助対象経費の4分の3以内（上限10万円） ③補助対象経費の4分の3以内 | 950 | 310 | 0 | 中京区「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」支援事業補助金交付要綱 | 文化市民局 | くらし安全推進課 |
| 15 | 山科区市民ぐるみ推進運動支援事業補助金 | 青色防犯パトロール活動の活性化 | 京都府警察本部長から青色回転灯装備車証の交付を受けた団体（年間を通じて概ね週1回程度のパトロールを実施できることが条件） | 1車両あたり年間12,000円上限 年度の途中で自主防犯パトロールを開始した場合、又は終了した場合は、自主防犯パトロールを全く運行していない月について、1ヶ月当たり1,000円を控除した額 | 432 | 140 | 0 | 山科区市民ぐるみ推進運動支援事業補助金交付要綱 | 文化市民局 | くらし安全推進課 |
| 16 | 南区青色防犯パトロール活動支援事業補助金 | 青色防犯パトロールの裾野の広がりを大きな目的として、活動の活性化を図るため、補助金を交付する。 | 地域団体 | <～令和4年度> 青色防犯パトロールに要したガソリン代の10分の9。 ただし、1車両につき、年間12千円を上限とする。 <令和5年度以降> 青色防犯パトロール1回につき100円。 ただし、1車両につき1ヶ月1000円を上限とする。 | 258 | 44 | 0 | 南区青色防犯パトロール活動支援事業補助金要綱 | 文化市民局 | くらし安全推進課 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|----|---------------------------|--|--|---|------------------|------------------|------------------|--------------------------------------|-----------|----------|
| 17 | 右京区市民ぐるみ推進運動支援事業補助金 | 「誰もが安心安全に、笑顔で楽しく暮らし、観光できる、やさしさあふれるおもてなしのまちづくり」に取り組む「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」の「区版運動プログラム」に基づき、右京区民等が自主的・主体的に行う防犯に関する活動等の支援 | 1)京都市警察本部長から青色防犯パトロール実施証明書の交付を受けた団体 2)右京区の自治会連合会、町内会などの地域団体や、大学のクラブ等の団体、事業者など | 1)左記事業に要する費用に対し、次の区分で交付補助対象経費の3/4。ただし、1車両につき、年間上限48,000円（年度の途中に青色防犯パトロールを開始した場合、又は終了した場合は、青色防犯パトロールを運行していない月について、1箇月当たり4,000円を控除した額） 2)購入経費の8割以内、1団体当たり10万円を上限 | 1,300 | 544 | 0 | 右京区市民ぐるみ推進運動支援事業補助金交付要綱 | 文化市民局 | くらし安全推進課 |
| 18 | 西京区青色防犯パトロール活動支援事業 | 青色防犯パトロールの推進 | 青色防犯パトロール実施団体 | <平成30年度まで> 要件を満たした場合に青色防犯パトロール車1台あたり500円/月 <令和元年度以降> 青色防犯パトロール車1台につき1回200円、1箇月の上限600円 | 240 | 80 | 0 | 西京区青色防犯パトロール活動支援事業補助金要綱 | 文化市民局 | くらし安全推進課 |
| 19 | 京都市芸術文化協会交付金 | 京都市における芸術文化の発展及び国際文化交流の促進に寄与するため、公益財団法人京都市芸術文化協会の事業に係る経費の一部を交付する。 | 公益財団法人京都市芸術文化協会 | 補助対象事業に要する経費のうち市長が必要かつ適当と認める額 <補助対象事業> (1)芸術文化に関する調査研究及び情報の提供に要する経費 (2)各種文化事業の実施に要する経費 (3)文化事業の奨励に要する経費 (4)芸術家の育成及び顕彰に要する経費 (5)その他芸術協の目的を達成するために必要な事業に要する経費 | 20,000 | 20,000 | 20,000 | 公益財団法人京都市芸術文化協会補助金交付要綱 | 文化市民局 | 文化芸術企画課 |
| 20 | 芸術文化特別奨励制度交付金 | 芸術文化の担い手を育成することにより、新たな芸術文化の創造を促進し、京都の芸術文化の振興を図ることを目的として、将来特に有望と認められる個人又はグループに対し奨励金を交付する。 | 奨励制度の奨励者 | 1人（団体）当たり300万円 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 京都市芸術文化特別奨励制度実施要綱 | 文化市民局 | 文化芸術企画課 |
| 21 | 京都市交響楽団事業負担金 | 京都が優れた文化を創造し世界文化交流の中心で在り続けることに寄与するとともに、市民が生きがいのあふれる文化的生活を送ることができる社会づくりに貢献するため、公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団の事業に係る経費の一部を補助する。 | 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団 | 対象経費のうち市長が必要かつ適当と認める額 <対象経費> (人件費、楽団運営委事務費等) | 890,000 | 884,907 | 924,000 | 京都市交響楽団楽団員の認定及び京都市交響楽団事業負担金の交付に関する要綱 | 文化市民局 | 文化芸術企画課 |
| 22 | 京都薪能負担金 | 京都の初夏の恒例行事として広く国内外で親しまれている京都薪能を京都市、一般社団法人京都能楽会の共催事業として実施する。 | 一般社団法人京都能楽会 | 補助対象事業に要する経費のうち市長が必要かつ適当と認める額 (事業計画に基づき算定する。) | 1,300 | 1,300 | 1,300 | 京都薪能負担金交付要綱 | 文化市民局 | 文化芸術企画課 |
| 23 | 一般社団法人KYOTO EXPERIMENT負担金 | 国内及び世界の最先端の舞台芸術を紹介し、芸術家同士の交流によって次代を切り開く新しい価値を創造するために開催する京都国際舞台芸術祭の事業費の一部を負担する。 | 京都国際舞台芸術祭実行委員会 | 補助対象事業に要する経費のうち市長が必要かつ適当と認める額 (実行委員会からの事業計画に基づき算定する) | 26,700 | 23,297 | 26,700 | 一般社団法人KYOTO EXPERIMENT負担金交付要綱 | 文化市民局 | 文化芸術企画課 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|----|-----------------------|--|------------------------------------|--|------------------|------------------|------------------|---------------------------|-----------|---------|
| 24 | 京都国際映画祭実行委員会負担金 | 次世代を担う映画人・アーティストの発掘・育成を行い、京都映画祭の成果と理念を引き継ぎながら、京都が保有する映画・映像資源を活用し、「映画都市・京都」を国内外に広くアピールすることを目的として開催する京都国際映画祭の事業費の一部を負担する。 | 京都国際映画祭実行委員会 | 補助対象事業に要する経費のうち市長が必要かつ適当と認める額 (実行委員会からの事業計画に基づき算定する。) | 4,700 | 0 | 0 | 京都国際映画祭実行委員会負担金交付要綱 | 文化市民局 | 文化芸術企画課 |
| 25 | 京都文学賞実行委員会負担金 | 世界文化自由都市宣言40周年を契機として、京都における文学の振興に寄与するとともに、「文化都市・京都」の発信や、京都の歴史と魅力の再認識、都市格の向上につなげるため実施する「京都文学賞」の事業費の一部を負担する。 | 京都文学賞実行委員会 | 補助対象事業に要する経費のうち市長が必要かつ適当と認める額 (実行委員会からの事業計画に基づき算定する。) | 6,651 | 6,245 | 10,300 | 京都文学賞実行委員会負担金交付要綱 | 文化市民局 | 文化芸術企画課 |
| 26 | 京の暮らしの文化普及啓発実行委員会負担金 | 地域住民に対して地域に根ざした伝統的な暮らしの文化の振興、地域の人との交流による世代を越えた継承等を図る京の暮らしの文化普及啓発実行委員会に係る事業費を負担する。 | 京の暮らしの文化普及啓発実行委員会 | 補助対象事業に要する経費のうち市長が必要かつ適当と認める額 (実行委員会からの事業計画に基づき算定する。) | 3,500 | 1,129 | 3,500 | 京の暮らしの文化普及啓発実行委員会負担金交付要綱 | 文化市民局 | 文化芸術企画課 |
| 27 | 一般社団法人HAPS補助金 | 京都を拠点に活動する若手芸術家等を総合的に支援するため、また、共生社会の実現に向け、文化芸術の力で社会課題の緩和に取り組むため、「若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり」及び「文化芸術による共生社会実現に向けた基盤づくり事業」に係る経費の一部を補助する。 | 一般社団法人HAPS | 補助対象事業に要する経費のうち市長が必要かつ適当と認める額 | 55,200 | 54,709 | 45,500 | 一般社団法人HAPS補助金交付要綱 | 文化市民局 | 文化芸術企画課 |
| 28 | 京都市 連携・協働型文化芸術支援制度補助金 | 京都の文化芸術を担うアーティスト等の活動について、個人・企業の寄付等を通じて社会全体で支え、持続可能な文化芸術の振興を図るため経費の一部を補助する。 | 京都市内で公演・展示等を実施する個人、グループ又は団体（法人含む。） | 補助対象事業に要する経費のうち市長が必要かつ適当と認める額 | 381,400 | 170,982 | 387,000 | 京都市 連携・協働型文化芸術支援制度補助金交付要綱 | 文化市民局 | 文化芸術企画課 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|----|------------------|--|---|---|------------------|------------------|------------------|-------------------|-----------|---------|
| 29 | 京都映画賞実行委員会負担金 | 京都が培ってきた映画文化の継承と更なる振興を図るため、優れた作品の顕彰や制作の奨励を行う映画賞を創設し、その事業費の一部を負担する。 | 京都映画賞実行委員会 | 補助対象事業に要する経費のうち市長が必要かつ適当と認める額 (実行委員会からの事業計画に基づき算定する) | 8,550 | 7,534 | 7,550 | 京都映画賞実行委員会負担金交付要綱 | 文化市民局 | 文化芸術企画課 |
| 30 | 文化財保護事業補助金 | 文化財の保護 | 文化財所有者 | 左記事業に要する経費に一定率を乗じる(上限：要する経費の1/2以内) | 62,800 | 62,783 | 90,000 | 京都市文化財保護事業補助金交付規則 | 文化市民局 | 文化財保護課 |
| 31 | 京都市指定文化財等大規模修理事業 | 文化財の保護 | 文化財所有者 | 左記事業に要する経費に一定率を乗じる(上限：要する経費の2/3以内) | 0 | 0 | 60,000 | 京都市文化財保護事業補助金交付規則 | 文化市民局 | 文化財保護課 |
| 32 | 祇園祭山鉾巡行に対する補助金 | 重要無形民俗文化財「京都祇園祭の山鉾行事」の保護 | 祇園祭協賛会 | 左記事業に要する経費の1/2以内 | 27,100 | 27,100 | 27,100 | 京都市文化財保護事業補助金交付規則 | 文化市民局 | 文化財保護課 |
| 33 | 祇園祭山鉾修理事業補助金 | 重要有形民俗文化財「祇園祭山鉾」の保護 | 公益財団法人役行者山保存会、公益財団法人鶏鉾保存会、公益財団法人木賊山保存会、公益財団法人南観音山保存会、一般財団法人伯牙山保存会、公益財団法人船鉾保存会 | 左記事業に要する経費の1/6 | 7,500 | 7,498 | 7,500 | 京都市文化財保護事業補助金交付規則 | 文化市民局 | 文化財保護課 |
| 34 | 祇園祭山鉾懸装品等新調事業補助金 | 重要無形民俗文化財「京都祇園祭の山鉾行事」の保護 | 公益財団法人四条町大船鉾保存会、公益財団法人岩戸山保存会、公益財団法人祇園祭船鉾保存会、一般財団法人太子山保存会、公益財団法人祇園祭山鉾連合会 | 左記事業に要する経費の2/5 | 15,000 | 14,998 | 15,000 | 京都市文化財保護事業補助金交付規則 | 文化市民局 | 文化財保護課 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|----|----------------------------|--|--|------------------|------------------|------------------|------------------|---------------------------------|-----------|--------|
| 35 | 京都五山送り火点火執行に対する補助金 | 市登録無形民俗文化財「大文字送り火」「松ヶ崎妙法送り火」「船形万燈籠送り火」「左大文字送り火」「鳥居形松明送り火」の保護 | 京都五山送り火協賛会 | 左記事業に要する経費の1/2以内 | 8,800 | 8,800 | 8,800 | 京都市文化財保護事業補助金交付規則 | 文化市民局 | 文化財保護課 |
| 36 | 京都五山送り火施設整備事業補助金 | 市登録無形民俗文化財「大文字送り火」「松ヶ崎妙法送り火」「船形万燈籠送り火」「左大文字送り火」「鳥居形松明送り火」の保護 | 特定非営利活動法人大文字保存会、公益財団法人松ヶ崎立正会、船形万燈籠保存会、左大文字保存会、鳥居形松明保存会 | 左記事業に要する経費の1/2以内 | 6,600 | 6,600 | 6,600 | 京都市文化財保護事業補助金交付規則 | 文化市民局 | 文化財保護課 |
| 37 | 社寺等屋根工事技能者養成研修助成金 | 文化財建造物保存のための技能者養成の推進 | 公益社団法人全国社寺等屋根工事技術保存会 | 左記事業に要する経費の一部 | 500 | 500 | 500 | 社寺等屋根工事技能者養成研修助成金交付要綱 | 文化市民局 | 文化財保護課 |
| 38 | 京都市文化観光資源保護財団助成金 | 文化観光資源の保護事業の推進 | 公益財団法人京都市文化観光資源保護財団 | 左記事業に要する経費の一部 | 93,490 | 93,490 | 93,490 | 公益財団法人京都市文化観光資源保護財団助成金交付要綱 | 文化市民局 | 文化財保護課 |
| 39 | 明日の京都文化遺産プラットフォームに対する事業補助金 | 文化財保護普及啓発の推進 | 特定非営利活動法人明日の京都文化遺産プラットフォーム | 左記事業に要する経費の一部 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 「明日の京都文化遺産プラットフォーム」に係る事業補助金交付要綱 | 文化市民局 | 文化財保護課 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|----|--|--|-----------------------|--|------------------|------------------|------------------|--|-----------|---------|
| 40 | “京都を彩る建物や庭園” 修理事業補助金 | 京都を彩る建物や庭園の保護及び「文化財」への登録等の推進 | “京都を彩る建物や庭園” 物件所有者 | 左記事業に要する経費に一定率を乗じる (上限：要する経費の1/3以内) | 6,000 | 3,455 | 0 | “京都を彩る建物や庭園”修理事業補助金交付要綱 | 文化市民局 | 文化財保護課 |
| 41 | 京都市 連携・協働型文化 芸術支援制度補助金（文化 財保護・事業認定型） | 文化財の保護 | 文化財所有者等 | 左記事業に要する経費の一部（上限：獲得した寄付金の7割） | 28,900 | 4,569 | 25,250 | 京都市 連携・協働型文化芸術支援制度補助金（文化財保護・事業認定型）交付要綱 | 文化市民局 | 文化財保護課 |
| 42 | 京都市災害ボランティアセンター運営補助金 | 京都市災害ボランティアセンターを円滑に運営すること。 | 京都市災害ボランティアセンター | 京都市災害ボランティアセンターの平常時及び災害時の運営に係る経費のうち、市長が定める額 | 3,000 | 2,478 | 3,000 | 京都市災害ボランティアセンター補助金交付要綱 | 文化市民局 | 地域自治推進室 |
| 43 | 集会所新築等補助金 | 自治会等が行う集会所の新築等を支援することによる住民の福祉の向上及び地域社会の活性化 | 自治会、町内会その他の住民が組織する団体等 | ・集会所の新築等に要する経費の1/2以内（上限：新築800万円、その他400万円） ・地域再生法第13条の2に規定する寄附として受けた寄付金のうち特定の自治会等が行う集会所の新築等を指定して寄付されたものを財源として、補助事業に要する経費として別に定める基準により認定する額（上限：寄付金の額の9割または補助事業に要する経費） | 12,000 | 11,809 | 17,600 | 京都市集会所新築等補助金交付規則 | 文化市民局 | 地域自治推進室 |
| 44 | 野生鳥獣による生活環境被害防止に係る自主防除活動事業補助金 | 野生鳥獣による生活環境被害の防止 | 洛西地域猿害等対策協議会 ほか3団体 | 要綱の規定に基づく交付対象経費の範囲内において、1団体につき30万円(3以上の学区で構成される団体は150万円を限度に交付) | 1,410 | 1,370 | 1,395 | 野生鳥獣による生活環境被害防止に係る自主防除活動事業補助金交付要綱 | 文化市民局 | 地域自治推進室 |
| 45 | 京都市内周辺地域における認可地縁団体等乗合バス運行補助金 | 市内周辺地域において、基礎的生活条件の確保に支障をきたしている地域住民自らが乗合バスを運行するための支援 | 水尾自治会 | 運行赤字額のうち別に定める額（上限100万円） | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 京都市内周辺地域における認可地縁団体等乗合バス運行補助金交付要綱 | 文化市民局 | 地域自治推進室 |
| 46 | 京北地域活性化支援事業助成金 | 「京都市・京北町合併建設計画」に掲げるまちづくりの目標の達成 | 京北自治振興会 | 要綱の規定に基づく交付対象経費の範囲内において、800万円を限度に交付 | 461 | 461 | 323 | 京北地域活性化支援事業助成金交付要綱 | 文化市民局 | 地域自治推進室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|----|----------------------------|--|--|---|------------------|------------------|------------------|------------------------------------|-----------|-----------------|
| 47 | 地域コミュニティ活性化に向けた地域活動事業助成金 | 地域住民の地域活動への参加協力、地域住民相互の交流・協働の促進 | 地域自治を担う住民組織等 | (交付対象事業) 自治会・町内会の加入率向上等を目的とした事業(助成率等) 事業の実施に要する経費の3分の2に相当する額の範囲内において、市長が定める額(上限：初回10万円、2回目5万円) ※自治会等加入促進事業(上限：初回10万円、2回目10万円、3回目10万円) | 1,550 | 1,370 | 1,550 | 地域コミュニティ活性化に向けた地域活動支援制度実施要綱 | 文化市民局 | 地域自治推進室 |
| 48 | 地域コミュニティ活性化に向けたICT化推進事業助成金 | 地域活動の効率化や負担軽減、新しい参加者の拡大にも効果のあるICTツールの更なる普及・定着を図っていくに当たり、地域団体のICT導入の促進を支援 | 地域自治を担う住民組織等 | (交付対象事業) 地域住民相互の情報交換、交流及び協働の促進、地域活動における業務の効率化及び負担の軽減、並びに新たな担い手の創出を目的に、地域活動に情報通信技術を活用する事業(助成率等) 事業の実施に要する経費の3分の2に相当する額の範囲内において、市長が定める額(上限：初回10万円、2回目5万円) | 200 | 200 | 200 | 地域コミュニティ活性化に向けたICT化推進事業助成金交付要綱 | 文化市民局 | 地域自治推進室 |
| 49 | 北部山間移住促進地域助成金 | 過疎化の進行が著しい京都市の北部山間地域において、地域主体で実施する移住促進の取組を支援 | 地域自治を担う住民組織のうち、北部山間地域の住民組織 | 交付対象経費の範囲内において、1団体につき100万円を限度に交付 | 4,000 | 3,325 | 4,000 | 北部山間移住促進地域助成金交付要綱 | 文化市民局 | 地域自治推進室 |
| 50 | 北部山間かがやき隊起業支援事業補助金 | 北部山間かがやき隊員の任期(3年)終了後も、地域活性化の担い手として、地域へ定住、定着を目的とした支援 | 北部山間かがやき隊員(任期満了前後1年) | ・助成額：1人あたり100万円以内(1人につき1回) ・対象経費：設備費、備品費、土地・建物賃借費、法人登記に要する経費、知的財産登録に要する経費等 | 1,000 | 0 | 1,000 | 京都市北部山間かがやき隊協力起業支援事業補助金交付要綱 | 文化市民局 | 地域自治推進室 |
| 51 | 人権啓発活動補助金 | 広く市民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する市民の理解を深めるため | 人権に関する啓発活動を行う、本市の区域内に主たる事務所を有する団体(法律により設立し、又は組織することを義務付けられている団体及び営利を目的とする団体を除く。) | 活動に要する費用の1/2に相当する額の範囲内で京都市人権啓発活動補助金交付規則実施細則に定める額とし、かつ当該年度において1団体当たり上限80万円(令和3年度までは上限100万円) | 3,800 | 2,650 | 3,900 | 京都市人権啓発活動補助金交付規則 | 文化市民局 | 共生社会推進室人権文化推進担当 |
| 52 | 人権擁護委員協議会に対する助成金 | 自由人権思想の普及啓発と人権擁護に寄与する人権擁護委員活動の円滑な運営を図る。 | 京都市人権擁護委員協議会 | 左記事業の実施に要する費用のうち当該年度の予算により定められた額 | 300 | 300 | 300 | 京都市からの京都市人権擁護委員協議会に対する助成金の交付に関する要綱 | 文化市民局 | 共生社会推進室人権文化推進担当 |
| 53 | 公益財団法人世界人権問題研究センター運営補助金 | 人権問題に関する調査、研究及び国際的な学術交流を推進し、もって本市の人権問題に係る学術・研究の振興に寄与する。 | 公益財団法人世界人権問題研究センター | 左記事業の実施に要する費用のうち当該年度の予算により定められた額 | 25,556 | 25,417 | 25,773 | 公益財団法人世界人権問題研究センター補助金交付要綱 | 文化市民局 | 共生社会推進室人権文化推進担当 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|----|---------------------------|--|---|--|------------------|------------------|------------------|-------------------------|-----------|-------------------|
| 54 | 京都市民間シェルター施設補助金 | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する取組の推進 | 民間シェルター運営事業者 | 当該施設の家賃に要する費用の全部又は一部 1室当たり月額5万円以内 | 2,305 | 2,298 | 2,340 | 京都市民間シェルター施設補助金交付要綱 | 文化市民局 | 共生社会推進室男女共同参画推進担当 |
| 55 | 京都市民間シェルター事業費補助金 | 配偶者等からの暴力による被害女性等の保護の推進 | 京都市からの求めに応じて、被害女性等を緊急に、かつ、一時的に避難させるため、民間シェルター等を提供し、被害女性等に提供したもの | <1人当たり日額>※原則として3日 被害女性及び困難な問題を抱える女性 8,390円 同伴児 就学前児童 加算5,060円 就学児～18歳未満児童 加算2,480円 同伴者 加算2,650円 <1世帯あたり日額の補助>※必要に応じ60日まで 1,000円/日 | 676 | 676 | 1,553 | 京都市民間シェルター事業費補助金交付要綱 | 文化市民局 | 共生社会推進室男女共同参画推進担当 |
| 56 | 労働事業補助金 | メーデー行事を通じ、労働者の処遇等と生活の向上を図る。 | 京都中央メーデー実行委員会、全京都統一メーデー実行委員会 | 交付対象経費の1/2以内 | 730 | 730 | 730 | 労働事業補助金交付要綱 | 文化市民局 | 共生社会推進室男女共同参画推進担当 |
| 57 | 京都市配偶者暴力被害者等支援補助金 | 民間シェルターの取組促進を通じて、DV被害者等に対して、漏れなく、安全な居場所を一時的に確保しつつ、専門的・ニーズに沿った支援を切れ目なく実施する。 | 民間シェルター運営事業者 | 1事業者につき上限800万円 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 京都市配偶者暴力被害者等支援補助金交付要綱 | 文化市民局 | 共生社会推進室男女共同参画推進担当 |
| 58 | 民間団体との協働による若者被害女性等支援事業補助金 | 様々な困難な問題を抱えた女性について、民間団体と連携し、アウトリーチ支援、居場所の提供、自立支援をセットで行う。 | 困難な問題を抱える女性の支援を行う民間団体 | 1団体につき、上限400万円 | 0 | 0 | 12,000 | 京都市若年被害女性等支援事業補助金交付要綱 | 文化市民局 | 共生社会推進室男女共同参画推進担当 |
| 59 | 全国都道府県対抗女子駅伝競走大会補助金 | 京都の陸上競技の発展・市民スポーツの振興 | (株)京都新聞ホールディングス | 対象事業に要する経費 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 全国都道府県対抗女子駅伝競走大会補助金交付要綱 | 文化市民局 | 市民スポーツ振興室 |
| 60 | 京都市体育振興会補助金 | 地域スポーツの普及・振興及び地域住民の健康増進、体力の維持向上並びに地域コミュニティの活性化 | 京都市体育振興会連合会及び各区体育振興会連合会(11団体) | 対象事業に要する経費の範囲内で、基礎額+団体数配分+人口数配分の配分基準により各団体に配分 | 12,698 | 11,798 | 12,398 | 京都市体育振興会補助金交付要綱 | 文化市民局 | 市民スポーツ振興室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|----|--|---|---|--|------------------|------------------|------------------|--|-----------|------------|
| 61 | 競技スポーツ振興事業補助金 | 競技団体等の指導者の資質向上、競技力の向上を目的とした、競技団体の組織の充実・強化 | 公益財団法人京都市スポーツ協会 | 対象事業に要する経費 | 1,000 | 442 | 1,000 | 京都市競技スポーツ強化振興事業補助金交付要綱 | 文化市民局 | 市民スポーツ振興室 |
| 62 | 地域スポーツ振興事業（総合支援型地域スポーツクラブ支援事業） | スポーツ振興くじ助成金制度に基づく、総合型地域スポーツクラブの創設・自立等を目指す団体に対する支援を通じた地域スポーツの振興 | 市内の総合型地域スポーツクラブ | 対象事業に要する経費 | 1,000 | 0 | 2,000 | 京都市総合型地域スポーツクラブ支援補助金交付要綱 | 文化市民局 | 市民スポーツ振興室 |
| 63 | 公民連携型スポーツ活動支援事業 | 民間主導でスポーツ事業に取り組む団体・事業者の支援を通じた市民スポーツの振興 | 京都市内でスポーツ活動・事業を行う団体・事業者 | 対象事業に要する経費 | 20,000 | 8,540 | 20,000 | 京都市公民連携型スポーツ活動支援事業補助金交付要綱 | 文化市民局 | 市民スポーツ振興室 |
| 64 | 中小企業ひと・しごと環境魅力向上支援事業補助金 | 中小企業等を支える従業員の人材育成や、多様な担い手が活躍できる就労環境整備等への支援と専門家によるサポートを併せて実施することで、企業の魅力向上と持続的な発展を図る。 | 京都市内に事業所を有する中小企業等 | 補助対象経費の4/5以内の額（上限 1社あたり60万円以内） | 72,000 | 0 | 0 | 中小企業ひと・しごと環境魅力向上支援事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | 産業企画室 |
| 65 | 京都市中央市場衛生自治会補助金 | 市場の美化活動及びごみの収集運搬を効率的かつ迅速に行うことにより、市場内の清掃、清潔の保持等を図る。 | 京都市中央市場衛生自治会 | 補助対象事業に要する経費の1/2以内の額 | 40,000 | 39,386 | 40,000 | 京都市中央市場衛生自治会補助金交付要綱 | 産業観光局 | 中央卸売市場第一市場 |
| 66 | 目利き技術者の労働移動に係る補助金 | 京都市中央卸売市場第一市場の機能維持及び向上を図る。 | 事業者の統合・再編等に伴い、離職を余儀なくされる目利き技術者を雇い入れる場内事業者 | 対象労働者の雇入れに要する賃金、通勤手当、社会保険料等の経費（上限 対象労働者1人につき月額12万5千円、年額150万円） | 3,000 | 1,500 | 0 | 目利き技術者の労働移動に係る補助金交付要綱 | 産業観光局 | 中央卸売市場第一市場 |
| 67 | 場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金 | 仲卸業者等の経営規模の拡大及び経営体質の強化を推進する。 | 場内団体（京都中央市場青果卸売協同組合、京都野菜卸売協同組合、京都中央総合食品協同組合、京都市中央卸売市場関連事業者連合会）、仲卸業者、関連事業者 | 仲卸業者等の経営規模の拡大及び経営体質の強化を推進するために行われる顧客等の引継ぎに要する経費（上限 500万円）及び事業の整理に要する経費（上限 150万円） | 15,000 | 5,000 | 0 | 場内団体が行う場内事業者の統合再編事業に係る奨励金交付要綱 | 産業観光局 | 中央卸売市場第一市場 |
| 68 | 第一市場における環境負荷の低減、衛生管理の向上及び経営力の強化に寄与する設備等の導入に係る補助金 | 京都市中央卸売市場第一市場の機能維持及び向上を図る。 | 卸売業者、仲卸業者、関連事業者、仲卸業者又は関連事業者で構成される団体等 | <卸売業者、仲卸業者又は関連事業者で構成される団体> 補助対象経費の1/3。ただし、特に公共性が高いと認められるものは1/2（上限 5,000万円） <仲卸業者、関連事業者等> 補助対象経費の1/2（上限 1,000万円） | 27,249 | 19,302 | 97,323 | 環境負荷の低減、衛生管理の向上及び経営力の強化に寄与する設備等の導入に係る補助金交付要綱 | 産業観光局 | 中央卸売市場第一市場 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|----|---|---|---|--|------------------|------------------|------------------|--------------------------------------|-----------|-----------------|
| 69 | 京都市場発・輸出チャレンジ支援事業補助金 | 場内事業者の輸出に関する取り組みを支援することにより、京都市中央卸売市場第一市場の集荷・販売力の強化を図る。 | 卸売業者、仲卸業者 | 補助対象経費の1/2 (上限 50万円) | 2,500 | 1,000 | 2,500 | 京都市場発・輸出チャレンジ支援事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | 中央卸売市場第一市場 |
| 70 | 水産エコラベル認証取得支援補助金 | 持続可能な水産物の流通を促進することにより、市場の集荷、販売力の強化を図る。 | 第一市場水産物部の仲卸業者 | 補助経費の1/2 (上限 50万円) | 2,250 | 90 | 575 | 水産エコラベル認証取得補助金交付要綱 | 産業観光局 | 中央卸売市場第一市場 |
| 71 | 京都市中央卸売市場第一市場(新閣連棟)の太陽光発電設備設置促進事業補助金 | 本市における2030年度温室効果ガス排出削減目標の達成、ひいては2050年二酸化炭素排出量正味ゼロの実現に貢献する。 | 令和8年1月に竣工予定の京都市中央卸売市場第一市場新閣連棟に太陽光発電設備を設置する事業者 | 補助経費の1/2 | 0 | 0 | 20,000 | 京都市中央卸売市場(新閣連棟)の太陽光発電設備設置促進事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | 中央卸売市場第一市場 |
| 72 | 地方独立行政法人京都市産業技術研究所施設整備費補助金 | 市内ものづくり中小企業等に、より効果的な技術支援を実施し、本市の産業の活性化と発展を図る。 | 地方独立行政法人京都市産業技術研究所 | 補助対象事業に要する経費のうち、国等の補助金を除いた額 | 61,000 | 61,000 | 61,000 | 地方独立行政法人京都市産業技術研究所施設整備費補助金交付要綱 | 産業観光局 | スタートアップ・産学連携推進室 |
| 73 | 地方独立行政法人京都市産業技術研究所運営費交付金 | 市内ものづくり中小企業等に、より効果的な技術支援を実施し、本市の産業の活性化と発展を図る。 | 地方独立行政法人京都市産業技術研究所 | 補助対象事業に要する経費のうち、本市予算の範囲内 | 876,341 | 876,341 | 902,877 | 地方独立行政法人京都市産業技術研究所施設整備費補助金交付要綱 | 産業観光局 | スタートアップ・産学連携推進室 |
| 74 | 公益財団法人京都高度技術研究所運営事業補助金(京都市成長産業創造センター運営事業) | 「らくなん進都」内に整備した京都市成長産業創造センター(技術の橋渡し拠点)において、最先端の大学の研究成果を事業化につなげる研究プロジェクトを推進することにより、新規事業の創出や産業競争力の確保を図る。 | 公益財団法人京都高度技術研究所 | 補助事業に要する経費の一部 | 37,609 | 37,609 | 37,609 | 公益財団法人京都高度技術研究所実施事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | スタートアップ・産学連携推進室 |
| 75 | 公益財団法人京都高度技術研究所運営事業補助金(地域プラットフォーム事業) | 京都市域における中小企業の成長段階に応じた支援を実施することにより、ベンチャー・中小企業の振興・発展を図る。 | 公益財団法人京都高度技術研究所 | 新事業創出支援体制連携強化に係る経費や人材育成事業に係る経費等のうち予算の範囲内において定める額 | 7,581 | 7,581 | 7,581 | 公益財団法人京都高度技術研究所実施事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | スタートアップ・産学連携推進室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|----|---|---|--|---|------------------|------------------|------------------|--------------------------------------|-----------|----------------------------|
| 76 | 公益財団法人京都高度技術研究所運営事業補助金(未来創造型企業支援プロジェクト) | 次代の京都経済を担うベンチャー企業を発掘し、その成長・発展を支援することで、京都型グローバル・ニッチ・トップ企業の創出を図る。 | 公益財団法人京都高度技術研究所 | 京都市ベンチャー企業目利き委員会の運営に係る経費やAランク認定企業の支援に係る経費等のうち予算の範囲内において定める額 | 7,839 | 7,839 | 8,839 | 公益財団法人京都高度技術研究所実施事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | スタートアップ・産学連携推進室 |
| 77 | 公益財団法人京都高度技術研究所運営事業補助金 | 京都高度技術研究所の運営の安定化を図り、本市産業振興の核となる施策を実施し、京都経済を活性化させる。 | 公益財団法人京都高度技術研究所 | 管理運営費、プロパー等人件費、事務所賃借料に係る経費等のうち、予算の範囲内において定める額 | 177,192 | 177,184 | 178,187 | 公益財団法人京都高度技術研究所実施事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | スタートアップ・産学連携推進室 |
| 78 | 京都発革新的医療技術研究開発助成金 | 京都市内の大学の研究者及び中小企業者を対象に、新たな医療機器や医薬品の開発につながる革新的な医療技術に関する研究開発に助成を行い、新規事業展開の「きっかけ」を提供し、医療分野における新技術の創出・新産業の創出を図る。 | 1. 市内に設置されている大学(短大・専門学校を含む。)の研究者(市内で研究している研究者に限る。) 2. 市内に事務所等主たる研究開発拠点を有する中小企業者 | 助成金額は、下記のア、イに掲げるもののうち、いずれか低い額 ア 助成対象経費の全額 イ 研究者：直接経費の上限100万円 ただし、間接経費を含む合計額の上限130万円 企業者：上限100万円 | 16,000 | 15,445 | 21,300 | 京都発革新的医療技術研究開発助成金交付要綱 | 産業観光局 | スタートアップ・産学連携推進室 |
| 79 | グリーンイノベーション創出総合支援プロジェクト補助金 | 「一般社団法人京都知恵産業創造の森」が主体となり、府・市・産業界が一体となったオール京都体制で支援策を展開し、グリーン産業の創出・育成を図る。 | 一般社団法人京都知恵産業創造の森 | 京都企業グリーンイノベーション事業化支援事業等に係る経費のうち、予算の範囲内において定める額 | 7,500 | 7,500 | 7,500 | グリーンイノベーション創出総合支援プロジェクト補助金交付要綱 | 産業観光局 | スタートアップ・産学連携推進室 |
| 80 | 京都市産学公連携医療イノベーション創出支援施設活用推進事業補助金 | ライフサイエンス分野における研究開発に取り組む中小・ベンチャー企業の成長を支援し、本市産業の活性化を図る。 | 京都大学医薬系総合研究棟「イノベーションハブ京都」へ入居する中小・ベンチャー企業 | 賃貸室1㎡当たり500円(月額、上限50㎡まで) | 1,682 | 900 | 3,000 | 京都市産学公連携医療イノベーション創出支援施設活用推進事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | スタートアップ・産学連携推進室 |
| 81 | 公益財団法人京都高度技術研究所運営事業補助金(スタートアップ・エコシステム推進事業) | スタートアップの発掘・育成・支援に取り組むことで、社会課題解決に取り組むスタートアップの創出及び集積を促進し、「スタートアップの都・京都」の実現を図る。 | 公益財団法人京都高度技術研究所 | 事業活動経費、スタートアップ支援に係る経費のうち、毎年度の予算額の範囲内において定める額 | 9,700 | 9,700 | 20,000 | 公益財団法人京都高度技術研究所実施事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | スタートアップ・産学連携推進室 地域企業振興室 |
| 82 | 公益財団法人京都高度技術研究所運営事業補助金(スタートアップビザを活用した外国人起業活動促進事業) | 国の「全国版スタートアップビザ」を生かし、オール京都で外国人の起業を促進及びビスマーズを行うため、起業時の各種行政手続きの支援やマッチングイベントを行うとともに、広く留学生にも活用を促すことで、スタートアップ企業の集積を図る。 | 公益財団法人京都高度技術研究所 | 事業活動経費、外国人起業家支援に係る経費のうち、毎年度の予算額の範囲内において定める額 | 1,000 | 1,000 | 0 | 公益財団法人京都高度技術研究所実施事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | スタートアップ・産学連携推進室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|----|--|--|---------------------|---|------------------|------------------|------------------|--------------------------------|-----------|-----------------|
| 83 | 公益財団法人京都高度技術研究所実施事業補助金(産学連携実装化プロジェクト) | 本市の行政課題の解決につながる研究を行う研究者に対し、研究開発の助成等を支援し、製品・開発につなげる。 | 公益財団法人京都高度技術研究所 | 選定委員会運営に係る経費や技術・製品開発支援に係る経費等のうち、予算の範囲内において定める額 | 14,300 | 14,267 | 15,200 | 公益財団法人京都高度技術研究所実施事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | スタートアップ・産学連携推進室 |
| 84 | 公益財団法人京都高度技術研究所実施事業補助金(世界に羽ばたく社会課題解決スタートアップ創出プロジェクト) | グローバル展開の可能性を有するスタートアップ等の創出・成長支援を強化するとともに、その取り組みを広く発信し、国内外から京都への注目を集めることで、京都スタートアップ・エコシステムの充実、ひいては本市の雇用や税収の増加、移住・定住の促進等を含めた京都経済の活性化、都市の成長を図る。 | 公益財団法人京都高度技術研究所 | <p>■主な交付対象事業</p> <p>○公開審査会開催に係る事務費(今年度採択分)</p> <p>○伴走支援(前年度採択者分)</p> <p>○補助金の交付(前年度採択者分)</p> <p>■補助内容</p> <p>・STEP-UP部門 補助対象：創業からシリーズA(シリーズBに至っていない)までの段階のスタートアップ (R5まで実施の「スタートアップによる社会課題解決事業」補助金採択者も申請可)</p> <p>補助上限：200万円(採択件数：6件程度)</p> <p>補助率：補助対象経費の2/3以内</p> <p>・創業支援部門 補助対象：創業前～創業初期の個人・企業(指定期日までの商業登記が要件)</p> <p>補助上限：50万円(採択件数：6件程度)</p> <p>補助率：補助対象経費の2/3以内</p> <p>※STEP-UP部門、創業支援部門とも全国から応募可とするが、採択に当たっては本市への拠点設置を要件とする。</p> | 1,000 | 1,000 | 17,000 | 公益財団法人京都高度技術研究所実施事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | スタートアップ・産学連携推進室 |
| 85 | 京都市イノベーション拠点人材育成補助金 | スタートアップの伴走支援や起業家のコミュニティ形成に取り組むワーキング・シェアオフィス運営事業者を支援する。 | 市内のワーキング・シェアオフィス運営者 | <p>●補助対象となる取組</p> <p>(1)支援人材の育成につながる研修の開催や、講座等への参加</p> <p>(2)伴走支援に必要な財務・会計、知的財産関連の国家・公的資格の受験</p> <p>(3)運営するワーキングスペース・シェアオフィスにおけるイベント等の開催</p> <p>●補助率及び補助金額</p> <p>補助率：補助対象経費の2分の1以内</p> <p>補助金額：上限50万円</p> | 0 | 0 | 6,000 | 京都市イノベーション拠点人材育成補助金交付要綱 | 産業観光局 | スタートアップ・産学連携推進室 |
| 86 | 地方独立行政法人京都市産業技術研究所施設整備費補助金 | 平成22年の開所から業15年が経過することから、空調設備に係る修繕を行う | 地方独立行政法人京都市産業技術研究所 | 空調設備(GHP)改修 | 0 | 0 | 816,000 | 地方独立行政法人京都市産業技術研究所施設整備費補助金交付要綱 | 産業観光局 | スタートアップ・産学連携推進室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|----|---|--|---|---|------------------|------------------|------------------|--|-----------|-------------|
| 87 | 企業立地促進制度補助金／ 京都型グローバル・ニッ チ・トップ企業育成補助金 | 新たな企業の誘致と市内企 業の移転防止、高度集積地 区等への先端産業の集積、 ベンチャー企業の育成等を 図る。 | ・企業立地促進制度 ①本社機能を有する事務 所・工場等の新增設等を行 う中小企業者または大企業 者 ②オフィス等の設置によ り、初めて進出する中小企 業者または大企業者 ③市内初進出を検討してお り、シェアオフィス等の利 用を行う中小企業者または 大企業者 ・京都型グローバル・ニッ チ・トップ企業育成補助金 ①Aランク認定企業 ②オスカー認定企業 ③目の輝き認定企業 など | ・企業立地促進制度 ①本社・工場等の新增設等に 伴い取得した固定資産に係 る固定資産税及び都市計 画税相当額の100～150% (最大3年分、上限1億円)、 埋蔵文化財発掘調査費相 当額の50% (上限2,500万 円)、市内居住の常時雇用 者数に応じた額 (市内初 進出企業の場合のみ・2年 分・上限2,000万円) ②市内居住の常時雇用者 数に応じた額 (2年分・上 限2,000万円) ③シェアオフィス等の利用 料及び交通費の50% (そ れぞれ上限25万円) ・京都型グローバル・ニッ チ・トップ企業育成補助金 事業所の新增設に伴い取 得した固定資産に係る固 定資産税及び都市計画税 相当額 (最大3年分、上 限1億円)、埋蔵文化財 発掘調査費相当額の50% (上限2,500万円) | 602,935 | 421,638 | 734,190 | 京都市企業立地 促進制度補助金 交付要綱／京都 型グローバル・ ニッチ・トップ 企業育成補助金 | 産業観光局 | 企業誘致推進 室 |
| 88 | 新事業創出型事業施設活用 推進補助金 | 市内における中小企業等 の研究開発、製品開発等を 促進する。 | 独立行政法人中小企業基盤 整備機構が運営する京大桂 ベンチャープラザ (北館／ 南館)、クリエイション・ コア京都御車に入居する個 人又は団体 | 入居者の補助区分に応じて1㎡ 当たり500円～1,650円/月 (上限 100㎡) | 34,028 | 34,028 | 35,000 | 京都市新事業創 出型事業施設活 用推進事業補助 金交付要綱 | 産業観光局 | 企業誘致推進 室 |
| 89 | ベンチャー企業等ステップ アップ支援事業補助金 | 公的インキュベート施設退 去企業の市外移転防止及び ベンチャー企業等の育成を 支援する。 | 独立行政法人中小企業基盤 整備機構が運営する京大桂 ベンチャープラザ (北館／ 南館)、クリエイション・ コア京都御車を退去し、京 都リサーチパークに入居す る個人又は団体 | 京都リサーチパークへの入居 に係る賃借料及び共益費相 当額経費のうち、下記の割 合 1年目 : 20% 2～3年目 : 10% 4～5年目 : 5% (上限200㎡) | 500 | 0 | 4,237 | 京都市ベン チャー企業等ス テップアップ事 業補助金交付 要綱 | 産業観光局 | 企業誘致推進 室 |
| 90 | 賃貸用事業施設等立地促進 制度補助金 | オフィス・ラボ誘導地区内 における大規模なテナント オフィスビル及び本市の区 域内におけるレンタルラボ 施設の立地を促進すること で、本市への企業の立地を 促進し、もって本市の産業 の振興及び本市における 労働者の雇用の創出を確 保する。 | 下記の補助対象事業に係 る固定資産の固定資産税 及び都市計画税を納税す る法人又は個人 ①オフィス・ラボ誘導地 区内における、賃貸用 オフィス部分の床面積が、 3,000㎡以上のテナント オフィスの新增設等 ②賃貸用ウェットラボの 新增設等 | ①賃貸用オフィス／②賃 貸用ウェットラボの新 増設等に伴い取得した 固定資産に係る固定資 産税及び都市計画税 相当額 (2年分、上限 1億円) | 0 | 0 | 5,635 | 京都市賃貸用 事業施設等立 地促進制度補 助金交付要綱 | 産業観光局 | 企業誘致推進 室 |
| 91 | 京都市企業立地促進土地 所有者奨励金 | 新たな企業の誘致と市内 の企業の事業拡大を図る。 | 特定工業専用地域内に一 回の土地を所有する者 | 売却価格に0.05を乗 じた額を差し引いた額 に、0.05を乗じて得た 額 (限度額あり) | 15,000 | 0 | 15,000 | 京都市企業立 地促進土地所 有者奨励金交 付要綱 | 産業観光局 | 企業誘致推進 室 |
| 92 | 京都市中小企業融資制度 に係る信用保証料補助金 | 中小企業者等の事業承 継の促進を図ることを 目的とする。 | 京都信用保証協会 | 補助対象事業のうち、 京都市・京都府・京 都信用保証協会 で定める額 | 2,000 | 74 | 2,000 | 京都市中小企 業融資制度に 係る信用保証 料補助金交付 要綱 | 産業観光局 | 地域企業振 興室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|----|---|--|---|--|------------------|------------------|------------------|----------------------------|-----------|---------|
| 93 | 公益財団法人京都高度技術研究所運営事業補助金(中小企業パワーアッププロジェクト) | 経営革新により持続的な成長が期待される企業への「オスカー認定制度」を核に、将来性の高い中小企業の発掘から育成まで一貫したきめ細かなサポートを行い、京都型グローバル・ニッチ・トップ企業の創出を図る。 | 公益財団法人京都高度技術研究所 | オスカー認定制度の運用に係る経費や販路開拓支援に係る経費等のうち、予算の範囲内において定める額 | 12,100 | 12,100 | 13,700 | 公益財団法人京都高度技術研究所実施事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | 地域企業振興室 |
| 94 | 公益財団法人京都高度技術研究所運営事業補助金(グローバル・ニッチ・トップ企業創出プロジェクト) | 高度な技術力を有し、海外展開に向けた高い経営者マインドがあるものの、人材不足や、資金不足といった課題により、国等が実施する海外展開に係る公的支援の申請にまで至ることができていない市内中小企業を公的支援の採択に引き上げることを目的としている。 | 公益財団法人京都高度技術研究所 | 市内中小企業の海外への新事業展開を支援する事業費のうち、予算の範囲内において定める額 | 26,200 | 23,713 | 26,700 | 公益財団法人京都高度技術研究所実施事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | 地域企業振興室 |
| 95 | 中小企業デジタル化・DX推進事業 | デジタル技術を活用し、持続可能な経営に向けた生産性の向上のためのデジタル化や、新たなビジネスモデルを創出するDX(デジタルトランスフォーメーション)に取り組む京都市内の中小企業等を支援する。 | 1 デジタル化を推進する中小企業及びデジタル化に取り組んでおり、さらに業務・組織を変革するDXに向けて、DX推進計画を策定している中小企業等 2 株式会社日本旅行(本事業の事務局) | デジタル技術を活用し、持続可能な経営に向けた生産性の向上のために行うデジタル化や、新たなビジネスモデルを創出するDXに取り組む京都市内の中小事業者等の支援に向け、専門家派遣による経営課題、業務課題の分析、課題解決に向けたデジタル化計画又はDX推進計画の検討・ブラッシュアップからシステム導入費用等の助成に係る経費等のうち、予算の範囲内で定める額 | 150,000 | 123,691 | 0 | 京都市中小企業デジタル化・DX推進事業実施要綱 | 産業観光局 | 地域企業振興室 |
| 96 | 公益財団法人京都高度技術研究所実施事業補助金(デジタル化・DX推進プロジェクト) | デジタル技術を活用し、持続可能な経営に向けた生産性の向上のためのデジタル化や、新たなビジネスモデルを創出するDX(デジタルトランスフォーメーション)に取り組む京都市内の中小企業等を支援する。 | 公益財団法人京都高度技術研究所 | 以下の補助対象経費のうち、予算の範囲内で定める額 中小企業等に対するデジタル化・DX推進に係る経費、その他事務運営に係る経費 | 240,000 | 0 | 0 | 公益財団法人京都高度技術研究所実施事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | 地域企業振興室 |
| 97 | 公益財団法人京都高度技術研究所実施事業補助金(グローバル展開支援中堅企業創出プロジェクト) | 次世代のグローバル企業を創出するため、独自の技術力と市場優位性のある商品を持つ中小企業に対し、国の支援策の活用も見据えながら、複数年にわたる長期的な視点で、海外販路開拓とDXによる生産性向上について、計画策定から実践まで伴走支援し、未来の京都をけん引するグローバル中堅企業を育成する。 | 公益財団法人京都高度技術研究所 | 以下の補助対象経費のうち、予算の範囲内で定める額 海外市場の獲得・拡大を目的として、製造ラインや組織体制の変革等を行うためのDXに係る経費、その他事務運営に係る経費 | 0 | 0 | 5,100 | 公益財団法人京都高度技術研究所実施事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | 地域企業振興室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|----------------------|---|---|--|------------------|------------------|------------------|------------------------|-----------|---------|
| 98 | 中小企業経営支援体制の強化事業補助金 | 本市と京都商工会議所等が一体となって取り組む経営支援活動や新事業創出・地域連携支援事業等を通じた本市産業の活性化と発展を図る。 | 京都商工会議所、京北商工会 | 補助対象事業に要する対象経費のうち、毎年度の予算額の範囲内 | 71,800 | 71,800 | 72,000 | 京都市中小企業経営支援事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | 地域企業振興室 |
| 99 | 京北商工会事業助成金 | 京北商工会が実施する小規模事業経営支援事業への支援を通じた中小企業の振興発展を図る。 | 京北商工会 | 補助対象事業に要する対象経費の1/2以内のうち、毎年度の予算額の範囲内 | 3,700 | 3,700 | 4,000 | 京都市地域経済活性化等支援事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | 地域企業振興室 |
| 100 | 中小企業創業・経営支援事業補助金 | 本市と京都商工会議所が一体となって取り組む、中小企業への専門家派遣事業、創業・新事業創出セミナーの開催等を通じた本市産業の活性化と発展を図る。 | 京都商工会議所 | ・補助対象事業に要する対象経費のうち、毎年度の予算額の範囲内 ・経営安定特別相談事業については、補助対象事業に要する対象経費の1/2以内のうち、毎年度の予算額の範囲内 | 3,900 | 3,900 | 5,000 | 京都市中小企業経営支援事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | 地域企業振興室 |
| 101 | 中小企業事業承継支援体制の強化事業補助金 | 本市と京都商工会議所等が一体となって取り組む事業承継支援を通じた本市産業の活性化と発展を図る。 | 京都商工会議所 | 補助対象事業に要する対象経費のうち、毎年度の予算額の範囲内 | 7,200 | 7,200 | 7,200 | 京都市中小企業経営支援事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | 地域企業振興室 |
| 102 | 地域企業事業継続力強化支援事業補助金 | 京都商工会議所と共同し、地域企業のレジリエンスを高めるBCP策定等を支援することで、災害時における小規模企業の事業活動の継続を図る。 | 京都商工会議所 | 補助対象事業に要する対象経費のうち、毎年度の予算額の範囲内 | 7,200 | 7,200 | 7,200 | 京都市中小企業経営支援事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | 地域企業振興室 |
| 103 | 商店街等環境整備事業補助金 | ①商店街等が取り組む共同施設等の整備事業に対し助成を行うことにより、地域特性に応じた商業振興を促進する。 ②アーケードや街路灯など商店街の共同施設における省エネルギー化や創エネルギーの取組に対し助成を行うことにより、商店街の安心・安全な買い物環境を維持・継続する。 | ①<施設設置・改修事業> 商店会、小売市場及びこれらの連合体、地域商業ビジョン推進団体 <空き店舗対策事業> 商店会、地域商業ビジョン推進団体 <街路灯撤去事業> 商店会 ②<エネルギー環境整備事業> 商店会 | ①<施設設置・改修事業> ・補助対象経費の1/3以内で、上限200万円（国庫補助を受けて実施する場合は補助対象経費の1/9以内） <空き店舗対策事業> ・補助対象経費の1/3以内で、上限500万円（国庫補助を受けて実施する場合は、補助対象経費の1/9以内） <街路灯撤去事業> ・補助対象経費の1/3以内で、上限200万円（国庫補助を受けて実施する場合は、補助対象経費の1/9以内） ②<エネルギー環境整備事業> ・補助対象経費の4/5以内で、省エネ事業上限600万円、創エネ事業上限1,300万円 | 90,721 | 22,721 | 25,000 | 京都市商店街等環境整備事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | 地域企業振興室 |
| 104 | 商店街街路灯電力料補助金 | 市内商店街における快適かつ安全な買物環境と治安の向上を図る。 | 商店会 | 商店街街路灯の設置状況（アーケードの有無、設置距離）により、各商店街の交付限度額を算出 | 4,979 | 4,979 | 3,000 | 京都市商店街街路灯電力料補助要綱 | 産業観光局 | 地域企業振興室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|--|---|---|---|------------------|------------------|------------------|---|-----------|-------------|
| 105 | 京都市中小小売商業団体連 合体補助金 | 本市中小小売商業団体の機 能の充実とともに、本市商 業行政の効率的な浸透を図 る。 | 京都市小売商総連合会 | 補助対象事業に要する対象経費のうち、毎年度の予算額の範囲内 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 京都市中小小売 商業団体連合体 補助金交付要綱 | 産業観光局 | 地域企業振興 室 |
| 106 | 物価高等に対応するための 中小企業相談窓口体制強化 事業補助金 (旧ウイズコロナ社会に対 応した中小企業相談窓口体 制強化事業補助金) | 本市と京都商工会議所、京 北商工会が一体となって取 り組む、専門家による中小 企業への窓口相談体制の強 化や、セミナー開催等を通 じて本市産業の活性化と発 展を図る。 | 京都商工会議所、京北商工 会 | 補助対象事業に要する対象経費のうち、毎年度の予算額の範囲内 | 68,000 | 68,000 | 66,000 | 京都市中小企業 経営支援事業補 助金交付要綱 | 産業観光局 | 地域企業振興 室 |
| 107 | 商店街等キャッシュレス・ DXチャレンジ支援事業補 助金 | 商店街・団体等が、事業者 が集積しているメリットや 組織力を生かし、一体的に 実施するキャッシュレス化 ・デジタル化の取組を支 援することにより、本市に おけるキャッシュレス化・ デジタル化の推進を図る。 | 商店会、中小商業団体等、 及びこれらの連合体、並び に地域商業ビジョン推進団 体 | (交付対象事業) キャッシュレス・Wi-Fi環境整備事業、事業のデジタル化・オンライン 化、専門家による研修事業、消費者向けの普及・周知・PR事業 (補助率等) ・専門家による研修事業 補助対象経費の2/3以内で、上限30万円 ・キャッシュレス・Wi-Fi環境整備事業、事業のデジタル化・オンライ ン化、消費者向けの普及・周知・PR事業 補助対象経費の1/2以内で、上限100万円 ※補助対象事業者1者が受けられる補助金は、同一年度内で100万円まで。 | 10,000 | 7,550 | 0 | 京都市商店街等 キャッシュレ ス・DXチャレ ンジ支援事業補 助金交付要綱 | 産業観光局 | 地域企業振興 室 |
| 108 | 商業コンテンツ育成補助金 | 商店街等へのコーディネ ーターの派遣等を通じて、地 域事業者が一体となって飲 食・買い物・体験等の商業 コンテンツを創出・育成し 、広くPRする取組を支援 する | 商店会、その連合体及び商 業者グループ | (交付対象事業) 本市がガバメントクラウドファンディングに関する業務委託契約を締結し た者の運営するポータルサイトを通じて行う資金調達(以下「GCF」とい う。)の対象とした商業コンテンツ育成事業 (補助率) 補助対象事業に対してなされた本市への寄付金(GCF以外によるものを 含む。)の合計額から、当該補助対象事業に係るGCFの実施に要する手数 料を除いた額 | 3,200 | 2,584 | 1,600 | 商業コンテン ツ育成補助金交 付要綱 | 産業観光局 | 地域企業振興 室 |
| 109 | 新消費創出促進事業補助金 | スタートアップをはじめと する民間事業者等と商店街 との連携を促進し、消費創 出等の新たな取組を支援す る。 | 商店会、地域商業ビジョン 推進団体、個人又は法人の 事業者 | (交付対象事業) 商店街と民間事業者等が商店街を舞台に連携して実施する、消費創出等の 取組 (補助率等) 1/2、上限100万円 ※人口減少対策や子育て支援等地域の課題解決につながる公益性を有する取 組は、補助率2/3(上限は100万円) | 0 | 0 | 8,000 | 商店街コラボ創 出事業に係る補 助金交付要綱 | 産業観光局 | 地域企業振興 室 |
| 110 | 空き店舗等を活用したス タートアップ拠点設置実証 事業補助金 | 商店街に新たな事業所を開 設するスタートアップ等に対 して、事業所の賃借料や 開設費の一部を補助すること で、スタートアップ等の 商店街への入居を促進し、 スタートアップ等と商店街 の連携による商店街及び地 域の活性化の可能性を検証 する。 | スタートアップ(ユニーク なテクノロジーや製品・ サービス、ビジネスモデル を持つ創業10年目以内の 個人又は法人の事業者で あって、短期間で急成長を 目指すもの)等 | (交付対象事業) 市内の商店街での新たな事業所の開設 (補助率等) 2/3、上限400万円 | 0 | 0 | 8,000 | 商店街コラボ創 出事業に係る補 助金交付要綱 | 産業観光局 | 地域企業振興 室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|------------------------|--|-------------------------------------|--|------------------|------------------|------------------|------------------------------|-----------|----------------------------------|
| 111 | 伝統産業技術後継者育成制度に基づく育成資金 | 危機的な状況にある京都の伝統産業の未来を担う後継者を育成することにより本市伝統産業を振興する。 | 伝統産業技術後継者 | 1人当たり40万円を限度とし、連続した2箇年において2回に分割して支給 | 2,900 | 2,875 | 5,000 | 京都市伝統産業技術後継者育成制度育成資金交付要綱 | 産業観光局 | クリエイティブ産業振興室 |
| 112 | 伝統産業設備改修等補助制度 | 伝統産業の継承及び発展を図るに当たり、伝統産業製品等の製造に支障が生じることを防ぐ。 | 伝統産業製品等を市内で製造する中小企業者又は組合 | 補助対象経費の1/3以内の額で200万円以内 ただし、新規雇用や新商品開発等につながる設備の新設については補助対象経費の1/2以内の額で200万円以内 | 45,000 | 40,725 | 45,000 | 京都市伝統産業設備改修等補助制度交付要綱 | 産業観光局 | クリエイティブ産業振興室 |
| 113 | 京都市伝福連携担い手育成支援事業補助金 | 本事業は、障害者雇用又は市内の障害者就労支援事業所への業務の発注に意欲がある伝統産業事業者や新たに伝統産業に従事しようとする福祉施設等に対して、障害者就労促進アドバイザーの派遣や雇用に伴う備品購入に要する費用等の補助を行うことにより、障害のある方の職域を拡大し、伝統産業分野における後継者確保・技術継承や障害のある方の就労支援・雇用創出を図る。 | 産地組合等の伝統産業関係団体及び福祉施設等 | 補助対象事業に要する経費（上限100万円） | 1,000 | 733 | 1,000 | 京都市伝福連携担い手育成支援事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | クリエイティブ産業振興室 (保健福祉局障害保健福祉推進室) |
| 114 | 伝統産業未来構築事業補助金 | 伝統産業従事者が他分野との連携等により、現代のライフスタイルに合わせたものづくりや販路の開拓・拡大、担い手の育成等の先進的な取組を推進し、世界に誇る京都の伝統産業を未来に継承・発展させ、持続可能な社会を構築していくため。 | 産地組合等の伝統産業関係団体又は本市伝統産業に従事する方を含むグループ | 補助対象事業に要する経費の1/2以内 | 24,023 | 23,911 | 29,266 | 京都市伝統産業未来構築事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | クリエイティブ産業振興室 |
| 115 | 伝統産業新商品開発・販路開拓支援事業補助金 | インバウンド需要の増加等を見据えて新たな事業展開を行う伝統産業事業者に対して、新商品開発に向けた原材料・道具・設備の導入や、国内外での新たな販売機会の創出に向けた取組を支援するため。 | 本市が指定する伝統産業に従事する事業者及び団体（組合等） | 補助対象経費の4/5以内 | 80,400 | 0 | 0 | 京都市伝統産業新商品開発・販路開拓支援事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | クリエイティブ産業振興室 |
| 116 | オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金 | 多岐にわたる観光関連団体との協力による京都を挙げての観光振興体制の発展を図る。 | 公益社団法人京都市観光協会 | 補助対象事業に要する京都市観光協会の管理運営費及び調査関連経費 | 296,413 | 296,207 | 375,490 | オール京都の観光振興体制づくり進事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | 観光MICE推進室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|-----------------------------|---|---|--|------------------|------------------|------------------|---------------------------------|-----------|-----------|
| 117 | 伝統伎芸保存・継承事業に対する補助金 | 花街の伝統伎芸の担い手である舞妓・芸妓等の存立基盤の充実を図る。 | 公益財団法人京都伝統伎芸振興財団 | 補助対象事業に要する経費の1/2以内 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 京都市観光振興事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | 観光MICE推進室 |
| 118 | 葵祭行列執行補助金 | 観光都市京都になくはならない伝統行事である葵祭の保存・継承を図る。 | 葵祭行列協賛会 | 補助対象事業に要する経費の1/2以内 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 京都市観光振興事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | 観光MICE推進室 |
| 119 | 時代祭行列執行補助金 | 観光都市京都になくはならない伝統行事である時代祭の保存・継承を図る。 | 時代祭協賛会 | 補助対象事業に要する経費の1/2以内 | 6,500 | 6,500 | 6,500 | 京都市観光振興事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | 観光MICE推進室 |
| 120 | 大規模国際会議誘致支援助成金 | 京都における国際会議の誘致を促進する。 | 公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー | 補助対象事業に要する経費を会議等の開催期間等に応じて金額を決定する。 | 7,000 | 7,000 | 16,000 | 公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー補助金交付要綱 | 産業観光局 | 観光MICE推進室 |
| 121 | 地域と連携した市民生活と観光の調和推進事業補助制度 | 観光課題の解決、市民及び観光客の安心・安全の確保を図る。 | 観光課題が発生している又は発生が見込まれる市内の地域に在住、通勤又は通学する者等によって自主的に組織され、当該地域の活性化、課題解決、まちづくりに継続的に取り組んでいる地域団体のうち、当該地域において、観光課題の解決に取り組もうとする地域団体 | ・交付対象事業は、マナー啓発活動、散乱ごみ対策に資する取組等 ・補助率は、対象経費の1/2（補助上限額：1,500千円） | 5,000 | 3,401 | 5,000 | 地域と連携した観光課題解決推進事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | 観光MICE推進室 |
| 122 | 公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー補助金 | 京都文化交流コンベンションビューローにおけるMICE及び国際観光客誘致の一体的取組の推進により、本市のMICE振興及び外国人観光客誘致を図る。 | 公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー | 【交付対象事業】 ・京都の文化・芸術等のための事業推進と国内外への情報発信、コンベンション等の誘致及び賓客等の招聘促進及び広告宣伝のための事業 ・京都におけるMICE誘致を促進するための助成金の受付、交付等に係る事業 ・コンベンションビューローにおける専門知識を有する人材の育成・強化に係る事業 【補助率等】 事業の実施に当たって必要となるコンベンションビューローの物件費及び人件費 | 126,545 | 126,545 | 190,451 | 公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー補助金交付要綱 | 産業観光局 | 観光MICE推進室 |
| 123 | 経営所得安定対策等推進事業費補助金 | 経営所得安定対策を推進し、水田農業の安定的発展を目指す。 | 京都市地域農業再生協議会ほか1団体 | 現地調査協力に対する謝礼や事業概要リーフレットの印刷経費等に要する経費の全額 | 1,390 | 1,240 | 1,390 | 京都市経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱 | 産業観光局 | 農林振興室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|----------------------|--|--|---|------------------|------------------|------------------|---|-----------|-------|
| 124 | 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 | 経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成・支援を図る。 | 認定農業者 | 支払利息×市助成率÷(貸付利率-(財)農林水産長期金融協会助成率) | 300 | 0 | 0 | 京都市農業経営基盤強化資金利子助成金等交付要綱 | 産業観光局 | 農林振興室 |
| 125 | 農業者経営復興特別支援資金等償還金 | 平成30年7月豪雨等で被災した農業者の営農継続を支援する。 | 農業者経営復興特別支援資金を借り受けた者 | 償還年額の2/3以内 | 0 | 0 | 3,000 | 京都市農業者経営復興特別支援資金償還金助成事業実施要領 | 産業観光局 | 農林振興室 |
| 126 | 新規就農者育成総合対策補助金 | 青年の就農意欲の喚起と就農後の定着支援を図る。 | 給付要件を満たす新規就農者 | 経営開始資金：1人当たり年間150万円、夫婦で農業経営を行う場合は年間225万円(定額) 経営発展支援事業：補助対象事業に要する経費の3/4以内 | 66,420 | 34,500 | 47,550 | 京都市農業経営開始資金交付要綱 京都市農業経営発展支援事業助成金交付要綱 | 産業観光局 | 農林振興室 |
| 127 | 担い手確保・経営強化支援事業補助金 | 地域の中心となる農業経営体等を育成する。 | 地域の中心となる農業経営体等 | 融資残部分について、補助対象事業に要する経費の1/2以内 | 0 | 0 | 1,500 | 京都市担い手確保・経営強化支援事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | 農林振興室 |
| 128 | 経営継承・発展等支援事業補助金 | 地域の経営資源を継承し、次世代の農業経営体を確保する。 | 経営を継承した後継者 | 経営を継承した後継者の経営発展に要する経費(補助上限100万円。国：1/2、市：1/2) | 1,000 | 0 | 0 | 京都市経営継承・発展支援事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | 農林振興室 |
| 129 | 鳥獣被害防止対策事業補助金 | 有害鳥獣による農作物の被害防止を図るため、有害鳥獣捕獲等の活動と地域ぐるみの自主的な防除・捕獲対策を促進する。 | 有害鳥獣捕獲等の活動を行う団体及び地域ぐるみの自主的な防除・捕獲対策を行う団体等 | ①有害鳥獣防除施設設置事業：補助対象事業に要する経費の9/10以内他 ②有害鳥獣捕獲従事者支援事業：狩猟事故共済等の加入経費のうち、有害鳥獣捕獲従事期間(8箇月)の1/2以内他 | 9,740 | 8,941 | 9,100 | 京都市鳥獣被害防止対策事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | 農林振興室 |
| 130 | 農業生産振興対策事業補助金 | 都市農業の生産振興と農業者所得の向上を図る。 | 農業者で組織する団体等 | 補助対象事業に要する経費の70/100以内 | 35,000 | 25,342 | 25,000 | 京都市農業振興対策事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | 農林振興室 |
| 131 | 農業高温対策支援事業補助金 | 記録的な猛暑の影響により、農産物に高温被害が生じたことを受け、府が2月補正に創設した補助制度を活用し、農業者が高温対策を図る機器等の導入を支援する。 | ①農業経営体(認定農業者、認定新規就農者、農地所有適格法人) ②3戸以上の販売農家で構成する団体に所属する販売農家 | 高温対策に資する機器等の導入に要する経費の1/2(上限：①農業経営体100万円、②3戸以上の販売農家で構成する団体に所属する販売農家60万円) | 55,000 | 15,088 | 0 | 京都市農業高温対策支援事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | 農林振興室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|---------------------------------|--|------------------------------|-------------------------------|------------------|------------------|------------------|---|-----------|-------|
| 132 | 河川種苗放流事業補助金 | 内水面漁業を活性化する。 | 上桂川漁業協同組合ほか4団体 | 補助対象事業に要する経費の1/2以内 | 8,798 | 8,798 | 8,998 | 京都市水産振興補助金交付規則 | 産業観光局 | 農林振興室 |
| 133 | 畜産環境改善事業補助金 | 畜産公害の低減により、畜産を振興する。 | 京都市養鶏協議会 | 補助対象事業に使用する薬剤等の購入に要する経費の1/2以内 | 300 | 110 | 300 | 京都市畜産環境改善事業補助金交付規則 | 産業観光局 | 農林振興室 |
| 134 | 農業基盤整備事業補助金 | 農業生産基盤の整備による農業生産活動の効率化を図る。 | 土地改良区等の農家団体 | 補助対象事業に要する経費の25%から100% | 45,187 | 43,172 | 45,500 | 京都市土地改良事業補助金交付規則 京都市農業振興対策事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | 農林振興室 |
| 135 | 農業用里道・水路等管理対策事業補助金 | 京都市が管理する里道及び水路の修理補修等を行い適正な機能の維持を図る。 | 土地改良区等の農家団体 | 補助対象事業に要する経費の100% | 4,306 | 3,982 | 7,362 | 京都市土地改良事業補助金交付規則 | 産業観光局 | 農林振興室 |
| 136 | 農業用水路に治水機能を付加した雨に強いまちづくり推進事業補助金 | 農業用水路における治水機能の回復を図る。 | 土地改良区等の農家団体 | 補助対象事業に要する経費の100% | 10,000 | 9,878 | 10,000 | 京都市土地改良事業補助金交付規則 | 産業観光局 | 農林振興室 |
| 137 | ため池防災機能緊急強化事業補助金 | 防災重点農業用ため池に指定され、対策が必要と判断されたため池について、防災工事を実施する。 | 大原野土地改良区 | 補助対象事業に要する経費の100% | 6,000 | 4,588 | 12,520 | 京都市土地改良事業補助金交付規則 | 産業観光局 | 農林振興室 |
| 138 | 農林業災害復旧事業補助金 | 災害により被災した農林道等の復旧及び二次災害の防止のための工事に助成する。 災害により被害を受けた農作物の病害防除等の経費に助成する。 | 森林組合、土地改良区等の林道や農業用施設等の管理団体ほか | 補助対象事業に要する経費の95/100以内 | 100 | 11 | 10,000 | (1)京都市林道事業等補助金交付規則 (2)京都市農林災害復旧事業補助金交付要綱 (3)京都市小規模治山事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | 農林振興室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|----------------------|--|---------------|--|------------------|------------------|------------------|--------------------------|-----------|-------|
| 139 | 水産多面的機能発揮対策事業補助金 | 漁業者等で組織する団体が行う水産業のもつ多面的機能の発揮に資する地域の取組を支援する。 | 京都府内水産地域協議会 | 補助対象事業に要する経費の1/2以内（国：7/10以内、府市：3/10以上） | 800 | 800 | 800 | 京都市水産資源保全啓発事業補助金等交付要綱 | 産業観光局 | 農林振興室 |
| 140 | 中山間地域等直接支払交付金 | 中山間地域等の生産性や収益性の向上、農地の多面的機能の確保を図るため、支援する。 | 集落及び農業者 | 地目及び区分ごとの交付単価に農用地面積を乗じた額 | 32,870 | 29,150 | 32,950 | 京都市中山間地域等直接支払交付金交付要綱 | 産業観光局 | 農林振興室 |
| 141 | 多面的機能支払交付金 | 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同活動や営農の継続等の活動を行う組織を支援する。 | 農業者で組織する団体等 | 地目及び区分ごとの交付単価に農用地面積を乗じた額 | 61,501 | 54,346 | 63,480 | 京都市多面的機能支払交付金等交付要綱 | 産業観光局 | 農林振興室 |
| 142 | 環境保全型農業直接支払交付金 | 地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う組織を支援する。 | 農業者で組織する団体等 | 地目及び区分ごとの交付単価に農用地面積を乗じた額 | 2,500 | 1,625 | 2,500 | 京都市多面的機能支払交付金等交付要綱 | 産業観光局 | 農林振興室 |
| 143 | 京のグリーン農業推進事業補助金 | 産地に適した環境保全型農業への転換を図るため、農業者等で構成する協議会が実施する取組を支援する。 | 農業者で組織する団体等 | 補助対象事業に要する経費の1/5以内 | 3,900 | 2,992 | 5,200 | 京のグリーン農業推進事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | 農林振興室 |
| 144 | 京都市農林水産業・地域振興事業補助金 | 茶の生産技術や品質向上を図り、茶の国内需要の増進関西茶業の振興等に寄与する取組を支援する。 | 関西茶業振興大会京都府大会 | 補助対象事業に要する対象経費のうち、毎年度の予算額の範囲内 | 0 | 0 | 12 | 京都市農林水産業・地域振興事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | 農林振興室 |
| 145 | 京都市農林水産業・地域振興事業補助金 | 市内で生産されている野菜の消費拡大に向けた取組を支援する。 | 農業者で組織する団体等 | 補助対象事業に要する対象経費のうち、毎年度の予算額の範囲内 | 0 | 0 | 1,200 | 京都市農林水産業・地域振興事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | 農林振興室 |
| 146 | 農福連携に取り組む農林業者支援事業補助金 | 農林業者の担い手不足が課題となるなか、障害のある方等の農林業分野での活躍の場を創出する「農福連携」の推進を図る。 | 農林業者（個人） | 補助対象事業に要する経費の1/2以内（上限10万円） | 1,500 | 255 | 1,500 | 農福連携に取り組む農林業者支援事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | 農林振興室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|-------------------|---|---------------------|---|------------------|------------------|------------------|--|-----------|-------|
| 147 | 京都市農業経営安定支援事業補助金 | 収益改善や供給力強化を目的として、良質な農産物の生産に取り組んでおられる農業者の方々に対して、生産増・コスト低減等に資する機器・設備の導入又は修繕等に係る経費を支援する。 | 認定農業者及び認定新規就農者 | 補助対象事業に要する経費の4/5以内（上限：個人 100万円、法人 150万円） | 191,200 | 0 | 0 | 京都市農業経営安定支援事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | 農林振興室 |
| 148 | 森林総合整備事業補助金 | 地域林業の振興と森林の公益的機能の維持管理を推進する。 | 京都市森林組合ほか | 補助対象事業に要する経費の20/100から95/100以内 | 77,900 | 77,463 | 96,280 | 京都市森林整備事業補助金交付要綱 京都市森林総合整備事業補助金交付要領 | 産業観光局 | 農林振興室 |
| 149 | 緑の担い手育成事業補助金 | 森林組合作業員の確保、定着を推進する。 | 京都市森林組合ほか | 補助対象事業に要する経費の3/4又は定額 | 402 | 402 | 402 | 京都市緑の担い手育成事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | 農林振興室 |
| 150 | 林業後継者活動活性化対策事業補助金 | 林業経営意欲の高揚と技術習得の促進を図る。 | 京都市林業研究会ほか | 補助対象事業に要する経費の3/4以内 | 150 | 150 | 150 | 京都市森林・林業等普及啓発事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | 農林振興室 |
| 151 | 林業労働者共済事業補助金 | 林業労働者の長期就労の奨励するとともに、退職金を助成する。 | 公益財団法人京都府林業労働支援センター | 補助対象事業に要する経費の4.8%から50% | 4,594 | 3,463 | 4,594 | 京都市林業労働者共済事業補助金交付要綱 京都市林業労働者共済事業補助金交付規則 | 産業観光局 | 農林振興室 |
| 152 | 森林整備地域活動支援交付金 | 森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林経営計画の作成を通じた計画的かつ適切な森林整備を図るため、地域活動を行う者を支援する。 | 京都市森林組合 京北森林組合 | 算定基礎森林面積1ha当たり、以下の単価を乗じた額以内 1 森林経営計画作成促進 (1) 共同計画 6,000円 (2) 経営委託 19,000円 (3) 間伐促進 15,000円 ※不在村森林の場合、7,000円を加算 2 森林境界の明確化 (1) 森林境界の測量 ア 森林境界の測量（イまたはウによるものを除く） 33,750円 イ 高性能の機器を活用した森林境界の測量（ウによるものを除く） 38,750円 ウ リモートセンシングデータを活用した森林境界の測量 42,250円 ※不在村森林の場合、6,500円を加算 (2) 森林境界案の作成 30,000円 3 森林所有者の探索 3,750円 4 森林経営計画作成・森林の境界明確化に向けた条件整備 30,000円 | 7,700 | 7,561 | 12,650 | 京都市森林整備地域活動支援交付金交付要綱 | 産業観光局 | 農林振興室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|------------------------|--|---------------|---|------------------|------------------|------------------|--|-----------|-------|
| 153 | 伝統文化の森推進事業補助金 | 日本文化を再生する森づくりの活動を推進する。 | 京都伝統文化の森推進協議会 | 補助対象事業に要する経費のうち予算で定める範囲内 | 2,800 | 2,800 | 2,800 | 伝統文化の森推進事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | 農林振興室 |
| 154 | 森の力活性・利用対策補助金 | 二酸化炭素吸収源としての森林の整備を目的とした間伐等を推進する。 | 京都市森林組合ほか | 補助対象事業に要する経費の20/100から95/100以内 | 54,000 | 53,994 | 52,000 | 京都市森林整備事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | 農林振興室 |
| 155 | 市民とはぐくむ彩りの森再生プロジェクト補助金 | 災害に強く、四季の彩りが感じられる森林環境の保全・再生を図る。 | 京都伝統文化の森推進協議会 | 補助対象事業に要する経費のうち予算で定める範囲内 | 2,300 | 723 | 2,300 | 市民とはぐくむ彩りの森再生プロジェクト補助金交付要綱 | 産業観光局 | 農林振興室 |
| 156 | 京都市林業用道路保全活動支援交付金 | 森林整備の基幹施設である林道や作業道の適切な維持管理活動に対し、支援する。 | 京都市森林組合ほか | 維持管理活動対象林業用道路の延長(m)×100円(R6～120円)を交付 | 26,800 | 26,800 | 26,800 | 京都市林業用道路保全活動支援交付金交付要綱 | 産業観光局 | 農林振興室 |
| 157 | 京都市林業用道路保全活動支援交付金 | 森林整備の基幹施設である林道の適切な改良活動に対し、支援する。 | 京都市森林組合ほか | 新たに森林経営計画を策定する森林面積(ha)×20,000円を交付 | 6,000 | 6,000 | 9,400 | 京都市林業用道路保全活動支援交付金交付要綱 | 産業観光局 | 農林振興室 |
| 158 | 古都の美林を守る森林支援事業補助金 | 北山丸太の生産振興、伝統的な森林施業の継承及び北山杉が形成する景観の保全を推進する。 | 京都市森林組合ほか | 北山杉の枝打ちに要する経費の60%以内 | 3,000 | 1,546 | 3,000 | 京都市森林整備事業補助金交付要綱 京都市古都の美林を守る森林支援事業実施要領 | 産業観光局 | 農林振興室 |
| 159 | 災害復旧に向けた倒木対策の推進補助金 | 風倒木被害を受けた森林の機能回復と、林業経営の安定化を図る。 | 京都市森林組合ほか | ①森林整備事業 補助対象事業に要する経費の35/100から95/100以内 ②被害木搬出支援 30km未満…1,400～3,300円/m3を補助 30km以上…2,000～3,900円/m3を補助 ③安全対策支援 実際に要した経費の95/100以内を補助 (ただし、簡易土留工を直営で行う場合は2,000円/m) | 44,900 | 43,855 | 30,000 | 京都市森林整備事業補助金交付要綱 災害復旧に向けた倒木対策の推進補助金交付要領 京都市森林総合整備事業補助金交付要領 | 産業観光局 | 農林振興室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|-------------------------|--|--|---|------------------|------------------|------------------|---|-----------|-------|
| 160 | 危険木伐採支援事業補助金 | 市民の安心安全な生活環境を保全するため、危険木の伐採、撤去及び処分に対し支援する。 | 危険木の所有者等 | 補助対象経費の3/4以内（上限30万円） | 5,000 | 5,000 | 6,000 | 京都市危険木伐採支援事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | 農林振興室 |
| 161 | 新たな森林経営担い手支援補助金 | 木材の生産量の増加や生産性の向上に取り組む林業経営体の経営力を強化する。 | 林業経営体 | 補助対象事業に要する経費の1/2以内（上限1,000万円） | 7,335 | 6,135 | 0 | 新たな森林経営担い手支援実施要綱 新たな森林経営担い手支援補助金交付要綱 | 産業観光局 | 農林振興室 |
| 162 | 京都市林業・木材産業構造改革事業補助金 | （高性能林業機械の導入支援）林業の持続的かつ健全な発展並びに林産物の供給及び利用の確保を推進する。 | 森林組合等 | 補助対象事業に要する経費の75/100～95/100以内 ※補助率は国市合計1/2以内（国補助率が1/2に達する場合は市補助なし） | 0 | 0 | 1,500 | 京都市林業・木材産業構造改革事業補助金交付規則 林業成長産業化促進対策事業補助金交付要領 | 産業観光局 | 農林振興室 |
| 163 | スマート林業実装チャレンジ事業補助金 | 林業経営体が経営力の強化を図るため、作業性及び生産性の向上に資するAI・ICT（情報通信技術）等先端技術の現場への実装に要する経費に対して支援する。 | 森林組合等 | 【組織・団体】補助対象事業に要する経費の40%以内（右京区京北地域は45%以内） 【個別経営体】補助対象事業に要する経費の30%以内 ※総事業費が300千円以上、補助上限額4,000千円 | 0 | 0 | 1,200 | 農業振興事業費補助金交付要綱 スマート農林水産業実装チャレンジ事業実施要領 京都市スマート林業実装チャレンジ事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | 農林振興室 |
| 164 | 林業の担い手育成・確保対策事業補助金 | 森林管理における事故の未然防止対策を強化することにより、林業に携わる担い手の確保を図る。 | 森林所有者、林業従事者等 | 安全対策物品等の購入に要する経費の2分の1以内（上限15万円） | 6,000 | 1,712 | 6,000 | 林業の担い手育成・確保対策事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | 農林振興室 |
| 165 | 「木の文化推進事業」森林の応援づくり事業補助金 | 森林保全、林業振興等を推進し、脱炭素社会等の実現を目的に、森林資源や森林空間等の活用を促進する。 | 京都市内の森林資源や森林空間等を活用した商品やサービス等を提供する事業を行うもの | 1申請当たり100万円以内であって、ふるさと納税型クラウドファンディングで調達した寄付金の額内（補助率10/10） | 5,000 | 1,234 | 5,000 | 京都市森林の応援団づくり事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | 農林振興室 |
| 166 | 森林経営計画作成促進事業補助金 | 森林経営計画の作成を通じた森林整備の集約化や路網整備を促進することにより、林業の採算性を高め、持続的な森林経営を推進する。 | 森林経営計画の策定者 | 森林経営計画認定森林からの間伐材、主伐材の運搬経費（間伐材） 運搬距離30km未満：1,100円/m ³ （定額） 運搬距離30km以上：1,500円/m ³ （定額） （主伐材） 主伐材は1箇所当たり上限50万円 | 9,500 | 7,767 | 4,500 | 京都市森林経営計画作成促進事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | 農林振興室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|-----------------------|--|---|---|------------------|------------------|------------------|---|-----------|----------|
| 167 | みやこ杉木普及促進事業補助金 | 市内産木材の需要を拡大し、市内の林業・木材関連産業の振興及び、みやこ杉木の普及啓発を図る。 | 京都市域産材供給協会 | 木造・木質化に使用する「みやこ杉木」の購入に要した経費の1/2以内（上限：住宅16万円、非住宅160万円） | 20,500 | 20,500 | 20,500 | 市内産木材普及促進事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | 農林振興室 |
| 168 | 地産地消型木質バイオマス活用促進事業補助金 | 市内における木質バイオマス発電設備の導入を支援することにより、林業振興はもとより、森林吸収源の整備や再生可能エネルギーへの転換を通じた2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの実現及び2030年度温室効果ガス排出削減目標の達成に貢献する。 | 市内で木質バイオマス発電設備を新たに導入する民間事業者又は個人 | 木質バイオマス発電設備の導入経費の2/3以内(上限:80万円/kw)ただし、FIT売電する設備は対象外。 | 40,000 | 39,884 | 0 | 京都市地産地消型木質バイオマス活用促進事業補助金交付要綱 京都市地産地消型木質バイオマス活用促進事業実施要綱 | 産業観光局 | 農林振興室 |
| 169 | 林業基盤整備事業補助金 | 林道施設等の改善による通行車両の安全を確保する。 | 京都市森林組合ほか | 補助対象事業に要する経費の50/100以内 | 4,560 | 4,503 | 0 | 京都市林道事業等補助金交付規則 | 産業観光局 | 農林振興室 |
| 170 | 京都市林業経営安定支援事業補助金 | エネルギー価格をはじめとする物価高騰等が林業の生産活動に影響を及ぼす中、経営力向上に意欲的に取り組む林業者等の林業経営安定を目的とする。 | 市内林業者、市内原木市場 | 補助対象事業に要する経費の4/5以内（上限800万円） | 147,000 | 0 | 0 | 京都市林業経営安定支援事業補助金交付要綱 | 産業観光局 | 農林振興室 |
| 171 | 造林保育支援事業補助金 | 林業経営体及び森林所有者が取り組む造林から下刈りなどの保育までの取組に対して交付金を交付し、森林の有する多面的機能が持続的な発揮を図る。 | 林業経営体、森林所有者 | 造林保育を実施する森林の面積に、以下区分に応じた単価を乗じる。 林業経営体支援 20万円/ha 森林所有者支援 10万円/ha | 0 | 0 | 12,000 | 京都市造林保育支援交付金交付要綱 | 産業観光局 | 農林振興室 |
| 172 | 浄化槽補助金 | 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するための浄化槽の設置促進 | 個人 | 居住を目的とした住宅への浄化槽設置費用として、国が定める標準設置額の2/5 | 4,166 | 1,906 | 4,166 | 京都市浄化槽補助金交付要綱 | 環境政策局 | 環境保全創造課 |
| 173 | 脱炭素先行地域づくり事業補助金 | 2030年度までの脱炭素先行地域の創出に向け、国の「脱炭素先行地域（第2回）」の選定を受け実施するもの。 | 環境省が取り組む「脱炭素先行地域」に選定された京都市の計画に基づき、対象地域で補助対象事業を実施する個人又は法人等 | 京都市脱炭素先行地域づくり事業等に要する経費に対し、毎年度の予算の範囲内で補助 | 442,459 | 316,211 | 627,000 | 京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱 | 環境政策局 | 地球温暖化対策室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|------------------------------|---|--|--|------------------|------------------|------------------|------------------------------------|-----------|----------|
| 174 | 建築物の太陽光発電設備等 上乗せ設置促進事業補助金 | 市内の再エネ設備の更なる普及のため、国の「重点対策加速化事業」の採択を受け実施するもの。 | 市内の10㎡以上の建築物において、京都市が定める基準量を超えて太陽光発電設備等を設置する民間事業者又は個人 | 太陽光発電設備：1kW当たり50千円、蓄電池：導入費用の1/3 | 59,052 | 46,271 | 79,265 | 京都市建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業補助金交付要綱 | 環境政策局 | 地球温暖化対策室 |
| 175 | 中小事業者の高効率機器導入促進事業補助金 | 市内中小事業者における省エネ設備の更なる普及のため、国の「重点対策加速化事業」の採択を受け実施するもの。 | 一般社団法人京都知恵産業創造の森 | 中小事業者が実施する高効率機器の導入による省エネ改修等に要する経費に対し、毎年度の予算の範囲内で補助 | 74,000 | 72,431 | 22,000 | 京都市中小事業者の高効率機器導入促進事業補助金交付要綱 | 環境政策局 | 地球温暖化対策室 |
| 176 | 自動車運送事業者向け車両の脱炭素化モデル支援事業補助金 | 市内の自動車運送事業者における次世代自動車の導入を支援することにより運用事例を創出し、これを事業者に周知することで、自動車運送事業における脱炭素化を促進するもの。 | ・貨物運送事業者 ・バス事業者 ・タクシー事業者 ・自動車リース会社 ※その他の条件あり | 市内の自動車運送事業者がEV等の車両の導入に係る費用に対し、予算の範囲内で補助 ・EVトラック：標準的燃費水準車両との差額×1/9 ・HVトラック：標準的燃費水準車両との差額×1/8 ・EVバス：標準的燃費水準車両との差額×1/9 ・EVタクシー：20万円 | 2,400 | 1,400 | 2,400 | 京都市自動車運送事業者向け車両の脱炭素化モデル支援事業補助金交付要綱 | 環境政策局 | 地球温暖化対策室 |
| 177 | 賃貸住宅における備付家電の買換え・省エネ促進事業補助金 | 賃貸住宅の所有者が備え付けている家電（エアコン）を対象に、省エネ性能が高い機器への買換えを支援するとともに、住宅の省エネ性能の表示を促進することにより、電気代の軽減やCO ₂ 排出量の削減を推進するもの。 | 公益財団法人日本賃貸住宅管理協会 京都府支部 | 「統一省エネラベル」の省エネ性マークが緑色の機種（省エネ基準達成率100%以上）の購入に係る費用に対し、補助対象経費の1/3以内（上限5万円/戸） | 17,000 | 0 | 0 | 京都市賃貸住宅における備付家電の買換え・省エネ促進補助金交付要綱 | 環境政策局 | 地球温暖化対策室 |
| 178 | 屋間沸上げ形ヒートポンプ給湯機導入補助金 | 要綱に定める補助対象設備を設置する場合に、その経費の一部を補助することにより、本市における2030年度温室効果ガス排出削減目標の達成、ひいては2050年二酸化炭素排出量正味ゼロの実現に貢献するもの。 | 市内に自らが居住する住宅において、住宅用太陽光発電・蓄電設備及び屋間沸上げ形ヒートポンプ給湯機を同時に設置した者 ※その他条件あり | 対象経費の1/2（上限30万円） | 0 | 0 | 3,000 | 京都市屋間沸上げ形ヒートポンプ給湯機導入補助金交付要綱 | 環境政策局 | 地球温暖化対策室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|------------------------------|--|--------------------------------|--|------------------|------------------|------------------|-------------------------------------|-----------|---------|
| 179 | ごみ減量活動支援補助金 | ごみ減量の取組及び循環型社会の構築に向けた取組を推進 | 元学区又は行政区、支所単位でごみ減量活動を行う団体 | ・元学区単位の活動団体 【設立3年以内】5万円（上限） 【設立4年以降】2万5千円（上限） ・行政区、支所単位の活動団体：14万円（上限） | 6,485 | 4,121 | 6,485 | 京都市ごみ減量活動支援補助金交付要綱 | 環境政策局 | 資源循環推進課 |
| 180 | 祇園祭ごみゼロ大作戦補助金 | ごみ減量、ごみの発生抑制の取組を推進し、イベント参加者、主催者及び市民の環境意識を醸成 | 一般社団法人祇園祭ごみゼロ大作戦 | リユース食器導入費用の1/2（上限100万円） テント等の設営費用（上限300万円） | 3,200 | 3,200 | 3,200 | 祇園祭ごみゼロ大作戦補助金交付要綱 | 環境政策局 | 資源循環推進課 |
| 181 | イベント等のエコ化推進事業補助金 | ごみ減量・再資源化の取組の推進に向けた、地域イベントによる環境負荷の低減 | 本市と協働でイベント等のエコ化推進事業を実施する市民活動団体 | 市民活動団体と京都市との協働により、次のいずれかの目的で実施する事業 ・地域イベントによる環境負荷の低減を目的として、市民が主体的・自主的に取り組むとともに、相互の積極的な交流とふれあいを深めること。 ・地域イベントによる環境負荷の低減を目的とする取組を促進及び支援するため、市民自らが情報提供・意識啓発を行うとともに、広く市民に発信することにより、環境まちづくり意識の高揚を図ること。 | 2,000 | 1,237 | 2,000 | 京都市イベント等のエコ化推進事業補助金交付要綱 | 環境政策局 | 資源循環推進課 |
| 182 | フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金 | 食品ロスの削減に取り組むフードバンク団体に対して、事業の実施及び認知度の向上に必要な経費の一部を助成することでそれらの取組を支援 | フードバンク団体 | (1) フードバンク活動及びそれに付随した取組（フードバンク活動の知名度向上の取組を除く）に要する経費の1/2（(3)と合わせて上限30万円） (2) フードバンク活動の知名度向上の取組に要する経費（10/10、上限30万円） (3) 上記以外の食品ロスの発生を防ぐ取組又は食品ロスの削減を広く周知啓発する取組に要する経費の1/2（(1)と合わせて上限30万円） | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 京都市フードバンク団体による食品ロス削減に資する取組支援助成金交付要綱 | 環境政策局 | 資源循環推進課 |
| 183 | 店頭回収促進助成金 | 資源循環の一層の促進に向け、物品小売事業者が自ら運営する店舗において実施する、市民を対象とした再生利用可能廃棄物の回収を支援 | 市内に店舗を有している物品小売事業者 | ・対象経費（1/2助成） (1) 回収容器等の購入に係る経費 (2) 回収容器等の設置に係る経費 (3) 市民に適正な排出を呼び掛ける表示物及び配布物の作成並びに設置に係る経費 ※新たに回収する再生利用可能廃棄物1品目につき、限度額を5万円とする。 ただし、3品目を超える場合は15万円を限度額とし、また、過去に本助成金の交付を受けた場合は15万円から当該助成額の合計を差し引いた額を限度額とする。 | 1,500 | 710 | 1,500 | 京都市店頭回収促進助成金交付要綱 | 環境政策局 | 資源循環推進課 |
| 184 | コミュニティ回収制度助成金 | 地域住民による自主的な資源物の集団回収を支援し、家庭系一般廃棄物の減量及び資源の有効活用を促進する。 | コミュニティ回収を実施する団体 | 集団回収実施に要する経費として、住民団体については上限1万5千円まで、マンション所有者・管理会社については上限5万円（マンションの1棟目は1万5千円、2棟目以降は1棟増えるごとに5千円加算し、最大8棟まで）まで助成。ただし、年度途中の新規登録については、登録月に応じて助成額を調整 | 42,177 | 41,829 | 42,220 | 京都市コミュニティ回収の登録及び助成金交付要綱 | 環境政策局 | まち美化推進課 |
| 185 | 使用済てんぷら油回収事業助成金 | 地域住民等の家庭系使用済てんぷら油の回収を支援し、家庭系一般廃棄物の減量及び資源の有効活用を促進する。 | 回収を実施する個人又は団体 | 回収拠点数に応じて年額5千円～2万円を助成（年度途中の新規登録については、登録月数に応じて年額に乗率を掛けて助成額を調整） | 3,338 | 2,946 | 3,243 | 京都市使用済てんぷら油回収事業の登録及び助成金交付要綱 | 環境政策局 | まち美化推進課 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|---------------------------|---|---|---|------------------|------------------|------------------|---------------------------------|-----------|---------|
| 186 | 観光トイレ助成金 | 観光客を温かく迎える環境整備の一環として、民間施設のトイレを、観光トイレとして観光客及び市民に広く開放していただく取組を推進する。 | 観光トイレ所有者 | 観光トイレに要する経費 ・維持管理費 1箇所につき1年当たり22万円上限 ・施設整備費 1箇所につき1年当たり工事費の1/2、200万円の上限。ただし洋式便器の新規設置を含む場合、工事費の1/2、300万円の上限。 | 16,570 | 14,806 | 16,730 | 京都市観光トイレ設置要綱 | 環境政策局 | まち美化推進課 |
| 187 | 防鳥用ケージ購入助成事業 | ごみの散乱被害対策として、防鳥用ケージを購入する市民を支援し、ごみ集積場所及び周辺の衛生環境の保持の推進を図る。 | 購入者 | ・防鳥用ケージ購入価格の1/2（上限1万5千円） ・助成金の交付を受けることができるのは、1定点当たり1回を限度とし、一度に申し込める防鳥用ケージの個数は2個まで | 4,500 | 2,565 | 4,500 | 京都市防鳥用ケージ購入助成金交付要綱 | 環境政策局 | まち美化推進課 |
| 188 | 地域と連携した市民生活と観光の調和推進事業補助制度 | 観光課題の解決、市民及び観光客の安心・安全の確保を図る。 | 観光課題が発生している又は発生が見込まれる市内の地域に在住、通勤又は通学する者等によって自主的に組織され、当該地域の活性化、課題解決、まちづくりに継続的に取り組んでいる地域団体のうち、当該地域において、観光課題の解決に取り組もうとする地域団体 | ・交付対象事業は、マナー啓発活動、散乱ごみ対策に資する取組等 ・補助率は、対象経費の1/2（補助上限額：1,500千円） | 0 | 0 | 4,500 | 地域と連携した観光課題解決推進事業補助金交付要綱 | 環境政策局 | まち美化推進課 |
| 189 | 北部クリーンセンター関連施設プール運営事業補助金 | 北部クリーンセンターの余熱利用を図るとともに、地元をはじめとする市民のレクリエーション及び健康増進を図る。 | 京都市北部クリーンセンター関連施設プール管理運営協会 | プール運営事業を行ううえで、見込まれる必要経費と収入の差額を補助金額として算定している。 | 27,001 | 19,045 | 22,005 | 京都市北部クリーンセンター関連施設プール運営事業補助金交付要綱 | 環境政策局 | 施設管理課 |
| 190 | 被災者住宅再建等支援金 | 大規模自然災害により被災した住宅の再建等 | 被災住宅の居住者のうち、その再建の実施に係る世帯主等 | ・全壊、大規模半壊、半壊については、対象経費の1/3－被災者生活再建支援法による支援金（被災区分等に応じた上限あり。） ・一部損壊、床上浸水については、対象経費と50万円（基礎支援金5万円含む。）を比較して、少ない方の額 | 4,500 | 80 | 4,500 | 京都市被災者住宅再建等支援金交付要綱 | 保健福祉局 | 保健福祉総務課 |
| 191 | 福祉避難所の備蓄物資・設備確保支援 | 福祉避難所の開設・運営体制の充実 | 福祉避難所309箇所（令和7年4月1日現在） | ・福祉避難所が避難者を受入れるにあたり必要な以下の物品及び機材の購入費に対し補助を行うもの。 （1）発災から概ね24時間以内に必要なとなる備蓄食料及び消耗品 補助率10/10 補助上限は施設の受け入れ想定人数により異なるが10,000円～100,000円 （2）段ボールベッド類及びパーティション類 補助率10/10 上限35,000円 （3）非常用発電機類及び可搬式空調機器類 補助率10/10 上限550,000円 | 52,000 | 0 | 0 | 福祉避難所の備蓄物資・設備確保支援事業に係る補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 保健福祉総務課 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|---|---|--------------------------|---|------------------|------------------|------------------|---|-----------|-------------|
| 192 | 京都市犯罪や非行をしたことにより生きづらさを抱える者の居場所づくり等支援事業補助金 | 民間団体による犯罪や非行をし者を対象とした再犯防止に資する居場所づくり等の促進 | 一般社団法人京都わかたか ねっとほか4件 | ・居場所づくり事業、寄り添い支援事業、先進的な支援事業 ・1団体あたり60万円もしくは補助対象経費の4分の3の額のいずれか低い方の額 | 1,800 | 1,800 | 1,800 | 京都市犯罪や非行をしたことにより生きづらさを抱える者の居場所づくり等支援事業補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 福祉のまちづくり推進室 |
| 193 | 地域の福祉活動応援事業 | 多様化する福祉ニーズに対応するべく、様々な福祉的課題に着目し活動を行う民間団体等を支援 | NPO法人など | 補助対象団体が実施する福祉的活動に係る必要経費 <補助上限金額> 1団体上限50万円(ただし、クラウドファンディング等により寄付金を募り、その実績に応じた額を上限する。) | 4,000 | 2,539 | 4,000 | 京都市地域の福祉活動応援事業補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 福祉のまちづくり推進室 |
| 194 | 沖縄戦による戦争犠牲者援護事業補助金 | 沖縄戦による戦没者の援護事業の推進 | 一般社団法人沖縄京都の塔奉賛会 | 沖縄戦没者慰霊巡業に事業に要する費用に対して予算の範囲内で補助を行う。 | 300 | 300 | 240 | 沖縄戦による戦争犠牲者援護事業補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 福祉のまちづくり推進室 |
| 195 | 戦没者遺族援護事業補助金 | 戦没者遺族の福祉の増進 | 京都市遺族会連合会 | 戦没者遺族の処遇改善等に要する費用に対して予算の範囲内で補助を行う。 | 950 | 950 | 950 | 戦没者遺族援護事業補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 福祉のまちづくり推進室 |
| 196 | はり・きゅう・マッサージ施術費助成 | 高齢者の健康の保持、増進 | 事業実施年度の4月1日時点で満75歳以上の高齢者 | 施術1回につき1,000円(助成対象者1人につき4回の利用を限度) | 15,214 | 6,789 | 14,000 | 京都市はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業実施要綱 | 保健福祉局 | 福祉のまちづくり推進室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|--------------------|---|---------------------|---|------------------|------------------|------------------|-------------------------|-----------|-------------|
| 197 | 国民健康保険組合に対する補助金 | 国民健康保険組合員の保険料負担軽減 | 京都芸術家国民健康保険組合ほか11組合 | 保険者均等割、(市内)被保険者割、国療養給付費補助金財政調整分割、保健事業費支出額割等により積算した額 | 18,000 | 18,000 | 18,000 | 国民健康保険組合に対する補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 福祉のまちづくり推進室 |
| 198 | 京都市民生児童委員連盟補助金 | 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動の充実を図ることにより地域福祉を推進 | 京都市民生児童委員連盟 | 民生委員・児童委員の活動等の推進に要する経費(会議費、大会研修費等)の一部 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 京都市民生児童委員連盟補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 福祉のまちづくり推進室 |
| 199 | 民生児童委員協議会活動推進費 | 地域の特性に応じた民生委員・児童委員活動の実施を通じて学区民生児童委員協議会の活性化を図ることにより地域福祉を推進 | 鷹峯学区民生児童委員協議会ほか35件 | 1民児協当たり上限10万円 | 2,367 | 2,256 | 2,367 | 民生児童委員協議会活動推進費交付要綱 | 保健福祉局 | 福祉のまちづくり推進室 |
| 200 | 京都市社会福祉協議会運営補助金 | 社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発展及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉を推進 | 社会福祉法人京都市社会福祉協議会 | 地域福祉の増進を目的とする事業に要する人件費の一部 | 364,769 | 364,769 | 368,478 | 社会福祉法人京都市社会福祉協議会補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 福祉のまちづくり推進室 |
| 201 | 区ボランティアセンター運営事業補助金 | 区域におけるボランティア活動の一層の充実・発展 | 社会福祉法人京都市社会福祉協議会 | 区ボランティアセンター運営事業に要する事業費の一部 | 6,270 | 6,270 | 6,270 | 区ボランティアセンター運営事業実施要綱 | 保健福祉局 | 福祉のまちづくり推進室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|-----------------------------|---|------------------------|---|------------------|------------------|------------------|--------------------------|-----------|-------------|
| 202 | ひきこもり支援事業補助金 | 状況や背景が様々である当事者やその家族に対し、それぞれの状況等に応じた社会参加の場を確保することを目的とする。 | 新たにひきこもり支援を実施する団体 | ○スタートアップ部門 事業費の10/10(上限30万円/年度) ※連続する2箇年度まで補助金の交付を受けることができる。 ○受入環境整備部門 事業費の3/4(上限10万円) ※過去に同一の団体が、同一又は極めて類似した事業で補助金の交付を受けた事業は交付対象外とする。 | 2,000 | 1,772 | 1,800 | 京都市ひきこもり支援事業補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 福祉のまちづくり推進室 |
| 203 | 民間社会福祉施設整備事業 | 障害福祉施設の整備促進 | 社会福祉法人みやこほか2件 | 建築工事費の3/4と国の定める補助基準額を比較して少ない方の額 | 279,000 | 57,070 | 52,402 | 障害福祉施設施設整備費補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 障害保健福祉推進室 |
| 204 | 民間社会福祉施設施設整備 利子補給金(障害施設) | 民間社会福祉施設における円滑な施設運営 | 社会福祉法人みやこほか1件 | 施設が当該年度中に支払う利子の総額 | 66 | 66 | 33 | 京都市民間社会福祉施設施設整備利子補給支給要綱 | 保健福祉局 | 障害保健福祉推進室 |
| 205 | 心身障害児者社会参加促進 事業補助金 | 心身障害児者の自立、健全育成並びに社会参加の推進 | 京都障害児者親の会協議会ほか5件 | 京都障害児者親の会協議会及び親の会協議会に加入している団体が実施する生活訓練、レクリエーション、集団療育又は障害に係る諸問題についての啓発等を行う事業等に要する経費の一部 | 3,608 | 3,608 | 3,608 | 京都市心身障害児者社会参加推進事業補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 障害保健福祉推進室 |
| 206 | 心身障害児者レスパイト サービス補助金 | 在宅心身障害児(者)福祉の増進 | 社会福祉法人えのき会ほか6件 | レスパイトサービスに要する経費の一部 | 7,825 | 7,825 | 7,825 | 京都市心身障害児者レスパイトサービス補助要綱 | 保健福祉局 | 障害保健福祉推進室 |
| 207 | 障害者福祉ホーム運営費補助金 | 障害者の福祉の向上 | 社会福祉法人京都ハチの会ほか2件 | 福祉ホームの運営に要する人件費の一部 | 8,382 | 8,334 | 8,382 | 京都市障害者福祉ホーム運営事業補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 障害保健福祉推進室 |
| 208 | メール相談事業補助金 | 自殺対策の推進 | 特定非営利活動法人京都自死・自殺相談センター | メール相談事業に要する経費のうち、人件費、需用費、通信運搬費であって、市長が適当と認めるもの | 1,000 | 1,000 | 1,000 | メール相談事業補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 障害保健福祉推進室 |
| 209 | 全国車いす駅伝競走大会補助金 | 障害者スポーツの振興 | 全国車いす駅伝競走大会実行委員会 | 全国車いす駅伝競走大会に要する使用料、需用費、委託料等経費の一部 | 18,000 | 18,000 | 14,000 | 全国車いす駅伝競走大会事業補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 障害保健福祉推進室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|------------------------------|--|---|--|------------------|------------------|------------------|--|-----------|-----------|
| 210 | 全京都障害者総合スポーツ大会事業補助金 | 障害者スポーツの振興 | 京都障害者スポーツ振興会 | 全京都障害者総合スポーツ大会の開催に係る報償費、消耗物品費、印刷製本費等経費の一部 | 2,250 | 2,250 | 2,250 | 全京都障害者総合スポーツ大会事業補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 障害保健福祉推進室 |
| 211 | 京都ほっとはあとセンター運営補助金 | 就労支援事業の振興及び障害者の社会参加と自立の促進 | 特定非営利活動法人京都ほっとはあとセンター | 京都ほっとはあとセンターの運営に要する施設管理費、人件費、事務費等、経費の一部 | 14,772 | 14,772 | 14,772 | 京都ほっとはあとセンター運営補助要綱 | 保健福祉局 | 障害保健福祉推進室 |
| 212 | 京都ライトハウス運営補助金 | 視聴覚障害者への情報提供及び生活訓練の推進 | 社会福祉法人京都ライトハウス | 視覚障害者に対する生活訓練・指導及び点字図書館等の視聴覚障害者情報提供施設の運営に要する経費の一部 | 87,554 | 87,553 | 87,554 | 京都ライトハウス運営補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 障害保健福祉推進室 |
| 213 | 重度障害者等利用事業所支援事業補助金 | 重度障害者及び視覚・聴覚言語障害者の利用枠の確保・拡大とサービス水準の維持・向上 | 日中活動系サービスを実施する事業所 | 補助単価（予算によって変動）×補助対象職員数（年間） ※補助対象職員数は事業所の人員配置状況による。 | 139,800 | 139,694 | 182,400 | 京都市重度障害者等利用事業所支援事業補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 障害保健福祉推進室 |
| 214 | 喀痰吸引等研修受講支援事業補助金 | 喀痰吸引等研修の受講に係る費用の一部を助成し、喀痰吸引等を必要とする障害者及び障害児の支援体制の確保を図る。 | 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業所 | 予算の範囲内で (1)受講料等 合計額の1/2に相当する額と12,000円とのいずれか低い額 (2)研修指示書の作成料 研修指示書作成に係る料金と3,000円とのいずれか低い額 | 774 | 536 | 725 | 京都市障害福祉サービス事業者に対する喀痰吸引等研修受講支援事業補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 障害保健福祉推進室 |
| 215 | 「社会福祉法人京都いのちの電話」電話相談員養成事業補助金 | 自殺予防対策の促進 | 社会福祉法人京都いのちの電話 | 「社会福祉法人京都いのちの電話」電話相談員養成事業に係る経費のうち、諸謝金、人件費、消耗品費、通信運搬費等であって、市長が適当と認めるもの。 | 2,000 | 2,000 | 4,950 | 「社会福祉法人京都いのちの電話」電話相談員養成事業補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 障害保健福祉推進室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|--|---|----------------------------------|---|------------------|------------------|------------------|------------------------------------|-----------|-----------|
| 216 | 地域共生社会実現サポート事業補助金（障害者） | 社会福祉法人等が実施する社会貢献活動及び民間の社会福祉施設における利用者の処遇・福祉サービスの質の向上を促進し、地域における全ての住民が相互に尊重し合いながら共に生き、支え合う社会の実現を図るため等 | 社会福祉法人京都ワークハウスほか13件 | ①②③：1施設当たり44万円と対象経費の実支出額とを比較し、いずれか少ない方の額の4分の1以内 ④：1施設当たり40万円と対象経費の実支出額とを比較し、いずれか少ない方の額の4分の1以内等 | 3,348 | 3,284 | 3,239 | 京都市地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 障害保健福祉推進室 |
| 217 | 強度行動障害者支援事業補助金 | 強度行動障害があると認められる障害児又は障害者の住居の確保及び支援環境の向上 | 障害者支援施設、グループホーム | 受入れ人数1人につき50万円と対象経費の実支出額とを比較し、いずれか少ない方 | 27,000 | 11,347 | 19,092 | 京都市強度行動障害児者入所支援事業補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 障害保健福祉推進室 |
| 218 | 医療的ケア児者等短期入所受入体制強化補助金 | 医療型短期入所事業所において、医療的ケア児者等の受入れを行った場合に診療報酬と障害福祉サービス報酬の差額相当を助成することにより、医療的ケア児者等の受入れを促進 | 府内医療型短期入所事業所 | 事業を利用して短期入所を行う障害児又は障害者1人につき1日当たり1万円 | 43,300 | 33,380 | 40,320 | 京都市医療的ケア児者等短期入所受入体制強化事業補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 障害保健福祉推進室 |
| 219 | 生活介護及び共同生活援助事業所用施設改造費助成事業 | 医療的ケアが必要な方や、強度行動障害のある方の受入れを支援する目的として行う事業所の改造工事費助成 | 京都市域にある生活介護事業所、共同生活援助事業所 | 法令・基準上必要となる物件の改修や、設備の設置等に要する費用 ○生活介護：上限額600万円（補助率3/4） ○共同生活援助：上限額200万円（補助率3/4） | 0 | 0 | 32,000 | 京都市生活介護及び共同生活援助事業所用施設改造費助成事業実施要綱 | 保健福祉局 | 障害保健福祉推進室 |
| 220 | 在宅人工呼吸器使用者等非常用電源装置購入支援事業補助金 | 災害発生等の非常時における在宅人工呼吸器使用者の生命の維持 | 在宅で常時人工呼吸器を使用する難病患者や医療的ケアを要する児童等 | 発電機、蓄電器、カーインバーターの購入費用（上限額：8万円） ○市民税非課税世帯及び生活保護受給世帯は補助率10/10 ○市民税課税世帯は補助率9/10 | 0 | 0 | 10,000 | 京都市在宅人工呼吸器使用者等非常用電源装置購入支援事業補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 障害保健福祉推進室 |
| 221 | 第66回政令指定都市身体障害者福祉団体連絡協議会並びに親善スポーツ大会補助金 | 身体障害者の福祉向上及び親善スポーツ競技を通じた社会活動への意欲高揚 | 公益社団法人京都市身体障害者団体連合会団体連合会 | 第66回政令指定都市身体障害者福祉団体連絡協議会並びに親善スポーツ大会の開催に係る費用 補助金額：200万円 | 0 | 0 | 2,000 | - | 保健福祉局 | 障害保健福祉推進室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|-------------------------|---|--------------------------------------|---|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|-----------|--------------|
| 222 | 京都市手話通訳問題研究事業補助金 | 手話言語に対する社会的な理解の増進や更なる普及 | 一般社団法人全国手話通訳問題研究会等 | 全国手話通訳問題研究会の開催に当たり必要な経費のうち、市長が適当と認めるもの | 0 | 0 | 500 | 京都市手話通訳問題研究事業補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 障害保健福祉推進室 |
| 223 | 精神障害者措置入院協力金 | 精神障害者の適正医療の確保 | 医療法人稲門会ほか5件 | 措置入院患者1人につき5万円 | 1,650 | 1,300 | 0 | 京都市精神障害者措置入院協力金交付要綱 | 保健福祉局 | こころの健康増進センター |
| 224 | 京都市精神障害者バレーボール強化振興事業補助金 | 精神障害者スポーツ活動の普及と振興を図る | 全国障害者スポーツ（精神障害者バレーボール競技）近畿地区予選会出場チーム | 代表チームの強化振興に係る活動等に要する経費のうち、近畿地区予選会の出場に要する経費及び練習強化に要する経費のうち予算の範囲内で市長が適当と認める額。 | 0 | 0 | 100 | 京都市精神障害者バレーボール強化振興事業補助金交付要綱 | 保健福祉局 | こころの健康増進センター |
| 225 | 老人クラブ補助金 | 老人クラブ活動の推進を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することによる、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上 | 単位老人クラブ | 月額（1,940円、3,880円又は5,820円）×月数×クラブ数 | 35,456 | 33,610 | 33,733 | 京都市老人クラブ補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 健康長寿企画課 |
| 226 | 老人クラブ連合会運営補助金 | 老人クラブ活動の推進を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することによる、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上 | 一般社団法人京都市老人クラブ連合会 | 月額（300円、600円又は900円）×月数×クラブ数 | 5,483 | 5,206 | 5,217 | 京都市老人クラブ連合会運営補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 健康長寿企画課 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|-----------------------|---|---------------------|--|------------------|------------------|------------------|------------------------------|-----------|---------|
| 227 | 行政区老人クラブ連合会活動促進事業費補助金 | 老人クラブ活動の推進を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することによる、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上 | 北区長寿クラブ連合会ほか10件 | 各区当たり一般事業194,000円+ (72円×会員数) 及び特別事業 | 7,398 | 7,374 | 7,231 | 京都市行政区老人クラブ連合会活動促進事業費補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 健康長寿企画課 |
| 228 | 高齢者地域福祉推進補助金 | 老人クラブ活動の推進を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することによる、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上 | 一般社団法人京都市老人クラブ連合会 | 老人クラブ事業に要する経費（人件費、管理費及び事業費）の一部 | 16,286 | 16,286 | 16,286 | 京都市高齢者地域福祉推進補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 健康長寿企画課 |
| 229 | シルバー人材センター事業補助金 | 高齢者に臨時的、短期的な就労の機会を提供することにより、高齢者の社会参加の促進や生きがいの充実 | 公益社団法人京都市シルバー人材センター | シルバー人材センター事業に要する経費（人件費、運営費・管理費及び事業費）の一部 | 48,877 | 48,877 | 48,877 | 京都市シルバー人材センター運営補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 健康長寿企画課 |
| 230 | 介護予防安心住まい推進事業補助金 | 高齢者の生活機能維持向上 | 個人 | 住宅改修に要した経費の2/3（上限16万円） | 330 | 65 | 270 | 京都市介護予防安心住まい推進事業実施要綱 | 保健福祉局 | 健康長寿企画課 |
| 231 | 健康長寿サロン設置等補助金 | 高齢者が自由に集い、高齢者同士又は世代を超えた交流を行い、地域からの孤立化を防止し、認知症の早期発見や進行防止等 | 健康長寿サロンを運営する個人又は団体 | 健康長寿サロンの設置に係る経費の一部（施設改修費：上限20万円、備品購入費：5万円、運営経費：1～7万円等） | 7,060 | 4,861 | 7,290 | 京都市健康長寿サロン設置等補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 健康長寿企画課 |
| 232 | 歯科サービスセンター事業補助金 | 心身障害者に対する診療の実施、歯科衛生の向上による市民福祉の向上 | 一般社団法人京都府歯科医師会 | ・歯科サービスセンターの運営費については、概ね歯科医師会、京都府、京都市の三者で負担する形で補助し、府市については（対象経費－診療報酬）の1/2の額を同額で補助（上限28,000千円） ・令和6年度から歯科サービスセンターの機器整備費用も補助 ・令和7年度予算額は31,000千円（うち3,000千円は機器整備に対する補助） | 37,700 | 36,278 | 31,000 | 京都歯科サービスセンター事業補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 健康長寿企画課 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|-----------------------|---|--------------------|---|------------------|------------------|------------------|---------------------------|-----------|---------|
| 233 | 健康教室事業補助金 | 市民へ医療と保健衛生に関する知識を普及 | 一般社団法人京都府医師会 | 健康教室事業、健康だより等発行に要する経費の1/2に相当する金額 | 2,894 | 2,247 | 2,905 | 京都市健康教室事業補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 健康長寿企画課 |
| 234 | 口腔保健普及啓発等事業補助金 | 口腔保健に関する普及啓発活動等を通じて、市民の口腔保健の向上を図る。 | 一般社団法人京都府歯科医師会 | ・一般口腔保健普及啓発事業等に要する費用の1/2に相当する金額 (上限 5,000千円) ・高齢者口腔保健普及啓発事業等に要する費用の1/2に相当する金額 (上限 6,000千円) | 11,000 | 11,000 | 11,000 | 口腔保健普及啓発等事業補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 健康長寿企画課 |
| 235 | 地域献血会事業補助金 | 地域献血会活動を支援することにより、安全な血液製剤安定供給の確保 | 北献血推進実行委員会ほか10件 | 各区会議費等の事務局経費35千円、各献血会の活動補助3千円 | 1,018 | 1,018 | 1,018 | 京都市地域献血会事業補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 健康長寿企画課 |
| 236 | 地域介護予防活動促進事業補助金 | 介護予防と防災の意識啓発を連携して取り組むことができる地域の場の設置の推進 | 地域介護予防推進センター | 防災の意識啓発に必要な映像機器等の備品や研修教材の購入 (介護予防拠点1箇所につき11万8千円を上限とする。) | 600 | 539 | 600 | 京都市地域介護予防活動促進事業要綱 | 保健福祉局 | 健康長寿企画課 |
| 237 | がん患者アピアランスケア支援事業 | がん治療に起因する脱毛又は乳房の切除など、見た目の変化に悩みを抱えている方への支援 | 個人 | 補助対象経費 ①ウィッグ(対象経費上限額60千円、補助上限額30千円) ②補正下着等(対象経費上限額40千円、補助上限額20千円) ③人工乳房等(対象経費上限額100千円、補助上限額50千円) | 18,190 | 10,037 | 19,731 | 京都市がん患者アピアランスケア支援事業実施要綱 | 保健福祉局 | 健康長寿企画課 |
| 238 | 認知症疾患医療センター運営事業 | 認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施 | 医療法人三幸会北山病院 | 交付対象事業に要する経費(賃金、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料、賃借料及び委託料)のうち、予算の範囲内で市長が定める額 | 3,621 | 3,621 | 3,621 | 京都市認知症疾患医療センター運営事業補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 介護ケア推進課 |
| 239 | 地域支え合いボランティア活動助成事業補助金 | 活動する高齢者の生きがいづくりや介護予防を図るとともに、高齢者の在宅生活の安心を確保 | 本事業の趣旨を理解した団体・グループ | 該当する活動経費に対して、1団体当たり1年目は3万円、2年目は2万円、3年目は1万円を限度額として補助 | 200 | 80 | 210 | 京都市地域支え合いボランティア活動助成事業実施要綱 | 保健福祉局 | 介護ケア推進課 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|-----------------------|--------------------------|----------------------------|---|------------------|------------------|------------------|---|-----------|---------|
| 240 | 日常生活自立支援事業補助金 | 日常生活自立支援事業の円滑な運営 | 社会福祉法人京都市社会福祉協議会 | 日常生活自立支援事業に要する人件費及び事務費の一部 | 177,267 | 176,110 | 176,796 | 日常生活自立支援事業補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 介護ケア推進課 |
| 241 | 地域密着型特別養護老人ホーム等整備助成 | 介護基盤整備の推進 | — | ①地域密着型特養 1床当たり5,280千円 ②小規模ケアハウス 1床当たり5,280千円 ③小規模多機能 1施設当たり39,600千円 ④グループホーム 1施設当たり39,600千円 ⑤開設準備 1床当たり989千円 ⑥定期借地権一時金：路線価の1/2上限（補助率1/2） | 0 | 0 | 50,100 | 京都市地域密着型施設整備費補助金交付要綱 京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 介護ケア推進課 |
| 242 | 広域型特別養護老人ホーム整備助成 | 介護基盤整備の推進 | 社会福祉法人香東園 | ①整備費1床当たり1,500千円 ②開設準備1床当たり989千円 | 61,500 | 0 | 19,400 | 京都市社会福祉施設助成補助金交付規則 京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 介護ケア推進課 |
| 243 | ケアハウス利用料補助 | 施設サービスの向上 | 社会福祉法人柘野福祉会ほか11件 | ケアハウスの運営に要する経費の一部 ※入居者の所得に応じて施設側が減免し、不足分を施設へ補填 | 421,882 | 395,348 | 420,092 | 京都市経費老人ホーム利用料補助金等交付要綱 | 保健福祉局 | 介護ケア推進課 |
| 244 | 介護保険制度研修等事業費補助金 | 介護保険制度の周知徹底及び介護サービスの質の向上 | 一般社団法人京都府医師会 | 左記事業の実施に要する費用（上限110万円） | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 京都市介護保険制度研修等事業費補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 介護ケア推進課 |
| 245 | 社会福祉法人による利用者負担軽減制度助成金 | 低所得者の介護サービス利用の促進 | 社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会ほか27件 | 軽減を行った額から本来利用者負担収入総額の1%を控除した額の1/2の額 | 14,285 | 14,285 | 15,430 | 京都市社会福祉法人利用者負担軽減制度事業実施要綱 | 保健福祉局 | 介護ケア推進課 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|---|---|---|--|------------------|------------------|------------------|---|-----------|---------|
| 246 | 介護サービス山間地域提供協力金 | 山間地域に住所を有する住民の介護サービスの利用の促進 | 一般財団法人高雄病院ほか31件 | 各サービス種別ごとに要綱で定める単価から中山間地域に係る加算相当額を引いた額 | 6,927 | 6,506 | 7,096 | 京都市介護サービス山間地域提供協力金交付要綱 | 保健福祉局 | 介護ケア推進課 |
| 247 | 介護保険住宅改修支援費 | 住宅改修の利用促進及び給付適正化 | 京都市紫竹地域包括支援センターほか46件 | 1件当たり2,000円 | 228 | 128 | 190 | 京都市介護保険住宅改修支援事業実施要綱 | 保健福祉局 | 介護ケア推進課 |
| 248 | 特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護のための改修支援補助金 | 既存特別養護老人ホームの多床室について、居室内に壁・間仕切り等を設置することで入居者のプライバシーを保護し、居住環境の向上を図る。 | 社会福祉法人富士園ほか2件 | 1床当たり865千円 | 23,500 | 23,408 | 184,900 | 京都市先進的事業施設整備費補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 介護ケア推進課 |
| 249 | デイサービスセンター公設施設保守管理費等補助金 | サービス提供水準の確保 | 社会福祉法人京都市社会福祉協議会 | 公設デイサービスセンターの保守管理に要する経費(月額220千円) | 3,063 | 2,565 | 2,565 | 京都市デイサービスセンター公設施設保守管理費等補助事業実施要綱 | 保健福祉局 | 介護ケア推進課 |
| 250 | 高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成金 | 外国籍の高齢者や障害のある方に対して、外国語の話せる支援員が訪問・電話相談等を行うことによって、福祉サービスの利用を支援する。 | 京都外国人高齢者・障害者生活支援ネットワーク「モア」 | ①支援員の募集及び登録 ②支援員に対する研修 ③福祉又は健康等のサービスの利用に係る電話等による相談対応 ④外国籍市民等の居宅等への支援員の派遣に要する経費のうち、市長が適当と認めたもの | 1,120 | 947 | 1,120 | 京都市高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成金交付要綱 | 保健福祉局 | 介護ケア推進課 |
| 251 | 地域共生社会実現サポート事業補助金(高齢者) | 社会福祉法人等が実施する社会貢献活動並びに民間の社会福祉施設における利用者の処遇及び福祉サービスの質の向上を促進し、もって地域において全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生き、共に支え合う社会の実現を図るため | 社会福祉法人協和福祉会ほか9件 | ①②③：1施設当たり44万円と対象経費の実支出額とを比較し、いずれか少ない方の額の1/4以内 ④：1施設当たり40万円と対象経費の実支出額とを比較し、いずれか少ない方の額の1/4以内 等 | 2,473 | 2,175 | 2,652 | 京都市地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 介護ケア推進課 |
| 252 | 京都市地域包括支援センター等の事例検討会及びアセスメント訪問に対するリハビリ専門職派遣事業 | ケアマネジメントの質の向上及び高齢者の自立支援・重度化防止 | 地域包括支援センター運営法人及び指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者 | 派遣1回あたり6,710円 | 625 | 624 | 776 | 京都市地域包括支援センター等の事例検討会及びアセスメント訪問に対するリハビリ専門職派遣事業要綱 | 保健福祉局 | 介護ケア推進課 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|-------------------------------------|--|--------------------|---|------------------|------------------|------------------|---|-----------|-------------|
| 253 | 認知症高齢者グループホーム等防災改修等及び大規模修繕時のICT導入支援 | 高齢者施設等の利用者等の安全・安心の確保、介護現場の生産性向上 | 医療法人社団洛和会ほか2件 | 防災改修 1施設当たり7,730千円 ICT導入 1床当たり496千円 | 4,800 | 4,738 | 106,000 | 京都市先進的 事業施設整備費補 助金交付要綱 京都市介護福祉 施設開設準備経 費等補助金交付 要綱 | 保健福祉局 | 介護ケア推進 課 |
| 254 | 介護施設等におけるサービス継続支援 | 新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生したサービス事業所、介護施設等において、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費の補助 | 総合ケア株式会社ほか76件 | 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱に定める厚生労働大臣が必要と認める額 | 220,900 | 159,443 | 0 | 京都市介護施設 等における感染 拡大防止対策補 助金交付要綱 | 保健福祉局 | 介護ケア推進 課 |
| 255 | 介護の担い手確保事業補助金(中学校家庭科授業における魅力発信) | 中学校家庭科授業において、介護の魅力を発信し、将来の介護の担い手確保に資する。 | 一般社団法人京都市老人福祉施設協議会 | 中学校家庭科授業を実施するに当たっての必要経費 | 250 | 94 | 0 | 京都市介護の魅 力発信事業補助 金交付要綱 | 保健福祉局 | 介護ケア推進 課 |
| 256 | 介護サービス事業者等連絡会開催支援事業 | 介護サービス事業者等連絡会の実施回数や内容等の充実 | 公益財団法人京都府介護支援専門委員会 | 左記事業の実施に要する費用(3,360千円) | 3,360 | 2,723 | 3,360 | 京都市介護サー ビス事業者等連 絡会開催支援事 業要綱 | 保健福祉局 | 介護ケア推進 課 |
| 257 | 定期巡回型訪問介護看護施設開設準備補助 | 介護基盤整備の推進 | 社会福祉法人清和園 | 定期巡回型訪問介護開設準備補助1施設 16,600千円 | 15,300 | 14,400 | 10,800 | 京都市介護福祉 施設開設準備経 費等補助金交付 要綱 | 保健福祉局 | 介護ケア推進 課 |
| 258 | 訪問型・通所型サービス事業京都市移動支援型ヘルプサービス補助金 | 外出が難しい高齢者を「地域の通いの場」等まで送迎し、併せて、送迎途上でスーパーマーケット等に立ち寄るサービスを運営する団体への補助制度 | 医療法人社団洛和会 | 補助対象団体が実施する補助事業に係る必要経費 <補助上限金額> 登録人数 年間限度額 1~10人 450,000円 11~20人 900,000円 21~29人 900,000円+ (@45,000円×(登録人数-20人)) 30人以上 1,350,000円 | 4,050 | 450 | 4,050 | 京都市移動支援 型ヘルプサービ ス補助金交付要 綱 | 保健福祉局 | 介護ケア推進 課 |
| 259 | 民間高齢者福祉施設多床室個室化・簡易陰圧装置等設置助成事業 | 新型コロナウイルス感染症対策 | - | 高齢者支援施設における、施設の多床室の個室化、簡易陰圧装置等設置及びゾーニング環境整備(令和6年度廃止) | 277,100 | 0 | 0 | 京都市介護施設 等における感染 拡大防止対策補 助金交付要綱 | 保健福祉局 | 介護ケア推進 課 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|---|---------------------------------|---------------|--|------------------|------------------|------------------|--|-----------|---------|
| 260 | 認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護整備助成 | 介護基盤整備の推進 | 社会福祉法人洛東園 | ①グループホーム整備 1施設当たり39,600千円 ②小規模多機能型居宅介護支援事業所整備 1施設当たり39,600千円 ③合築加算(5%) ④開設準備 1床当たり989千円 | 72,300 | 0 | 27,300 | 京都市地域密着型施設整備費補助金交付要綱 京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 介護ケア推進課 |
| 261 | 介護施設等の創設に伴う広域型施設の大規模修繕及び大規模修繕に合わせて行うICT導入事業 | 高齢者施設等の利用者等の安全・安心の確保、介護現場の生産性向上 | 医療法人社団洛和会 | ①大規模修繕 1床当たり1,330千円 ②ICT導入 1床当たり496千円 | 86,100 | 86,100 | 195,000 | 京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金交付要綱 京都市介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業補助金実施要綱 | 保健福祉局 | 介護ケア推進課 |
| 262 | 高齢者福祉施設非常用自家発電設備整備事業補助金 | 高齢者福祉施設の防災・減災対策 | 一般社団法人愛生会 | 非常用自家発電設備の整備に係る経費(3/4(国1/2、本市1/4)) | 0 | 0 | 7,900 | 京都市先進的事業施設整備費補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 介護ケア推進課 |
| 263 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護施設整備及び開設準備補助 | 介護基盤整備の推進 | 医療法人社団洛和会 | ①整備補助1施設当たり7,000千円 ②開設準備1施設当たり16,600千円 | 0 | 0 | 16,600 | 京都市地域密着型施設整備費補助金交付要綱 京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 介護ケア推進課 |
| 264 | 介護施設等における看取り環境整備事業 | 看取り環境整備の推進 | 社会福祉法人富士園ほか1件 | 1施設当たり4,130千円 | 0 | 0 | 8,600 | 京都市先進的事業施設整備費補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 介護ケア推進課 |
| 265 | 大規模修繕に合わせて行うICT導入事業 | 高齢者施設等の利用者等の安全・安心の確保、介護現場の生産性向上 | 社会福祉法人岩蔵の郷 | ICT導入 1床当たり496千円 | 0 | 0 | 33,000 | 京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 介護ケア推進課 |
| 266 | 被爆者援護事業補助金 | 原子爆弾被爆者の福祉の増進 | 京都原水爆被災者懇談会 | 被爆者に対する処遇改善事業、各種研修事業など、被爆者援護事業に要する経費の一部 | 400 | 400 | 400 | 被爆者援護事業補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 医療衛生企画課 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|-----------------------|--|---------------------------------|---|------------------|------------------|------------------|--|-----------|---------|
| 267 | 定期結核健康診断費補助金 | 結核に係る定期健康診断の促進 | 学校法人立命館ほか163件 | 算定基準により算定した額と対象経費の実支出額とを比較して、各々少ない額の合計額に2/3を乗じて得た額 | 14,309 | 14,205 | 14,337 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 保健福祉局 | 医療衛生企画課 |
| 268 | 病院群輪番制病院運営事業補助金 | 救急医療の確保 | 医療法人愛寿会ほか54件 | 事業に要する費用（給与費及び報償費）と要綱別表に定める基準額（※）を比較して、いずれか少ない方の額 （※）単価（平日夜間及び休日昼間35,200円、休日夜間70,400円、年末年始昼間57,200円、年末年始夜間114,400円）に輪番制当番日数を乗じた額 | 65,024 | 64,352 | 71,527 | 京都市病院群輪番制病院運営事業補助金交付規則 | 保健福祉局 | 医療衛生企画課 |
| 269 | 病院群輪番制病院運営事業連絡調整事業補助金 | 救急医療の確保 | 一般社団法人京都私立病院協会ほか2件 | 事業に要する経費（輪番担当日調整のための編成会議に係る会場費や人件費、通信費、印刷代等の消耗品費等）のうち市長が定める額 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 京都市病院群輪番制病院運営事業連絡調整事業補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 医療衛生企画課 |
| 270 | 看護師等養成所運営費補助金 | 看護師等の確保、育成及び資質向上 | 京都府医師会看護専門学校ほか3件 | 教職員経費等を対象とし、各課程の補助基本額を基に市長が定める係数を乗じて得た額と対象経費の実支出額の2分の1に相当する額とを比較して少ない方の額 | 45,682 | 45,682 | 45,682 | 京都市看護師等養成所運営費補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 医療衛生企画課 |
| 271 | 看護師修学資金融資制度 | 質の高い看護職員の養成及び京都市の区域内における医療機関等の看護職員の確保 | 京都市の区域内における私立大学四年制看護学科に在学している学生 | 修学資金融資を受けた者（以下、「被融資者」という。）に対して以下に係る給付を行う。 ・看護師又は助産師として地方独立行政法人京都市立病院機構に勤務している間、年間30万円を限度に、被融資者が返済した元金に相当する額 ・融資契約に基づき支払った利子に相当する額 ・入学一時金として、10万円を限度に、被融資者が在学する私立大学の入学料の1/2に相当する額 | 28,770 | 22,942 | 28,688 | 京都市看護師修学資金融資要綱 京都市看護師修学資金融資利子補給金交付要綱 京都市看護師入学一時金給付要綱 京都市返済元金補給金交付要綱 | 保健福祉局 | 医療衛生企画課 |
| 272 | 離職看護師復帰支援対策補助金 | 離職看護師の復職支援及び医療機関の看護師確保支援 | 一般社団法人京都私立病院協会 | 離職看護師能力再開事業の実施に要する経費（会場費、人件費、通信費、印刷代等の消耗品費等）のうち必要と認めるもの | 500 | 500 | 500 | 京都市離職看護師復帰支援対策補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 医療衛生企画課 |
| 273 | 公衆浴場確保対策補助金 | 公衆浴場確保のための特別措置法の趣旨に基づき、公衆浴場を確保し、市民の健康増進に寄与 | 京都府公衆浴場業生活衛生同業組合 | 設備の新設又は修理に要した経費の2分の1以内とし、新設については50万円、修理については30万円を上限とする。 | 15,000 | 15,000 | 18,000 | 京都市公衆浴場確保対策補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 医療衛生企画課 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|-----------------------------|--|---|--|------------------|------------------|------------------|----------------------|------------|-----------|
| 274 | 生活衛生関連研修補助金 | 生活衛生関係業者に公衆衛生等の知識を習得させ、市民の生活衛生の向上・健康保持を図る。 | 公益財団法人京都府生活衛生営業指導センター | 生活衛生営業の振興と衛生水準の維持向上に資するために実施する研修事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助。 | 914 | 664 | 1,000 | 京都市生活衛生関連研修事業補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 医療衛生企画課 |
| 275 | 公衆浴場振興対策補助金 (銭湯応援プロジェクト) | 公衆浴場確保のための特別措置法の趣旨に基づき、公衆浴場を確保し、市民の健康増進に寄与及び伝統ある京都の銭湯文化等の維持 | 京都府公衆浴場業生活衛生同業組合 | 一般公衆浴場の振興につながる事業に要する経費の2分の1以内 | 0 | 0 | 1,000 | 京都市公衆浴場振興対策補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 医療衛生企画課 |
| 276 | 鉱泉源保護設備補修等補助金 | 鉱泉源の保護及び観光施設である温泉利用施設の振興 | 市内の温泉利用許可を受けた者 | 温泉利用許可施設に係る設備等に要する経費の2分の1(上限10万円)及びレジオネラ属菌を含む水質検査に要する経費(上限1.5万円) | 1,950 | 200 | 1,950 | 京都市鉱泉源保護設備補修等補助金交付要綱 | 保健福祉局 | 医療衛生企画課 |
| 277 | 京都市子育て支援団体応援助成金 | 地域の子育て支援団体が、ふるさと納税の枠組みを活用して寄付を集め、寄付された金額の一定割合を当該団体に助成することにより、地域の子育てを支援する団体の取組に継続的に関心を持っていただき、地域の子育て支援の充実を図る。 | (1)京都市地域学童クラブ事業補助要綱に基づく補助金の交付を受けている団体 (2)京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱の補助要件を満たす団体 (3)子育て世帯への食品配達事業を実施している団体のうち、助成団体として選定した10団体 | 助成の金額は、当該子育て支援団体のためにされた寄付のうち、寄付額の9割(令和6年度以降は8割9分)の額と助成を希望する取組に要した費用のうちいずれか小さい方とする。 助成対象経費は、助成事業年度に子育て支援団体が実施した、地域の子育てを支援する特色ある取組等に要する経費(公的な資金の用途として不適切な経費は対象外)。 | 5,300 | 3,665 | 10,614 | 京都市子育て支援団体応援助成金交付要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | はぐくみ創造推進室 |
| 278 | 京都市はぐくみネットワーク補助金 | 京都市はぐくみ憲章の普及・啓発事業の促進 | 京都市はぐくみネットワーク | 京都市はぐくみネットワークの事業に要する次に掲げる経費であって、市長が必要と認める額 (1)京都市はぐくみ憲章の実践推進事業に要する経費 (2)その他、団体の目的を達成するために必要な事業に要する経費 | 987 | 987 | 987 | 京都市はぐくみネットワーク補助金交付要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 育成推進課 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|------------------|--|--------------------------------|---|------------------|------------------|------------------|-------------------------|------------|-------|
| 279 | 京都市保護司会連絡協議会補助金 | 青少年の非行防止、地域浄化の推進 | 京都市保護司会連絡協議会 | 左記事業の経費のうち市長が必要と認める額 (1) 青少年の非行防止、犯罪予防活動の推進に要する経費 (2) 青少年の更生援助活動に要する経費 (3) 青少年の非行防止、更生保護活動を行う関係機関、団体との連絡に要する経費 (4) その他、団体の目的を達成するために必要な事業に要する経費 | 500 | 500 | 500 | 京都市保護司会連絡協議会補助金交付要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 育成推進課 |
| 280 | 地域学童クラブ事業補助金 | 昼間留守家庭児童の放課後の生活の場を提供し、児童の保護及び健全育成の推進 | 原谷学童保育所ほか13件 | 対象事業に要する経費の一部（年間平均登録児童数及び開設日数に基づき定める額、障害のある児童に係る加算、長時間開設に係る加算、山間地域に係る加算等） | 129,994 | 112,835 | 144,809 | 京都市地域学童クラブ事業補助要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 育成推進課 |
| 281 | 桂坂野鳥遊園運営補助金 | 当該施設運営の補助を行うことにより、自然との共生をテーマにした活動を通して児童の健全育成の推進及び環境保護の啓発を図る。 | 社会福祉法人京都市社会福祉協議会 | 施設運営経費の3/4の額 | 3,590 | 3,590 | 3,590 | 桂坂野鳥遊園補助金交付要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 育成推進課 |
| 282 | 京都市児童館学童連盟事務局補助金 | 市内各児童館・学童クラブ事業への支援・調整を行うことにより、事業の向上及び児童の健全育成の推進 | 公益社団法人京都市児童館学童連盟 | 事業に要する経費の一部（人件費、賃借料及び事務費（管理費のうち、給与手当、法定福利費及び福利厚生費以外の経費） | 33,943 | 33,943 | 35,967 | 公益社団法人京都市児童館学童連盟補助金交付要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 育成推進課 |
| 283 | 京都市学童保育所管理委員会補助金 | 本市の学童保育所の活動を支援・調整を行うことにより、昼間留守家庭児童の健全育成を推進 | 京都市学童保育所管理委員会 | 学童保育所の活動支援に係る経費のうち人件費及び事務費に要する経費 | 11,669 | 11,113 | 12,587 | 京都市学童保育所管理委員会補助金交付要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 育成推進課 |
| 284 | 民設児童館等トイレ整備補助金 | 民設の児童館、学度保育所及び地域学童クラブ事業の実施施設に係るトイレ整備 | 民設の児童館、学度保育所及び地域学童クラブ事業の実施する団体 | 民設児童館等における、トイレ男女別化整備、又はトイレ洋式化整備を実施するに当たって掛かる経費のうち、市長が定める額 | 5,000 | 2,742 | 0 | 京都市民設児童館等トイレ整備補助金交付要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 育成推進課 |
| 285 | 民設児童館等施設整備補助金 | 民設の児童館、学度保育所及び地域学童クラブ事業の実施施設の修繕 | 民設の児童館、学度保育所及び地域学童クラブ事業の実施する団体 | 民間事業者が設置し、本市の委託又は補助により運営する児童館・学童クラブにおいて、施設の修繕を実施するに当たって掛かる経費のうち、市長が定める額 | 0 | 0 | 5,000 | 京都市民設児童館等施設整備補助事業募集要項 | 子ども若者はぐくみ局 | 育成推進課 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|-------------------------------|---------------------|--------------------|--|------------------|------------------|------------------|----------------------------|------------|------------------------------|
| 286 | 日本ボーイスカウト京都連盟補助金 | 児童・生徒の健全育成 | 日本ボーイスカウト京都連盟 | 以下の経費のうち、市長が適当と認める額。 (1)日本ボーイスカウト京都連盟指導者養成事業に要する経費 (2)日本ジャンボリー、日本ジャンボリー及びベンチャースカウト大会へのスカウト派遣に要する経費 (3)周年事業に要する経費 (4)京都市静原キャンプ場事業に要する経費 | 1,350 | 1,350 | 2,350 | 日本ボーイスカウト京都連盟補助金交付要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 育成推進課 |
| 287 | ガールスカウトリーダー養成講習・指導者研修会に対する補助金 | 児童・生徒の健全育成 | 一般社団法人ガールスカウト京都府連盟 | 養成講習・指導者研修会に要する経費のうち、市長が定める額 | 190 | 190 | 190 | 一般社団法人ガールスカウト京都府連盟補助金交付要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 育成推進課 |
| 288 | 京都市スポーツ少年団育成事業補助金 | 少年団の普及 | 京都市スポーツ少年団 | 対象事業に要する経費のうち一部 【対象事業】 (1)リーダー養成・交流事業 (2)各種目内・種目間交流事業 (3)指導者養成・交流事業 (4)広報・普及事業 (5)地域貢献事業 (6)指導者支援事業 | 1,750 | 1,747 | 1,846 | 京都市スポーツ少年団育成事業補助金交付要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 育成推進課 |
| 289 | 放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業 | 学童クラブで働く職員の処遇の改善 | 放課後児童健全育成事業を実施する団体 | 放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業を実施するに当たり要する経費 (一人当たり月額上限11,000円) | 95,600 | 95,284 | 97,209 | 放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 育成推進課 |
| 290 | 民間社会福祉施設整備利子補給(児童施設) | 民間社会福祉施設における円滑な施設運営 | 民間児童福祉施設 | 施設が当該年度中に支払う利子の総額 | 23,870 | 22,288 | 19,860 | 京都市民間社会福祉施設整備利子補給支給要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 育成推進課 子ども家庭支援課 幼保総合支援室 |
| 291 | 心臓障害児等母子通園療育事業補助金 | 心臓病児の福祉の向上 | 心臓病の子供を守る京都父母の会 | 心臓障害児母子通園療育事業に要する経費の一部 | 2,520 | 2,520 | 2,520 | 京都市心臓障害児等母子通園療育事業補助金交付要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 子ども家庭支援課 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|-----------------------------------|--|------------------------------|--------------------------|------------------|------------------|------------------|---|----------------|--------------|
| 292 | 重症心身障害児放課後等 デイサービス事業運営補助金 | 重症心身障害児の福祉の 向上 | 対象要件を満たす事業者等 | 重症心身障害児の受け入れ人数 | 13,040 | 13,039 | 0 | 京都市重症心身 障害児放課後等 デイサービス事 業運営補助金交 付要綱 | 子ども若者は ぐくみ局 | 子ども家庭支 援課 |
| 293 | 医療的ケア児等受入促進補 助事業 | 医療的ケア児又は重症心身 障害児の福祉の向上 | 対象要件を満たす事業者等 | 医療的ケア児又は重症心身障害児の受け入れ人数 | 0 | 0 | 20,000 | 医療的ケア児等 受入促進補助事 業補助金交付要 綱 | 子ども若者は ぐくみ局 | 子ども家庭支 援課 |
| 294 | 喀痰吸引等研修受講支援事 業補助金 | 重症心身障害児の福祉の向 上 | 対象要件を満たす事業者等 | 喀痰吸引等研修に係る経費の一部 | 150 | 0 | 150 | 京都市児童通所 支援事業者に対 する喀痰吸引等 研修受講支援事 業補助金交付要 綱 | 子ども若者は ぐくみ局 | 子ども家庭支 援課 |
| 295 | 民間児童福祉施設における 職員の給与等運用事業の補 助 | 民間児童福祉施設における 児童処遇、職員処遇の改善 と、施設機能の向上を図る | 一般社団法人京都市民間児 童福祉施設改善委員会 | 国基準と市基準の差額補助 | 62,262 | 46,622 | 62,262 | 京都市民間児童 福祉施設改善委 員会における職 員の給与等運用 事業の補助に関 する要綱 | 子ども若者は ぐくみ局 | 子ども家庭支 援課 |
| 296 | 京都市児童養護施設等障害 児等受入体制等強化補助金 | 障害等を有する児童の受入 及び支援体制の強化 | 母子生活支援施設、児童養 護施設、児童心理治療施設 | 事業に要する経費の一部 | 36,333 | 13,044 | 26,645 | 京都市児童養護 施設等障害児等 受入体制等強化 補助金交付要綱 | 子ども若者は ぐくみ局 | 子ども家庭支 援課 |
| 297 | ひとり親家庭福祉連合会補 助金 | 一般社団法人京都市ひとり 親家庭福祉連合会の適正か つ円滑な運営の推進 | 一般社団法人京都市ひとり 親家庭福祉連合会 | ひとり親家庭福祉連合会補助事業に要する経費の一部 | 1,300 | 1,300 | 1,300 | 一般社団法人京 都市ひとり親家 庭福祉連合会事 業補助金交付要 綱 | 子ども若者は ぐくみ局 | 子ども家庭支 援課 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|-------------------------|--|------------------------------|---|------------------|------------------|------------------|---|------------|----------|
| 298 | 自立支援教育訓練給付金 | ひとり親家庭の親の主體的な能力開発への取組の推進 | 個人 | 支給対象経費の6割（専門実践教育訓練講座を修了後1年以内に、資格取得し、取得した資格を要する職に就いた場合は受講料の8.5割（上限60万円×修業年数（最大4年）） | 9,855 | 9,855 | 9,392 | 京都市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 子ども家庭支援課 |
| 299 | 児童施設育成事業推進補助金 | 施設入所児童の健全育成と、施設相互の親睦を深める。 | 京都市児童施設育成事業推進協議会 | 事業に要する経費の一部 | 450 | 351 | 450 | 京都市児童施設育成事業推進補助金交付要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 子ども家庭支援課 |
| 300 | 社会的養護関係施設機能強化補助事業 | 退所者等の自立支援や施設の地域小規模化のため施設の改修等により機能強化を図る。 | 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設 | 対象事業に要する整備費用及び備品購入費用（取得単価が税込5万円以上のもの）であり、1回につき50万円以上のもの（各施設における事業に対する補助の上限は750万円） | 37,375 | 0 | 27,339 | 京都市社会的養護関係施設機能強化補助金交付要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 子ども家庭支援課 |
| 301 | 子どもの居場所づくり支援事業補助金 | 貧困等による困難を抱える子どもたちが、放課後等における食事や学習などを通して、大人や地域とつながることで、安心して過ごせる居場所づくりを進めることにより、子どもたちの孤立を防止し、健康や生活習慣の向上を図る。 | 対象要件を満たす団体 | 対象経費の総額の2/3以内（上限10万円） | 1,000 | 598 | 1,000 | 京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 子ども家庭支援課 |
| 302 | 養育里親の推進をはじめとした社会的養育推進事業 | 養育里親を中心とした里親委託の推進、児童養護施設等の高機能化及び多機能化の取組や地域で子育て家庭を育てる仕組みづくり等を実施し、社会的養育体制の整備を図る | 児童養護施設、乳児院、里親 | 事業に要する経費の一部 | 13,798 | 12,955 | 18,409 | 京都市児童養護施設等体制強化補助金交付要綱 京都市里親への委託前養育等支援事業補助金交付要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 子ども家庭支援課 |
| 303 | 母子生活支援施設入所児童育成事業 | 京都市内の母子生活支援施設に入所する児童を対象に、児童の健全な人格形成を図るとともに、もってよき社会人として成長するための基礎づくりを行うことを目的とする。 | 京都母子生活支援施設協議会 | 事業に要する経費の一部 | 220 | 220 | 220 | 京都市母子生活支援施設入所児童育成事業推進補助金交付要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 子ども家庭支援課 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|-----------------------|---|---|--|------------------|------------------|------------------|---|------------|---------------------|
| 304 | 近畿児童養護施設研究協議会補助金 | 近畿地区の児童養護施設の職員の資質及び支援の専門性の向上を図り、社会福祉事業の発展、充実に寄与することを目的とする。 | 近畿児童養護施設協議会 | 京都府内で開催される近畿児童養護施設研究協議会の運営及び事業に要する経費の一部 | 0 | 0 | 150 | 京都市近畿母子生活支援施設研究大会補助金要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 子ども家庭支援課 |
| 305 | 京都市子どもの見守り活動支援事業 | 民間が行う「子ども食堂」や子育て家庭への食品配達事業は、子どもや家庭を見守り、虐待等を未然に防いだり、支援が必要な子どもや家庭を適切に支援機関に繋ぐなど、大切な地域資源となっている。活動団体が増加する中、民間による子どもの見守り活動が活発に行われるよう、助成を行う。 | 子ども食堂等の子どもの居場所運営団体、子育て家庭への食品配達を行っている団体等 | 【個別支援型】 子どもの見守り活動を実施している団体への支援（需用費等） 上限：400万円 【全体見守り型】 気づきの窓口を担う団体への支援（需用費等） 月2回以上実施：10万円 月1回実施：5万円 | 18,652 | 18,025 | 30,000 | 京都市子どもの見守り活動支援事業補助金交付要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 子ども家庭支援課 |
| 306 | 障害児通所施設等整備事業（耐震化整備事業） | 未耐震の解消を図るため、耐震改修に係る整備補助を行う。 | 民間社会福祉施設 | 事業に要する経費の一部 | 0 | 0 | 30,000 | 京都市民間社会福祉施設耐震化促進事業（民間社会福祉施設耐震改修経費）補助金交付要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 子ども家庭支援課 |
| 307 | 地域共生社会実現サポート事業補助金 | 利用者の処遇及び福祉サービスの質の向上を促進し、もって地域において全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生き、共に支え合う社会の実現を図る | 民間保育所等 | (補助対象事業) ①地域包括ケア推進事業 ②地域課題解消事業 ③災害対応力向上事業 ④小規模法人等活動サポート事業 ⑤運営・人材確保基盤強化支援事業（民間社会福祉施設サービス向上補助金の経過措置分） (補助基準額) ・①～③の経費合計と補助基準額（44万円）のうち少ない方の額 ・④の経費と補助基準額（40万円）のうち少ない方の額 ・⑤の経費合計と旧制度において受けていた補助額（上限額：定員×17,000円）のうち少ない方の額 (補助率) ・①～④1/4以内 ・⑤1/2以内 | 63,393 | 58,402 | 52,234 | 京都市地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 子ども家庭支援課 幼保総合支援室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|---------------------|---|-----------------------|---|------------------|------------------|------------------|---|------------|---------|
| 308 | 児童福祉施設整備助成 | 施設の整備、改築等の促進 | 民間保育所等 | 保育所等の施設整備に要する経費の3/4以内の額 | 217,000 | 200,496 | 0 | 京都市社会福祉施設助成補助金交付規則 京都市保育所緊急整備等事業に関する整備費等補助金交付要綱 貨物物件による保育所整備事業に関する補助金交付要綱 京都市小規模保育設置促進事業に関する整備費等補助金交付要綱 京都市保育所等防音壁整備事業に関する整備費等補助金交付要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 幼保総合支援室 |
| 309 | 民間保育園等老朽化対策補助金 | 民間保育園等の利用者の安心安全を確保する | 民間保育園等 | 老朽化した民間保育園等の建替え・大規模改修に要する経費の3/4以内の額 | 0 | 0 | 404,200 | 京都市民間保育園等老朽化対策補助事業に関する補助金交付要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 幼保総合支援室 |
| 310 | 社会福祉法人日本保育協会実施事業補助金 | 子どもの豊かな心の育成の促進及び保育資質の向上 | 社会福祉法人日本保育協会 京都市支部 | 社会福祉法人日本保育協会実施事業に要する経費の一部 | 500 | 500 | 500 | 社会福祉法人日本保育協会実施事業補助金交付要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 幼保総合支援室 |
| 311 | 京都市民間保育園等への人件費等補助金 | 民間保育園及び認定こども園の職員の処遇改善や職員の増配置に取り組むことにより、もって、子どもの最善の利益に資するため | 民間保育園及び認定こども園（幼稚園型除く） | 補助事業年度において2・3号認定子どもの保育実施に要した対象職員の人件費及びこれに類する経費として実際に要する経費のうち、国制度給付費等の人件費相当収入でなお不足するものについて対象職員別に設定する上限の範囲内で補助を行う | 2,569,633 | 1,875,907 | 1,335,329 | 京都市民間保育園等への人件費等補助金交付要綱及び京都市民間保育園等への人件費等補助金交付要領 | 子ども若者はぐくみ局 | 幼保総合支援室 |
| 312 | 京都市民間保育園等障害児加配補助金 | 民間保育園及び認定こども園の職員の処遇改善や職員の増配置に取り組むことにより、もって、障害のある子どもの最善の利益に資するため | 民間保育園及び認定こども園（幼稚園型除く） | 補助事業年度における2・3号認定子どものうち、障害認定区分に応じて定める保育士加配職員数の配置に要する人件費として実際に要する経費のうち、障害認定区分及び保育士の配置状況等に応じて定める上限の範囲内で補助を行う | 1,116,605 | 1,116,605 | 1,110,712 | 京都市民間保育園等障害児加配補助金交付要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 幼保総合支援室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|--|---|--------------------------------|---|------------------|------------------|------------------|--|------------|---------|
| 313 | 公益社団法人京都市保育園連盟が実施する各園の創意工夫や独自性等の発揮を補助するための物件費補助金 | 公益社団法人京都市保育園及び認定こども園の創意工夫や独自性等の発揮に資するため | 公益社団法人京都市保育園連盟 | 保育園連盟が加盟園に対して実施する創意工夫や独自性等の発揮に資する事業の実施に要する経費の一部 | 410,000 | 407,335 | 411,000 | 公益社団法人京都市保育園連盟が実施する各園の創意工夫や独自性等の発揮を補助するための物件費補助事業の補助に関する要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 幼保総合支援室 |
| 314 | 公益社団法人京都市保育園連盟が実施する専門的知見に係る相談事業補助金 | 公益社団法人京都市保育園に加盟している民間保育園及び認定こども園に向けて専門的知見に係る相談事業を実施することにより安定的な園運営に資するため | 公益社団法人京都市保育園連盟 | 保育園連盟事業に要する経費の一部 | 6,030 | 536 | 2,586 | 公益社団法人京都市保育園連盟が実施する専門的知見に係る相談事業の補助に関する要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 幼保総合支援室 |
| 315 | 京都市民間保育園等運営費条例基準部分補助金 | 民間保育園等に対し、京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例並びに京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例に定める必要な人員及び費用が確保できるよう財政的な支援を行うもの | 民間保育園及び認定こども園（幼稚園型除く） | 補助事業年度において補助対象園の条例基準保育士数を満たすために要する人件費から、国基準保育士数を満たすために要する人件費の差額 | 1,799,777 | 1,738,534 | 0 | 京都市民間保育園等運営費条例基準部分補助金交付要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 幼保総合支援室 |
| 316 | 公益社団法人京都市保育園連盟実施事業補助金 | 児童福祉法による民間保育事業の意欲的かつ永続的な充実発展の基盤を確立するため | 公益社団法人京都市保育園連盟 | 保育園連盟事業に要する経費の一部 | 21,326 | 21,326 | 21,379 | 公益社団法人京都市保育園連盟実施事業補助金交付要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 幼保総合支援室 |
| 317 | 八瀬野外保育センター運営補助金 | 児童の健康を増進し、又は児童の情操を豊かにする。 | 公益社団法人京都市保育園連盟 | 八瀬野外保育センター運営事業に要する経費の一部 | 17,161 | 17,161 | 18,189 | 八瀬野外保育センター運営補助金交付要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 幼保総合支援室 |
| 318 | 認可外保育施設健康診断助成 | 認可外保育施設の保育の質の向上を図る。 | 京都市内の認可外保育施設指導監督基準を満たす認可外保育施設 | 認可外保育施設が実施する健康診断に係る経費の一部 | 1,100 | 892 | 1,000 | 京都市認可外保育施設健康診断助成交付要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 幼保総合支援室 |
| 319 | 保育の担い手確保事業費補助金 | 就職フェア等の開催を支援し、保育の担い手を確保することにより、質の高い保育の安定的な提供を図る。 | 民間保育園又は民間認定こども園の運営者を中心に構成する団体等 | 事業に要する費用の一部（出展ブース数に応じた上限を設定） | 300 | 250 | 300 | 京都市保育の担い手確保事業費補助金交付要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 幼保総合支援室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|---------------------------|-----------------------------|------------------|---|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|------------|---------|
| 320 | 保育士宿舎借り上げ支援事業補助金 | 保育士の市内の保育所等への就職促進及び就労継続を図る。 | 民間保育園及び民間認定こども園 | 保育士の宿舎を借り上げる事業に要する経費の3/4ただし、宿舎一戸あたり月額65,000円以内。 | 70,606 | 62,928 | 72,722 | 京都市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 幼保総合支援室 |
| 321 | 保育補助者雇上げのための貸付事業 | 保育人材の確保を図る。 | 公益社団法人京都市保育園連盟 | 保育園等一箇所当たり 年額2,953,000円以内 | 74,420 | 42,397 | 50,000 | 京都市保育補助者雇上げのための貸付事業費補助金交付要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 幼保総合支援室 |
| 322 | 保育施設におけるICT化推進事業補助金 | ICT化を推進する。 | 民間保育園及び民間認定こども園 | 業務のICT化を行うためのシステムの新規導入及び更新等に要する経費の4分の3 | 0 | 0 | 84,100 | 京都市保育園等におけるICT化推進事業補助金交付要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 幼保総合支援室 |
| 323 | 京都府私立幼稚園連盟研修事業補助金 | 私立幼稚園の充実・振興 | 公益社団法人京都府私立幼稚園連盟 | 連盟が実施する研修事業に要する経費のうち一部 | 3,460 | 3,460 | 3,460 | 京都府私立幼稚園連盟研修事業補助金交付要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 幼保総合支援室 |
| 324 | 京都市私立幼稚園協会事業補助金 | 私立幼稚園の充実・振興 | 公益社団法人京都市私立幼稚園協会 | 協会が実施する事業のうち、補助対象経費の一部 | 22,000 | 22,000 | 22,000 | 京都市私立幼稚園協会事業補助金交付要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 幼保総合支援室 |
| 325 | 京都市私立幼稚園等特色ある幼稚園教育推進事業補助金 | 私立幼稚園の充実・振興 | 公益社団法人京都市私立幼稚園協会 | 各幼稚園が実施する特色ある幼稚園教育推進事業について、90万円×事業実施園数及び協会事務経費に、20万円×親子登園事業実施園数を加算した額 | 99,800 | 99,800 | 101,500 | 京都市私立幼稚園等特色ある幼稚園教育推進事業補助金交付要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 幼保総合支援室 |
| 326 | 京都市私立幼稚園等特別支援教育振興補助金 | 私立幼稚園の充実・振興 | 公益社団法人京都市私立幼稚園協会 | 障害のある幼児の教育の充実を図るため実施する事業に要する経費の一部 | 95,400 | 95,400 | 97,800 | 京都市私立幼稚園等特別支援教育振興補助金交付要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 幼保総合支援室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|--------------------------------|--|--|---|------------------|------------------|------------------|------------------------------------|------------|------------|
| 327 | 京都市私立幼稚園等運営事業補助金 | 私立幼稚園の充実・振興 | 学校法人等 | 教育の充実に資する事業の実施に要する費用の1/2 | 150,908 | 150,908 | 152,000 | 京都市私立幼稚園等運営事業補助金交付要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 幼保総合支援室 |
| 328 | 京都市私立幼稚園等預かり保育推進事業補助金 | 私立幼稚園の預かり保育事業の推進 | 学校法人等 | 預かり保育事業に要する経費のうち一部 | 141,160 | 141,160 | 140,160 | 京都市私立幼稚園等預かり保育推進事業補助金交付要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 幼保総合支援室 |
| 329 | 私立幼稚園幼児教育・保育無償化事務支援補助 | 私立幼稚園の無償化に係る事務の円滑化と負担軽減 | 学校法人等 | 無償化の事務の遂行に係る経費と基準額を比較して少ない方(補助率1/2) | 14,404 | 14,404 | 11,565 | 京都市幼児教育・保育無償化に係る私立幼稚園事務支援補助事業実施要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 幼保総合支援室 |
| 330 | 京都市民間保育施設等に対する喀痰吸引等研修受講支援事業補助金 | 医療的ケア児への支援体制の確保 | 認可民間保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所および事業所内保育事業所、私立幼稚園 | 1. 受講料等について 合計額の1/2に相当する額と12,000円とのいずれか低い額 2. 研修指示書作成料について作成料と3,000円のいずれか低い額 | 240 | 0 | 300 | 京都市民間保育施設等に対する喀痰吸引等研修受講支援事業補助金交付要綱 | 子ども若者はぐくみ局 | 幼保総合支援室 |
| 331 | らくなん進都企業立地促進のための土地所有者奨励金 | らくなん進都における産業集積の促進 | らくなん進都内に土地を所有する事業者又は個人 | 土地の売却や貸付等に要する費用。ただし、上限あり。 ・土地の売却 平成28年度以降：1,500万円(1,000㎡以上の場合) 500万円(1,000㎡未満の場合) ・土地の貸付及び貸事業所の新築等：単年度当たり200万円 ※令和4年度以降新規受付を休止 | 2,505 | 2,505 | 2,505 | らくなん進都企業立地促進のための土地所有者奨励金交付要綱 | 都市計画局 | まち再生・創造推進室 |
| 332 | 公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター補助金 | 景観の保全・創造、質の高い住環境の形成など本市の都市特性の更なる伸長への寄与 | 公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター | 要綱に定める (1) 景観・まちづくりに関する事業 (2) センターの管理運営に関する事業 に要した経費のうち、適当と認める額 | 40,198 | 40,198 | 40,363 | 公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター補助金交付要綱 | 都市計画局 | まち再生・創造推進室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|---------------------------|------------------------------|---------------|--|------------------|------------------|------------------|---------------------------------|-----------|------------|
| 333 | 防災まちづくり推進事業補助金 | 密集市街地及び細街路の防災性の向上 | 建物所有者又は土地所有者等 | <p>【老朽木造建築物除却事業】 老朽建築物の除却に要する費用の1/2(上限60万円) 【まちなか commons 整備事業】 ①防災ひろば整備のための建築物の除却に要する費用の9/10(上限100万円) ②防災ひろばの整備に要する費用の10/10(上限200万円) 【危険ブロック塀等改善事業】 危険ブロック塀等の除却に要する費用 (1㎡@11.6千円)</p> | 15,500 | 7,781 | 15,500 | 京都市防災まちづくり推進事業補助金交付要綱 | 都市計画局 | まち再生・創造推進室 |
| 334 | 密集市街地のこみち改善事業補助金 | 密集市街地の防災性及び住環境の向上 | 土地所有者 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路の整備に要する費用の10/10(工事種別ごとに上限あり) ・後退用地の寄付に係る分筆測量・登記に要する費用10/10(上限100万円) | 11,800 | 0 | 7,800 | 京都市密集市街地のこみち改善事業補助金等交付要綱 | 都市計画局 | まち再生・創造推進室 |
| 335 | 細街路対策事業補助金 | 細街路の防災性の向上 | 建物所有者又は土地所有者等 | <p>【緊急避難経路整備事業】 避難経路を設ける工事に要する費用の10/10(上限30万円) 【袋路等始端部における耐震・防火改修事業】 袋路始端部の建築物の耐震・防火の工事に要する費用の10/10(工事種別ごとに上限あり) 【袋路等始端部整備事業】 袋路始端部の敷地の後退用地の舗装、障害物の撤去に要する費用の10/10(上限50万円)</p> | 3,500 | 1,770 | 7,500 | 京都市細街路対策事業補助金交付要綱 | 都市計画局 | まち再生・創造推進室 |
| 336 | 密集市街地における京町家の大規模修繕の計画策定支援 | 密集市街地の防災性、住環境の向上及び京都らしい風情の保全 | 建物所有者 | <ul style="list-style-type: none"> ・大規模修繕等の計画及び設計に要する費用(申請手数料を除く) ・補助対象費用の1/2(上限200万円) | 0 | 0 | 6,000 | 京都市京町家の大規模修繕・模様替計画策定支援事業補助金交付要綱 | 都市計画局 | まち再生・創造推進室 |
| 337 | 個別指定京町家維持修繕補助金 | 京町家の保全及び継承 | 補助対象工事を行う者 | 京町家条例に基づき「個別に指定された京町家」の屋根瓦の部分取替えや外壁の部分的な補修工事等に関する費用の1/2(上限20万円) | 2,100 | 905 | 2,100 | 個別指定京町家維持修繕補助金交付要綱 | 都市計画局 | まち再生・創造推進室 |
| 338 | 指定京町家改修補助金 | 京町家の保全及び継承 | 補助対象工事を行う者 | <ul style="list-style-type: none"> ・京町家条例に基づき「個別に指定された京町家」の外部改修工事、内部改修工事及び設備改修工事に要する費用の1/2(上限250万円)(ただし、内部及び設備改修工事に要する費用は上限各60万円) ・京町家条例に基づき「指定された地区内の京町家」の外部改修工事及び設備改修工事に要する費用の1/2(上限100万円)(ただし、設備改修工事は、外部改修工事と併せて行う場合又は過去に本補助金を利用して外部改修工事を行った場合に限り補助対象とし、設備改修工事の補助額は、外部改修工事の補助額を上限額とする。) | 50,850 | 41,717 | 50,850 | 指定京町家改修補助金交付要綱 | 都市計画局 | まち再生・創造推進室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|---------------------------|---|-------------------|--|------------------|------------------|------------------|------------------------------------|-----------|-------|
| 339 | 伝統的建造物群保存地区補助金 | 保存地区内の建造物等や伝統的建造物群と一体をなす環境の保存、歴史的景観の維持及び向上 | 市内の事業者等9件及び個人3件 | ①伝統的建造物の修理等の工事に要する費用の4/5（上限600万円） ②その他の建築物等の修理等の工事に要する費用の2/3（上限600万円） | 39,375 | 34,695 | 45,840 | 京都市伝統的建造物群保存地区条例 | 都市計画局 | 景観政策課 |
| 340 | 市街地景観整備補助金及び歴史的風致形成建造物補助金 | 良好な都市環境の形成及び保全に資するとともに、文化的資産である景観の将来世代への継承並びに良好な歴史的環境の維持及び向上 | 市内の事業者等31件及び個人12件 | ①歴史的景観保全修景地区内の地区様式の建築物等、界わい景観建造物及び重要界わい景観整備地域内の地区様式の建築物等の修理等の工事に要する費用の2/3（上限600万円） ②景観重要建造物の修理等の工事に要する費用の2/3（上限1,000万円） ③歴史的意匠建造物の修理等の工事に要する費用の1/2（上限400万円） ④歴史的景観保全修景地区内の準様式の建造物等の修理等の工事に要する費用の1/2（上限300万円） ⑤重要界わい景観整備地域内の準様式の建築物等の修理等の工事に要する費用の2/3（上限300万円） ⑥歴史的風致形成建造物の修理等の工事に要する費用の1/2（上限300万円） | 120,794 | 107,476 | 120,800 | 京都市市街地景観整備条例及び京都市歴史的風致形成建造物補助金交付要綱 | 都市計画局 | 景観政策課 |
| 341 | 京都市建築物火災安全改修モデル事業 | 技術面、事業面の双方においてノウハウの蓄積がない既存建築物の火災安全改修について、効果的な手法を把握するため、限定的にモデル的な改修を支援するもの | ビルのオーナー等 | 【京都市建築物火災安全改修モデル事業】 階数が3以上かつ、直通階段が1又は直通階段等の堅穴部分が防火・防煙区画化されていない建築物を対象に、モデル的な改修に対して助成する。 ・補助率 100%（うち国補助10/10） ・実施予定件数 1件（20,000千円） | 20,000 | 0 | 20,000 | 京都市建築物火災安全改修モデル事業補助金交付要綱 | 都市計画局 | 建築指導課 |
| 342 | 京都市歴史的建築物保存活用計画作成に係る補助金 | 本市における歴史的建築物の保存及び活用を促進する | 対象建築物の所有者 | 京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例に基づく保存活用計画の作成に要する一部の費用の1/2 （木造平屋又は2階建てかつ延べ面積200㎡以下：上限200万円） （非木造及び上記以外の木造：上限400万円） | 6,000 | 3,842 | 6,000 | 京都市歴史的建築物保存活用計画作成に係る補助金交付要綱 | 都市計画局 | 建築指導課 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|---|---------------------|----------|--|------------------|------------------|------------------|--|-----------|---------|
| 343 | 吹付けアスベスト除去等助成事業補助金 | 既存建築物のアスベストの除去等促進 | 建築物の所有者 | 【含有調査】 補助対象費用の10/10 (上限25万円) 【除去等】 補助対象費用の2/3 (上限100万円) | 4,250 | 2,981 | 4,500 | 京都市吹付けアスベスト除去等助成事業補助金交付要綱 | 都市計画局 | 建築安全推進課 |
| 344 | 京都市防災拠点耐震化促進事業補助金 京都市緊急輸送道路等沿道耐震化促進事業補助金 (特定既存耐震不適格建築物耐震化対策事業補助金) | 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進 | 建築物の所有者 | 京都市防災拠点耐震化促進事業 【耐震診断】 補助対象費用の2/3 (上限200万円) 京都市緊急輸送道路等沿道耐震化促進事業 【耐震診断】 補助対象費用の2/3 (上限200万円) 【耐震改修計画作成】 補助対象費用の2/3 (上限300万円) 【耐震改修】 補助対象費用の2/3 (上限2,000万円) | 0 | 0 | 4,000 | 京都市防災拠点耐震化促進事業補助金交付要綱 京都市緊急輸送道路等沿道耐震化促進事業要綱 | 都市計画局 | 建築安全推進課 |
| 345 | 分譲マンション耐震化促進事業補助金 (分譲マンション耐震化対策事業補助金) | 分譲マンションの耐震化の促進 | 管理組合の代表者 | 【耐震診断】 補助対象費用の2/3 (上限200万円) 【耐震改修計画作成】 特定分譲マンション：補助対象費用の2/3 (上限300万円) その他の分譲マンション：補助対象費用の1/3 (上限1住戸当たり15万円) 【耐震改修】 補助対象費用の1/3 (上限4,800万円又は1住戸当たり60万円※1のいずれか低い額。ただし、段階改修の1回目は上限1,600万円又は1住戸当たり20万円※2のいずれか低い額) ※1 管理計画を受けたものにあつては、90万円 ※2 管理計画を受けたものにあつては、30万円 | 4,800 | 4,780 | 3,000 | 京都市分譲マンション耐震化促進事業補助金交付要綱 | 都市計画局 | 建築安全推進課 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|---|---|---|--|------------------|------------------|------------------|---------------------------------------|-----------|-----------|
| 346 | 「まちの匠・ぶらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業補助金 (まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援補助金) | 木造住宅及び京町家等の耐震化、防火の促進 | 建築物の所有者又は居住者 (いずれも予定を含む) | 【耐震・防火改修支援】 ・共通事項：補助対象費用の4/5又は、各工事種別ごとの限度額 ・本格改修の補助限度額<耐震診断あり> 木造住宅 200万円 京町家等 300万円 ・簡易改修の補助限度額<耐震診断なし> 木造住宅 対象工事毎に上限があり、合計での上限は40万円 京町家等 対象工事毎に上限があり、合計での上限は60万円 ・耐震シェルター等設置工事の限度額 40万円 ・防火改修工事の限度額 木造住宅 対象工事毎に上限があり、合計での上限は40万円 京町家等 対象工事毎に上限があり、合計での上限は60万円 | 358,000 | 229,249 | 358,000 | 「まちの匠・ぶらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業補助金交付要綱 | 都市計画局 | 建築安全推進課 |
| 347 | 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金 | 鉄道事業者及び軌道経営者が行う輸送の安全を確保すること、又は訪日外国人旅行者の受入環境を整備すること等 | 叡山電鉄株式会社 京福電気鉄道株式会社 | ・主な交付対象事業：鉄道施設における安全性の向上に資する設備の整備 ・補助率：補助対象経費の1/6以内 | 280,650 | 148,968 | 5,000 | 京都市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金交付要綱 | 都市計画局 | 歩くまち京都推進室 |
| 348 | 鉄道施設安全対策事業費補助金 | 今後、発生が予想されている大規模地震や劣化による鉄道施設の被害の未然防止や拡大防止 | 近畿日本鉄道株式会社 | ・主な交付対象事業：鉄道施設の耐震補強 ・補助率：補助対象経費の1/6以内 | 2,866 | 2,542 | 0 | 京都市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱 | 都市計画局 | 歩くまち京都推進室 |
| 349 | 地方バス路線維持費等補助金 | 生活交通路線として必要なバス路線のうち、広域的・幹線的なバス路線の運行の維持 | 京阪京都交通株式会社 西日本ジェイアールバス株式会社 岩陰活性化実行委員会 京阪バス株式会社 | ・運送収入が、1日当たり15人輸送した場合の運送収入の見込額に満たない場合、その不足する人数分の乗車券の購入に要する金額 ・経常収益の見込額が、経常費用の見込額の20分の11に満たない場合、その不足する金額 ・1日当たりの輸送量を乗車密度5人で除して算出されるみなし運行回数を、実際の運行回数で除した場合、その不足する金額 ・運行のために購入した車両について、5年間を限度とした車両減価償却費分 | 14,467 | 14,026 | 11,875 | 京都市地方バス路線維持費等補助金交付要綱 | 都市計画局 | 歩くまち京都推進室 |
| 350 | 京北地域バス事業維持費等補助金 | 京北地域の生活交通路線としてバス路線の運行の維持 | 公益財団法人きょうと京北ふるさと公社 | 路線運行費用に対する運送収入の不足額以内 | 34,000 | 34,000 | 34,000 | 京都市京北地域バス事業維持費等補助金交付要綱 | 都市計画局 | 歩くまち京都推進室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|--|---|--|---|------------------|------------------|------------------|--|-----------|-----------|
| 351 | 地域主体の生活交通確保補助金 | 地域が共助の取組として主体的に実施する運行に対する支援 | 地域団体等 | <p><自家用有償旅客運送> 予算の範囲内で、「運行に係る必要経費」について補助率2/3で補助（上限あり）</p> <p><無償運送> 予算の範囲内で、下記全額補助（上限あり）</p> <p>① 車両調達及び付属設備の設置に係る経費 ② 保険料、車検費用及び自動車税等に係る経費 ③ 需要調査や利用促進に係る経費 ④ 安全対策に係る経費 ⑤ 燃料費に係る経費 ⑥ その他運送主体の運営に係る経費</p> | 4,040 | 2,763 | 4,100 | 地域主体の生活交通確保補助金交付要綱 | 都市計画局 | 歩くまち京都推進室 |
| 352 | 京都駅北口タクシー乗り場滞留対策強化事業補助金 | 市民生活と調和した持続可能な観光の実現に向けた、京都駅北口タクシー乗り場における滞留対策への支援 | 京都駅北口広場管理組合に属し、京都駅北口タクシー乗り場を運営する者 | 予算の範囲内で、当該補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から翌年3月31日までの間に実施する京都駅北口タクシー乗り場における人員の配置等、滞留対策事業に係る経費を全額補助 | 9,700 | 9,700 | 10,200 | 京都駅北口タクシー乗り場滞留対策強化事業補助金交付要綱 | 都市計画局 | 歩くまち京都推進室 |
| 353 | 京都市「洛西“SAIKO”プロジェクト」に掲げる「交通のバージョンアップ」の推進に係る補助金 | 本域を運行する公共交通事業者との連携による運賃制度のシームレス化に資する取組への支援 | 株式会社ヤサカバス | <ul style="list-style-type: none"> ・「洛西“SAIKO”プロジェクト」に掲げる「交通のバージョンアップ」に基づき実施する運賃制度のシームレス化に資する事業 ・補助率：補助対象経費の1/3 | 22,900 | 11,417 | 0 | 京都市「洛西SAIKOプロジェクト」に掲げる「交通のバージョンアップ」の推進に係る補助金交付要綱 | 都市計画局 | 歩くまち京都推進室 |
| 354 | 地域公共交通における運行維持確保対策事業 | コロナ禍の影響を受け旅客数が減少し、厳しい経営状況にある公共交通事業者について、燃料費高騰分等を踏まえ、運行維持に向け支援 | 京阪バス株式会社、京都バス株式会社、西日本ジェイアールバス株式会社、京阪京都交通株式会社、京都京阪バス株式会社、阪急バス株式会社、近鉄バス株式会社、株式会社ヤサカバス、合同会社京都まちづくり交通研究所、雲ヶ畑自治振興会、一般社団法人醍醐コミュニティバス市民の会、京福電気鉄道株式会社、叡山電鉄株式会社 | <p>(路線バス) 103千円/両 (定員10名以下は34千円/両) × 運行車両数 (当初) 142千円/両 (定員10名以下は47千円/両) × 運行車両数 (2月補正)</p> <p>(地域鉄道) 京福電気鉄道 107千円/両 × 運行車両数 (当初) 叡山電鉄 200千円/両 × 運行車両数 (当初) 京福電気鉄道 87千円/両 × 運行車両数 (2月補正) 叡山電鉄 250千円/両 × 運行車両数 (2月補正)</p> | 86,000 | 81,444 | 0 | 京都市地域公共交通における運行維持支援金交付要綱 | 都市計画局 | 歩くまち京都推進室 |
| 355 | バス路線維持補助金 | 市民生活に不可欠な路線を確保するため、バス事業者等に対する支援を行うことで、既存のバス路線の廃止による交通不便地域の発生回避を図るもの | 京都市内を運行しているバス事業者等 | <p><交付対象事業></p> <p>○バス路線運行維持に対する支援 廃止されることで鉄道駅やバス停の一定距離圏内から外れる地域が発生するバス路線について、路線収支の赤字相当（経常費用の5割を上限） (補助率) 京都市交通局：1/2 民間バス事業者等：4/5</p> <p>○モビリティ・マネジメントに対する支援 支援対象路線の利用を促すため、沿線の地域住民とバス事業者、京都市が一体となって実施するモビリティ・マネジメントの取組に要する経費 (補助率) 1/2 (上限額100万円)</p> | 127,383 | 87,510 | 116,000 | 京都市バス路線維持補助金交付要綱 | 都市計画局 | 歩くまち京都推進室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|-------------------------------|--|---|---|------------------|------------------|------------------|--|-----------|-----------|
| 356 | 公共交通担い手確保・定着支援事業補助金 | 深刻化する担い手不足により生活交通の維持確保に影響が生じている現状を踏まえ、担い手確保等に向けた取組を行う公共交通事業者及び関連団体に対して支援するもの | 京都市内を運行している民間バス事業者、京都府バス協会 | <交付対象事業> 啓発ツール作成やイベントの実施、福利厚生に係る施設の整備、従業員の住宅の確保に係る住宅改修など、担い手確保・定着につながる事業の実施に要する経費 <補助率> 補助対象経費の1/2 | 63,500 | 27,154 | 0 | 京都市公共交通担い手確保・定着支援事業補助金交付要綱 | 都市計画局 | 歩くまち京都推進室 |
| 357 | 地域連携型空き家対策促進事業補助金 | 地域の自治組織等が主体となって行う空き家の発生の予防や活用等に関する取組に対する支援 | 事業取組団体 | 地域の自治組織等が主体となって行う空き家の発生の予防や活用等に関する取組に要する経費(該当経費の10/10、取組団体(学区)当たり上限50万円/年度) | 1,000 | 516 | 0 | 京都市地域連携型空き家対策促進事業補助金交付要綱 | 都市計画局 | 住宅政策課 |
| 358 | 地域優良賃貸住宅補助金 | 地域優良賃貸住宅の供給促進 | 京都市住宅供給公社 | 地域優良賃貸住宅の家賃減額補助 【家賃減額補助】 国土交通省が定める要領等に基づき算定した額 | 38,404 | 32,986 | 20,895 | 京都市地域優良賃貸住宅補助金等交付要綱 | 都市計画局 | 住宅政策課 |
| 359 | 京都安心すまい応援金(京都市子育て世帯既存住宅取得応援金) | 子育て世帯の本市への定住・移住と既存住宅の流通の促進 | 交付要件を満たす者 | 交付額：最大200万円 (1) 基本額 以下のすべての条件を満たす世帯に対し、基本額として100万円を交付する。 ア 未就学の子ども(妊娠中を含む)がいる世帯 イ 築5年以上かつ購入価格500万円(税抜)以上の既存住宅を自己居住用として購入 ウ 既存住宅購入後に市内事業者が施工するリフォーム工事を実施 (2) 加算額 (1)の基本額に、以下のいずれかを満たすごとに50万円を加算する。 ただし、最大2項目、100万円まで。 ア 子どもが2人以上いる世帯 イ 市外からの転入 ウ 購入する既存住宅が京町家等又は管理計画認定を受けたマンション | 495,000 | 156,000 | 605,000 | 京都市子育て世帯既存住宅取得応援金交付要綱 | 都市計画局 | 住宅政策課 |
| 360 | 空き家等の活用・流通補助金 | 市場性の低い昭和以前に建築された空き家等の活用・流通促進 | 【建物活用補助】 売却した空き家の元所有者 【敷地活用補助】 空き家の所有者 | 【建物活用補助】 昭和64年1月7日以前に建築された、延べ床面積が200㎡以下の空き家の売買契約締結に伴う仲介手数料の1/2(上限25万円) 【敷地活用補助】 昭和64年1月7日以前に建築された、敷地面積が50㎡以下の空き家(京町家を除く。)の解体工事費用の1/3(上限60万円)。解体後、敷地を隣地等と合わせて50㎡超の土地として一体利用する場合は、上限に最大20万円を加算。 | 65,500 | 17,952 | 30,000 | 京都市空き家等の活用・流通(建物活用)補助金交付要綱 京都市空き家等の活用・流通(敷地活用)補助金交付要綱 | 都市計画局 | 住宅政策課 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|-----------------------|---|---|--|------------------|------------------|------------------|---|-----------|----------|
| 361 | セーフティネット住宅供給事業補助金 | 高齢者や低額所得者等の住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅の供給促進 | 【家賃補助】 民間賃貸住宅の賃貸事業者 【家賃債務保証料補助】 家賃債務保証業者等 | 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅に対する家賃補助・家賃債務保証料への補助 【家賃補助】 左記住宅の月額家賃（戸当り4万円/月、48万円/年上限） 【家賃債務保証料補助】 左記住宅の家賃債務保証料（戸当り6万円/回上限、初回のみ） | 3,000 | 2,040 | 3,000 | 京都市セーフティネット住宅供給促進モデル事業補助金交付要綱 | 都市計画局 | 住宅政策課 |
| 362 | 私道整備助成金 | 私道の舗装を促進するとともに舗装道路を維持し、もって環境の整備に寄与することを目的とする。 | 助成を受けようとする私道に面して居住している人（工事施行者） | 左記工事の実施に要する費用のうち標準工事費の3/4 | 20,000 | 19,596 | 15,000 | 京都市私道整備助成金交付規則私道整備特別助成金交付要綱 | 建設局 | 土木管理課 |
| 363 | 水防訓練実施支援補助金 | 水防法第35条に基づく水防訓練を実施する水防管理団体に対し、水防活動の充実強化を図る。 | 澁川右岸水防事務組合 桂川・小畑川水防事務組合 | 左記事業に定める経費の範囲内において、市長が定める額 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 水防訓練実施支援補助金交付要綱 | 建設局 | 土木管理課 |
| 364 | 民間自転車等駐車場整備助成金 | 自転車等の放置を防止し、道路、公園その他の公共の場所の機能を保全するとともに、良好な都市環境の形成に資するため、自転車等駐車場の整備を促進する。 | 一般共用自転車等駐車場を整備した個人又は法人 | 自転車等駐車場設置のための建設費及び駐車器具整備費の合計又は本市が定める標準整備費のいずれか低い額の1/2（点数方式で評価し、点数に応じて助成額を段階的に設定、上限は600万円） | 3,214 | 1,680 | 8,000 | 京都市民間自転車等駐車場整備助成金交付要綱 | 建設局 | 自転車政策推進室 |
| 365 | 自転車用ヘルメット購入費補助金 | 自転車用ヘルメットの着用を促進し、自転車乗車中の事故被害を軽減させるとともに、市民の交通安全意識を高め、自転車の安心・安全な利用環境づくりを推進する。 | 補助申請日及びヘルメット購入日において市内に住所を有し、申請年度に16歳以上である者で、自転車ルール・マナーやヘルメットの正しい着用方法を学ぶ意志がある者 | 自転車用ヘルメット1個につき2,000円（補助券を用いて事業協力店で購入された物に限る） | 5,626 | 3,662 | 3,000 | 京都市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱 | 建設局 | 自転車政策推進室 |
| 366 | JR奈良線高速化・複線化第二期事業費補助金 | 京都駅と京都府南部地域を結ぶ広域鉄道網であるJR奈良線の充実と、沿線住民の利便性向上 | 西日本旅客鉄道株式会社 | JR奈良線高速化・複線化第二期事業に要する経費のうち、沿線市町が補助する事業費の38.46% | 233,432 | 233,432 | 15,822 | 京都市JR奈良線高速化・複線化第二期事業費補助金交付要綱 | 建設局 | 道路建設課 |
| 367 | 指定保存樹等助成金 | 保存樹等の保護育成のため、保存中の適切な維持管理行為に対して助成し、市街地の緑の保全及び緑化の推進を図る。 | 保存樹の所有者及び管理者等 | 左記事業の実施に要する費用の1/2（上限30万円） | 800 | 578 | 800 | 京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例 京都市指定保存樹等助成事業実施要綱 | 建設局 | みどり政策推進室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|--------------------|--|---|--|------------------|------------------|------------------|------------------------|-----------|--------|
| 368 | 北区民ふれあい事業補助金 | 区民とのパートナーシップによる個性あふれるまちづくりの推進 | 北区未来につながる区民会議・北区制70周年記念事業実行委員会 | 対象事業に要する経費 | 1,650 | 1,646 | 4,150 | 北区民ふれあい事業補助金交付要綱 | 北区役所 | 地域力推進室 |
| 369 | 北区安心安全ネット継続応援事業補助金 | 「北区基本計画～“つながり”の力で進めるまちづくり～」に掲げる「誰もが安心安全に、笑顔で楽しく暮らし、観光できる、優しさ溢れるおもてなしのまちづくり」及び「世界一安心安全・おもてなしのまち京都市民ぐるみ推進運動第2期運動プログラム」に掲げる「京都が培ってきた文化力や人と人とのつながりを活かし、誰もが安心安全を実感できるまちづくり」の実現に向けて、区民が自主的・主体的に行う安心・安全の取組を推進する | 北区内の学区を単位として活動する自治連合会その他の地域における各種の団体を中心に構成される横断的な団体で、かつ取組を継続的に実施できる団体 | 6学区（輪番制）×先事業に要する費用の75%（上限5万円） | 300 | 250 | 300 | 北区安心安全ネット継続応援事業補助金交付要綱 | 北区役所 | 地域力推進室 |
| 370 | 北区民まちづくり提案支援事業補助金 | 北区基本計画（令和3年度～）に掲げる、まちの将来像（豊かな自然の恵みと伝統ある文化の中で、人々がお互いに支え合い、活力を持っていきいきと暮らすまち）を実現するための13の目標に向け、区内で実施される自主的・自発的な活動を支援する。この支援が各種取組や団体の活性化につながり、将来的には区内での自立した活動になることを目指す。 | 北区民（北区に通勤・通学等をしている方を含む）又は大学の研究室や学生を中心に構成される団体・グループ | ・まちづくり応援部門（一般枠） 補助対象経費の50%（上限30万円、ただし3年目のみ上限25万円） ・まちづくり応援部門（子育て推進枠） 補助対象経費の60%（上限15万円、ただし3年目のみ上限10万円） ・まちづくりステップアップ部門 補助対象経費の50%（上限10万円） ※まちづくり応援部門の補助は、1事業当たり3箇年度を限度。 ※まちづくりステップアップ部門の補助は、1事業当たり2箇年度を限度。 ※上限額の範囲内において学生による無償労務提供相当額を加えることができる。 | 3,336 | 2,492 | 3,336 | 北区民まちづくり提案支援事業補助金交付要綱 | 北区役所 | 地域力推進室 |
| 371 | 子どもとはぐくむ地域の絆事業補助金 | 北区学区内の各種団体間の連携によるご近所同士の顔の見える関係づくりの推進 | 北区地域代表者または地域代表者が指名した者 | <30年度～> ・1事業当たり3箇年度を限度 ・対象経費の9/10（上限30万円） | 900 | 426 | 0 | 子どもとはぐくむ地域の絆事業補助金交付要綱 | 北区役所 | 地域力推進室 |
| 372 | 北区学区まちづくりビジョン策定補助金 | 北区学区内の各種団体間の連携により、「シニア世代、子育て世代等、多様な地域住民で構成された自治連合会等地域コミュニティ組織による地域の特性を活かした学区まちづくりビジョンの策定に向けた活動」の経費の一部に対して交付する | 北区地域代表者または地域代表者が指名した者 | 年度内に行われる学区まちづくりビジョン策定活動に要する経費に対し、補助対象経費の90%を補助（補助限度額は、30万円） | 300 | 0 | 300 | 北区学区まちづくりビジョン策定補助金交付要綱 | 北区役所 | 地域力推進室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|---------------------|--|----------------|---|------------------|------------------|------------------|--|-----------|----------|
| 373 | 上京区民ふれあい事業補助金 | 区民とのパートナーシップによる個性あふれるまちづくりの推進 | 上京区民会議 | 「上京区民ふれあいまつり」、「上京区民ふれあい史蹟ウォーキング」、「上京—史蹟と文化」、「おこしやす上京」、「かみぎゅうくん活用事業」、「上京de婚活」にかかる経費（報償費、印刷費、会場設営費、通信運搬費、事務費等）に相当する額の範囲内 | 2,958 | 2,494 | 3,743 | 上京区民ふれあい事業補助金交付要綱 | 上京区役所 | 地域力推進室 |
| 374 | 上京区文化振興事業補助金 | 区民とのパートナーシップによる個性あふれる区づくりの推進 | 上京区文化振興会 | 「上京新能」、「「みんなで花を咲かそう」ボランティア活動」、「上京文化絵巻」にかかる経費（報償費、印刷費、会場設営費、材料費、通信運搬費、事務費等）に相当する額の範囲内 | 783 | 773 | 783 | 上京区文化振興事業補助金交付要綱 | 上京区役所 | 地域力推進室 |
| 375 | 学区の安心安全ネット継続応援事業補助金 | 区民が行う安心・安全の取組の推進 | 学区単位の活動団体 | 防犯・地域福祉・防災・子どもの安全対策等活動に係る経費（費用に対する3/4以内の補助で25,000円を超えないもの） | 100 | 25 | 100 | 学区の安心安全ネット継続応援事業補助金交付要綱 | 上京区役所 | 地域力推進室 |
| 376 | 上京区民まちづくり活動支援事業補助金 | 区民の自発的、主体的なまちづくり活動への支援 | 上京区内で活動を行う団体 | 左記事業の実施に要する直接経費の1/2かつ25万円以内（労力換算制度有）、若しくは同経費のうち25万円以内（対象事業に条件あり。） 【上京！MOW部門】 左記事業の実施に要する直接経費の10/10かつ10万円以内、若しくは同経費のうち10万円以内（対象事業に条件あり。） | 3,000 | 1,987 | 3,000 | 上京区民まちづくり活動支援事業補助金交付要綱 上京区民まちづくり活動支援事業「上京！MOW部門」補助金交付要綱 | 上京区役所 | 地域力推進室 |
| 377 | 上京の子どもまつり補助金 | 上京区における子育て支援に関する機関のネットワークの構築を目的とした「上京の子どもまつり」の支援 | 上京の子どもまつり実行委員会 | 他の補助金及び寄付金等の額を踏まえて算定した対象事業に要する経費 | 1,292 | 1,292 | 1,292 | 上京の子どもまつり補助金交付要綱 | 上京区役所 | 子どもはぐくみ室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|-----------------------------|---|--|---|------------------|------------------|------------------|---------------------------------|-----------|--------|
| 378 | 左京区まちづくり活動支援交付金 | 地域に暮らす皆様や区内の大学・学生が魅力あふれる左京、活力のある地域を作ろうと取り組まれる活動を応援する。 | ・左京区民を構成員に含み、左京区内で活動する法人その他の団体 ・左京区内の大学、その研究室、ゼミ、機関、学生クラブ、サークル等 | ●地域活動部門 ①左京区基本計画に基づき、地域の資源等を活用して地域の活性化、環境の保全、文化、福祉、教育等の向上を図ろうとするもの。(交付金の額20万円以下 補助率等1/2) ただし、大学、事業所等他主体との協働による取組は、交付割合2/3を上限として交付額を決定することができる。 ②上記のうち、自治会・町内会の運営の利便性向上及び自治会・町内会の活性化に向けた取組、定住移住促進・北部山間振興の取組、防災力の向上の取組並びに子どもはぐくみの取組(交付金の額20万円以下 補助率等2/3) ●はじめる部門 ①のうち、初めて自主的なまちづくりに取り組むもの(ただし他市区町村で実施実績のある活動を除く。また、利用できるのは各活動につき1回限りとする。)(交付金の額15万円以下 補助率等4/5) | 4,645 | 3,140 | 4,200 | 左京区まちづくり活動支援交付金交付要綱 | 左京区役所 | 地域力推進室 |
| 379 | 左京区民ふれあい事業補助金 | 区民とのパートナーシップによる個性あふれるまちづくりの推進 | 左京区民ふれあい事業実行委員会 | 左京区民ふれあい事業年間計画書に記載した事業に要する経費 その他、実行委員会の目的を達成するために必要な事業に要する経費 | 2,290 | 2,112 | 2,480 | 左京区民ふれあい事業補助金交付要綱 | 左京区役所 | 地域力推進室 |
| 380 | 学区の安心安全ネットワーク継続応援事業補助金 | 区民が行う安心・安全の取組の推進 | 元学区又は小学校区を単位として活動する団体 | 1団体当たり左記事業に要する費用の3/4以内(上限15万円) | 720 | 506 | 720 | 左京区安心安全ネットワーク継続応援事業補助金交付要綱 | 左京区役所 | 地域力推進室 |
| 381 | 左京食文化推進事業「ほんまもん」の食を楽しもう」補助金 | 左京区の「食」に関するもの・ことの継承と、「食」を通した区北部地域の活性化。 | 左京食文化推進事業「ほんまもん」の食を楽しもう」実行委員会 | 左記事業に要する経費に相当する額の範囲内において別に定める額(謝礼、委託料、印刷費等) | 300 | 287 | 0 | 左京食文化推進事業「ほんまもん」の食を楽しもう」補助金交付要綱 | 左京区役所 | 地域力推進室 |
| 382 | 左京・地域ゆかりの文化発信・継承プロジェクト補助金 | 左京区の伝統行事、郷土料理等、地域ゆかりの文化の魅力を区内外へ発信するとともに、50年後、100年後まで継承されるよう取組を実施するための支援を行う。 | 左京・地域ゆかりの文化実行委員会 | 左記事業に要する経費に相当する額の範囲内において別に定める額(謝礼、委託料、印刷費等) | 500 | 194 | 0 | 左京・地域ゆかりの文化発信・継承プロジェクト補助金交付要綱 | 左京区役所 | 地域力推進室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|-----------------|---|------------------------------|--|------------------|------------------|------------------|------------------------|-----------|------------------------|
| 383 | チマキザサ再生プロジェクト | チマキザサの再生に向けて、保全及び調査、機運醸成と啓発活動、生産・流通モデルの確立など、ササ再生の取組を支援する。 | チマキザサ再生委員会 | 左記事業に要する経費に相当する額の範囲内において別に定める額 | 550 | 529 | 1,000 | チマキザサ再生事業補助金交付要綱 | 左京区役所 | 地域力推進室 |
| 384 | 災害に強い左京区づくり事業 | 地域防災力の強化を図るため、京都市自主防災組織推進要綱に基づき設置された自主防災組織を対象とした防災資機材等整備事業に対する補助金の交付を行う。 | 京都市自主防災組織推進要綱に基づき設置された自主防災組織 | 自主防災組織が活動上必要な防災資機材等で、別に定めるもの。(交付金の額10万円以下 補助率等10/10) ＜防災資機材等購入品目一覧＞ ①避難所運営資機材 バケツ、発動発電機、投光機、懐中電灯、車椅子、防水シート（ビニールシート）、携帯用無線通信機（トランシーバー）、ハンドマイク、携帯ラジオ、防災倉庫・防災用品保管庫（工事費用を除く。）、鍋・釜、カセットコンロ、ポリ容器、簡易ベッド、携帯トイレ・簡易トイレ、凝固剤、マット、テント、毛布、ヘルメット、救急箱その他区長が必要と認める資機材 ②食料品、飲料水、日用品 ・アルファ化米、クッキー、ビスケット等の食料品（賞味期限が5年以上のものに限る。） ・乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク ・ペットボトル又はアルミ缶の容器に入った飲料水（賞味期限が5年以上のものに限る。） ・トイレットペーパー、歯ブラシ、紙おむつ、生理用品等の日用品 ・その他区長が必要と認める備蓄物資 | 491 | 490 | 500 | 左京区防災資機材等整備事業補助金交付要綱 | 左京区役所 | 地域力推進室 総務・防災担当 |
| 385 | ようこそお母さん・お父さん事業 | 左京区の各学区民生児童委員協議会が、子どもはぐくみ室と連携し、子育て中の家庭が気軽に育児等の相談ができる体制を築くとともに、子育てに役立つ情報を提供する。 | 左京区民生児童委員会 (各学区民生児童委員協議会) | 1協議会当たり上限35,000円。ただし、主任児童委員を設置していない協議会については、上限20,000円 | 650 | 584 | 650 | ようこそお母さん・お父さん事業補助金交付要綱 | 左京区役所 | 子どもはぐくみ室（執行所属：健康長寿推進課） |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|---------------------------|---|--|--|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|-----------|--------|
| 386 | 中京区学区の安心安全ネットワーク継続応援事業補助金 | 学区内の各種団体等が連携して行っている、地域の安心・安全を向上させる取組の更なる継続・発展を支援 | 学区単位の活動団体 | 1団体当たり左記事業に要する費用の3/4以内（上限10万円） | 400 | 147 | 400 | 中京区学区の安心安全ネットワーク継続応援事業補助金交付要綱 | 中京区役所 | 地域力推進室 |
| 387 | 中京区民ふれあい事業補助金 | 個性あふれるまちづくりを目指して、区民と行政が連携して行う取組の推進 | 中京区民ふれあい事業実行委員会 | 対象事業に要する経費 ・事業企画運営等委託料 ・会場運営及び設営費 他 | 2,150 | 693 | 2,700 | 中京区民ふれあい事業補助金交付要綱 | 中京区役所 | 地域力推進室 |
| 388 | 中京区民まちづくり支援事業補助金 | 中京区基本計画で定める中京区の目指すべき将来像の実現を目的とした、区民主体のまちづくりの取組を支援 | 主に区民で構成され、まちづくりに関係した自主的、主体的な活動を行なっている団体等 | スタートアップ応援枠：事業費の3/4かつ10万円以内 スタートアップ学生応援枠：10万円以内 | 1,000 | 248 | 1,000 | 京都市中京区民まちづくり支援事業補助金交付要綱 | 中京区役所 | 地域力推進室 |
| 389 | 自治会ICT化促進支援事業補助金 | 中京区基本計画で定めるまちづくり戦略の推進を目的としたICT(情報通信技術)を活用した区民主体のまちづくりの取組を支援 | 地域自治を担う住民組織、また住民組織が推薦する地域住民で構成された団体 | 1団体当たり左記事業に要する費用の4/5以内(上限10万円) | 900 | 129 | 900 | 中京区自治会ICT化促進支援事業補助金交付要綱 | 中京区役所 | 地域力推進室 |
| 390 | 東山区まちづくり支援事業 | 東山区を対象にその課題の解決、魅力の向上又は活性化を図るための活動を支援する。 | 東山区を対象に活動する団体・グループ | ①パワーアッププラン 区の課題解決に資する20の取組項目の推進 助成対象費用の1/2以内（上限30万円） ②コンパクトプラン 地域の課題や地域の活性化、魅力の向上に取り組む比較的小規模な事業（助成対象経費が概ね10万円以下） 助成対象費用の9/10以内（上限5万円） ③“リアルに住みたくなる”を発信するプラン（リア住プラン） Instagramで東山の日常を発信する取組・事業 助成対象経費の10/10（上限5万円）、5万円を超える場合は、超えた部分のみ2/3以内（全体で上限20万円） | 2,410 | 1,426 | 2,650 | 東山区まちづくり支援事業助成金交付要綱 | 東山区役所 | 地域力推進室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|------------------------|--|---|---|------------------|------------------|------------------|----------------------------|-----------|--------|
| 391 | 東山区民ふれあい事業補助金 | 区民とのパートナーシップによる個性あふれるまちづくりの推進 | 東山区民ふれあい事業実行委員会 | 対象事業に要する経費 | 1,790 | 1,790 | 2,500 | 東山区民ふれあい事業補助金交付要綱 | 東山区役所 | 地域力推進室 |
| 392 | 東山区安心安全ネット継続応援事業補助金 | 区民が行う安心・安全の取組の推進 | 学区単位の活動団体 | 1団体当たり左記事業に要する費用の3/4以内 | 231 | 228 | 231 | 東山区地域の安心安全ネット継続応援事業補助金交付要綱 | 東山区役所 | 地域力推進室 |
| 393 | 山科まちづくりチャレンジ応援事業補助金 | 山科に関わる一人ひとりの誰しものがいきいきと地域活動を担えるよう、山科区内で新しく地域コミュニティの活性化やまちづくりの活動にチャレンジをしようとする方を応援する。 | まちづくりチャレンジャーたる個人又はその個人が代表を務める団体 | 山科区内で実施される新しいチャレンジ要素のある事業で、山科区基本計画のまちづくりのテーマに資する事業 補助金額：1事業当たり対象経費の10分の10以内又は5万円のいずれか低い額を範囲とし、かつ予算の範囲内で、区長が対象事業の実施に必要と認める額 | 1,900 | 1,022 | 1,500 | 京都市山科まちづくりチャレンジ応援事業補助金交付要綱 | 山科区役所 | 地域力推進室 |
| 394 | やましな観光振興・賑わい創出 | 山科の観光情報やまちの魅力を発信し、観光客の誘致を図る取組を支援することで、山科の賑わいと活力を創出する。 | NPO法人おこしやす“やましな”協議会 | 山科区の賑わいと活力の創出に寄与する取組を実施する事業に要する経費であって区長が適当と認めるもの | 500 | 0 | 500 | 京都・やましな観光ウィーク補助金交付要綱 | 山科区役所 | 地域力推進室 |
| 395 | 山科区民ふれあい事業補助金 | 区民とのパートナーシップによる個性あふれるまちづくりの推進 | ふれあい“やましな”実行委員会 | 山科区民ふれあい事業年間計画に記載した事業に要する経費及び実行委員会の目的を達するために必要な事業に要する経費で区長が適当と認めるもの | 2,561 | 2,561 | 2,561 | 山科区民ふれあい事業補助金交付要綱 | 山科区役所 | 地域力推進室 |
| 396 | 山科区学区の安心安全ネット継続応援事業補助金 | 区民が自主的・主体的に行う安心・安全の取組を推進するための活動費への支援により、誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進 | 小学校区を単位として活動する自治連合会その他の地域における各種の団体を中心に構成される横断的な団体 | 1団体当たり事業に要する費用の3/4以内（上限2万5千円） | 325 | 175 | 325 | 山科区学区の安心安全ネット継続応援事業補助金交付要綱 | 山科区役所 | 地域力推進室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|----------------------------------|---|--|--|------------------|------------------|------------------|--------------------------------------|-----------|----------|
| 397 | 山科区スマートフォンアプリ補助金 | 行政、各種団体、NPO、サークル等が発信する山科区に関する地域情報等を一元的に集約し、子育て、健康長寿、防災など、利用者の関心に応じた情報やコンテンツを効果的に配信・提供することで、「山科区スマートフォンアプリ」利用者の生活の質の向上と山科区の活性化を図る。 | 山科区スマートフォンアプリ運営協議会 | 「山科区スマートフォンアプリ」の開発・運営及びその他、協議会の目的を達するために必要な事業に係る経費であって区長が適当と認めるもの | 1,430 | 1,081 | 0 | 山科区スマートフォンアプリ補助金交付要綱 | 山科区役所 | 地域力推進室 |
| 398 | やましなっこ育ち・学び応援事業補助金 | 山科区の子どもの育ちや学びを応援するとともに、地域における子育て文化を醸成する。 | 山科区「はぐくみ」ネットワーク実行委員会 | 山科区伝統文化（能楽）体験、こども音楽体験ワークショップ | 980 | 960 | 980 | やましなっこ育ち・学び応援事業補助金交付要綱 | 山科区役所 | 子どもはぐくみ室 |
| 399 | 山科区地域福祉推進フリースペース設置運営事業補助金 | 高齢者も子育て世代も障害のある方も、誰もが気軽に立ち寄れる「フリースペース」を設置し、地域社会の絆づくりの場とすることで山科区の地域福祉を推進 | 山科区地域福祉推進委員会 | フリースペースの設置運営に要する経費で、区長が適当と認めた額 | 618 | 618 | 618 | 山科区地域福祉推進フリースペース設置運営事業補助金交付要綱 | 山科区役所 | 健康長寿推進課 |
| 400 | 下京区民”支え合い・絆づくり”支援事業 | 区民とのパートナーシップによる個性あふれるまちづくりの推進 | 下京区民ふれあい事業実行委員会 | 事業の経費に相当する額 | 2,000 | 1,359 | 2,000 | 下京区民ふれあい事業補助金交付要綱 | 下京区役所 | 地域力推進室 |
| 401 | 下京区まちづくりサポート事業「SHIMOGYO+GOOD」補助金 | 区民等が地域力を生かして主体的に行うまちづくり活動の支援を通じた「参加と協働」による下京区基本計画の推進 | 下京区内でまちづくり活動を行っている又はこれから行おうとする団体・グループ、事業者等 | 対象団体が下京区内で実施するまちづくり事業（対象活動期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）で、「第3期下京区基本計画」の重点戦略の6つのテーマのいずれかに該当する活動。 ①人口減少に立ち向かう地域コミュニティづくり ②はぐくみ文化の創造・推進 ③誰もがいきいきとくらするまちづくり ④環境と調和したくらしが根付く持続可能なまちづくり ⑤危機にしないやかに対応し「いのちとくらし」を守るまちづくり ⑥京都の元気をけん引するまちづくり ・一般枠：補助率1/2、上限額25万円 ・地域まちづくり特別枠：補助率4/5、上限額15万円 | 3,800 | 2,702 | 3,555 | 下京区まちづくりサポート事業「SHIMOGYO+GOOD」補助金交付要綱 | 下京区役所 | 地域力推進室 |
| 402 | 下京区安心安全ネットワーク継続応援事業補助金 | 区民が行う安心・安全の取組の推進 | 学区単位の活動団体 | 1団体当たり左記事業に要する費用の3/4以内（上限5万円） | 400 | 335 | 400 | 下京区安心安全ネットワーク継続応援補助金交付要綱 | 下京区役所 | 地域力推進室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|----------------------|--|---|--------------------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------------|-----------|--------|
| 403 | 南区民ふれあい事業補助金 | 区民とのパートナーシップによる個性あふれるまちづくりの推進 | 南区民ふれあい事業実行委員会 | 対象事業に要する経費 | 2,520 | 2,392 | 2,270 | 南区民ふれあい事業補助金交付要綱 | 南区役所 | 地域力推進室 |
| 404 | 学区の安心安全応援事業 | 南区民の自主的・主体的な活動への支援による「南区基本計画」の推進 | 南区内で対象となる活動を行う元学区、又は小学校区単位で地域の安心・安全の確保に向けた取組を行う団体 | 対象経費の3/4 (R6:上限5万円、R7:上限7万5千円) | 400 | 300 | 600 | 学区の安心安全応援事業補助金交付要綱 | 南区役所 | 地域力推進室 |
| 405 | 右京区民ふれあい事業補助金 | 区民とのパートナーシップによる個性あふれるまちづくりの推進 | 右京区民ふれあい事業実行委員会 | 右京区民ふれあい事業年間計画書に記載した事業に要する経費 | 4,250 | 4,237 | 4,450 | 右京区民ふれあい事業補助金交付要綱 | 右京区役所 | 地域力推進室 |
| 406 | 右京区安心安全ネットワーク応援事業助成金 | (安心・安全枠) 市民が自主的・主体的に行う安心・安全の取組を支援する。 | 取組を継続的に実施でき、地域における各種の団体を中心に構成される横断的な団体 | 1団体当たり左記事業に要する費用の4/5以内 (上限5万円) | 500 | 489 | 500 | 右京区安心安全ネットワーク応援事業助成金交付要綱 | 右京区役所 | 地域力推進室 |
| 407 | 右京区民ふれあい事業補助金 | 区民が身近に文化に触れる機会の創出 | 右京区民文化普及会 | 対象事業に要する経費 | 1,200 | 883 | 1,200 | 右京区民ふれあい事業補助金交付要綱 | 右京区役所 | 地域力推進室 |
| 408 | 京都創生・右京モデル事業助成金 | 住民主体で実施する北部山間地域をはじめとする地域の活性化や魅力の発信及び文化・芸術の生活への融和 | ・花降る里けいほくプロジェクト実行委員会 ・京都創生・右京モデル推進委員会 ・その他区長が必要と認める団体 | 対象事業に要する経費 | 210 | 210 | 800 | 京都創生・右京モデル事業助成金交付要綱 | 右京区役所 | 地域力推進室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|---------------------|--|-------------------------|--|------------------|------------------|------------------|-------------------------|---------------|--------|
| 409 | 右京子ども職業体験事業補助金 | 子どもたちが就業体験する機会を創出し、働くことの意義や様々な職業、社会の仕組みを学ぶことで、子どもたちのチャレンジ精神や創造性を培う起業家教育を実践 | 右京子ども職業体験実行委員会 | 職業体験事業に要する、材料費や会場設営費等の経費に対し、予算の範囲内で補助 | 2,000 | 1,972 | 2,000 | 右京子ども職業体験事業補助金交付要綱 | 右京区役所 | 地域力推進室 |
| 410 | 右京ファンクラブねっと運営事業補助金 | 右京区のまちの魅力を高める貴重な資源である人、学区、地域団体、イベント等の多彩なまちづくり情報を一元的に集約し、発信する右京ファンクラブねっとの運営 | 右京ファンクラブねっと運営委員会 | 右京区のまちづくり活動の参加意識の高揚や活動の拡大を目的としたポータルサイトの運営経費に対し、予算の範囲内で補助 | 400 | 399 | 275 | 右京ファンクラブねっと運営事業補助金交付要綱 | 右京区役所 | 地域力推進室 |
| 411 | 京北地域活性化支援事業助成金 | <京北地域の活性化> 京北地域の住民が主体となって実施する「魅力あふれるまちづくり」「活力あふれるまちづくり」を目的とした取組を支援する。 | 京北自治振興会 | <対象事業に要する経費> 京北地域において行う次の事業のうち、右京区長が適当と認めるもの ①京北地域内又は京北地域と他地域間の住民交流事業 ②京北地域の魅力を発信する事業 ③その他京北地域の活性化に資する事業 | 1,750 | 1,750 | 1,520 | 京北地域活性化支援事業助成金交付要綱 | 右京区役所 | 京北出張所 |
| 412 | 右京区民ふれあい事業補助金 | ニュースポーツを通じた若者同士の交流機会の創出と地域スポーツの振興 | 右京区体育振興会連合会 | 対象事業に要する経費 | 500 | 363 | 0 | 右京区民ふれあい事業補助金交付要綱 | 右京区役所 | 地域力推進室 |
| 413 | 西京区安心安全ネット継続応援事業補助金 | 区民が行う安心・安全の取組の推進 | 学区単位の活動団体 | 1団体当たり左記事業に要する費用の3/4以内（上限額は、27年度までは7万5千円、28年度以降9万円） | 1,360 | 669 | 1,360 | 西京区安心安全ネット継続応援事業補助金交付要綱 | 西京区役所 洛西支所 | 地域力推進室 |
| 414 | 西京区民ふれあい事業補助金 | 区民とのパートナーシップによる個性あふれるまちづくりの推進 | 西京区民ふれあい事業実行委員会 | 対象事業に要する経費（事業運営にかかる設営委託費、会場使用料、事務費等） | 1,100 | 1,044 | 1,100 | 西京区民ふれあい事業補助金交付要綱 | 西京区役所 | 地域力推進室 |
| 415 | 西京区地域力サポート事業補助金 | 区内のまちづくり活動を行う団体への支援を通じた、西京区基本計画の推進 | 区内で自発的、主体的なまちづくり活動を行う団体 | <地域力向上支援枠> 活動経費の1/2（上限30万円） <草の根活動支援枠> 活動経費の3/4（上限10万円） <公共的協働事業推進枠> 活動経費の3/4（上限50万円） | 500 | 139 | 0 | 西京区地域力サポート事業補助金交付要綱 | 西京区役所 | 地域力推進室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|----------------------------------|--|---|--|------------------|------------------|------------------|------------------------------|---------------|--------|
| 416 | 「POP UP!西京」推進事業補助金(仮称)【充実事業】 | 組織間の垣根を越えて地縁、志縁、福祉関係団体等のつながりを形成・促進するため、また、地域の内外の人材の交ざり合いにより多様なコミュニティの形成を促すことを目的に「POP UP!西京」を実施する。 | 西京・魅力つながり事業ネット実行委員会 | 対象事業に要する経費(事業運営にかかる設営委託費、会場使用料、事務費等) | 0 | 0 | 800 | 西京・魅力つながり事業ネット実行委員会補助金交付要領 | 西京区役所 | 地域力推進室 |
| 417 | “ええとこ”・魅力・情報発信」カフェ・店舗の創出・連携事業補助金 | 西京区(本所管内)のカフェや喫茶店をはじめとする店舗に、まちづくり活動に係る情報や西京区の魅力の発信拠点になってもらい、区民交流ロビーとも連携を図りながら事業を展開(実施)していく。また、同事業に参画する店舗やエリアの魅力を照会する効果的な発信手法(ユーチューブを含む。)を検討し実施することで、西京区の新たな魅力の創造につなげる。なお、作成したコンテンツについては、区制50周年を契機とした(定住・移住の促進に向けた)プロモーション事業にも活用する。 | 西京・魅力つながり事業ネット実行委員会 | 対象事業に要する経費(事業運営にかかる設営委託費、会場使用料、事務費等) | 0 | 0 | 1,700 | 西京・魅力つながり事業ネット実行委員会補助金交付要領 | 西京区役所 | 地域力推進室 |
| 418 | 大原野地域活性化推進事業補助金 | 大原野地域の活性化を目的として策定する、「大原野」地域ブランド」戦略の推進 | 市民活動団体 | 対象事業の実施に要する経費(構成員に対する報償費、食糧費、事務所等の賃借料は補助対象外とする。) | 900 | 900 | 400 | 大原野地域活性化推進事業補助金交付要綱 | 洛西支所 | 地域力推進室 |
| 419 | 伏見連続講座事業補助金 | 伏見の歴史や多様な魅力的な地域資源などを楽しく学び、伏見に住む誇りとおもてなしの心を養う事業の支援 | 「伏見連続講座」に事業主催者として参加する地元、大学、市民活動団体、企業等 | 補助金の交付額は、一活動団体につき、補助対象事業に要する経費又は次に定める上限額のうち、いずれか低い方の額を超えない額とする。 (1)5万円×講座回数(ただし、上限15万円) (2)単発講座のうち、概ね150名以上の受講が見込まれるものは、上限10万円 | 1,130 | 832 | 1,000 | 伏見連続講座事業補助金交付要綱 | 伏見区役所深草支所醍醐支所 | 地域力推進室 |
| 420 | 伏見区自主防災会ブロック会防災対策推進事業補助金 | 伏見区民が地域の各種団体及び京都市をはじめとする公的機関と密接に連携し、地域の防災対策の円滑な推進を図るため | 伏見区自主防災会第2ブロック会 伏見区自主防災会第3ブロック会 伏見区自主防災会第4ブロック会 | 対象事業及びその実施に必要な資機材購入に要する経費(防災活動運営費) | 1,020 | 1,020 | 1,785 | 伏見区自主防災会ブロック会防災対策推進事業補助金交付要綱 | 伏見区役所 | 地域力推進室 |
| 421 | 伏見区民ふれあい事業補助金 | 区民とのパートナーシップによる個性あふれるまちづくりの推進 | 伏見ふれあいプラザ実行委員会、伏見区文化協議会、深草ふれあい事業実行委員会、醍醐ふれあいプラザ実行委員会 | 対象事業に要する経費(会場費、設営費、運営費等) | 5,576 | 4,636 | 5,451 | 伏見区民ふれあい事業補助金交付要綱 | 伏見区役所深草支所醍醐支所 | 地域力推進室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|------------------------------|---|---|---|------------------|------------------|------------------|----------------------------------|---------------|--------|
| 422 | 伏見区区民活動支援事業補助金 | 区民主体のまちづくりの推進に資する事業を支援するため | 伏見区内で支援対象となるまちづくり活動を実施される団体・グループ | 一般枠：必要事業経費の1/2以内で上限は30万円 重点支援枠：必要事業経費の3/4以内で上限は15万円 小規模枠：必要事業経費の3/4以内で上限は10万円 | 4,500 | 3,920 | 4,500 | 伏見区区民活動支援事業補助金交付要綱 | 伏見区役所深草支所醍醐支所 | 地域力推進室 |
| 423 | 伏見地域の安心安全ネットワーク継続応援事業補助金 | 区民が行う安心・安全の取組の推進 | 学区単位の活動団体 | 1団体当たり10万円以内で、事業費の3/4以内 | 600 | 362 | 1,400 | 伏見地域「学区の安心安全ネットワーク継続応援事業」補助金交付要綱 | 伏見区役所 | 地域力推進室 |
| 424 | 伏見区防災事業補助金 | 伏見区民の自主防災能力の向上に寄与するため | 伏見区の全地域の防災組織により構成される団体 | 対象事業に要する経費（防災活動運営費） | 255 | 193 | 0 | 伏見区防災事業補助金交付要綱 | 伏見区役所 | 地域力推進室 |
| 425 | 伏見文化・観光の語り部 | 「住む人」と「訪れる人」が交流する双方向の創造的な観光の実現に寄与する「伏見文化・観光の語り部」事業の推進のため | NPO法人伏見観光協会 | 対象事業に要する経費：40万円以内 | 400 | 400 | 400 | 「伏見文化・観光の語り部」事業補助金交付要綱 | 伏見区役所 | 地域力推進室 |
| 426 | 伏見区深草地域の安心安全ネットワーク継続応援事業補助金 | 区民が行う安心・安全の取組の推進 | 学区単位の活動団体であり、地域の各種団体を中心に構成される横断的な団体 | 1団体当たり左記事業に要する費用の3/4以内（上限10万円） | 300 | 136 | 0 | 伏見区深草地域の安心安全ネットワーク継続応援事業補助金交付要綱 | 深草支所 | 地域力推進室 |
| 427 | 伏見区深草地域自主防災会ブロック会防災対策推進事業補助金 | 伏見区深草地域の住民が地域の各種団体及び京都市をはじめとする公的機関と密接に連携し、地域の防災対策の円滑な推進を図る。 | 深草地域であって、隣接する学区の自主防災会を中心に構成されたブロック会として、現に活動している団体 | 対象事業に要する経費の100%（ブロック会を構成する団体数×51,000円を上限とする） ただし、事務所等の備品及び維持に係る経費、研修会等への参加に要する経費などを除く。 | 255 | 255 | 0 | 伏見区深草地域自主防災会ブロック会防災対策推進事業補助金交付要綱 | 深草支所 | 地域力推進室 |
| 428 | 伏見区醍醐地域防災対策推進事業補助金 | 伏見区醍醐地域の住民が各種団体及び京都市をはじめとする公的機関と密接に連携し、地域の防災対策の円滑な推進を図る。 | 醍醐地域の小学校区の自主防災会の代表者が組織する団体 | 対象事業に要する経費で、毎年度推進事業に関する予算の範囲内 | 510 | 510 | 510 | 伏見区醍醐地域防災対策推進事業補助金交付要綱 | 醍醐支所 | 地域力推進室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|--------------------------|-------------------------------------|---|--|------------------|------------------|------------------|------------------------------|------------|--------------|
| 429 | 伏見区醍醐地域の安心安全ネット継続応援事業補助金 | 区民が行う安心・安全の取組の推進 | 学区単位の活動団体であり、地域の各種団体を中心に構成される横断的な団体 | 1団体当たり左記事業に要する費用の3/4以内（上限10万円） | 500 | 229 | 500 | 伏見区醍醐地域安心安全ネット継続応援事業補助金交付要綱 | 醍醐支所 | 地域力推進室 |
| 430 | 選挙啓発活動支援事業 | 若年層の投票参加意識の高揚 | 過去1年以上活動実績を有する学生団体 | 事業実施に係る費用 | 0 | 0 | 343 | 選挙啓発活動支援事業支援金交付要綱 | 選挙管理委員会事務局 | 選挙管理委員会事務局 |
| 431 | 消防団拠点施設等新築等補助金 | 消防団の業務の推進を図る。 | 消防分団、自治会、町内会等住民の組織する団体 | 消防団拠点施設等の新築等に要する費用の10/10（工事種別ごとに上限あり） | 37,000 | 36,793 | 120,000 | 京都市消防団拠点施設等新築等補助金交付規則 | 消防局 | 消防団・自主防災推進室 |
| 432 | 自主防災組織活動助成金 | 住民の防火防災に関する連帯感の高揚及び平常時における自主防災活動の促進 | 京都市自主防災組織推進要綱に基づき設置された自主防災組織（合計227組織） | 1組織当たり上限5万円 | 11,350 | 10,567 | 11,350 | 京都市自主防災組織活動助成金交付要綱 | 消防局 | 消防団・自主防災推進室 |
| 433 | 北部等山間地域自主防災組織消火活動器材整備助成金 | 自主防災組織が整備する消火活動器材の充実 | 京都市内で地域水道が整備されている地域において、消火活動器材を整備する自主防災組織（合計18組織） | 左記事業の実施に要する費用の1/2以内（上限5万円） | 1,000 | 888 | 500 | 北部等山間地域自主防災組織消火活動器材整備助成金交付要綱 | 消防局 | 消防団・自主防災推進室 |
| 434 | 鉛製給水管取替工事助成金 | 鉛製給水管の布設促進 | 個人 | 工事代金の1/2（上限15万円） | 6,000 | 1,499 | 6,000 | 京都市水道事業に係る鉛製給水管取替工事助成金交付要綱 | 上下水道局 | 水道部 水道管路課 |
| 435 | 雨水貯留施設設置助成金 | 雨水流出抑制対策の推進 | 個人、市内の事業者 | 雨水貯留施設の購入及び設置の工事に要した費用 1基 3/4（上限37,500円（内、設置工事費用限度額10,000円）） ※ 1建築物につき4基まで | 3,600 | 3,030 | 3,600 | 京都市雨水貯留施設設置助成金交付要綱 | 上下水道局 | 下水道部 管理課 |
| 436 | 雨水浸透ます設置助成金 | 雨水流出抑制の推進、地下水保全の推進 | 個人、市内の事業者 | 新設の場合 1基 2万5千円（上限10万円） 雨水ますからの取替えの場合 1基 上限10万円（上限40万円） ※ 1建築物につき4基まで | 5,400 | 1,100 | 5,400 | 京都市雨水浸透ます設置助成金交付要綱 | 上下水道局 | 下水道部 管理課 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|---------------------|-----------------------|----------------------|---|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|-----------|-------------|
| 437 | 水洗便所設置費特別助成金 | 水洗便所の普及 | 個人 | ・水洗化改造工事 工事に要する費用の合計額から京都市水洗便所設置奨励金交付規程に基づく奨励金（以下「奨励金」という。）26,000円を控除した額（上限384,000円） ・し尿浄化槽からの接続替工事 工事に要する費用の合計額から奨励金12,500円を控除した額（上限220,500円） | 4,452 | 1,733 | 3,741 | 京都市水洗便所設置費特別助成金交付要綱 | 上下水道局 | 下水道部 管理課 |
| 438 | 水洗便所設置奨励金 | 水洗便所の普及 | 個人 | ・水洗化改造工事 26,000円 ・し尿浄化槽からの接続替工事 12,500円 (京都市水洗便所築造工事資金貸付規程に基づく貸付金（以下「貸付金」という。）を借り受けない場合に限る。） 令和6年度末制度廃止 | 1,823 | 932 | 0 | 京都市水洗便所設置奨励金交付規程 | 上下水道局 | 下水道部 管理課 |
| 439 | 京都府専修学校各種学校協会事業補助金 | 市民の教養の向上、郷土産業の振興等 | 一般社団法人京都府専修学校各種学校協会 | 交付対象事業に要する経費のうち市長が必要かつ適当と認めた額 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 京都府専修学校各種学校協会事業補助金交付要綱 | 教育委員会事務局 | 総務課 |
| 440 | 第29回NIE全国大会京都大会 | NIE教育の振興 | 第29回NIE全国大会京都大会実行委員会 | 交付対象事業に要する経費のうち市長が必要かつ適当と認めた額 | 1,001 | 1,000 | 0 | 第29回NIE全国大会京都大会実行委員会補助金交付要綱 | 教育委員会事務局 | 総務課 |
| 441 | 京都府私立中学高等学校連合会事業補助金 | 私立中学・高等学校の充実 | 京都府私立中学高等学校連合会 | 交付対象事業に要する経費のうち市長が必要かつ適当と認めた額 | 9,900 | 9,900 | 9,900 | 京都府私立中学高等学校連合会事業補助金交付要綱 | 教育委員会事務局 | 総務課 |
| 442 | 京都市高校生教育相談・支援事業補助金 | 京都府私学修学支援相談センターの円滑な運営 | 京都府私立中学高等学校連合会 | 京都府私学修学支援相談センターが実施する事業に要する経費のうち一部 | 4,500 | 4,500 | 4,500 | 京都市高校生教育相談・支援事業補助金交付要綱 | 教育委員会事務局 | 総務課 |
| 443 | へき地教育振興事業 | へき地出身高校生の就学奨励 | 保護者 | 賞貸契約書の有無、きょうだいの状況等により設定している限度額以内の実費負担額 | 888 | 888 | 1,020 | 京都市へき地高等学校生徒教育補助金交付要綱 | 教育委員会事務局 | 調査課 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|-------------------------------------|--|----------------------|--|------------------|------------------|------------------|---|-----------|-------|
| 444 | 遠距離通学費補助 | 通学費保護者負担の軽減 | 保護者 | 通学費負担実費額又は通学費相当額のうち児童3,600円・生徒5,700円を超える分 | 20,546 | 20,546 | 23,131 | 遠距離通学費等補助事業実施要綱、へき地学校等通学費補助事業実施要綱 | 教育委員会事務局 | 調査課 |
| 445 | 民族学校児童・生徒就学援助費 | 民族学校在籍児童生徒への経済的援助 | 保護者 | 就学に伴い保護者が必要な経費について京都市就学援助制度に準じた費目を予算の範囲内において交付 | 4,836 | 4,836 | 4,691 | 京都市民族学校児童・生徒就学援助費交付要綱 | 教育委員会事務局 | 調査課 |
| 446 | へき地スクールバス等に係る補助金 | へき地の児童生徒の通学における負担の軽減 | 各学校スクールバス運営委員会等計3団体 | 燃料費、点検・整備経費等の必要経費 | 8,284 | 8,284 | 5,755 | へき地等スクールバスの運営及び補助金の交付に関する要綱、スクールバスの運行に代わる燃料費の補助に関する要綱 | 教育委員会事務局 | 調査課 |
| 447 | 市立高校生徒への端末購入に係る支援制度の創設 | 1人1台端末を活用したICT教育の推進に取り組む京都市立高等学校に在籍する生徒の教育機会の公平化 | 1年生の保護者等(令和4年度入学生から) | 【交付対象】 19歳未満の扶養親族人数別に保護者等の住民税所得割額の基準を設け、交付対象を判定(生活保護(生業扶助)受給世帯は対象外)。 ※4人世帯の場合、年収(給与収入)目安472万円程度未満。 【補助内容】 端末購入費の2/3 (上限2万円、住民税所得割非課税世帯は上限4万円) | 15,136 | 15,136 | 12,550 | 京都市立高等学校における1人1台端末環境整備推進のための補助金交付要綱 | 教育委員会事務局 | 調査課 |
| 448 | 学校法人京都朝鮮学園に対する補助金 | 保護者負担の軽減と教育条件の向上 | 学校法人京都朝鮮学園 | ①1校当たり10万円 ②8万3千円×学級数 ③2万3千円×児童生徒数 ①～③の合計金額が1校当たりの交付上限額 | 4,085 | 4,085 | 4,068 | 学校法人京都朝鮮学園に対する補助金交付要綱 | 教育委員会事務局 | 学校指導課 |
| 449 | へき地学校及び準へき地学校並びに特別地域の学校等の児童生徒校外活動補助 | へき地校等の校外活動に係る保護者の経済的負担軽減 | 保護者 | 当該年度の要保護・準要保護の児童又は生徒に対する就学援助に係る校外活動費(宿泊を伴わないもの)と同額 | 26 | 26 | 85 | へき地学校及び準へき地学校並びに特別地域の学校等の児童生徒校外活動費補助要綱 | 教育委員会事務局 | 学校指導課 |
| 450 | 京都市立高等学校修学旅行費用補助 | 修学旅行に係る保護者の経済的負担を軽減し、異文化交流の促進を図る。 | 住民税所得割非課税世帯及び生活保護世帯 | 京都市立高等学校における修学旅行基準最高額を超える額の1/2を限度として決定。(行先によって上限あり。最大100千円) | 5,481 | 5,481 | 4,419 | 京都市立高等学校修学旅行費用補助金交付要綱 | 教育委員会事務局 | 学校指導課 |
| 451 | 京都府高等学校文化連盟事業補助金 | 府内高校生の芸術文化に関する活動の充実と、振興を図る。 | 京都府高等学校文化連盟 | 対象事業に要する費用のうち一部 ※対象事業：京都府高等学校総合文化祭に係る会場費、生徒交通費等 ※上限：50万円 | 500 | 500 | 500 | 京都府高等学校文化連盟事業補助金交付要綱 | 教育委員会事務局 | 学校指導課 |
| 452 | 京都府高等学校定時制通信制教育振興会補助金 | 勤労青年教育の重要性に鑑み、京都の高等学校における定時制及び通信制教育の振興を図る。 | 京都府高等学校定時制通信制教育振興会 | 対象事業に要する費用のうち一部 ※対象事業：大会参加費等 | 144 | 144 | 144 | 京都市高等学校定時制通信制教育振興事業補助金交付要綱 | 教育委員会事務局 | 学校指導課 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|------------------------|---|--------------|---|------------------|------------------|------------------|-----------------------------------|-----------|---------|
| 453 | 市立高校生「海外探Q留学」支援事業補助金 | 生徒が将来の夢の実現に向けて、自ら設定したクエスト(問い)に沿って行う探究活動の海外での実践を支援することにより、生徒が自らの探究心を深め、主体的に課題解決に向けて取り組むことを通して、新たな価値を創造することができる力の育成を図る。 | 保護者等 | 生徒一人につき30万円を補助上限額とし、補助対象経費の実支払額の2分の1の額と比較して、いずれか少ない方の額を支給 ※経済的に困難と認められる場合(生活保護受給世帯あるいは非課税世帯)は60万円を補助上限額とし、補助対象経費の実支払額と比較して、いずれか少ない方の額を支給 ※グループ応募の場合は上記の補助金の算定方法とは異なる。 | 0 | 0 | 3,000 | 市立高校生「海外探Q留学」支援事業補助金交付要綱 | 教育委員会事務局 | 学校指導課 |
| 454 | 京都市英語検定料補助金 | 英語検定受験による英語教育の促進 | 保護者 | 英語検定試験の受験に要する経費のうち一部を交付 (R7:交付額) 1級:3,400円、準1級:2,900円、 2級:1,950円、準2級プラス:1,900円 準2級:1,800円、3級:1,450円、 4級:950円、5級:750円 | 4,651 | 4,651 | 5,691 | 京都市英語検定料補助金交付要綱 | 教育委員会事務局 | 学校指導課 |
| 455 | 京都市立高校グローバルリーダー育成研修補助金 | 市立高校生が世界を舞台に自分なりの課題を設定し、チャレンジ精神をもって新しい価値を創造するなど「グローバル人材」としての素地を育むため | 保護者等 | 保護者等の算定基準額に応じて、5段階(4/4、3/4、1/2、2/5、1/5)の補助金を交付。 ※上限:補助率1/2…20万円、補助率2/5…15万円、補助率1/5…7万5千円 | 4,420 | 4,420 | 3,000 | 京都市立高校グローバルリーダー育成研修補助金交付要綱 | 教育委員会事務局 | 学校指導課 |
| 456 | 京都学校教育相談研究大会補助金 | 教員の資質向上及び学校教育相談の振興 | 京都学校教育相談研究大会 | 事業に要する経費のうち、市長が定める額(京都学校教育相談研究大会開催に要する経費のうち一部) | 72 | 72 | 72 | 京都学校教育相談研究大会補助金交付要綱 | 教育委員会事務局 | 生徒指導課 |
| 457 | 京都市立中学校選手派遣費 | 部活動の活性化 | 保護者 | 大会会場への交通費の一部、一泊3,500円 | 1,478 | 1,478 | 3,192 | 京都市立中学校及び高等学校運動部活動選手派遣に関する補助金交付要綱 | 教育委員会事務局 | 体育健康教育室 |
| 458 | 全国野球選手権京都大会 | 学校スポーツの振興 | 京都府高等学校野球連盟 | 対象事業に要する経費のうち一部 | 72 | 72 | 72 | 京都市中学校及び高等学校体育大会補助金交付要綱 | 教育委員会事務局 | 体育健康教育室 |
| 459 | 高校選手派遣費 | 部活動の活性化 | 保護者 | 大会会場への交通費・宿泊費等の一部 | 2,392 | 2,392 | 1,120 | 京都市立中学校及び高等学校運動部活動選手派遣に関する補助金交付要綱 | 教育委員会事務局 | 体育健康教育室 |
| 460 | 京都市中学校体育連盟補助金 | 学校スポーツの振興 | 京都市中学校体育連盟 | 対象事業に要する経費のうち一部 | 6,000 | 5,679 | 6,000 | 京都市学校体育団体事業補助金交付要綱 | 教育委員会事務局 | 体育健康教育室 |
| 461 | 京都市小学校スポーツ連盟補助金 | 学校スポーツの振興 | 京都市小学校スポーツ連盟 | 対象事業に要する経費のうち一部 | 196 | 196 | 200 | 京都市学校体育団体事業補助金交付要綱 | 教育委員会事務局 | 体育健康教育室 |
| 462 | 京都府中学校総合体育大会 | 学校スポーツの振興 | 京都府中学校体育連盟 | 対象事業に要する経費のうち一部 | 43 | 43 | 43 | 京都市中学校及び高等学校体育大会補助金及び負担金交付要綱 | 教育委員会事務局 | 体育健康教育室 |
| 463 | 京都府高等学校総合体育大会 | 学校スポーツの振興 | 京都府高等学校体育連盟 | 対象事業に要する経費のうち一部 | 369 | 369 | 144 | 京都市中学校及び高等学校体育大会補助金及び負担金交付要綱 | 教育委員会事務局 | 体育健康教育室 |

| 番号 | 名称 | 交付の目的 | 主な交付の相手方 | 主な交付対象事業及び補助率等 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 根拠法令等 | 所管局 区等 | 所管課等 |
|-----|-----------------------------|---|--|---|------------------|------------------|------------------|---------------------------------|-----------|--------------------|
| 464 | 近畿高等学校種目別体育大会 | 学校スポーツの振興 | 京都府高等学校体育連盟 | 対象事業に要する経費のうち一部 | 150 | 150 | 225 | 京都市中学校及び高等学校体育大会補助金及び負担金交付要綱 | 教育委員会事務局 | 体育健康教育室 |
| 465 | 全国高等学校駅伝競走大会 | 学校スポーツの振興 | 京都府高等学校体育連盟 | 対象事業に要する経費のうち一部 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 京都市中学校及び高等学校体育大会補助金及び負担金交付要綱 | 教育委員会事務局 | 体育健康教育室 |
| 466 | 京都市立高等学校定時制給食費補助金 | 定時制課程在学生の健康保持と就学援助 | 京都市立高等学校定時制課程在籍生徒 | 生徒1食当たり89円 | 2,446 | 1,541 | 2,446 | 京都市立高等学校定時制給食費補助金交付要綱 | 教育委員会事務局 | 体育健康教育室 |
| 467 | 第49回近畿地区高等学校PTA連合会大会京都大会補助金 | 京都市内で開催される第49回近畿地区高等学校PTA連合会大会京都大会の実施を支援するため | 第49回近畿地区高等学校PTA連合会大会京都大会 実行委員会 | 対象事業に要する経費のうち一部 | 250 | 250 | 0 | PTA大会実施に対する補助金等交付要綱 | 教育委員会事務局 | 学校地域協働推進担当 |
| 468 | 京都市立学校校長会及び幼稚園長会補助金 | 校園長会活動の奨励及び支援 | 京都市立幼稚園長会他4校長会 | 校長会及び幼稚園長会が実施する研修・研究等に要する経費 | 8,273 | 7,927 | 7,837 | 京都市立学校校長会及び幼稚園長会補助金交付要綱 | 教育委員会事務局 | 総合教育センター(研修課) |
| 469 | 各種研究大会 | 各種研究大会の運営支援 | 各種研究大会実行委員会等 | 対象事業に要する経費のうち一部(報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料等) | 550 | 550 | 1,450 | 教育研究大会実施に対する補助金等交付要綱 | 教育委員会事務局 | 総合教育センター(研修課) |
| 470 | 京都教育大学大学院連合教職実践研究科受講補助事業 | 京都市立学校・幼稚園教員(管理職及び教育委員会事務局に所属する教育職員を含む。)の資質向上 | 京都市立学校・幼稚園教員(管理職及び教育委員会事務局に所属する教育職員を含む。) | 当該経費の1/2に相当する額 | 1,635 | 1,635 | 2,045 | 京都教育大学大学院連合教職実践研究科受講補助金交付要綱 | 教育委員会事務局 | 総合教育センター(教員養成支援室) |
| 471 | 「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業体験経費補助金 | 生き方探究教育の推進に向けて教育の機会の公平化のための体験経費の負担軽減 | 保護者 | 対象事業に要する体験経費(交通費等) | 8,868 | 8,868 | 9,000 | 「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業体験経費補助事業実施要綱 | 教育委員会事務局 | 京都まなびの街生き方探究館企画推進室 |

<参考> 負担金の支出状況一覧（令和6年度決算）

- 1 任意の負担金 : 15,509,649 千円
 - うち事業の実施に係るもの : 14,563,713 千円
 - 施設等の維持管理に係るもの : 785,077 千円
 - 会費その他 : 160,859 千円
- 2 支出の根拠が法令に基づく負担金 : 329,042,971 千円

■負担金支出状況集計表

<参考> 負担金等支出状況集計表（令和6年度決算）

（単位：件、千円）

| 所管局名 | 令和6年度予算 | | 令和6年度決算 | | 令和7年度予算 | |
|------------|---------|-------------|---------|-------------|---------|-------------|
| | 件数 | 支出額 | 件数 | 支出額 | 件数 | 支出額 |
| 総合企画局 | 42 | 240,714 | 40 | 229,823 | 46 | 267,447 |
| 行財政局 | 27 | 113,205 | 22 | 106,626 | 21 | 173,852 |
| 文化市民局 | 70 | 2,588,099 | 67 | 2,458,222 | 64 | 2,529,512 |
| 産業観光局 | 89 | 594,470 | 84 | 545,303 | 84 | 666,514 |
| 環境政策局 | 29 | 138,633 | 27 | 127,463 | 30 | 158,534 |
| 保健福祉局 | 93 | 340,004,598 | 87 | 334,501,236 | 86 | 346,299,289 |
| 子ども若者はぐくみ局 | 24 | 76,676 | 22 | 75,767 | 24 | 34,195 |
| 都市計画局 | 41 | 1,057,271 | 37 | 297,491 | 39 | 1,491,277 |
| 建設局 | 54 | 1,355,364 | 48 | 1,144,322 | 50 | 1,195,177 |
| 区役所 | 38 | 100,809 | 37 | 99,658 | 40 | 93,783 |
| 市会事務局 | 7 | 4,275 | 7 | 4,275 | 7 | 4,268 |
| 選挙管理委員会事務局 | 4 | 8,792 | 4 | 5,634 | 3 | 650 |
| 監査事務局 | 3 | 315 | 3 | 315 | 3 | 315 |
| 人事委員会事務局 | 4 | 2,458 | 3 | 2,437 | 4 | 2,758 |
| 消防局 | 17 | 172,844 | 16 | 148,781 | 18 | 195,624 |
| 交通局 | 77 | 546,124 | 68 | 473,408 | 76 | 610,214 |
| 上下水道局 | 75 | 4,429,427 | 68 | 4,138,112 | 66 | 4,380,497 |
| 教育委員会事務局 | 83 | 202,018 | 81 | 193,747 | 73 | 476,045 |
| 合 計 | 777 | 351,636,092 | 721 | 344,552,620 | 734 | 358,579,951 |

※ 令和6年度予算は、補正予算額、前年度繰越額、流用・移用等の予算の増減額を含みます。令和7年度予算は、当初予算額です。

※ 「件数」は交付対象件数ではなく、負担金の種類の件数となっています。

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位:千円) | R6決算額 (単位:千円) | R7予算額 (単位:千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|----|--------------------------------------|---|--------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------|-------|-------------------------|
| 1 | 平和首長会議メンバーシップ 納付金 | 核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起するとともに、人類の共存を脅かす飢餓・貧困等の諸問題の解消さらには難民問題、人権問題の解決及び環境保護のために努力し、もって世界恒久平和の実現に寄与する。 | 公益財団法人広島平和文化センター | 2 | 2 | 2 | 総合企画 局 | 総合政策室 | 事業の実施に 係る負担金 |
| 2 | 指定都市市長会分担金 | 全国の指定都市の緊密な連携の下に、大都市行財政の円滑な推進と伸張を図る。 | 指定都市市長会 | 3,900 | 3,900 | 3,900 | 総合企画 局 | 総合政策室 | 会費 |
| 3 | 全国市長会分担金 | 全国各市間の連絡協調を図り、市政の円滑なる運営と進展に資し、もって地方自治の興隆繁栄に寄与する。 | 全国市長会 | 2,769 | 2,769 | 2,769 | 総合企画 局 | 総合政策室 | 会費 |
| 4 | 近畿市長会分担金 | 近畿地区各市間の連絡協調を図り、全国市長会と連携して市政の円滑なる運営と進展に資し、もって地方自治の興隆発展に寄与する。 | 近畿市長会 | 536 | 536 | 536 | 総合企画 局 | 総合政策室 | 会費 |
| 5 | 京都市市長会分担金 | 京都府下各市間の連絡協調を図り、市政の円滑なる運営と発展に資し、もって地方自治の振興発展に寄与する。 | 京都市市長会 | 5,832 | 5,832 | 6,964 | 総合企画 局 | 総合政策室 | 会費 |
| 6 | 関西広域連合負担金 | 以下の3つの設立趣旨に基づく取組を行う。 (1)地方分権改革の突破口を開く(分権型社会の実現) (2)関西における広域行政を展開する(関西全体の広域行政を担う責任主体づくり) (3)国と地方の二重行政を解消する(国の地方支部局の事務の受け皿づくり) | 関西広域連合 | 48,756 | 45,315 | 52,069 | 総合企画 局 | 総合政策室 | 支出の根拠が 法令に基づく 負担金 |
| 7 | 京都府中央リニアエクスプレ ス推進協議会分担金 | リニア中央新幹線の京都誘致を図る。 | 京都府中央リニアエクスプレス推進 協議会 | 150 | 150 | 150 | 総合企画 局 | 総合政策室 | 事業の実施に 係る負担金 |
| 8 | 全国都道府県・政令指定都市 国土交通省担当者連絡協議会 会費 | 国土交通省等関係機関及び都道府県、政令指定都市国土交通省担当者相互の連絡調整を図り、資料の調査、収集等を行う。 | 全国都道府県・政令指定都市国土交 通省担当者連絡協議会 | 15 | 15 | 15 | 総合企画 局 | 東京事務所 | 会費 |
| 9 | 経済行政研究会会費 | 経済産業省等関係機関及び都道府県、政令指定都市経済産業省担当者相互の連絡調整並びに緊密を図り、もって経済産業行政の円滑化に資することを目的とする。 | 経済行政研究会 | 5 | 5 | 5 | 総合企画 局 | 東京事務所 | 会費 |
| 10 | 都市東京事務所長会負担金 | 都市の東京事務所長相互の連携を緊密にし、東京事務所所管事務の活発な運営と全国市長会との円滑な事務連絡に資することを目的とする。 | 都市東京事務所長会 | 20 | 20 | 20 | 総合企画 局 | 東京事務所 | 会費 |
| 11 | 公益社団法人日本広報協会会 費 | 国、地方自治体等の情報発信、情報収集、コミュニケーション等をより効果的・効率的に行うための広報・広聴活動を支援し、その向上を図る。 | 公益社団法人日本広報協会 | 120 | 120 | 120 | 総合企画 局 | 市長公室 | 会費 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|----|-------------------------------|---|-------------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------|-----------|-------------|
| 12 | 京都府広報協議会会費 | 府内30の市町村、団体の連絡を密にし、広報に関する研究を行うことにより、広報行政の推進を図る。 | 京都府広報協議会 | 10 | 10 | 10 | 総合企画局 | 市長公室 | 会費 |
| 13 | 大都市企画主管者会議 負担金 | 当該団体は、指定都市の企画担当局長により構成され、大都市の企画行政及び都市問題に関し、協力して調査研究等を行い、大都市住民の福祉の向上と都市問題の解決に資することを目的としているため。 | 大都市企画主管者会議 事務局 | 30 | 18 | 30 | 総合企画局 | 市長公室 | 会費 |
| 14 | 京都ブランド推進連絡協議会分担金 | 京都府、京都市、京都商工会議所のそれぞれがオール京都体制で京都のブランド力の維持向上・都市格の高さを国内外に発信する。 | 京都ブランド推進連絡協議会 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 総合企画局 | 人口戦略室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 15 | 双京構想推進検討会議分担金 | 双京構想の実現のために京都府、京都市、京都商工会議所が共同で事務を行う。 | 双京構想推進検討会議 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 総合企画局 | 人口戦略室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 16 | NPO法人ふるさと回帰支援センター団体正会員年会費 | 当該法人を通じ、移住に関して必要な情報の提供、支援に関する諸事業を行うことで、本市への移住促進及び地域社会の振興・発展等に寄与する。 | 特定非営利活動法人100万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センター | 50 | 50 | 50 | 総合企画局 | 人口戦略室 | 会費 |
| 17 | 「京都市定住・移住応援団」事業に係る負担金 | 京都市定住・移住応援団に登録する企業・団体等が実施する取組のうち、市長が有効と認める提案に対して、実証実験及び具体的実践に係る経費として、事業費用の一部を本市が負担する。 | 京都市定住・移住応援団に登録された企業・団体等 | 10,000 | 8,090 | 8,000 | 総合企画局 | 人口戦略室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 18 | 国際京都学協会年会費 | 京都学の発展と京都の文化・産業の発展に寄与する。 | 国際京都学協会 | 10 | 10 | 16 | 総合企画局 | 人口戦略室 | 会費 |
| 19 | 一般財団法人地域活性化センター年会費 | 当該団体は、活力あふれ個性豊かな地域社会を実現するため、ひとづくり、まちづくり等地域社会の活性化のための諸活動を支援し、地域振興の推進に寄与することを目的としており、当該団体からの情報提供等を本市の地域活性化に生かすため | 一般財団法人地域活性化センター | 900 | 900 | 900 | 総合企画局 | 人口戦略室 | 会費 |
| 20 | 「KYOTO CITY OPEN LABO」実証実験負担金 | 民間事業者の技術やノウハウ・アイデアを取り入れ、行政と民間事業者が互いのリソースを持ち寄って新たなサービスを創出する「KYOTO CITY OPEN LABO」の実証実験及び試行実施に係る経費について、事業費用の一部を本市が負担する。 | 企業、大学、NPO、個人事業主 | 5,200 | 5,162 | 5,600 | 総合企画局 | 国際都市共創推進室 | 事業の実施に係る負担金 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|----|--------------------------------|---|-------------------|------------------|------------------|------------------|------------|-----------|-------------|
| 21 | 大学地域連携創造・支援事業負担金 | 大学にとっては実践的な教育・研究機会の確保による人材の育成などを、地域にとっては大学の研究成果をはじめとする知的・人的資源の還元による地域の課題解決や賑わいの創出などを図る。採択された事業については、大学と連携した魅力ある地域づくり推進事例として、広く市民に周知し、大学と地域との連携による取組を促進することを目的とする。 | 公益財団法人大学コンソーシアム京都 | 2,200 | 1,959 | 4,000 | 総合企画局 | 国際都市共創推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 22 | 「大学のまち京都・学生のまち京都推進会議」分担金 | 大学政策の推進による京都のまちの発展に寄与する。 | 公益財団法人大学コンソーシアム京都 | 100 | 5 | 100 | 総合企画局 | 国際都市共創推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 23 | 「大学のまち京都・学生のまち京都」のプロモーション事業負担金 | 京都で学生生活を送り、魅力を体感している学生が京都で学ぶ魅力を発信することにより、大学進学を検討する中学・高校生や保護者に「京都で学びたい、学ばせたい」と思ってもらい、京都の大学へ進学していただくことを目的とする。 | 公益財団法人大学コンソーシアム京都 | 2,500 | 2,500 | 2,300 | 総合企画局 | 国際都市共創推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 24 | 留学生スタディ京都ネットワーク負担金 | 京都地域における留学生の誘致及び受入体制の整備や留学生の知識・経験を地域の国際化・活性化に活かすための仕組みづくりをオール京都で推進し、「大学のまち・学生のまち」としての京都の魅力向上に寄与する。 | 留学生スタディ京都ネットワーク | 11,800 | 11,800 | 12,800 | 総合企画局 | 国際都市共創推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 25 | 京都留学コーディネータ採用等業務に係る負担金 | 京都留学に関する相談対応、京都の留学情報の発信、その他留学支援に係る業務を行うことにより、留学生誘致の更なる促進や留学生の受入環境の充実等に取り組み、もって「大学のまち京都・学生のまち京都」の国際化に寄与する。 | 公益財団法人大学コンソーシアム京都 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 総合企画局 | 国際都市共創推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 26 | 学生×地域×企業 京都未来人材育成プロジェクト負担金 | 地域や企業とともに課題解決に取り組む大学・学生を公募するとともに、地域での活動費を補助することにより、学生が在学中に地域や企業と交流し理解を深める機会を増やすことで、将来の京都を支える人材の育成・定着につなげことを目的とする。 | 京都府 | 0 | 0 | 4,500 | 総合企画局 | 国際都市共創推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 27 | 学生と地域企業をつなぐ就職体験プログラム負担金 | 大学コンソーシアム京都の独自事業であった「産学連携教育プログラム」に新たに京都市が参画することで、プログラム受講料の学生負担を無くすとともに、学生と地域企業等が集う交流会を新たに実施し、学生が地域企業等と繋がる機会の拡充を図ることを目的とする。 | 公益財団法人大学コンソーシアム京都 | 0 | 0 | 4,000 | 総合企画局 | 国際都市共創推進室 | 事業の実施に係る負担金 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位:千円) | R6決算額 (単位:千円) | R7予算額 (単位:千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|----|--|--|---------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------|-----------|----------------|
| 28 | 学びの充実と成長に向けた高大連携推進のための調査負担金 | 高大連携の好事例、先進事例の掘り起こしなど、大学生・高校生の京都での学びの充実と成長に向けた高大連携推進のための調査を実施し、事業化に向けた検討を行うことを目的とする。 | 公益財団法人大学コンソーシアム京都 | 0 | 0 | 3,000 | 総合企画局 | 国際都市共創推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 29 | 大学コンソーシアム京都会費 | 大学政策の推進による京都のまちの発展に寄与する。 | 公益財団法人大学コンソーシアム京都 | 500 | 500 | 500 | 総合企画局 | 国際都市共創推進室 | 会費 |
| 30 | 大学のまち交流センター施設改修に係る負担金 | 受変電設備改修工事を実施するに当たり、関西電力送配電株式会社にて工事負担金を支払うもの | 関西電力送配電株式会社 | 0 | 0 | 1,000 | 総合企画局 | 国際都市共創推進室 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 31 | 学生向けアプリ（「大学のまち京都・学生のまち京都」公式アプリ KYO-DENT）の活用負担金 | 本市や（公財）大学コンソーシアム京都、地域、企業等の多様な主体による、京都でしか味わえない学生生活を実現する様々な取組や学生向けの各種情報を、学生に直接かつ確実に届けるとともに、学生のニーズ・行動特性の収集・活用を通じた、様々な取組の改善や新たな事業の創出など、好循環を生み出すための基盤として、学生向けアプリ（「大学のまち京都・学生のまち京都」公式アプリ KYO-DENT）の活用を行うため | 「京都ならではの学び・魅力向上」協議会 | 1,800 | 1,800 | 4,000 | 総合企画局 | 国際都市共創推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 32 | The Future of KYOTO AWARD 会費 | 学生が地域課題の解決策を地域企業に提案し、学生の提案に賛同した企業の伴走支援を得ながら解決策の実証まで行うことで、学生と地域企業のつながりを通して、学生の成長と京都への定着を目指すことを目的とする。 | The Future of KYOTO AWARD 実行委員会 | 50 | 50 | 50 | 総合企画局 | 国際都市共創推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 33 | 医療通訳派遣事業負担金 | 日本語でのコミュニケーションが困難な市民が安心して医療サービスを受け、京都で健康に暮らせるよう、医療機関に通訳者を派遣することを目的とする。 | 特定非営利活動法人多文化共生センターきょうと | 3,000 | 2,660 | 2,700 | 総合企画局 | 国際都市共創推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 34 | 一般財団法人自治体国際化協会京都市支部負担金 | 地方公共団体を主体とした地域の国際化推進事業の支援並びに諸外国における地方行政制度及びその動向の調査研究等を行うとともに、地方公共団体の海外における国際化推進のための活動に対する支援等を行い、国際化に対応した地域社会の振興及び地方公共団体の人材の養成を図り、もって地方自治の発展に寄与する。 | 一般財団法人自治体国際化協会 | 17,000 | 17,000 | 17,000 | 総合企画局 | 国際都市共創推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 35 | 世界歴史都市連盟年会費 | 歴史都市の日常的な交流を促進し、共通の課題の解決に向けて情報交換等を行うことを目的とする。 | 世界歴史都市連盟 | 15 | 14 | 18 | 総合企画局 | 国際都市共創推進室 | 会費 |
| 36 | NPO法人朝鮮通信使縁地連絡協議会会費負担金 | 日韓親善友好の歴史的資産である「朝鮮通信史」を支えた「誠信の交隣」の精神を広く世界に広め後生に伝えることを目的とする。 | NPO法人朝鮮通信使縁地連絡協議会 | 10 | 10 | 10 | 総合企画局 | 国際都市共創推進室 | 会費 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|----|--|--|------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------|------------|-----------------|
| 37 | NPO法人朝鮮通信使縁地連絡協議会ユネスコ連絡部会会費負担金 | 日韓親善友好の歴史的資産である「朝鮮通信使」を支えた「誠信の交隣」の精神を広く世界に広め後生に伝えることを目的とする。 | 朝鮮通信使ユネスコ連絡部会 | 30 | 30 | 30 | 総合企画局 | 国際都市共創推進室 | 会費 |
| 38 | 京都・西安友好都市提携50周年記念事業負担金 | 西安市との友好都市提携50周年を記念して、市民団体とともに様々なイベントを実施し、姉妹都市交流を促進するため。 | 京都・西安友好都市提携50周年記念事業実行委員会 | 3,800 | 3,337 | 0 | 総合企画局 | 国際都市共創推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 39 | 京都・フィレンツェ姉妹都市提携60周年記念事業負担金 | フィレンツェ市との姉妹都市提携60周年を記念して、市民団体とともに様々なイベントを実施し、姉妹都市交流を促進するため。 | 京都・フィレンツェ姉妹都市提携60周年記念事業実行委員会 | 0 | 0 | 6,500 | 総合企画局 | 国際都市共創推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 40 | 「京都駅西部エリアまちづくり協議会」運営及び事業負担金 | 「京都駅西部エリア活性化将来構想」に掲げる将来ビジョン「多彩な地域資源をつなげ、京都の新しい賑わいを創出するまち」の実現を目的とする。 | 京都駅西部エリアまちづくり協議会 | 1,900 | 1,900 | 1,900 | 総合企画局 | プロジェクト推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 41 | 共同開発事業負担金 | 京都府自治体情報化推進協議会は、京都府内自治体行政の情報化に必要な共同事業を実施し、各自治体の行政サービスの一層の向上と効率的な行政運営に寄与する。 | 京都府自治体情報化推進協議会 | 16,433 | 12,427 | 16,938 | 総合企画局 | デジタル化戦略推進室 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 42 | 京都自治体情報セキュリティクラウドに係る運用経費の負担金 | 都道府県と市区町村が協力して、インターネット接続口を集約したうえで、自治体情報セキュリティクラウドを構築し、高度なセキュリティ対策を講じる。 | 京都府自治体情報化推進協議会 | 37,743 | 37,427 | 39,484 | 総合企画局 | デジタル化戦略推進室 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 43 | ITコンソーシアム京都会費 | ITコンソーシアム京都は、産学公が連携し、歴史的・文化的資源や知的集積、先端産業など京都が有する特性を活かして、ITの利活用により京都の発展と産業の活性化を図り、市民生活の向上に寄与する。 | ITコンソーシアム京都 | 500 | 500 | 500 | 総合企画局 | デジタル化戦略推進室 | 会費 |
| 44 | 京都府都市統計協議会負担金 | 府下都市統計主幹者相互の連絡調整を図り、統計事務の充実発展及び統計思想の普及を図るとともに、都市統協の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 | 京都府都市統計協議会 | 3 | 0 | 3 | 総合企画局 | デジタル化戦略推進室 | 会費 |
| 45 | 近畿都市統計協議会分担金 | 統計事務に関し相互の連絡調整を図り、都市統計活動の充実発展並びに統計思想の普及を図る。 | 近畿都市統計協議会 | 25 | 0 | 25 | 総合企画局 | デジタル化戦略推進室 | 会費 |
| 46 | 地方公共団体情報システム機構一般事業負担金 | 地方公共団体情報システム機構は、住民基本台帳法、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うとともに、地方公共団体に対してその情報システムに関する支援を行い、もって地方公共団体の行政事務の合理化及び住民の福祉の増進に寄与する。 | 地方公共団体情報システム機構 | 1,800 | 1,800 | 1,800 | 総合企画局 | デジタル化戦略推進室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 47 | 特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任に係る交付金 | 地方公共団体情報システム機構が運営を行う中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、経費節減やセキュリティ・運用の安定性の確保を図る。 | 地方公共団体情報システム機構 | 53,200 | 53,200 | 55,133 | 総合企画局 | デジタル化戦略推進室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |

(負担金支出状況一覧)

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|----|--------------------------------|---|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------|---------|-----------------|
| 48 | 新庁舎整備事業に係る負担金 | 新庁舎整備工事に伴う雨水取付管及び下水取付管設置に係る負担金 | 京都市上下水道局 | 2,182 | 2,182 | 0 | 行財政局 | 庁舎管理課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 49 | 新庁舎整備事業に係る負担金 | 新庁舎整備工事に伴う太陽光発電設備連携工事に係る負担金 | 関西電力株式会社 | 50 | 0 | 0 | 行財政局 | 庁舎管理課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 50 | 新庁舎整備事業に係る負担金 | 新庁舎整備工事に伴う電線引込に係る負担金 | 関西電力送配電株式会社 | 2,000 | 0 | 0 | 行財政局 | 庁舎管理課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 51 | 新庁舎整備事業に係る負担金 | 新庁舎整備工事に伴う既存水道管撤去に係る負担金 | 京都市上下水道局 | 1,000 | 0 | 0 | 行財政局 | 庁舎管理課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 52 | 新庁舎整備事業に係る負担金 | 仮庁舎（民間ビル）の原状回復工事に係る負担金 | 大同生命保険株式会社 | 1,968 | 1,968 | 50,000 | 行財政局 | 庁舎管理課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 53 | 電波利用料 | 災害時の情報連絡体制を確保するための防災行政無線及び緊急避難先に配備するトランシーバーの電波利用料を支出する。 | 近畿総合通信局 | 372 | 230 | 111 | 行財政局 | 防災危機管理室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 54 | 一般財団法人自治体衛星通信機構地域衛星通信ネットワーク分担金 | 国、地方公共団体等との非常通信手段として、一般財団法人自治体衛星通信機構が運営する地域衛星通信ネットワークを利用するための分担金を支出する。 | 一般財団法人自治体衛星通信機構 | 68 | 68 | 135 | 行財政局 | 防災危機管理室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 55 | 中央労働災害防止協会会費 | 本市事業場等における労働災害防止及び快適職場の推進のため、中央労働災害防止協会が実施する研修への積極参加や、本市が実施する教育研修への講師派遣依頼及び安全衛生に関する最新情報等の収集を行う。 | 中央労働災害防止協会 | 50 | 50 | 50 | 行財政局 | 人事課 | 会費 |
| 56 | 派遣職員（JR西日本）の負担金 | 西日本旅客鉄道株式会社との間で取り交わした「社員派遣に関する協定書」に係る覚書により、派遣職員1名の人件費相当額を負担金として支出する。 | 西日本旅客鉄道株式会社 | 990 | 989 | 0 | 行財政局 | 人事課 | 会費 |
| 57 | メンタルヘルスカウンセリング事業に係る負担金 | メンタルヘルス対策として、京都市職員共済組合が本市職員及びその家族に対し実施しているメンタルヘルスカウンセリング事業に係る費用の一部を負担する。 | 京都市職員共済組合 | 1,320 | 1,320 | 1,300 | 行財政局 | 人事課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 58 | 共同発行市場公募地方債に係る広報経費等負担金 | 共同発行市場公募地方債の広報関係事務に関する費用を、構成自治体で負担する。 | 一般財団法人地方債協会 | 950 | 204 | 890 | 行財政局 | 財政室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 59 | 会営競馬場所在都市協議会負担金 | 加盟市が協調して中央競馬会営競馬場及び関連施設所在に伴う各種の問題を総合的に研究して、これが解決を図るための税財政上の具体的方策を推進する。 | 会営競馬場所在都市協議会 | 62 | 47 | 62 | 行財政局 | 財政室 | 会費 |
| 60 | 地方財務協会会費負担金 | 自主的にして健全な地方行政制度及び地方税財政制度の確立に寄与し、もって地方自治の発展に資する。 | 一般財団法人地方財務協会 | 540 | 540 | 540 | 行財政局 | 財政室 | 会費 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|----|-------------------------------------|---|--------------------------|------------------|------------------|------------------|------------|----------------------|-------------|
| 61 | 宝くじ事務協議会分担金 | 地方財政の資金の調達を図るため、当せん金付証券の発売に関する事務を共同して管理し及び執行する。 | 近畿宝くじ事務協議会及び全国自治宝くじ事務協議会 | 389 | 334 | 981 | 行財政局 | 財政室 | 会費 |
| 62 | 地方債協会年会費 | 団体が実施する地方債全体の普及啓発や地方債市場をはじめ金融経済に係る調査研究の成果等の享受、各自治体の地方債情報の提供などを通じて、本市の起債運営に生かす。 | 一般財団法人地方債協会 | 1,300 | 1,260 | 1,300 | 行財政局 | 財政室 | 会費 |
| 63 | 土地対策全国連絡協議会負担金 | 都道府県及び指定都市の土地対策主管課長相互の連絡を密にし、協調して土地対策に関する事業の円滑な推進を図る。 | 土地対策全国連絡協議会 | 8 | 0 | 8 | 行財政局 | 資産管理課 | 会費 |
| 64 | 全国国土調査協会会費 | 国土調査事業を推進する自治体間との連絡協調を図り、国土の総合開発及び保全並びにその利用の高度化に寄与する。 | 公益社団法人全国国土調査協会 | 24 | 23 | 40 | 行財政局 | 資産管理課 | 会費 |
| 65 | 京都府国土調査推進連絡協議会会費 | 京都府における国土調査事業を推進する市町村間の連絡協調を図り、事業の総合的かつ効率的な推進に寄与する。 | 京都府国土調査推進連絡協議会 | 5 | 0 | 6 | 行財政局 | 資産管理課 | 会費 |
| 66 | 京都府租税教育推進連絡協議会分担金 | 国、府、市町村、学校教育機関及び関係民間団体等が連携、協調し、租税教育の推進と充実を図る。 | 京都府租税教育推進連絡協議会 | 318 | 317 | 215 | 行財政局 | 税制課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 67 | 地方税共同機構負担金等 | 地方税法に基づく地方共同法人として、同法に規定する機構処理税務事務を行うとともに、地方団体に対してその地方税に関する事務の支援を行い、地方税に関する事務の合理化並びに納税義務者及び特別徴収義務者の利便の向上を図る。 | 地方税共同機構 | 84,384 | 84,384 | 102,879 | 行財政局 | 税制課 納税室納税 推進担当 | 会費 |
| 68 | 資産評価システム研究センター正会員年会費 | 当センターによる固定資産税に関する調査研究事業、固定資産評価技術の向上のための研修事業、評価の均衡化及び適正化のための情報収集等の実施により、本市の固定資産税業務の施策を一層推進する。 | 一般財団法人資産評価システム研究センター | 150 | 150 | 150 | 行財政局 | 資産税課 | 会費 |
| 69 | 所得税確定申告書等の共同発送費用及び申告会場借上に係る分担金 | 国税と地方税の申告に関する国と地方公共団体との税務行政運営上の協力に要する経費を分担する。 | 各地区税務協議会 | 4,300 | 3,683 | 4,300 | 行財政局 | 市民税室個人市民税担当 | 事業の実施に係る負担金 |
| 70 | 地区税務協議会分担金 | 国税庁と総務省の了承事項に基づいて、国・府・市相互間における税務行政の円滑かつ適正な実現を図る。 | 各地区税務協議会 | 300 | 296 | 300 | 行財政局 | 市民税室個人市民税担当 | 会費 |
| 71 | 地区租税教育推進協議会分担金 | 各地区における国税・地方税関係機関及び教育関係機関が協力し、各地区の実情に沿った租税教育の推進及びその充実のための環境整備を図る。 | 各地区租税教育推進協議会 | 200 | 192 | 200 | 行財政局 | 市民税室個人市民税担当 | 会費 |
| 72 | 年末調整関係用紙及び法定調書関係用紙の共同封入及び発送業務に係る分担金 | 給与支払報告書等の様式の統一、刷成に必要な調整及び事務的援助を行い、年末調整に係る事務等の円滑を図る。 | 各地区税務協議会 | 2,500 | 1,916 | 2,385 | 行財政局 | 法人諸税室 | 事業の実施に係る負担金 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位:千円) | R6決算額 (単位:千円) | R7予算額 (単位:千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|----|----------------------|---|--------------------------|------------------|------------------|------------------|------------|------------|-----------------|
| 73 | 事業所税都市連絡協議会負担金 | 都市の事業所税に関する調査、研究を行い、課税団体相互の運営等の円滑を図る。 | 事業所税都市連絡協議会 | 1 | 1 | 0 | 行財政局 | 市民税室法人税務担当 | 会費 |
| 74 | 軽自動車税環境性能割に係る徴収取扱費 | 府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、徴収取扱費として府に交付する。 | 京都府 | 7,774 | 6,472 | 8,000 | 行財政局 | 納税室納税推進担当 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 75 | 「交通安全府民のつどい」事業負担金 | 府民に広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることで、交通事故防止を徹底するため | 京都府交通対策協議会 | 211 | 211 | 211 | 文化市民局 | くらし安全推進課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 76 | 公立大学法人京都市立芸術大学運営費交付金 | 公立大学法人京都市立芸術大学の運営 | 公立大学法人京都市立芸術大学 | 1,929,285 | 1,926,474 | 2,074,216 | 文化市民局 | 文化芸術企画課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 77 | 全国公立大学設置団体協議会会費 | 公立大学の運営にかかる共通の諸問題を設置者の立場から解決するための必要な活動を行い、もって公立大学の健全な発展を期する。 | 全国公立大学設置団体協議会 | 20 | 0 | 20 | 文化市民局 | 文化芸術企画課 | 会費 |
| 78 | 地域創造負担金 | 文化芸術の振興による地域づくりに資する事業を実施している(一財)地域創造への事業費負担 | 一般財団法人地域創造 | 6,187 | 5,903 | 6,187 | 文化市民局 | 文化芸術企画課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 79 | 古典の日推進事業に係る負担金 | 平成24年に公布・施行された「古典の日に関する法律」の目的の実現を目指すための事業実施負担 | 公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー | 10,367 | 10,240 | 7,000 | 文化市民局 | 文化芸術企画課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 80 | 伝統芸能文化創生プロジェクト負担金 | 京都文化芸術都市創生条例の趣旨に基づき、和の文化を次世代に引き継いでいくため、伝統芸能を研究・創造・普及するための「国立京都伝統芸能文化センター(仮称)」構想に掲げる機能の実現を目指す「伝統芸能創生プロジェクト」の事業実施負担 | 公益財団法人京都市芸術文化協会 | 9,300 | 9,300 | 9,300 | 文化市民局 | 文化芸術企画課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 81 | 北文化会館区分所有者負担金 | 北文化会館は、交通局、イオンモール(株)との合築施設(キタオオジタウン)であることから、区分所有者として、占有面積割合に応じ、共用部管理及び大規模修繕の積立てのため負担する。 | キタオオジタウン管理者 | 25,096 | 24,546 | 30,100 | 文化市民局 | 文化芸術企画課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 82 | 久世ふれあいセンター改修負担金 | 久世ふれあいセンターは、久世特別養護老人ホームとの合築施設であることから、共有施設の改修費用について、持分割合に応じて負担する。 | 社会福祉法人清和園 京都市久世特別養護老人ホーム | 507 | 507 | 0 | 文化市民局 | 文化芸術企画課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|----|---|--|--------------------------|------------------|------------------|------------------|------------|---------|----------------|
| 83 | 文化庁連携プラットフォーム負担金 | 文化庁京都移転の意義の実現に向けて、文化庁との連携による新たな文化政策の展開や、世界に向けた日本文化の発信などを行政、経済界、文化団体等が一体となって展開し、日本文化の国際的な価値を高める取り組みを行うことを目的とした「文化庁連携プラットフォーム」の負担金 | 文化庁連携プラットフォーム事務局 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 文化市民局 | 文化芸術企画課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 84 | 京の伝統文化体験事業に係る負担金 | 文化庁委託事業「京の伝統文化体験事業」の事業実施負担 | 京の伝統文化体験事業実行委員会 | 50 | 3 | 60 | 文化市民局 | 文化芸術企画課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 85 | 非常用発電機実負荷試験及び自家用電気工作物保安管理業務委託に係る久世ふれあいセンター負担金 | 久世ふれあいセンターと久世特別養護老人ホームが共同使用している非常用発電機の負荷試験の実施及び自家用電気工作物の管理に当たり、持分割合に応じて負担する。 | 社会福祉法人清和園 京都市久世特別養護老人ホーム | 2,754 | 459 | 1,517 | 文化市民局 | 文化芸術企画課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 86 | 美術館等の夜間活用による新たな価値創出事業負担金 | 文化庁補助金を活用し、京都市京セラ美術館をコアに、京滋の複数の美術館及び関西経済連合会をはじめとする経済界で組織する実行委員会により、美術館の夜間活用を広域で展開する。 | ナイトミュージアムKANSAI実行委員会 | 21,000 | 14,192 | 20,300 | 文化市民局 | 文化芸術企画課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 87 | 京都市京セラ美術館チャリティ実行委員会負担金 | 京都市京セラ美術館チャリティオークションの開催に要する経費の負担金 | 京都市京セラ美術館チャリティ実行委員会 | 7,500 | 7,500 | 7,500 | 文化市民局 | 文化芸術企画課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 88 | KYOTO×Media Performing Artsプラットフォーム事業負担金 | ホームページの企画作成費用等に要する経費の負担金 | 京都国際マンガ・アニメフェア実行委員会 | 600 | 600 | 0 | 文化市民局 | 文化芸術企画課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 89 | 日本伝統工芸展京都展分担当 | 日本伝統工芸展京都展実行委員会会員のため | 日本伝統工芸展京都展実行委員会 | 470 | 470 | 470 | 文化市民局 | 文化財保護課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 90 | 文化財マネージャー育成実行委員会負担金 | 文化財マネージャー育成実行委員会会員のため | 文化財マネージャー育成実行委員会 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 文化市民局 | 文化財保護課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 91 | 全国民俗芸能保存振興市町村連盟会費 | 全国民俗芸能保存振興市町村連盟に加盟のため | 全国民俗芸能保存振興市町村連盟 | 30 | 30 | 30 | 文化市民局 | 文化財保護課 | 会費 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|--------------------------|---|-------------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------|---------------|-------------------------|
| 92 | 全国史跡整備市町村協議会 加盟市町村分担金 | 全国史跡整備市町村協議会に加盟のため | 全国史跡整備市町村協議会 | 40 | 40 | 40 | 文化市民 局 | 文化財保護 課 | 会費 |
| 93 | 全史協近畿地区協議会分担金 | 全史協近畿地区協議会に加盟のため | 全史協近畿地区協議会 | 10 | 10 | 10 | 文化市民 局 | 文化財保護 課 | 会費 |
| 94 | 全国近代化遺産活用連絡協 議会会費 | 全国近代化遺産活用連絡協 議会に加盟のため | 全国近代化遺産活用連絡協 議会 | 20 | 20 | 20 | 文化市民 局 | 文化財保護 課 | 会費 |
| 95 | 「世界文化遺産」地域連携 会議分担金 | 「世界文化遺産」地域連携 会議に加盟のため | 「世界文化遺産」地域連携 会議 | 400 | 250 | 400 | 文化市民 局 | 文化財保護 課 | 会費 |
| 96 | 全国公立埋蔵文化財センター 連絡協議会会費 | 全国公立埋蔵文化財センター 連絡協議会に加盟のため | 全国公立埋蔵文化財センター 連絡協 議会 | 30 | 25 | 30 | 文化市民 局 | 文化財保護 課 | 会費 |
| 97 | 全国文化的景観地区連絡協 議会会費 | 全国文化的景観地区連絡協 議会に加盟のため | 全国文化的景観地区連絡協 議会 | 30 | 30 | 30 | 文化市民 局 | 文化財保護 課 | 会費 |
| 98 | 全国城郭管理者協議会負担金 | 全国の城郭管理者が加盟する 協議会への負担金 | 全国城郭管理者協議会 | 35 | 35 | 35 | 文化市民 局 | 元離宮二条 城事務所 | 会費 |
| 99 | 全国国宝重要文化財連盟負担 金 | 全国の国宝重要文化財を所有 する施設が加盟する連盟への 負担金 | 公益社団法人全国国宝重要文 化財所 有者連盟 | 35 | 20 | 35 | 文化市民 局 | 元離宮二条 城事務所 | 会費 |
| 100 | 文化財指定庭園保護協議会負 担金 | 文化財指定庭園を所有する施 設が加盟する協議会への負 担金 | 文化財指定庭園保護協議会 | 25 | 10 | 25 | 文化市民 局 | 元離宮二条 城事務所 | 会費 |
| 101 | 日本博物館協会負担金 | 博物館に関する諸事業を実施 する施設が加盟する協会への 負担金 | 公益財団法人日本博物館協会 | 60 | 45 | 60 | 文化市民 局 | 元離宮二条 城事務所 | 会費 |
| 102 | 電波使用料 | 元離宮二条城事務所内におい て、無線機を使用するため | 総務省近畿総合通信局 | 30 | 6 | 15 | 文化市民 局 | 元離宮二条 城事務所 | 支出の根拠が 法令に基づく 負担金 |
| 103 | Living History in 二条城 | Living History in 京都・二条城 を企画する協議会への負 担金 | Living History in 京都・二条城 協 議会 | 6,000 | 5,319 | 5,000 | 文化市民 局 | 元離宮二条 城事務所 | 事業の実施に 係る負担金 |
| 104 | 日本博物館協会近畿支部年会 費 | 博物館に関する諸事業を実施 する施設が加盟する協会への 負担金 | 日本博物館協会近畿支部 | 15 | 5 | 15 | 文化市民 局 | 元離宮二条 城事務所 | 会費 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|--|--|-----------------------|------------------|------------------|------------------|------------|-----|-----------------|
| 105 | 日展京都展開催負担金 | 日展京都展開催に要する経費の負担金 | 日展京都展実行委員会 | 42,000 | 42,000 | 40,000 | 文化市民 局 | 美術館 | 事業の実施に 係る負担金 |
| 106 | 全国美術館会議年会費 | 美術館の使命を実現する活動を支援し、美術館相互の連絡及び提携を図る会に参画するため | 全国美術館会議 | 30 | 30 | 30 | 文化市民 局 | 美術館 | 会費 |
| 107 | 日本博物館協会年会費 | 博物館の振興に関する諸事業の実施を通じて、博物館の健全な発達を図り、文化の発展に寄与する会に参画するため | 公益財団法人日本博物館協会 | 40 | 40 | 40 | 文化市民 局 | 美術館 | 会費 |
| 108 | 日本博物館協会近畿支部年会費 | 会員相互の連絡・連携を図り、同時に博物館事業の振興発展に寄与する支部に参画するため | 日本博物館協会近畿支部 | 5 | 5 | 5 | 文化市民 局 | 美術館 | 会費 |
| 109 | I COM年会費 | 博物館活動のための専門的・倫理的基準に関して勧告し、知識を増進する世界規模のネットワークに参画するため | I COM日本委員会 | 115 | 115 | 140 | 文化市民 局 | 美術館 | 会費 |
| 110 | 特別展 民藝誕生100年— 京都が紡いだ日常の美 開催 負担金 | 当展覧会の開催に要する経費の負担金 | 民藝展実行委員会 | 20,000 | 20,000 | 10,000 | 文化市民 局 | 美術館 | 事業の実施に 係る負担金 |
| 111 | 日本画アヴァンギャルド KYOTO 1948-1970 開催負担 金 | 当展覧会の開催に要する経費の負担金 | 日本画アヴァンギャルド展実行委員 会 | 0 | 0 | 29,000 | 文化市民 局 | 美術館 | 事業の実施に 係る負担金 |
| 112 | 現代美術展負担金 | 当展覧会の開催に要する経費の負担金 | 未定 | 0 | 0 | 1,000 | 文化市民 局 | 美術館 | 事業の実施に 係る負担金 |
| 113 | 近代美術展開催負担金 | 当展覧会の開催に要する経費の負担金 | 未定 | 0 | 0 | 20,000 | 文化市民 局 | 美術館 | 事業の実施に 係る負担金 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|--|--|--|------------------|------------------|------------------|------------|---------|-----------------|
| 114 | 中国訪問に係る負担金 | 中国で開催される展覧会への参加等に要する経費の負担金 | 京都書画院 | 50 | 50 | 0 | 文化市民局 | 美術館総務課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 115 | 京都市美術館開館90周年記念展 村上隆 もののけ 京都開催負担金 | 当展覧会の開催に要する経費の負担金 | 村上隆展実行委員会 | 235,000 | 175,000 | 0 | 文化市民局 | 美術館総務課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 116 | 京都市立芸術大学移転記念特別展 巨匠たちの学び舎 日本画の名作はこうして生まれた 開催負担金 | 当展覧会の開催に要する経費の負担金 | 巨匠たちの学び舎展実行委員会 | 20,000 | 20,000 | 0 | 文化市民局 | 美術館総務課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 117 | 蜷川実花展 with EiM: 彼岸の光、此岸の影 開催負担金 | 当展覧会の開催に要する経費の負担金 | 展覧会実行委員会 | 11,367 | 0 | 0 | 文化市民局 | 美術館総務課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 118 | 金曜ロードショーとジブリ展 開催負担金 | 当展覧会の開催に要する経費の負担金 | 金曜ロードショーとジブリ展京都展実行委員会 | 10,000 | 10,000 | 0 | 文化市民局 | 美術館総務課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 119 | 公益社団法人日本動物園水族館協会会費 | 当該協会に加盟し、国内の動物園との連携を行うことで、動物園の役割である種の保存や環境教育等に寄与していく。 | 公益社団法人日本動物園水族館協会 | 250 | 250 | 250 | 文化市民局 | 動物園 | 会費 |
| 120 | 公益財団法人日本博物館協会維持会費 | 博物館相当施設として、関連事業の実施を通じ、社会教育の進展や教育・学術及び文化の発展に寄与していく。 | 公益財団法人日本博物館協会 | 45 | 45 | 45 | 文化市民局 | 動物園 | 会費 |
| 121 | 公益財団法人日本博物館協会近畿支部会費 | 博物館相当施設として、関連事業の実施を通じ、社会教育の進展や教育・学術及び文化の発展に寄与していく。 | 公益財団法人日本博物館協会 | 5 | 5 | 5 | 文化市民局 | 動物園 | 会費 |
| 122 | 世界動物園水族館協会会費 | 動物福祉、環境教育、地球環境の保全に寄与していく。 | 世界動物園水族館協会 (World Association of Zoos and Aquariums) | 500 | 321 | 500 | 文化市民局 | 動物園 | 会費 |
| 123 | 電波使用料 | 動物園内での職員間の連絡手段として、無線機を利用しているため | 総務省近畿総合通信局 | 40 | 23 | 50 | 文化市民局 | 動物園 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 124 | 日本青年会議所「京都会議」に係る役員団歓迎京都市長セッション経費 | 全国の青年会議所関係者を集めて開催され、市内の観光や経済に高い効果をもたらす「京都会議」が、今後も継続的に京都で開催されることに繋がるため。 | 公益社団法人京都青年会議所 | 275 | 275 | 275 | 文化市民局 | 地域自治推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 125 | 醍醐支所受水槽改修工事の路面復旧工事に係る負担金 | 醍醐支所受水槽改修工事の路面復旧工事のため | 上下水道局 | 500 | 144 | 0 | 文化市民局 | 地域自治推進室 | 事業の実施に係る負担金 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|----------------------|---|------------------|------------------|------------------|------------------|------------|-------------------|----------------|
| 126 | 小金塚バス回転場賃借料負担金 | 小金塚地域住民が利用する公共交通を維持するため | 大津市 | 1,750 | 1,524 | 1,750 | 文化市民局 | 地域自治推進室 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 127 | コーナー共益費（山科） | 山科駅証明書発行コーナーとして使用しているラクトAの敷地及び共用部分等の維持管理並びに管理組合及び部会の運営 | ラクトA管理組合 | 941 | 924 | 941 | 文化市民局 | 地域自治推進室 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 128 | コーナー共益費（阪急桂） | 桂駅証明書発行コーナーとして使用している桂東阪急ビルの全出店者をもって構成する商店会の運営 | 阪急阪神ビルマネジメント株式会社 | 111 | 103 | 111 | 文化市民局 | 地域自治推進室 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 129 | J-LISへの負担金（コンビニ交付） | 証明書のコンビニ交付を実施するに当たり、証明書交付センターの運営負担金として支出するもの | 地方公共団体情報システム機構 | 9,880 | 9,879 | 9,880 | 文化市民局 | 地域自治推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 130 | 京都府戸籍住民登録事務協議会分負担金 | 京都地方法務局管内にある各戸籍住民登録事務協議会及び全国連合戸籍住民登録事務協議会との連絡を図り、戸籍住民登録及び特別永住事務の向上発展に資する。 | 京都府戸籍住民登録事務協議会 | 400 | 200 | 400 | 文化市民局 | 地域自治推進室 | 会費 |
| 131 | 水源の里協議会負担金 | 過疎・高齢化が進行し、地域活動が困難な状況に直面している集落の活性化を図るため | 全国水源の里連絡協議会 | 20 | 20 | 20 | 文化市民局 | 地域自治推進室 | 会費 |
| 132 | コーナー共益費（市役所） | 市役所証明書発行コーナーとして使用しているゼスト御池地下街の全出店者をもって構成するテナント会の運営 | 京都御池地下街株式会社 | 84 | 84 | 0 | 文化市民局 | 地域自治推進室 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 133 | 京都市立芸術大学トイレ使用分負担金 | 京都市立芸術大学トイレ使用分の負担金 | 公立大学法人京都市立芸術大学 | 77 | 0 | 0 | 文化市民局 | 共生社会推進室人権文化推進担当 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 134 | 京都労働学校における勤労者教育事業負担金 | 京都労働学校における勤労者教育に関する事業実施 | 公益社団法人京都勤労者学園 | 18,800 | 18,800 | 18,800 | 文化市民局 | 共生社会推進室男女共同参画推進担当 | 事業の実施に係る負担金 |
| 135 | 京都労働者総合会館修繕工事負担金 | 京都労働者総合会館の持ち分比率に応じた修繕分負担金 | 公益財団法人京都労働者総合会館 | 2,550 | 1,301 | 941 | 文化市民局 | 共生社会推進室男女共同参画推進担当 | 事業の実施に係る負担金 |
| 136 | 公益社団法人京都勤労者学園園費 | 京都勤労者学園の園員の会費 | 公益社団法人京都勤労者学園 | 50 | 50 | 50 | 文化市民局 | 共生社会推進室男女共同参画推進担当 | 会費 |
| 137 | 共生社会推進室分室の耐震工事に係る負担金 | 共生社会推進室分室の耐震工事に際しての右京区役所への一時移転に係る執務室の使用料相当額の負担金 | サンサ右京施設管理組合 | 340 | 340 | 0 | 文化市民局 | 共生社会推進室男女共同参画推進担当 | 執務室使用料相当額の負担金 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|----------------------------------|---|--------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------|-----------|----------------|
| 138 | 京都府スポーツ推進委員協議会負担金 | 京都府内のスポーツ推進委員相互の連携を密にし、協力して生涯スポーツの推進を図り、スポーツ推進委員本来の使命を達成することを目的に支出している。 | 京都府スポーツ推進委員協議会 | 240 | 189 | 240 | 文化市民局 | 市民スポーツ振興室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 139 | (公社)全国スポーツ推進委員連合費負担金 | 全国で実施される事業に参画することにより、スポーツ推進委員相互の協力体制を確立するとともに資質の向上を図り、スポーツ推進委員本来の使命を達成することを目的に支出している。 | 京都府スポーツ推進委員協議会 | 300 | 236 | 300 | 文化市民局 | 市民スポーツ振興室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 140 | 市民総合体育大会開催負担金 | 広く市民が競技スポーツに参加できる機会を設けることにより、市全体の競技力の向上はもとより、体力の向上と健康の保持・増進を図るとともに、明るく豊かな市民生活に資することを目的に支出している。 | 公益財団法人京都市スポーツ協会 | 2,500 | 2,116 | 2,500 | 文化市民局 | 市民スポーツ振興室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 141 | 京都マラソンに係る上下水道局管理職特勤相当額 | 市民スポーツの振興はもとより、京都経済の活性化や京都ブランドのさらなる向上を図ることを目的とし環境にも配慮した、参加者、応援者、市民が一体となって楽しめる総合スポーツイベント「京都マラソン」について、京都の財産として継承し、更なる発展を図ることを目的としている。 | 京都市上下水道局 | 500 | 187 | 300 | 文化市民局 | 市民スポーツ振興室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 142 | 京都マラソン | 市民スポーツの振興はもとより、京都経済の活性化や京都ブランドのさらなる向上を図ることを目的とし環境にも配慮した、参加者、応援者、市民が一体となって楽しめる総合スポーツイベント「京都マラソン」について、京都の財産として継承し、更なる発展を図ることを目的としている。 | 京都マラソン実行委員会 | 160,000 | 123,122 | 160,000 | 文化市民局 | 市民スポーツ振興室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 143 | 「ワールドマスターズゲームズ2021関西」京都市実行委員会負担金 | ワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会や他府県市の関係者等と協力連携する体制を整えるとともに、大会開催に向けて必要な事項の協議・検討を進める。 | 「ワールドマスターズゲームズ2021関西」京都市実行委員会 | 1,000 | 1,000 | 19,084 | 文化市民局 | 市民スポーツ振興室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 144 | ワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会負担金 | ワールドマスターズゲームズ2021関西の開催に向け、ワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会の体制を充実させるため、開催府県政令市から職員を派遣しており、その人件費を負担する必要があるため。 | 公益財団法人ワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会 | 0 | 0 | 2,116 | 文化市民局 | 市民スポーツ振興室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 145 | サンサ右京負担金 | サンサ右京施設管理規約に基づき、管理委託に要する経費について入居各施設において按分負担する必要があるため | サンサ右京施設管理組合 | 14,031 | 12,446 | 14,664 | 文化市民局 | 市民スポーツ振興室 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 146 | サンサ右京特別修繕負担金 | サンサ右京施設管理規約に基づき、特別修繕に要する経費について入居各施設において按分負担する必要があるため | サンサ右京施設管理組合 | 7,006 | 5,789 | 4,909 | 文化市民局 | 市民スポーツ振興室 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 147 | 京都府体育施設協会会費 | 同協会の年会費について、規約に基づき負担する必要があるため | 京都府体育施設協会 | 90 | 90 | 40 | 文化市民局 | 市民スポーツ振興室 | 会費 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|------------------------------|---|---------------------------|------------------|------------------|------------------|------------|------------|----------------|
| 148 | 京都府・市町村共同公共施設案内予約システムの改修 | 京都府自治体情報化推進協議会は、京都府内自治体行政の情報化に必要な共同事業を実施し、各自治体の行政サービスの一層の向上と効率的な行政運営に寄与する。 | 京都府自治体情報化推進協議会 | 2,100 | 269 | 1,500 | 文化市民局 | 市民スポーツ振興室 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 149 | 新京都府・市町村共同公共施設案内予約システムの改修 | 令和8年1月に現行システムから新システムに移行予定。新システムを京都市が所管するスポーツ施設に合わせた機能を持たせる改修を行う必要があるため。 | 京都府自治体情報化推進協議会 | 0 | 0 | 22,000 | 文化市民局 | 市民スポーツ振興室 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 150 | 一般社団法人京都産業会館特別会員会費 | 会員が協力して京都産業会館を建設し、その公共的運営を通じて産業の振興をはかり、あわせて市民生活の向上を進める。 | 一般社団法人京都産業会館 | 30 | 30 | 30 | 産業観光局 | 産業企画室 | 会費 |
| 151 | 公益財団法人日本電信電話ユーザ協会京都協会年会費 | 電気通信サービスの利用に関する調査、研究、知識の普及、及びその他利用者の便益を増進する事業企画・施行することにより、電気通信事業ならびに、わが国経済社会の発展に寄与する。 | 公益財団法人日本電信電話ユーザ協会京都協会 | 6 | 6 | 6 | 産業観光局 | 産業企画室 | 会費 |
| 152 | 全国特定市計量行政協議会会費 | 計量行政に関し、都市間相互において緊密な連携を保ち適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与する。 | 全国特定市計量行政協議会 | 18 | 18 | 18 | 産業観光局 | 産業企画室 | 会費 |
| 153 | 大阪・関西万博きょうと推進委員会負担金 | 2025年の大阪・関西万博を契機に、最先端の科学技術や研究開発などの京都産業の強みや、府内各地の文化や観光資源などの魅力を国内外に広くアピールし、交流促進によって京都の発展に着実につなげるため、オール京都で、その具体的な取組を検討、推進する。 | 大阪・関西万博きょうと推進委員会 | 27,200 | 26,946 | 25,700 | 産業観光局 | 産業企画室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 154 | 京都駅周辺エリアまるごとゲートウェイ事業実行委員会負担金 | 大阪・関西万博を契機に、京都駅をゲートウェイとして、「とっておきの京都」エリア等への分散・周遊観光の推進に取り組むとともに、京都駅周辺一帯でのにぎわい創出、文化芸術を基軸としたまちづくり等を府市協調で推進する。 | 京都駅周辺エリアまるごとゲートウェイ事業実行委員会 | 2,000 | 0 | 0 | 産業観光局 | 産業企画室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 155 | 京都市中央卸売市場体育連盟分担金 | 体育を通じて健全な心身の育成と会員相互の親睦を図り、市場厚生事業に寄与するため、費用負担を行う。 | 京都市中央卸売市場体育連盟 | 50 | 32 | 50 | 産業観光局 | 中央卸売市場第一市場 | 事業の実施に係る負担金 |
| 156 | 取扱数量増加対策事業 | 水産物の市場取扱数量を拡大し、市場の活性化を図る取組に対し、事業負担を行う。 | 京都水産協会 | 4,090 | 2,170 | 3,610 | 産業観光局 | 中央卸売市場第一市場 | 事業の実施に係る負担金 |
| 157 | 青果部・市場活性化推進事業 | 取扱数量の増加を図ること等を目的とし、「京都市中央卸売市場第一市場マスタープラン（平成28年度版）」の推進や市場の活性化に意義ある取組に対し、事業負担を行う。 | 京都青果協会 | 5,360 | 5,360 | 5,360 | 産業観光局 | 中央卸売市場第一市場 | 事業の実施に係る負担金 |
| 158 | 廃棄物処理費に係る負担金 | 第一市場から発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の運搬及び処理業務に必要な経費相当額を負担する。 | 京都市中央市場衛生自治会 | 76,804 | 50,972 | 75,368 | 産業観光局 | 中央卸売市場第一市場 | 事業の実施に係る負担金 |
| 159 | 全国中央卸売市場協会会費 | 生鮮食料品の卸売の中核的拠点である中央卸売市場の機能を充実し、円滑な流通を確保することにより国民生活の安定に寄与するため、費用負担を行う。 | 全国中央卸売市場協会 | 130 | 130 | 130 | 産業観光局 | 中央卸売市場第一市場 | 会費 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|--------------------------------|---|---------------------------|------------------|------------------|------------------|------------|-----------------|----------------|
| 160 | 全国中央卸売市場協会近畿支部会費 | 支部内各市場及び全国中央卸売市場協会と密接な連絡をとることにより、中央卸売市場の機能を充実し、円滑な流通を確保するため、費用負担を行う。 | 全国中央卸売市場協会近畿支部 | 10 | 10 | 10 | 産業観光局 | 中央卸売市場第一市場 | 会費 |
| 161 | 場内事業者の引越経費に対する負担金 | 京都市中央卸売市場第一市場の施設整備に伴う移転作業の効率化や費用負担の軽減を図るため、費用を負担する。 | 場内事業者等 | 0 | 0 | 99,574 | 産業観光局 | 中央卸売市場第一市場 | 事業の実施に係る負担金 |
| 162 | 「食の京都」推進協議会負担金 | 府内共通の観光資源である「食の京都」を発信する拠点を京都市中央市場の水産棟見学エリアに設置し、市場及び地域の活性化を図る。 | 「食の京都」推進協議会 | 5,000 | 4,744 | 5,000 | 産業観光局 | 中央卸売市場第一市場 | 事業の実施に係る負担金 |
| 163 | 市場活性化事業負担金 | 安全・安心な生鮮食料品等の流通拠点としての役割周知、京都市中央市場のブランド化の推進、「京の食文化」の継承・発展などの実施に係る費用を負担する。 | 一般社団法人京都市中央卸売市場協会 | 30,252 | 24,404 | 30,252 | 産業観光局 | 中央卸売市場第一市場 | 事業の実施に係る負担金 |
| 164 | 新青果棟整備に係る電柱移設工事負担金 | 新青果棟整備に伴い、既設の電柱を移設するため、当該工事の費用負担を行う。 | 日本電信電話株式会社 | 500 | 0 | 1,500 | 産業観光局 | 中央卸売市場第一市場 | 事業の実施に係る負担金 |
| 165 | 地中障害物の撤去及び処分費用に係る負担金 | 京都青果合同株式会社の事務所及び冷蔵施設の建築予定地から発見された地中障害物の撤去及び処分等に要する費用について、同社と締結した「地中障害物の撤去及び処分費用に関する覚書」に基づき、費用負担を行う。 | 京都青果合同株式会社 | 2,329 | 2,329 | 0 | 産業観光局 | 中央卸売市場第一市場 | 事業の実施に係る負担金 |
| 166 | 新青果棟整備に係る特高送電引込負担金 | 新青果棟整備に伴い、特高送電線を引込む必要があるため、当該工事の費用負担を行う。 | 関西電力送配電株式会社 | 0 | 0 | 2,000 | 産業観光局 | 中央卸売市場第一市場 | 事業の実施に係る負担金 |
| 167 | 新関連棟整備に伴う給水既設管口径変更に係る加入金 | 新関連棟整備に伴い、給水既設管の口径変更を行う必要があるため、上下水道局に対して当該変更に伴う加入金を支払う。 | 京都市上下水道局 | 0 | 0 | 2,376 | 産業観光局 | 中央卸売市場第一市場 | 事業の実施に係る負担金 |
| 168 | 電波利用料 | 施設管理センターと室の間で連絡を取り合うために使用する無線機の電波利用料を負担する。 | 近畿総合通信局 歳入徴収官 近畿総合通信局総務部長 | 2 | 1 | 2 | 産業観光局 | 中央卸売市場第二市場 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 169 | ジェトロ京都貿易情報センター運営に係る負担金 | 京都企業の海外展開や新たな海外需要の取り込みを後押しすることを目的に、府市協働で誘致したジェトロ京都の運営費を一部負担する。 | 独立行政法人日本貿易振興機構 | 11,100 | 10,909 | 11,100 | 産業観光局 | スタートアップ・産学連携推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 170 | 京都海外ビジネスセンター負担金 | 京都経済センターにオール京都で設置した「京都海外ビジネスセンター」における、中小企業の海外展開、ネットワークづくりを促進するためのワンストップ支援を実施する。 | 京都海外ビジネスセンター | 400 | 400 | 400 | 産業観光局 | スタートアップ・産学連携推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 171 | ものづくり（ハードウェアベンチャー）戦略拠点運営協議会負担金 | 国内外のものづくりベンチャー企業を京都に呼び込み、京都の試作における高い技術をもつ中小企業とマッチングさせるとともに、ものづくり起業を促進させることで、京都経済の活性化させることを目的に支援協議会の運営費用を一部負担する。 | 京都ものづくりベンチャー支援協議会 | 7,000 | 7,000 | 0 | 産業観光局 | スタートアップ・産学連携推進室 | 事業の実施に係る負担金 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|--------------------------------|--|-----------------------------|------------------|------------------|------------------|------------|-----------------|-------------|
| 172 | 創業・イノベーション拠点創生事業（地域企業応援プロジェクト） | 京都経済の活性化に向けた、地域企業の成長支援や市内創業率の向上を図る。 | 京都市創業・イノベーション拠点運営協議会 | 9,200 | 9,200 | 0 | 産業観光局 | スタートアップ・産学連携推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 173 | 一般社団法人京都知恵産業創造の森会費 | 「（一社）京都知恵産業創造の森」の一員として、起業家や創業を目指す学生、経営者、産業支援機関等、様々な人々の交流と協働を促進し、コワーキング等との連携を図りながら、新たなビジネスの創出を支援する。 | 一般社団法人京都知恵産業創造の森 | 45,217 | 44,767 | 45,034 | 産業観光局 | スタートアップ・産学連携推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 174 | スタートアップビザを活用した外国人起業活動促進事業負担金 | 全国版スタートアップビザを活用した外国人起業活動促進事業を運用する。 | 独立行政法人日本貿易振興機構 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 産業観光局 | スタートアップ・産学連携推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 175 | 京都スマート電力システム構築協議会に対する負担金 | グリーントランスフォーメーションの中核である化石燃料から再生エネルギーへの転換に重要な、様々なエネルギーリソースを用いた電力の需給調整等を組み込んだ電力システム（スマート電力システム）の構築に向けた取組の推進を図る。 | 京都スマート電力システム構築協議会 | 500 | 401 | 0 | 産業観光局 | スタートアップ・産学連携推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 176 | 独立行政法人日本貿易振興機構への負担金 | 京都企業の海外展開や新たな海外需要の取り込みを後押しすることを目的に、独立行政法人日本貿易振興機構バンコク事務所への本市職員の出向にあたり負担金を支出する。 | 独立行政法人日本貿易振興機構 | 1,734 | 1,734 | 0 | 産業観光局 | スタートアップ・産学連携推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 177 | 公益財団法人京都産業21への負担金 | 府市協調で取り組んでいる半導体産業振興について、台湾企業訪問団の一員として、現地企業等の調査、視察等を実施し、現状・課題等の意見交換を行うため、負担金を支出する。 | 公益財団法人京都産業21 | 296 | 296 | 0 | 産業観光局 | スタートアップ・産学連携推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 178 | IVS KYOTO 実行委員会への負担金 | スタートアップエコシステムの創造を目的に、スタートアップ経営者・投資家に参加できる日本最大級のスタートアップイベント「IVS」の運営を支援する。 | IVS KYOTO 実行委員会 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 産業観光局 | スタートアップ・産学連携推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 179 | BEYOND実行委員会への負担金 | 国内最大級のソーシャル・カンファレンスである「BEYOND」を実施する。 | BEYOND実行委員会 | 0 | 0 | 10,000 | 産業観光局 | スタートアップ・産学連携推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 180 | スタートアップ・エコシステム推進事業負担金 | スタートアップの発掘・育成・支援に取り組むことで、社会課題解決に取り組むスタートアップの創出及び集積を促進し、「スタートアップの都・京都」の実現を図る。 | 公益財団法人京都高度技術研究所 | 0 | 0 | 1,000 | 産業観光局 | スタートアップ・産学連携推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 181 | 京都次世代半導体産業推進事業 | 産官学による推進体制の構築や、京都の半導体関連企業の調査・強みの発信、人材確保や企業・人材を繋ぐ機会の創出など、府市連携で半導体産業の振興に取り組む。 | AI時代に向けた京都ものづくり産業の成長戦略実行委員会 | 0 | 0 | 15,000 | 産業観光局 | スタートアップ・産学連携推進室 | 事業の実施に係る負担金 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|------------------------|---|---------------------------|------------------|------------------|------------------|------------|-----------------|----------------|
| 182 | イノベーション拠点価値向上事業 | 産業支援機関やイノベーション拠点との連携により、スタートアップと京都のものづくり企業との技術マッチングに取り組むことで、スタートアップの新製品開発・社会実装化を支援する。 | 京都ものづくりベンチャー支援協議会 | 0 | 0 | 4,500 | 産業観光局 | スタートアップ・産学連携推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 183 | 一般財団法人日本立地センター賛助会費 | 企業立地に関する国内外の最新の情報や事例等を把握し、本市の企業立地を推進していく。 | 一般財団法人日本立地センター | 126 | 126 | 126 | 産業観光局 | 企業誘致推進室 | 会費 |
| 184 | 京都府市町村企業誘致推進連絡会議分担金 | 企業誘致に意欲を持つ京都府内の市町村が緊密な連携を図りながら、企業立地の促進を図る。 | 京都府市町村企業誘致推進連絡会議 | 80 | 80 | 80 | 産業観光局 | 企業誘致推進室 | 会費 |
| 185 | 在日商工会議所会費 | 海外企業誘致の取組強化を図るため、在日商工会議所へ入会し、情報収取及びネットワークの構築を推進する。 | 在日商工会議所 | 0 | 0 | 1,100 | 産業観光局 | 企業誘致推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 186 | 京都知恵産業フェアに係る分担金 | 京都の伝統や文化を背景とした「知恵」を活用した様々な分野における商品や製品を、オール京都体制によりPRするとともに、京都の企業の販路開拓につながるよう支援する。 | 京都知恵産業フェア実行委員会 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 産業観光局 | 地域企業振興室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 187 | 知恵ビジネス成長支援事業 | 知恵を活かした高付加価値型の経営モデルの構築と知恵ビジネス企業の集積による地域経済の活性化をめざし、知恵ビジネスの誘発を図る。 | 京都商工会議所 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 産業観光局 | 地域企業振興室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 188 | 京都教育懇話会年会費 | 次代を担う子どもたちのため、学校、企業、行政、地域、市民及びメディア等が共に集い、社会総ぐるみでお互いの立場や地域の壁を越え連携し、小・中・高校から大学卒業後までの過程を次世代教育、人づくりの場として、具体的な支援策や参画のあり方を探り、新たな教育モデルの構築と併せ、その成果を全国に発信する。 | 京都教育懇話会 | 90 | 90 | 90 | 産業観光局 | 地域企業振興室 | 会費 |
| 189 | 貿易振興事業負担金 | 貿易関連団体と貿易手続等の普及啓発を行うことで、貿易の振興を図る。 | 京都貿易協会 | 200 | 200 | 200 | 産業観光局 | 地域企業振興室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 190 | 旧公設小売市場管理費負担金 | 旧公設小売市場の施設及び設備管理を行う。 | 京都市住宅供給公社 独立行政法人都市再生機構 | 26 | 23 | 26 | 産業観光局 | 地域企業振興室 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 191 | 旧七条公設小売市場施設等除却工事に係る負担金 | 旧七条公設小売市場を含む施設（本市、一般財団法人本願寺文化興隆財団、独立行政法人都市再生機構の合築施設）の除却工事を行う。 なお、除却工事は、土地所有者である本願寺文化興隆財団が主体となって実施し、除却費用等に所有する床面積の割合を乗じて得た額を本市負担として本願寺文化興隆財団に支払う。 | 一般財団法人 本願寺文化興隆財団 | 48,600 | 48,513 | 0 | 産業観光局 | 地域企業振興室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 192 | 和装産業振興への負担金 | 市内中高生や修学旅行生への着付け事業などを実施し、和装産業の振興を図る。 | 公益財団法人京都和装産業振興財団 | 5,810 | 5,810 | 5,810 | 産業観光局 | クリエイティブ産業振興室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 193 | 「京の老舗めぐり」に係る負担金 | 東京をはじめ北・東日本において、伝統産業製品を中心とした京都産品の販路拡大及び観光客の誘致を図る。 | 京都市物産懇話会 | 550 | 0 | 550 | 産業観光局 | クリエイティブ産業振興室 | 事業の実施に係る負担金 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位:千円) | R6決算額 (単位:千円) | R7予算額 (単位:千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|---|--|--|------------------|------------------|------------------|------------|----------------------|-----------------|
| 194 | K P A京都プリント振興協会 事業に係る負担金 | 京都の高い技術力、制作力を結束することで、プリント 産業の持続的な振興、発展を遂げる。 | K P A京都プリント振興協会 | 800 | 800 | 800 | 産業観光 局 | クリエイ ティブ産業 振興室 | 事業の実施に 係る負担金 |
| 195 | 伝統的工芸品月間「全国くら しの工芸展」事業負担金 | 高度な伝統的技術を持つ者として認定された伝統工芸士 の作品展示を通じ、その卓越した技術・技法を披露する ことで、伝統的工芸品に対する理解を深める。 | 京都伝統工芸産地協会 | 406 | 371 | 406 | 産業観光 局 | クリエイ ティブ産業 振興室 | 事業の実施に 係る負担金 |
| 196 | 伝統的工芸品月間事業負担金 | 毎年11月の伝統的工芸品月間に全国的な普及事業を行う ことにより、伝統的工芸品に対する理解を深め、伝統的 工芸品を生活に浸透させる。 | 一般財団法人伝統的工芸品産業振興 協会 | 300 | 300 | 300 | 産業観光 局 | クリエイ ティブ産業 振興室 | 事業の実施に 係る負担金 |
| 197 | 「京に生きづくしごと展」 に対する負担金 | 京都市の希少な伝統産業製品を集めて展示することによ り、伝統産業の一層の振興発展を図るとともに、その魅 力を広く国内外に発信する。 | 「伝統産業の日」実行委員会 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 産業観光 局 | クリエイ ティブ産業 振興室 | 事業の実施に 係る負担金 |
| 198 | 「伝統的工芸品展 W A Z A」に対する負担金 | 首都圏における伝統的工芸品の普及啓発、潜在的需要の 喚起、今日の生活需要に対応する商品開発に役立てる消 費者ニーズの把握等により、伝統的工芸品産業のより一 層の発展を図る。 | 一般財団法人伝統的工芸品産業振興 協会 | 760 | 752 | 760 | 産業観光 局 | クリエイ ティブ産業 振興室 | 事業の実施に 係る負担金 |
| 199 | ファッション京都推進協議会 分担金 | 京都の染織・繊維をはじめとするものづくり産業におけ る知的資源（技術、素材、意匠、感性等）を活かした新 商品開発及び国内の販路開拓を行う。 | ファッション京都推進協議会 | 2,500 | 2,500 | 2,500 | 産業観光 局 | クリエイ ティブ産業 振興室 | 事業の実施に 係る負担金 |
| 200 | 西陣織機業調査負担金 | 昭和30年から3年に1度実施している西陣機業の全数調査 であり、西陣織産地の現状を把握する。 | 西陣織工業組合 | 1,000 | 1,000 | 0 | 産業観光 局 | クリエイ ティブ産業 振興室 | 事業の実施に 係る負担金 |
| 201 | 京都市伝統産業技術功労者作 品展及び京の伝統産業わかば 会作品展に係る負担金 | 伝統産業界に功労のあった優秀な技術者及び伝統産業技 術後継者育成制度に基づき、伝統産業の後継者を育成す ることを目的に支援を行っている若手技術者の作品展を 実施し、世代・業種において幅広い技術者の製作した作 品を広く市民に紹介する。 | 京の伝統産業春秋会・わかば会連携 活性化事業協議会 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 産業観光 局 | クリエイ ティブ産業 振興室 | 事業の実施に 係る負担金 |
| 202 | 全国和装産地市町村協議会負 担金 | 全国の伝統的な和装産地を有する市町村の議会と行政で 構成し、相互に協力して国内和装産業の振興を果たすこ とを目的とする。 | 全国和装産地市町村協議会 | 50 | 50 | 50 | 産業観光 局 | クリエイ ティブ産業 振興室 | 会費 |
| 203 | 繊維産業振興事業負担金 | きものステーション・京都における伝統産業振興に資す る事業を実施する。 | きものステーション・京都運営協議 会 | 20,000 | 20,000 | 20,000 | 産業観光 局 | クリエイ ティブ産業 振興室 | 事業の実施に 係る負担金 |
| 204 | KYOTO CMEX (KYOTO Cross Media Experience)に係る分 担金 | オール京都によるコンテンツイベント「KYOTO CMEX」を 開催する。 | KYOTO Cross Media Experience 実行 委員会 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 産業観光 局 | クリエイ ティブ産業 振興室 | 事業の実施に 係る負担金 |
| 205 | 京都国際マンガ・アニメフェ アに係る分担金 | マンガ・アニメの総合見本市「京都国際マンガ・アニメ フェア」を開催する。 | 京都国際マンガ・アニメフェア実行 委員会 | 51,000 | 51,000 | 57,000 | 産業観光 局 | クリエイ ティブ産業 振興室 | 事業の実施に 係る負担金 |
| 206 | 「伝統産業の日」年間を通じ た魅力発信事業 | 「伝統産業の日」年間を通じた魅力発信事業を実施す る。 | 「伝統産業の日」実行委員会 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 産業観光 局 | クリエイ ティブ産業 振興室 | 事業の実施に 係る負担金 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位:千円) | R6決算額 (単位:千円) | R7予算額 (単位:千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|---|---|------------------------|------------------|------------------|------------------|------------|--------------|----------------|
| 207 | メタバース関係団体会費 | メタバースに関する情報収集等を行う。 | メタバース関係団体 | 100 | 30 | 100 | 産業観光局 | クリエイティブ産業振興室 | 会費 |
| 208 | 「第23回JAPAN EXPO」共同出展に係る負担金 | 「第23回JAPAN EXPO」における海外向けの広報や今後の誘客・商品展開に向けたニーズ調査を行う。 | 学校法人京都コンピュータ学園 | 81 | 80 | 0 | 産業観光局 | クリエイティブ産業振興室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 209 | 修学旅行生誘致に向けた取組 | 京都を訪れる修学旅行生の継続・拡大に向け、新規校への積極的な誘致や継続して修学旅行に来ていただくための取組を進める。 | 京都観光推進協議会 | 14,100 | 11,100 | 28,550 | 産業観光局 | 観光MICE推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 210 | メディア向けコンシェルジュ機能の運営事業(京都観光推進協議会負担金) | メディアへの写真提供やTVロケ等の撮影協力を実施する。 | 京都観光推進協議会 | 400 | 400 | 400 | 産業観光局 | 観光MICE推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 211 | 科学技術と人類の未来に関する国際フォーラム(STSフォーラム)開催支援事業に係る分担金 | 地元主催事業実施によりSTSフォーラムを支援するとともに、フォーラム開催を通じた京都の魅力の海外発信と科学技術・経済交流の契機づくりを推進する。 | STSフォーラム支援京都実行委員会 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 産業観光局 | 観光MICE推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 212 | 広域観光対策 | 京阪神三都市への観光誘客を図るため、三都市及び三都市観光協会とJR西日本が一体となって誘致受入の諸施策を推進し、三都市の観光事業の振興に寄与することを目的とする。 | 京都・大阪・神戸観光推進協議会 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 産業観光局 | 観光MICE推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 213 | 京都観光宣伝協議会分担金 | 首都圏・中部・東海地区などの主要都市からの京都誘客を図る。 | 京都観光宣伝協議会 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 産業観光局 | 観光MICE推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 214 | 京都デスティネーションキャンペーン実行委員会分担金 | JRグループが宣伝展開するデスティネーションキャンペーンに京都が参加するにあたり地元京都が行うキャンペーン事業を円滑に推進することを目的とする。 | 京都デスティネーションキャンペーン実行委員会 | 3,000 | 3,000 | 4,000 | 産業観光局 | 観光MICE推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 215 | 祇園祭宵山会議分担金 | 祇園祭宵山における観覧者等に対する適切な案内誘導整理を行うことにより安全かつ良好な観覧環境の保全に資することを目的とする。 | 祇園祭宵山会議 | 3,600 | 3,600 | 3,600 | 産業観光局 | 観光MICE推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 216 | 訪日外国人旅行者来訪促進事業負担金 | 独立行政法人国際観光振興機構と連携した海外プロモーション及び訪日外国人観光客の市場動向についての情報共有等を図る。 | 独立行政法人国際観光振興機構 | 300 | 300 | 300 | 産業観光局 | 観光MICE推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 217 | 京都一周トレイル会分担金 | 京都の自然に触れながら、歩いて楽しむことができる本事業の推進を通じて観光客数を増加させるとともに利用者の健康の維持増進に寄与する。 | 京都一周トレイル会 | 1,000 | 1,000 | 4,800 | 産業観光局 | 観光MICE推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 218 | 京都総合観光案内所の運営 | 京都総合観光案内所運営にかかる費用を支出する。 | 京都総合観光案内所運営協議会 | 46,771 | 45,924 | 44,790 | 産業観光局 | 観光MICE推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 219 | 京都総合観光案内所の設置 | 京都総合観光案内所賃料及び共同管理費にかかる費用を支出する。 | 京都駅ビル開発株式会社 | 19,148 | 19,148 | 0 | 産業観光局 | 観光MICE推進室 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 220 | 日本観光振興協会会費 | 日本観光振興協会への会費を支出する。 | (公社)日本観光振興協会 | 800 | 800 | 800 | 産業観光局 | 観光MICE推進室 | 会費 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|--------------------------|---|--------------------------|------------------|------------------|------------------|------------|-----------|----------------|
| 221 | 一般財団法人アジア太平洋観光交流センター賛助会費 | 国連世界観光機関アジア太平洋センターの活動を支援し、訪日観光客の拡大等に取り組んでいる法人であり、観光交流促進の活動等は本市の観光振興に寄与するため会費を支出する。 | 一般財団法人アジア太平洋観光交流センター | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 産業観光局 | 観光MICE推進室 | 会費 |
| 222 | 京都市観光協会会費 | 京都市観光協会への会費を支出する。 | (公社)京都市観光協会 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 産業観光局 | 観光MICE推進室 | 会費 |
| 223 | ジャパン・フィルムコミッション年会費 | 全国の撮影支援ネットワーク強化を図り、映像産業の振興、映像文化の普及を促進する。 | 特定非営利活動法人ジャパン・フィルムコミッション | 100 | 100 | 100 | 産業観光局 | 観光MICE推進室 | 会費 |
| 224 | 京都の温泉観光魅力発信事業負担金 | 市内温泉観光の活性化や温泉施設の質の向上による観光客の安心安全を確保する。 | 京都市温泉観光活性化協議会 | 15,921 | 15,921 | 21,753 | 産業観光局 | 観光MICE推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 225 | 関西国際空港内広域観光案内推進協議会分担金 | 関西国際空港を利用する内外旅行者に対し、的確な観光情報を提供するとともに、魅力ある関西をPRする観光案内所の整備を進める。 | 関西国際空港内広域観光案内推進協議会 | 800 | 800 | 800 | 産業観光局 | 観光MICE推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 226 | 「夜観光」の魅力アップによる「宿泊観光の推進」 | 民間事業者と連携し、「京の七夕」を実施するとともに、民間事業者等によるライトアップ事業に対して行灯等の貸出支援を行い、多様なエリアでの夜の賑わいを創出することで、宿泊観光の推進を図る。 | 京の七夕実行委員会 京都・花灯路推進協議会 | 10,600 | 10,600 | 8,600 | 産業観光局 | 観光MICE推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 227 | 朝・夜観光など幅広い京都の魅力向上事業 | 朝・夜観光や京都の歴史、文化、自然など多様な魅力発信など、観光の分散化の取組を推進することで、宿泊観光の促進による滞在長期化や観光消費額の増を図る。 | 京都千年の心得推進協議会 | 16,000 | 16,000 | 16,000 | 産業観光局 | 観光MICE推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 228 | 京都市音楽噴水運営委員会負担金 | 本市が京都駅北口広場内、地下街ボルタ屋上に設置している音楽噴水「AQUA FANTASY」を運営するため、運営主体である京都市音楽噴水運営委員会に対して負担金を支出する。 | 京都市音楽噴水運営委員会 | 2,904 | 2,904 | 2,904 | 産業観光局 | 観光MICE推進室 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 229 | EXPO2025関西観光推進協議会会費 | 2025年大阪・関西万博の開催を契機として「万博会場から地域へ」というテーマを共有し、広域観光を促進することを通じて、万博開催の効果を関西一円に波及させるため、万博プラス関西観光推進事業を実施する。 | EXPO2025関西観光推進協議会 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 産業観光局 | 観光MICE推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 230 | 修学旅行体験学習支援事業 | 文化や産業など京都ならではの奥深い魅力を感じることができる修学旅行生向け体験プランの提供を行う修学旅行体験学習支援事業を実施する。 | 京都観光推進協議会 | 5,000 | 4,342 | 13,400 | 産業観光局 | 観光MICE推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 231 | 京都レストランスペシャル実行委員会分担金 | 毎年冬の閑散期のキャンペーン事業として実施してきた「京都レストランスペシャル」を大阪・関西万博期間中に実施し、府市の食の魅力を発信する。 | 京都レストランスペシャル実行委員会 | 0 | 0 | 1,000 | 産業観光局 | 観光MICE推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 232 | 野菜等経営安定対策事業負担金 | 野菜販売価格の下落時の生産農家の経営安定対策に取り組む生産者組織に負担金を支出することにより、野菜生産の健全な発展を図る。 | 京都農業協同組合 | 415 | 0 | 380 | 産業観光局 | 農林振興室 | 事業の実施に係る負担金 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|-------------------------|---|-----------------------|------------------|------------------|------------------|------------|-------|----------------|
| 233 | 公益社団法人京のふるさと産品協会会費 | 農産物の価格安定を図ることで、農産物の安定生産と市民の消費生活の確保に寄与することを目的とする。 | 公益社団法人京のふるさと産品協会 | 85 | 60 | 69 | 産業観光局 | 農林振興室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 234 | 機構集積協力金交付事業交付金 | 農地を地域の中心となる経営体へ貸し付ける農業者等に対して交付する本交付金を活用し、担い手への農地集積を促進する。 | 農地中間管理機構に農地を貸し付ける農業者等 | 5,500 | 0 | 0 | 産業観光局 | 農林振興室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 235 | 一般社団法人京都府農業会議会費 | 農業委員会の事務の効率的かつ効果的な実施並びに農業及び農村社会の健全な発展に寄与することを目的とする。 | 一般社団法人京都府農業会議 | 540 | 540 | 540 | 産業観光局 | 農林振興室 | 会費 |
| 236 | 京都府土地改良事業団体連合会賦課金 | 土地改良事業を行う者の共同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、その共同の利益を増進する。 | 京都府土地改良事業団体連合会 | 130 | 121 | 156 | 産業観光局 | 農林振興室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 237 | 洛西水管理システム負担金 | 農地のたん水被害だけでなく、市街地の浸水被害防止に資する施設であるため維持管理費用の一部を負担する。 | 洛西土地改良区 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 産業観光局 | 農林振興室 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 238 | 松林排水機場排水対策事業負担金 | 農地のたん水被害だけでなく、市街地の浸水被害防止に資する施設であるため維持管理費用の一部を負担する。 | 京都市洛南土地改良区 | 3,232 | 3,232 | 3,232 | 産業観光局 | 農林振興室 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 239 | 大下津排水機場排水対策事業負担金 | 農地のたん水被害だけでなく、市街地の浸水被害防止に資する施設であるため維持管理費用の一部を負担する。 | 洛西土地改良区 | 1,163 | 1,163 | 1,163 | 産業観光局 | 農林振興室 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 240 | 洛西湛水防除協議会排水機場管理負担金 | 本市、長岡京市、向日市、大山崎町、洛西土地改良区で運転管理する排水機場管理に関する負担する。 | 洛西湛水防除協議会 | 4,255 | 4,255 | 4,658 | 産業観光局 | 農林振興室 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 241 | 京都府畜産振興協会会費 | 京都府内畜産業を振興する。 | 公益社団法人 京都府畜産振興協会 | 50 | 50 | 50 | 産業観光局 | 農林振興室 | 会費 |
| 242 | 京都市農林作物鳥獣被害対策協議会負担金 | 野生鳥獣による被害防止対策の充実・強化を図るとともに、関係機関の連携の下、総合的かつ効果的な被害防止体制を確立し、農林水産物に係る被害の軽減・防止等に資する。 | 京都市農林作物鳥獣被害対策協議会 | 8,090 | 7,885 | 11,692 | 産業観光局 | 農林振興室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 243 | 大下津排水機場除塵機改修負担金 | 大下津排水機場の自動除塵機改修に係る費用を負担する | 洛西湛水防除協議会 | 2,970 | 2,967 | 0 | 産業観光局 | 農林振興室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 244 | 巨椋池排水機場PLC更新負担金 | 巨椋池排水機場のPLC更新工事に係る費用を負担する | 宇治市 | 1,030 | 1,028 | 0 | 産業観光局 | 農林振興室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 245 | 丹波広域基幹林道利用推進協議会負担金 | 丹波広域基幹林道沿線の森林整備や木材生産の拡大、丹波広域基幹林道の利用推進及び適切な管理を図る。 | 丹波広域基幹林道利用推進協議会 | 70 | 70 | 70 | 産業観光局 | 農林振興室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 246 | 京都府林業振興会会費及び負担金 | 総合的かつ合理的な林業施策を研究し、治山治水の強化、森林資源の増強及び府民の福祉に資する。 | 京都府林業振興会 | 669 | 289 | 669 | 産業観光局 | 農林振興室 | 会費 |
| 247 | 公益財団法人京都モデルフォレスト協会正会員会費 | 人と森林との新しい共生関係を築き、良好な地球環境の形成と持続可能な社会づくりに寄与する。 | 公益財団法人京都モデルフォレスト協会 | 20 | 20 | 20 | 産業観光局 | 農林振興室 | 会費 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|--------------------------------------|---|------------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------|----------|-------------|
| 248 | 公益社団法人全国都市清掃会議年会費 | 地方公共団体が行う清掃事業の効率的な運営及び技術の改善のために必要な調査、研究、情報管理等の事業を行い、全国における清掃事業の円滑な推進を図ることにより、住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって公益の増進に寄与する。 | 公益社団法人全国都市清掃会議 | 709 | 709 | 709 | 環境政策局 | 環境総務課 | 会費 |
| 249 | 全国都市清掃会議近畿地区協議会地区会費 | 区域内において、公益社団法人全国都市清掃会議の事業を推進するため、諸般の調査研究その他必要となる事業を行い、かつ、会員相互の連絡、親睦を図る。 | 全国都市清掃会議近畿地区協議会 | 15 | 0 | 15 | 環境政策局 | 環境総務課 | 会費 |
| 250 | 京都市伏見区アルゼンチンアリ根絶協議会に係る負担金 | 京都市伏見区における特定外来生物・アルゼンチンアリの防除を行うことにより、生物多様性の保全再生等に資することを目的とする。 | 京都市伏見区アルゼンチンアリ根絶協議会 | 500 | 500 | 500 | 環境政策局 | 環境保全創造課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 251 | きょうと生物多様性センター運営協議会に係る負担金 | 効果的かつ持続可能な生物多様性保全の取組を展開し、京都の伝統・文化や暮らしを支えてきた「京都の自然の恵み」を守り、次世代への継承に資することを目的とする。 | きょうと生物多様性センター運営協議会 | 14,000 | 12,845 | 15,000 | 環境政策局 | 環境保全創造課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 252 | 公益社団法人瀬戸内海環境保全協会会費 | 瀬戸内海の環境保全に関する事業を行うことにより、環境保全に資することを目的とする。 | 公益社団法人瀬戸内海環境保全協会 | 280 | 280 | 280 | 環境政策局 | 環境保全創造課 | 会費 |
| 253 | 瀬戸内海環境保全知事・市長会議分担金 | 瀬戸内海環境保全憲章の趣旨に則り、広域的な相互協力によって、瀬戸内海の環境保全を図る。 | 瀬戸内海環境保全知事・市長会議 | 225 | 225 | 225 | 環境政策局 | 環境保全創造課 | 会費 |
| 254 | 淀川水質汚濁防止連絡協議会会費 | 淀川水系の水質を調査し、流域の水質管理の方法並びに汚濁対策について検討し、相互に連絡調整を図ることによって、淀川の水質改善の実効を上げる。 | 淀川水質汚濁防止連絡協議会 | 12 | 0 | 12 | 環境政策局 | 環境保全創造課 | 会費 |
| 255 | 公益社団法人日本騒音制御工学会団体会員C会費 | 騒音及び振動に関する学術・技術の普及を図り、もって生活環境の保全と向上に寄与する。 | 公益社団法人日本騒音制御工学会 | 10 | 10 | 10 | 環境政策局 | 環境保全創造課 | 会費 |
| 256 | 「KYOTO地球環境の殿堂」運営協議会・京都環境文化学術フォーラム負担金 | 「京都議定書」誕生の地である京都の名のもとに、世界で地球環境の保全に著しい貢献をした者の顕彰を行うとともに、環境、経済、文化の分野に関わる世界の学識者による学術会議を、京都議定書誕生の地「京都」で開催することで、地球環境問題の解決に向けたあらゆる国、地域、人々の意思の共有と取組の推進に資することを目的とする。 | KYOTO地球環境の殿堂運営協議会 京都環境文化学術フォーラム | 6,000 | 6,000 | 13,000 | 環境政策局 | 地球温暖化対策室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 257 | 指定都市自然エネルギー協議会会費 | 地方公共団体を中心に企業・団体が連携することで、自然エネルギーの普及・拡大をさらに加速させる。 | 指定都市自然エネルギー協議会 | 50 | 50 | 50 | 環境政策局 | 地球温暖化対策室 | 会費 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|-------------------------------|--|------------------------|------------------|------------------|------------------|------------|--------------|-----------------|
| 258 | 京のアジェンダ21フォーラム 会費 | 「京のアジェンダ21」に提言されている取組の具体化と行動への誘導及びその評価と充実を図り、市民、事業者、行政等の参加のもと、環境と共生する持続可能な社会の構築に向けた取組を推進することを目的とする。 | 公益財団法人京都市環境保全活動推進協会 | 2 | 2 | 2 | 環境政策 局 | 地球温暖化 対策室 | 会費 |
| 259 | イクレイ日本正会員費 | 国際的な自治体の連合組織である「ICLEI- Local Governments for Sustainability」(イクレイ- 持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会)の活動使命に賛同し、環境改善などの地域活動を通して、地球規模の持続可能な社会の実現をめざすとともに、会員のための情報交換の支援及び交流の促進を図る。 | 一般社団法人イクレイ日本 | 690 | 690 | 690 | 環境政策 局 | 地球温暖化 対策室 | 会費 |
| 260 | 全国バイオディーゼル燃料利用 推進協議会会費 | バイオディーゼル燃料に係る関係者間の意見交換等を通じ、我が国におけるバイオディーゼル燃料の円滑な普及・拡大に努め、持続可能な資源循環型社会の構築及び地球温暖化の防止、地域における地産地消の取組の促進を図る。 | 全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会 | 20 | 20 | 20 | 環境政策 局 | 地球温暖化 対策室 | 会費 |
| 261 | バイオマス産業都市推進協議 会会費 | バイオマス産業都市並びに民間企業、金融機関及び研究機関等が連携し、地域のバイオマスを活用したバイオマス産業都市の構想の実現に資することを目的とする。 | バイオマス産業都市推進協議会 | 10 | 10 | 10 | 環境政策 局 | 地球温暖化 対策室 | 会費 |
| 262 | 京都府自動車整備振興会会費 | 自動車の適正な点検、整備を通じて自動車の安全確保、公害防止及び地球環境の保全を図る。 | 一般社団法人京都府自動車整備振興会 | 12 | 12 | 12 | 環境政策 局 | まち美化推 進課 | 会費 |
| 263 | 京都市まちの美化推進事業団 年会費 | 市民、事業者、行政の協働により、京都市全域における散乱の防止等による都市の美化を推進し、国際文化観光都市としての良好な環境の形成に資するための有効な事業を実施する。 | 京都市まちの美化推進事業団 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 環境政策 局 | まち美化推 進課 | 会費 |
| 264 | 大阪湾広域廃棄物埋立処分場 整備事業に係る負担金 | 大阪湾広域廃棄物埋立処分場建設工事に係る建設委託料 | 大阪湾広域臨海環境整備センター | 17,312 | 17,312 | 21,810 | 環境政策 局 | 廃棄物指導 課 | 事業の実施に 係る負担金 |
| 265 | 阪神京滋フェニックス事業連 絡協議会負担金 | 大阪湾フェニックス計画の今後のあり方について研究し、フェニックス事業の円滑な運営に資することを目的とした協議会を運営するため。 | 阪神京滋フェニックス事業連絡協議会 | 10 | 5 | 10 | 環境政策 局 | 廃棄物指導 課 | 会費 |
| 266 | 一般社団法人京都府産業廃棄 物3R支援センター年会費 | 京都府内の企業等に対して産業廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用に関する総合的な支援を行い、もって循環型社会の形成を図る同センターの運営に参画するため。 | 一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センター | 20 | 20 | 20 | 環境政策 局 | 廃棄物指導 課 | 会費 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|-------------------------|--|-----------------------|------------------|------------------|------------------|------------|--------|-----------------|
| 267 | 近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会分担金 | 近畿圏における産業廃棄物行政の実務の円滑な遂行に努め、産業廃棄物処理対策の推進を図るため。 | 近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会 | 80 | 70 | 80 | 環境政策局 | 廃棄物指導課 | 会費 |
| 268 | 電波使用料 | 事業者に対する立入指導等において、無線機を使用するため。 | 近畿総合通信局 | 5 | 2 | 5 | 環境政策局 | 廃棄物指導課 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 269 | 産業廃棄物実態調査に係る負担金 | 京都市内の排出事業者の事業活動に伴って生じる産業廃棄物等の排出及び処理の状況について、京都府と合同で調査を実施するため。 | 京都府 | 0 | 0 | 3,500 | 環境政策局 | 廃棄物指導課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 270 | 冷凍設備保安協会年会費 | 冷凍設備による災害を防止するため、冷凍設備の保安に関する技術的な事項についての調査、研究、指導及び冷凍設備の保安に関する検査等の業務を行うことを目的とする。 | 京都府冷凍設備保安協会 | 78 | 39 | 39 | 環境政策局 | 施設管理課 | 会費 |
| 271 | 廃棄物資源循環学会公益会員年会費 | 物質循環と廃棄物管理に関する学の体系化を進め、学術的立場から社会の先導的役割を担い、循環型社会の形成と廃棄物問題の解決に貢献し、もって我が国の学術の発展に寄与する。 | 一般社団法人廃棄物資源循環学会 | 50 | 50 | 50 | 環境政策局 | 施設管理課 | 会費 |
| 272 | ごみ焼却余熱有効利用促進市町村等連絡協議会会費 | ごみ焼却余熱エネルギーの利用に関して、全国の市町村が抱えている共通する諸課題について相互の連絡交流を図ることにより、廃棄物の適正処理過程におけるごみ焼却余熱の有効利用の推進とごみ焼却施設に対する社会的評価の向上を図ることを目的とする。 | ごみ焼却余熱有効利用促進市町村等連絡協議会 | 25 | 25 | 25 | 環境政策局 | 施設管理課 | 会費 |
| 273 | 近畿ボイラー・タービン主任技術者会会費 | 近畿地区のボイラー・タービン主任技術者等相互の技術交流と親睦を通じて、保安技術の向上を図り、もって発電所の保安の確保を図ることを目的とする。 | 近畿ボイラー・タービン主任技術者会 | 60 | 60 | 60 | 環境政策局 | 施設管理課 | 会費 |
| 274 | 電力広域的運営推進機関会費 | 電気事業者が営む電気事業に係る電気の受給の状況の監視及び電気事業者に対する需要の状況が悪化した他の小売電気事業者、一般送配電事業者又は特定送配電事業者たる会員への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的とする。 | 電力広域的運営推進機関 | 10 | 10 | 10 | 環境政策局 | 施設管理課 | 会費 |
| 275 | ごみ収集車のBDF製造に係る軽油購入負担金 | ごみ収集車で使用するB5分の軽油を交通局が市バス分の軽油と併せて調達し、環境政策局が使用した分の経費を負担するもの | 京都市交通局 | 94,744 | 84,813 | 98,404 | 環境政策局 | 施設管理課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 276 | 電波使用料 | 各クリーンセンター及び東部山間埋立処分地において、無線機を使用するため。 | 近畿総合通信局 | 26 | 26 | 29 | 環境政策局 | 施設管理課 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 277 | 計器用変成器取替工事負担金 | 北部クリーンセンター計器用変成器取替工事負担金 | 関西電力送配電株式会社 | 678 | 678 | 0 | 環境政策局 | 施設管理課 | 事業の実施に係る負担金 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|------------------------------|---|-----------------------|------------------|------------------|------------------|------------|-------------|-----------------|
| 278 | 大阪湾広域臨海環境整備センター焼却灰採取検査に係る負担金 | 大阪湾広域臨海環境整備センターが一般廃棄物埋立処分契約者に代わり採取検査を実施するため、本市検査分を負担するもの | 大阪湾広域臨海環境整備センター | 0 | 0 | 957 | 環境政策局 | 施設管理課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 279 | 京都府後期高齢者医療広域連合に係る分賦金 | 京都府後期高齢者医療広域連合の運営に係る分賦金 | 京都府後期高齢者医療広域連合 | 392,077 | 392,076 | 465,123 | 保健福祉局 | 福祉のまちづくり推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 280 | 国民健康保険団体連合会分担金 | 京都府国民健康保険団体連合会の会員に対する分担金 | 京都府国民健康保険団体連合会 | 16,021 | 16,021 | 15,700 | 保健福祉局 | 福祉のまちづくり推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 281 | 国民健康保険団体連合会分担金(電算機器更改整備負担金) | 電算機器の更改整備に要する負担金 | 京都府国民健康保険団体連合会 | 67,608 | 63,520 | 62,730 | 保健福祉局 | 福祉のまちづくり推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 282 | 近畿都市国民健康保険者協議会 | 国民健康保険事業の健全な運営を確保し、その発展を図る。 | 近畿都市国民健康保険者協議会 | 3 | 0 | 0 | 保健福祉局 | 福祉のまちづくり推進室 | 会費 |
| 283 | 日本マルチペイメントネットワーク推進協議会特別会員年会費 | 地方税、公共料金等の支払いについて、公益に資する決済に関する仕組みを構築し、その普及を図る。 | 日本マルチペイメントネットワーク推進協議会 | 100 | 100 | 100 | 保健福祉局 | 福祉のまちづくり推進室 | 会費 |
| 284 | 京都府市町村保健師協議会負担金 | 京都府内市町村に勤務する保健師相互の連絡調整の外、業務の調査研究などを行い、保健師業務を通じて地域住民の保健福祉事業の推進に寄与する。 | 京都府市町村保健師協議会 | 15 | 15 | 16 | 保健福祉局 | 福祉のまちづくり推進室 | 会費 |
| 285 | 後期高齢者医療療養給付費負担金 | 後期高齢者医療制度における療養給付費等に係る本市負担金 | 京都府後期高齢者医療広域連合 | 18,568,249 | 18,568,249 | 19,367,633 | 保健福祉局 | 福祉のまちづくり推進室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|-----------------------------|---|------------------|------------------|------------------|------------------|------------|-------------|-----------------|
| 286 | 保険料特別徴収に係る負担金 | 国民健康保険料の年金からの特別徴収に要する負担金 | 京都府国民健康保険団体連合会 | 1,000 | 817 | 1,000 | 保健福祉局 | 福祉のまちづくり推進室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 287 | 一般医療給付費 | 一般被保険者の医療給付に要する経費 | 京都府国民健康保険団体連合会ほか | 92,533,842 | 92,065,755 | 89,723,000 | 保健福祉局 | 福祉のまちづくり推進室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 288 | 出産育児一時金 | 被保険者の出産育児一時金に要する経費 | 京都府国民健康保険団体連合会ほか | 375,000 | 339,716 | 295,000 | 保健福祉局 | 福祉のまちづくり推進室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 289 | 葬祭費 | 被保険者の葬祭費に要する経費 | 請求者 | 85,000 | 72,728 | 76,000 | 保健福祉局 | 福祉のまちづくり推進室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 290 | 保険料特別徴収に係る負担金 | 後期高齢者医療保険料の年金からの特別徴収に要する負担金 | 京都府国民健康保険団体連合会 | 1,090 | 1,074 | 1,113 | 保健福祉局 | 福祉のまちづくり推進室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 291 | 後期高齢者医療広域連合納付金 | 後期高齢者医療保険料の京都府後期高齢者医療広域連合への納付金 | 京都府後期高齢者医療広域連合 | 28,383,624 | 26,499,003 | 29,854,507 | 保健福祉局 | 福祉のまちづくり推進室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 292 | 国民健康保険事業費納付金 (医療分) | 京都府は府内全体で必要となる医療費（一般分）を、国からの公費や市町村から徴収した納付金により賄うこととなる。市町村は、府が市町村ごとの医療費水準や所得水準に基づき算出した納付金を納める。 | 京都府 | 27,429,000 | 27,428,365 | 29,949,000 | 保健福祉局 | 福祉のまちづくり推進室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 293 | 国民健康保険事業費納付金 (後期高齢者支援金分) | 京都府は府内全体で必要となる後期高齢者支援金を、国からの公費や市町村から徴収した納付金により賄うこととなる。市町村は、府が市町村ごとの所得水準等に基づき算出した納付金を納める。 | 京都府 | 9,155,000 | 9,154,651 | 8,720,000 | 保健福祉局 | 福祉のまちづくり推進室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|---------------------------------------|---|-------------------|------------------|------------------|------------------|------------|-------------|-----------------|
| 294 | 国民健康保険事業費納付金 (介護納付金分) | 京都府は府内全体で必要となる介護納付金を、国からの公費や市町村から徴収した納付金により賄うこととなる。市町村は、府が市町村ごとの所得水準等に基づき算出した納付金を納める。 | 京都府 | 3,340,000 | 3,340,461 | 3,213,000 | 保健福祉局 | 福祉のまちづくり推進室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 295 | 国民健康保険団体連合会分担金 (国保情報集約システム運用管理手数料) | 国民健康保険の都道府県単位化に係る京都府国民健康保険団体連合会におけるシステム運用経費 | 京都府国民健康保険団体連合会 | 52,175 | 52,175 | 51,000 | 保健福祉局 | 福祉のまちづくり推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 296 | オンライン資格確認等運営負担金 | オンライン資格確認等の実施に伴う市町村の運営負担金 | 国民健康保険中央会 | 9,985 | 9,678 | 11,452 | 保健福祉局 | 福祉のまちづくり推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 297 | 民生委員協議会交付金 | 学区民生児童委員協議会の一層の活性化を通じて地域福祉の推進を図るため、その運営費の一部を交付するもの | 各学区民生児童委員協議会216学区 | 29,280 | 27,723 | 29,280 | 保健福祉局 | 福祉のまちづくり推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 298 | 矯正施設所在自治体会議負担金 | 会議運営 | 矯正施設所在自治体会議 | 10 | 10 | 10 | 保健福祉局 | 福祉のまちづくり推進室 | 会費 |
| 299 | 要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業負担金 | 対象事業の実施に必要な貸付原資として交付するもの。 | 社会福祉法人京都府社会福祉協議会 | 0 | 0 | 7,272 | 保健福祉局 | 福祉のまちづくり推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 300 | 傷病手当金 | 被保険者の傷病手当金に要する経費 | 請求者 | 158 | 158 | 0 | 保健福祉局 | 福祉のまちづくり推進室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 301 | 京都市居宅介護等事業連絡協議会会費 | 居宅介護等事業の円滑な実施、事業所間の連携強化、情報交換等のため | 京都市居宅介護等事業連絡協議会 | 5 | 5 | 5 | 保健福祉局 | 障害保健福祉推進室 | 会費 |
| 302 | 心身障害者扶養共済年金 | 障害者を扶養する保護者の相互扶助制度である心身障害者扶養共済保険制度の加入者の負担を補助、軽減することにより、障害者の生活の安定と福祉の増進を図るため | 個人 | 327,072 | 323,100 | 332,452 | 保健福祉局 | 障害保健福祉推進室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 303 | 心身障害者扶養共済用慰金 | 障害者を扶養する保護者の相互扶助制度である心身障害者扶養共済保険制度の加入者の負担を補助、軽減することにより、障害者の生活の安定と福祉の増進を図るため | 個人 | 1,050 | 1,050 | 975 | 保健福祉局 | 障害保健福祉推進室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|---|--|--|------------------|------------------|------------------|------------|-------------------------------------|-----------------|
| 304 | 心身障害者扶養共済脱退一時金 | 障害者を扶養する保護者の相互扶助制度である心身障害者扶養共済保険制度の加入者の負担を補助、軽減することにより、障害者の生活の安定と福祉の増進を図るため | 個人 | 465 | 0 | 540 | 保健福祉局 | 障害保健福祉推進室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 305 | 心身障害者扶養保険事業に係る特別調整費 | 障害者を扶養する保護者の相互扶助制度である心身障害者扶養共済保険制度を運営する(独)福祉医療機構の運営を補助することにより、障害者の生活の安定と福祉の増進を図るため | 独立行政法人福祉医療機構 | 206,610 | 206,408 | 206,610 | 保健福祉局 | 障害保健福祉推進室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 306 | 難病相談支援センター運営負担金 | 難病患者が地域で安心して療養しながら暮らしを続けていくことができるよう、難病患者等に対する相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行う拠点施設として、府市協同で設置し、運営していくため | 京都府 | 6,913 | 4,761 | 6,588 | 保健福祉局 | 障害保健福祉推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 307 | 福祉乗車証制度に関する協定書に基づく交付金 | 社会参加の機会が少なくなりがちな障害のある市民等の行動に係る経費を交付することにより、自立と社会参加を促進する。 | 京阪バス株式会社ほか5件 | 210,096 | 208,295 | 202,728 | 保健福祉局 | 障害保健福祉推進室 子ども若者はぐくみ局 子ども家庭支援課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 308 | 洛南病院施設運営費負担金 | 休日・夜間の急な症状悪化により精神科医療が必要になった市民へ精神科救急医療を提供する精神科救急医療システムの構築のため | 京都府 | 64,751 | 60,026 | 70,223 | 保健福祉局 | 障害保健福祉推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 309 | 洛南病院施設整備費負担金 | 休日・夜間の急な症状悪化により精神科医療が必要になった市民へ精神科救急医療を提供する精神科救急医療システムの構築のため | 京都府 | 1,237 | 1,236 | 1,237 | 保健福祉局 | 障害保健福祉推進室 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 310 | 身体障害者福祉センター整備事業 | 共同整備する建物に係る費用及び建設工事等に係る京都市負担分を支払うもの。 | ・特定非営利活動法人京都社会福祉推進協議会 ・独立行政法人都市再生機構 | 61,523 | 61,522 | 0 | 保健福祉局 | 障害保健福祉推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 311 | 要約筆記者認定試験事業に係る負担金 | 要約筆記者認定試験を実施し、聴覚障害のある方への情報提供支援者を養成するため | 京都府 | 1,229 | 1,229 | 1,229 | 保健福祉局 | 障害保健福祉推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 312 | 医療的ケア児等コーディネーター養成等研修実施負担金 | 政令市にも実施権限のある当該研修について、本市では実施しておらず、京都府実施の当該研修の対象者に市内事業所を含めているため、研修実施経費の一部を負担するもの | 京都府 | 260 | 256 | 215 | 保健福祉局 | 障害保健福祉推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 313 | 京都社会福祉会館及び京都市みぶ身体障害者福祉会館開館記念式典の開催に係る負担金 | 令和6年3月末に竣工した京都社会福祉会館及び京都市みぶ身体障害者福祉会館の開館記念式典の開催に当たり、主催者である特定非営利活動法人京都社会福祉推進協議会及び京都市の間で、費用を応分負担するもの。 | 特定非営利活動法人京都社会福祉推進協議会 | 457 | 457 | 0 | 保健福祉局 | 障害保健福祉推進室 | 施設等の維持管理に係る負担金 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|------------------------|--|----------------------|------------------|------------------|------------------|------------|-------------------|----|
| 314 | 全国手話言語市区長会会費 | 聴覚障害者に対する情報保障の環境整備を進め、全国の各自治体における手話等関連施策の情報交換等を行うため | 全国手話言語市区長会 | 10 | 10 | 10 | 保健福祉局 | 障害保健福祉推進室 | 会費 |
| 315 | 全国障害者自立訓練事業所協議会会費 | 全国の障害者自立訓練事業所間相互の連絡と親睦を図り、障害者のリハビリテーション等の業務の向上に寄与する。 | 全国障害者自立訓練事業所協議会 | 15 | 15 | 15 | 保健福祉局 | 地域リハビリテーション推進センター | 会費 |
| 316 | 近畿ブロック障がい者自立訓練事業所協議会会費 | 近畿内の障害福祉サービスを行う施設の相互の連絡と親睦を図り、障がい者のリハビリテーション等の業務の向上に寄与する。 | 近畿ブロック障がい者自立訓練事業所協議会 | 5 | 5 | 5 | 保健福祉局 | 地域リハビリテーション推進センター | 会費 |
| 317 | 日本医師会等会費 | 医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、社会福祉を増進する。 | 一般社団法人京都府医師会ほか1件 | 354 | 354 | 354 | 保健福祉局 | 地域リハビリテーション推進センター | 会費 |
| 318 | 京都障害者スポーツ振興会加入団体負担金 | 心身障害者のスポーツを振興し、スポーツを通じて心身障害者の健康の増進と豊かな生活の実現をはかることにより、京都における社会福祉の進展に寄与する。 | 一般社団法人京都障害者スポーツ振興会 | 2 | 2 | 2 | 保健福祉局 | 地域リハビリテーション推進センター | 会費 |
| 319 | 京都市身体障害者福祉施設長協議会会費 | 京都市内の身体障害者福祉施設の連携を深め、施設の充実発展に寄与するとともに、身体障害者福祉の増進を図る。 | 京都市身体障害者福祉施設長協議会 | 18 | 18 | 18 | 保健福祉局 | 地域リハビリテーション推進センター | 会費 |
| 320 | 全国身体障害者更生相談所長協議会会費 | 全国の身体障害者更生相談所相互の連絡を緊密にし、更生相談業務の発展を期する。 | 全国身体障害者更生相談所長協議会 | 7 | 7 | 7 | 保健福祉局 | 地域リハビリテーション推進センター | 会費 |
| 321 | 京都市社会福祉協議会会費 | 京都市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。 | 社会福祉法人京都市社会福祉協議会 | 15 | 15 | 15 | 保健福祉局 | 地域リハビリテーション推進センター | 会費 |
| 322 | 近畿ブロック身体障害者更生相談所長協議会会費 | 近畿内の身体障害者更生相談所相互の連絡を緊密にし、更生相談業務の発展を期する。 | 近畿ブロック身体障害者更生相談所長協議会 | 4 | 4 | 4 | 保健福祉局 | 地域リハビリテーション推進センター | 会費 |
| 323 | ＣＯＣＯ・てらす町内会費 | 町内会費の負担金 | 町内会（2団体） | 24 | 0 | 0 | 保健福祉局 | 地域リハビリテーション推進センター | 会費 |
| 324 | 日本医師会等会費 | 医道の高揚、医学及び医術の発展並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進する。 | 一般社団法人京都府医師会ほか1件 | 354 | 0 | 354 | 保健福祉局 | こころの健康増進センター | 会費 |
| 325 | 全国精神保健福祉センター長会会費 | 地域精神保健福祉の向上 | 全国精神保健福祉センター長会 | 70 | 70 | 70 | 保健福祉局 | こころの健康増進センター | 会費 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|----------------------------|---|------------------------|------------------|------------------|------------------|------------|--------------|----------------|
| 326 | 京都デイ・ケア連絡会会費 | 精神障害者の社会参加を推進するために、精神科デイ・ケアの相互交流・情報交換を進め、デイ・ケアに関する問題を討議し、相互の知識、技術の向上を図ることにより、精神科リハビリテーションの発展に寄与する。 | 京都デイ・ケア連絡会 | 4 | 0 | 0 | 保健福祉局 | こころの健康増進センター | 会費 |
| 327 | 全国知的障害者更生相談所長協議会会費 | 知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定並びにこれに付随する指導等の業務向上に寄与する。 | 全国知的障害者更生相談所長協議会 | 0 | 0 | 80 | 保健福祉局 | こころの健康増進センター | 会費 |
| 328 | 発達障害者支援センター全国連絡協議会会費 | 発達障害のある人たちの地域生活を支援するにあたり、センターの役割を自覚し、お互いの連携のもと、相互の情報交換、支援についての相互研鑽、事業に必要な内外の情報収集等を行う。 | 発達障害者支援センター全国連絡協議会 | 20 | 20 | 20 | 保健福祉局 | こころの健康増進センター | 会費 |
| 329 | 公益社団法人京都府シルバー人材センター連合会賛助会費 | 定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的、短期的な就業等を援助して、生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高齢者の能力をいかした活力ある地域社会づくりに寄与する京都府シルバー人材センター事業協会の事業に賛同、同事業に協力するため、総会において定められた賛助会費を支払うもの | 公益社団法人京都府シルバー人材センター連合会 | 50 | 50 | 50 | 保健福祉局 | 健康長寿企画課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 330 | 全国保健所長会会費 | 保健所活動の進展と保健所相互の連携を図り、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的として、全国保健所設置市により構成されている全国保健所長会に加入しており、会員として会費を負担するもの | 全国保健所長会 | 15 | 15 | 15 | 保健福祉局 | 健康長寿企画課 | 会費 |
| 331 | 近畿公衆衛生学会負担金 | 近畿地区の府県及び指定都市・中核市の自治体並びに近畿地区の公衆衛生協会によって構成し、近畿地区の公衆衛生の向上発展に寄与することを目的として開催される学会に事務局として負担金を支出するもの | 近畿公衆衛生学会運営委員会 | 120 | 120 | 120 | 保健福祉局 | 健康長寿企画課 | 会費 |
| 332 | 近畿保健所長会会費 | 保健所活動の進展と会員相互の連携を図り、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的として、近畿の保健所設置市により構成されている近畿保健所長会に加入しており、会員として会費を負担するもの | 近畿保健所長会 | 8 | 8 | 8 | 保健福祉局 | 健康長寿企画課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 333 | 日本公衆衛生学会総会分担金 | 日本の公衆衛生の向上に寄与することを目的として、全国の府県及び指定都市等により開催される学会に事務局として負担金を支出するもの | 日本公衆衛生学会 | 54 | 54 | 54 | 保健福祉局 | 健康長寿企画課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 334 | 日本医師会等会費 | 各保健センターの医師について、各医師が担当する地区、府、医師会に加入し、会費を負担するもの | 一般社団法人京都府医師会ほか | 723 | 696 | 820 | 保健福祉局 | 健康長寿企画課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 335 | UR今出川堀川団地除却工事 | 共同所有する建物の除却に係る費用について京都市負担分を支払うもの。 | 独立行政法人都市再生機構西日本支社 | 81,903 | 69,290 | 0 | 保健福祉局 | 健康長寿企画課 | 事業の実施に係る負担金 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|----------------------------|--|--|------------------|------------------|------------------|------------|---------|-----------------|
| 336 | 敬老乗車証制度に関する協定書に基づく交付金 | 長年にわたり社会に貢献してこられた高齢者の皆様に敬老の意を表するとともに、様々な社会活動に参加し生きがいがづくりに役立てていただくために、敬老乗車証を交付する。 | 京阪バス株式会社ほか10件 | 829,594 | 815,154 | 809,559 | 保健福祉局 | 健康長寿企画課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 337 | 介護予防ケアマネジメント負担金 | 他市町村に所在する住所地特例施設に入所する本市被保険者に対して、当該他市町村の地域包括支援センターが実施した介護予防ケアマネジメントの費用を、本市が負担するもの | 京都府国民健康保険団体連合会 | 300 | 159 | 300 | 保健福祉局 | 介護ケア推進課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 338 | 訪問型・通所型サービス事業費負担金 | 総合事業で実施する訪問型サービス及び通所型サービスに係る経費 | 京都府国民健康保険団体連合会 | 3,506,211 | 3,410,040 | 3,552,708 | 保健福祉局 | 介護ケア推進課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 339 | 保険料特別徴収に係る負担金 | 介護保険料の年金からの特別徴収に要する負担金 | 京都府国民健康保険団体連合会 | 1,913 | 1,890 | 1,908 | 保健福祉局 | 介護ケア推進課 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 340 | 国保連合会伝送用端末に係る保守管理負担金(介護保険) | 国保連合会伝送用端末の保守管理に要する負担金 | 京都府国民健康保険団体連合会 | 0 | 0 | 14 | 保健福祉局 | 介護ケア推進課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 341 | 介護保険給付費負担金 | 要介護者及び要支援に対する介護保険法の法定給付 | 京都府国民健康保険団体連合会ほか | 152,678,229 | 149,735,627 | 157,668,918 | 保健福祉局 | 介護ケア推進課 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 342 | 認知症介護指導者養成研修負担金 | 認知症介護の研修を実施する講師を養成するため | 社会福祉法人 仁至会 認知症介護研究・研修大府センター | 690 | 690 | 920 | 保健福祉局 | 介護ケア推進課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 343 | 予防接種費用助成金(子ども) | 里帰り出産等に伴う市外滞在時においても、確実に定期予防接種を受けていただく。 | 京都市内に居住し里帰り出産等のため自己負担により京都市外の医療機関で子供の定期接種を受けた者 | 17,760 | 14,622 | 11,921 | 保健福祉局 | 医療衛生企画課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 344 | 全国衛生部長会会費 | 衛生行政に関する都道府県及び指定都市間の連携を緊密にし、衛生行政の円滑な推進を図る。 | 全国衛生部長会 | 81 | 81 | 81 | 保健福祉局 | 医療衛生企画課 | 会費 |
| 345 | 全国食品衛生監視員協議会負担金 | 全国の都道府県及び指定都市等により構成されている全国食品衛生監視員協議会に加入しており、会員として会費を負担する必要があるため | 全国食品衛生監視員協議会 | 38 | 38 | 38 | 保健福祉局 | 医療衛生企画課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 346 | 全国食品衛生主管課長連絡協議会会費 | 全国保健所設置市により構成されている全国食品衛生主管課長連絡協議会に加入しており、会員として会費を負担する必要があるため | 全国食品衛生主管課長連絡協議会 | 13 | 13 | 13 | 保健福祉局 | 医療衛生企画課 | 会費 |
| 347 | 近畿食品衛生監視員協議会負担金 | 近畿地区の府県及び指定都市等により構成されている近畿食品衛生監視員協議会に加入しており、会費を負担する必要があるため | 近畿食品衛生監視員協議会 | 25 | 25 | 25 | 保健福祉局 | 医療衛生企画課 | 事業の実施に係る負担金 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|---|---|---|------------------|------------------|------------------|------------|---------|----------------|
| 348 | 骨髄移植に係る再接種助成金 | 骨髄移植等により、それ以前に接種した定期予防接種による免疫を喪失した子どもが、免疫を得るために再度予防接種を受ける場合は定期予防接種の対象とならず、自己負担となるため、これを助成するもの。 | 京都市内に居住し、骨髄移植手術等により接種済みの定期予防接種の免疫を喪失した20歳未満の対象者 | 430 | 400 | 492 | 保健福祉局 | 医療衛生企画課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 349 | 衛生検査所外部精度管理調査負担金 | 衛生検査所の検査精度の向上を図るため | 京都府 | 858 | 857 | 858 | 保健福祉局 | 医療衛生企画課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 350 | 地方独立行政法人京都市立病院機構運営費負担金 | 地方独立行政法人法第85条により、その性質上当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費について、設立団体である本市が負担するもの。 | 地方独立行政法人京都市立病院機構 | 1,427,850 | 1,422,532 | 1,478,474 | 保健福祉局 | 医療衛生企画課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 351 | 地方独立行政法人京都市立病院機構運営費交付金 | 地方独立行政法人法第42条により、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付するもの。 | 地方独立行政法人京都市立病院機構 | 28,150 | 28,105 | 28,150 | 保健福祉局 | 医療衛生企画課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 352 | 京都動物愛護センター支所運営分担金 | 府市共同運営している京都動物愛護センター支所の運営経費について支出するもの | 京都府 | 2,993 | 2,993 | 3,000 | 保健福祉局 | 医療衛生企画課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 353 | 犬猫の避妊及び去勢手術負担金 | 無秩序な繁殖により、医療衛生センター等に持ち込まれたり、遺棄されて野良犬・野良猫となったりする不幸な犬・猫を減少させるため、避妊去勢手術の奨励や手術費の助成制度を実施する。 | 公益社団法人京都市獣医師会 | 2,500 | 2,500 | 7,000 | 保健福祉局 | 医療衛生企画課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 354 | 久多診療所ガス及び水道代負担金 | いきいきセンターと共用で水道メーターを使用しており、いきいきセンターが診療所分も含む水道料金を一括で支払っているため、診療所負担分をいきいきセンターに対し支払う | 京都市久多いきいきセンター運営委員会 | 3 | 2 | 3 | 保健福祉局 | 医療衛生企画課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 355 | 全国環境衛生・廃棄物関係課長会会費 | 全国の生活衛生関係部局と交流を密にし事業の強化促進を図る。 | 全国環境衛生・廃棄物関係課長会 | 9 | 9 | 9 | 保健福祉局 | 医療衛生企画課 | 会費 |
| 356 | 大都市環境衛生主管課長会議負担金 | 会議に参加し、環境衛生行政の円滑な運営及び充実を図るため | 大都市環境衛生主管課長会議運営事務局 | 0 | 0 | 2 | 保健福祉局 | 医療衛生企画課 | 会費 |
| 357 | 市衛環研と府保環研の共同化による整備事業に係る負担金 | 府市共同で整備した研究所の外構を整備するもの。 | 京都府 | 29,157 | 29,157 | 0 | 保健福祉局 | 医療衛生企画課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 358 | 京都府保健環境研究所及び京都市衛生環境研究所新築(合築)後に係る機器保守負担金 | 施設の合築に伴い検査に必要な機器を共同で使用するため | 京都府 | 1,136 | 1,136 | 1,333 | 保健福祉局 | 医療衛生企画課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|---|--|--|------------------|------------------|------------------|------------|-----------------|----------------|
| 359 | 京都府保健環境研究所及び京都市衛生環境研究所新築（合築）後に係る機器保守負担金 | 施設の新築に伴い検査に必要な機器を共同で使用するため | 京都府 | 1,051 | 1,051 | 1,397 | 保健福祉局 | 医療衛生企画課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 360 | 一般社団法人日本結核・非結核性抗酸菌症学会会費 | 日本結核・非結核性抗酸菌症学会の活動が保健所の公衆衛生業務に資するものであることから、本市職員の結核に関する知識向上を目的として、会費を負担する必要があるため。 | 一般社団法人日本結核・非結核性抗酸菌症学会 | 13 | 13 | 13 | 保健福祉局 | 医療衛生企画課 | 会費 |
| 361 | HPVワクチンを自費で接種した方への償還費用 | 積極的勧奨の差し控えにより、定期接種期間後に自費接種された方を対象に、定期接種により接種した方との公平性の観点から、接種費用を償還払いするもの。 | 令和4年4月1日に京都市民の方で、接種勧奨の差し控えにより接種機会を逃し、自費で接種された方 | 4,106 | 3,771 | 0 | 保健福祉局 | 医療衛生企画課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 362 | 予防接種委託料請求審査事務に係るシステム改修の負担金 | 五種混合ワクチン及び小児肺炎球菌ワクチン（15価）の定期接種に伴う、京都府国民健康保険団体連合会における予防接種委託料請求審査事務に係るシステム改修経費を負担するもの。 | 京都府国民健康保険団体連合会 | 1,500 | 1,331 | 0 | 保健福祉局 | 医療衛生企画課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 363 | 予防接種委託料請求審査事務に係るシステム改修の負担金 | 新型コロナウイルスワクチンの定期接種に伴う、京都府国民健康保険団体連合会における予防接種委託料請求審査事務に係るシステム改修経費を負担するもの。 | 京都府国民健康保険団体連合会 | 1,132 | 997 | 0 | 保健福祉局 | 医療衛生企画課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 364 | 予防接種委託料請求審査事務に係るシステム改修の負担金 | 帯状疱疹ワクチンの定期接種に伴う、京都府国民健康保険団体連合会における予防接種委託料請求審査事務に係るシステム改修経費を負担するもの。 | 京都府国民健康保険団体連合会 | 0 | 0 | 1,473 | 保健福祉局 | 医療衛生企画課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 365 | 「第13回日本公衆衛生看護学会学術集会」に係る演題参加登録費 | 梅毒に関する本市調査結果等を日本公衆衛生看護学会において演題登録及び参加費を負担するため。 | 日本公衆衛生看護学会 | 11 | 10 | 0 | 保健福祉局 | 医療衛生企画課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 366 | 日本公衆衛生学会会費 | 日本公衆衛生学会の活動が保健所の公衆衛生業務に資するものであることから、医師職員が学会に加入しており、会員として会費を負担する必要があるため。また、日本公衆衛生学会総会の一般演題に参加するに当たり、日本公衆衛生学会の会費を負担する必要があるため | 一般社団法人日本公衆衛生学会 | 43 | 40 | 40 | 保健福祉局 | 医療衛生企画課、健康長寿企画課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 367 | 中央卸売市場分担金 | 施設使用に伴う分担金 | 京都市 | 5,455 | 1,469 | 3,592 | 保健福祉局 | 衛生環境研究所 | 事業の実施に係る負担金 |
| 368 | 全国環境研協議会会費 | 環境関係機関の連絡を密にし、業務の運営、知識及び技術の向上を図る。 | 全国環境研協議会 | 35 | 33 | 35 | 保健福祉局 | 衛生環境研究所 | 会費 |
| 369 | 全国市場食品衛生検査所協議会負担金 | 衛生行政に関連する衛生微生物の情報の交換、技術の向上及び会員相互の連絡、協調を図る。 | 全国市場食品衛生検査所協議会 | 25 | 25 | 25 | 保健福祉局 | 衛生環境研究所 | 会費 |
| 370 | 地方衛生研究所全国協議会近畿支部会費 | 近畿地区の地方衛生研究所間の連絡と交流を密にし事業の強化促進を図る。 | 地方衛生研究所全国協議会近畿支部 | 14 | 14 | 14 | 保健福祉局 | 衛生環境研究所 | 会費 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|--|---|---------------------|------------------|------------------|------------------|------------|----------|----------------|
| 371 | 地方衛生研究所全国協議会会費 | 全国地方衛生研究所間の連絡と交流を密にし事業の強化促進を図る。 | 地方衛生研究所全国協議会 | 38 | 38 | 53 | 保健福祉局 | 衛生環境研究所 | 会費 |
| 372 | 公衆衛生情報研究協議会会費 | 衛生行政に関連する公衆衛生・疫学情報に関する研究と会員相互の情報交換と連絡協調を図る。 | 公衆衛生情報研究協議会 | 8 | 5 | 8 | 保健福祉局 | 衛生環境研究所 | 会費 |
| 373 | 全国衛生化学技術協議会会費 | 衛生行政に関連した試験研究機関の衛生化学に関する技術の向上と相互の連絡、協調を図る。 | 全国衛生化学技術協議会 | 14 | 14 | 14 | 保健福祉局 | 衛生環境研究所 | 会費 |
| 374 | 全国食肉衛生検査所協議会会費 | 食肉衛生及び食鳥肉衛生(以下「食肉衛生」という。)の向上及び食肉の安全確保に役立てる。 | 全国食肉衛生検査所協議会 | 47 | 47 | 47 | 保健福祉局 | 衛生環境研究所 | 会費 |
| 375 | 衛生微生物技術協議会会費 | 衛生行政に関連する衛生微生物の情報の交換、技術の向上及び会員相互の連絡、協調を図る。 | 衛生微生物技術協議会 | 8 | 0 | 8 | 保健福祉局 | 衛生環境研究所 | 会費 |
| 376 | 京都府保健環境研究所及び京都市衛生環境研究所新築(合築)後に係る光熱水費等負担金 | 光熱水費等に係る費用を負担するため | 京都府 | 58,478 | 54,955 | 59,085 | 保健福祉局 | 衛生環境研究所 | 事業の実施に係る負担金 |
| 377 | 公団住宅管理費負担金(西京極児童館分) | 公団住宅内に位置する西京極児童館の管理のため | 独立行政法人都市再生機構 | 16 | 16 | 16 | 子ども若者はぐくみ局 | 育成推進課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 378 | 百井青少年村民設民営化に係る解体撤去費等負担金 | 百井青少年村民設民営化に係り、既設建物に関する解体撤去費用等を負担するもの。 | 株式会社エーゲル | 42,048 | 42,048 | 0 | 子ども若者はぐくみ局 | 育成推進課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 379 | 京都版ミニ・ミュンヘン運営委員会負担金 | 京都版ミニ・ミュンヘンに係り、事業実施に関する運営委員会運営費用を負担するもの。 | 京都版ミニ・ミュンヘン運営委員会 | 0 | 0 | 5,000 | 子ども若者はぐくみ局 | 育成推進課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 380 | 百々児童館移転整備事業負担金 | 百々児童館移転整備に係り、路面復旧の費用を負担するもの。 | 京都市上下水道局 | 0 | 0 | 200 | 子ども若者はぐくみ局 | 育成推進課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 381 | 1か月児健康診査費用助成に係る国民健康保険連合会システム改修負担金 | 1か月児健康診査費用助成の開始に伴い京都府国民健康保険団体連合会のシステム改修が必要のため支出するもの | 京都府国民健康保険団体連合会 | 1,412 | 994 | 0 | 子ども若者はぐくみ局 | 子ども家庭支援課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 382 | 児童自立支援施設府立淇陽学校運営負担金 | 政令市にも設置義務のある当該施設について、京都市は設置しておらず、京都市の要保護児童を当該施設に措置委託しているため、施設運営経費の一部を負担するもの | 京都府 | 29,000 | 29,000 | 24,000 | 子ども若者はぐくみ局 | 子ども家庭支援課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 383 | 近畿児童福祉施設スポーツ大会負担金 | スポーツを通じて児童の健全・活発な心身と協力を養い、同時に参加者相互の親睦と福祉の増進を図る。 | 近畿児童福祉施設スポーツ大会実行委員会 | 100 | 100 | 100 | 子ども若者はぐくみ局 | 子ども家庭支援課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 384 | 身元保証人確保対策事業保証料 | 身元保証人を確保し、社会的自立の促進に寄与するため | 社会福祉法人全国社会福祉協議会 | 214 | 214 | 392 | 子ども若者はぐくみ局 | 子ども家庭支援課 | 事業の実施に係る負担金 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|---------------------------|--|----------------------|------------------|------------------|------------------|------------|----------|-----------------|
| 385 | 医療的ケア児等コーディネーター養成等研修実施負担金 | 政令市にも実施権限のある当該研修について、本市では実施しておらず、京都府実施の当該研修の対象者に市内事業所を含めているため、研修実施経費の一部を負担するもの | 京都府 | 256 | 256 | 212 | 子ども若者はぐくみ局 | 子ども家庭支援課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 386 | 障害児通所施設等整備事業(大規模修繕事業) | 児童療育センターの外壁の大規模改修を行うもの | 独立行政法人都市再生機構 | 0 | 0 | 1,000 | 子ども若者はぐくみ局 | 子ども家庭支援課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 387 | 近畿盲ろう難聴児施設協議会会費 | 視覚・聴覚及び言語等に障害のある幼児・児童の福祉を図ると共に加盟施設並びに関係諸団体との連携を密にし、社会福祉に寄与する。 | 近畿盲ろう難聴児施設協議会 | 10 | 0 | 10 | 子ども若者はぐくみ局 | 児童福祉センター | 会費 |
| 388 | 日本医師会等会費 | 都道府県医師会及び群市区等医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、社会福祉を増進する。 | 公益社団法人日本医師会ほか2件 | 776 | 698 | 750 | 子ども若者はぐくみ局 | 児童福祉センター | 会費 |
| 389 | 里親賠償責任保険料 | 処遇困難な児童の委託が増加していることを踏まえ、里親の処遇面での向上を図るため | 公益財団法人全国里親会 | 706 | 351 | 384 | 子ども若者はぐくみ局 | 児童福祉センター | 事業の実施に係る負担金 |
| 390 | 全国盲ろう難聴児施設協議会会費 | 視覚・聴覚及び言語等に障害のある幼児・児童の福祉を図ると共に加盟施設並びに関係諸団体との連携を密にし、社会福祉に寄与する。 | 全国盲ろう難聴児施設協議会 | 40 | 40 | 40 | 子ども若者はぐくみ局 | 児童福祉センター | 会費 |
| 391 | 全国児童相談所長会費 | 全国児童相談所長をもって組織し、相互の連絡を緊密にし、児童福祉事業の発展と、その円滑な運営を期する。 | 全国児童相談所長会 | 28 | 28 | 28 | 子ども若者はぐくみ局 | 児童福祉センター | 会費 |
| 392 | 全国会議等参加費 | 東京都及び政令市の児童相談所長をもって組織し、相互の連絡を緊密にし、児童福祉事業の発展と、その円滑な運営を期する。 | 東京都及び政令市児童相談所長会 | 14 | 0 | 0 | 子ども若者はぐくみ局 | 児童福祉センター | 会費 |
| 393 | 日本医師会等会費 | 都道府県医師会及び群市区等医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、社会福祉を増進する。 | 公益社団法人日本医師会ほか2件 | 462 | 462 | 462 | 子ども若者はぐくみ局 | 桃陽病院 | 会費 |
| 394 | 電波使用料 | 医師及び看護師間において、緊急時の連絡手段として無線機を使用するため | 近畿総合通信局 | 2 | 1 | 2 | 子ども若者はぐくみ局 | 桃陽病院 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 395 | 日本スポーツ振興センター災害共済掛金 | 市営保育所の管理下における児童の災害(負傷、疫病、傷害又は死亡)に対して、災害共済給付を行う。 | 独立行政法人日本スポーツ振興センター | 335 | 321 | 312 | 子ども若者はぐくみ局 | 幼保総合支援室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 396 | 京都保育の魅力発信キャンペーン負担金 | 保育の魅力発信キャンペーンを実施するため | 京都保育の魅力発信キャンペーン実行委員会 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 子ども若者はぐくみ局 | 幼保総合支援室 | 事業の実施に係る負担金 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|--------------------------------------|---|-------------------|------------------|------------------|------------------|------------|---------|----------------|
| 397 | 公団住宅管理費負担金（南保育所分） | 当該施設は、都市再生機構との合築施設であるため共有部分管理費 | 独立行政法人都市再生機構 | 4 | 4 | 5 | 子ども若者はぐくみ局 | 幼保総合支援室 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 398 | テレビ受信施設使用に係る負担金（周山保育所、ひかり保育所、弓削保育所分） | 山間部によりテレビ放送難視解消を目的に、テレビ受信施設の利用 | 山国テレビ共同受信施設組合ほか1件 | 11 | 10 | 12 | 子ども若者はぐくみ局 | 幼保総合支援室 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 399 | 京都市社会福祉協議会会費 | 市域の社会福祉団体・施設の連絡調整等を行い、地域福祉の推進を図る京都市社会福祉協議会の運営に資する。 | 社会福祉法人京都市社会福祉協議会 | 66 | 66 | 66 | 子ども若者はぐくみ局 | 幼保総合支援室 | 会費 |
| 400 | 京都府社会福祉協議会会費 | 府域の社会福祉団体・施設の連絡調整等を行い、地域福祉の推進を図る京都府社会福祉協議会の運営に資する。 | 社会福祉法人京都府社会福祉協議会 | 50 | 50 | 50 | 子ども若者はぐくみ局 | 幼保総合支援室 | 会費 |
| 401 | 全国保育協議会会費 | 保育の質向上を図る。 | 社会福祉法人全国社会福祉協議会 | 65 | 65 | 91 | 子ども若者はぐくみ局 | 幼保総合支援室 | 会費 |
| 402 | 京都保育所保健連絡協議会会費 | 保育所保健の質向上を図る。 | 京都保育所保健連絡協議会 | 4 | 4 | 4 | 子ども若者はぐくみ局 | 幼保総合支援室 | 会費 |
| 403 | 保育園児絵画展出展料 | 保育園児絵画展出展料に係る費用を支払う。 | 公益社団法人京都市保育園連盟 | 57 | 39 | 59 | 子ども若者はぐくみ局 | 幼保総合支援室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 404 | パセオ・ダイゴロー西館管理負担金（計画修繕） | パセオ・ダイゴロー西館管理規約に基づく、パセオ・ダイゴロー西館の計画修繕に係る経費の負担金 | 京都醍醐センター株式会社 | 26,392 | 26,391 | 41,395 | 都市計画局 | 都市総務課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 405 | パセオ・ダイゴロー西館管理負担金 | パセオ・ダイゴロー西館管理規約に基づく、パセオ・ダイゴロー西館の施設保守管理等に係る経費の負担金 | 京都醍醐センター株式会社 | 109,927 | 109,927 | 111,371 | 都市計画局 | 都市総務課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 406 | 近畿ブロック営繕主務者会議基本会費 | 近畿地方に在る官公庁の営繕業務担当部課、相互の協力により建築に関する交流、情報交換をはかり、営繕行政の向上に寄与する。 | 近畿ブロック営繕主務者会議 | 30 | 0 | 30 | 都市計画局 | 都市総務課 | 会費 |
| 407 | 京都府・市町村共同 統合型地理情報システム | 京都府・市町村共同統合型地理情報システムの利用に係る負担金 | 京都府自治体情報化推進協議会 | 0 | 0 | 500 | 都市計画局 | 都市総務課 | 会費 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位:千円) | R6決算額 (単位:千円) | R7予算額 (単位:千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|-------------------------------|--|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------|----------------|-------------------------|
| 408 | 国際都市計画交流組織 (INEX) 推進協議会負担金 | 世界の主要都市が個別にストックしている都市計画に関する諸情報の有機的交流を支援する機能的かつ充実したデータバンクの開発を含め、幅広く国際的な都市計画交流を推進するための仕組みを確立することの意義・必要性・実現方を議論・検討し、国内外における都市計画の更なる充実に寄与する。 | 国際都市計画交流組織推進協議会 | 350 | 350 | 350 | 都市計画局 | 都市計画課 | 会費 |
| 409 | 日本都市計画学会会費 | 会員間の知識の交換並びに会員相互及び内外の関連学協会等との連絡連携の場となり、都市計画に関する学術の進歩普及と都市計画の進展及び都市計画に係る専門家の資質の向上を図り、もって学術・文化・社会の発展に寄与する。 | 公益社団法人日本都市計画学会 | 30 | 30 | 30 | 都市計画局 | 都市計画課 | 会費 |
| 410 | 京都府都市計画協会会費 | 都市計画及び都市計画事業に関する諸般の事項を調査研究し、一般の認識と徹底を図り、もって都市計画及び都市計画事業の促進に寄与する。 | 京都府都市計画協会 | 50 | 50 | 50 | 都市計画局 | 都市計画課 | 会費 |
| 411 | 都市防災推進協議会負担金 | 都市の防災構造化に関する制度の設置及び拡充並びに防災構造化事業の推進を図るとともに、都市の防災問題について調査研究、又は情報、意見を交換すること等により、安全な都市の形成に寄与する。 | 都市防災推進協議会 | 30 | 25 | 25 | 都市計画局 | 都市計画課 | 会費 |
| 412 | 都市計画協会会費 | 都市計画の基本政策を調査研究し、都市計画に関する知識の普及並びに都市計画及び都市計画事業の発展を図り、もって公共の福祉の増進に寄与する。 | 公益財団法人都市計画協会 | 323 | 323 | 323 | 都市計画局 | 都市計画課 | 会費 |
| 413 | 全国地区計画推進協議会負担金 | 地区計画等の推進方策の研究、知識の普及、啓発等を行い、もって魅力あるまちづくりに寄与する。 | 全国地区計画推進協議会 | 45 | 45 | 45 | 都市計画局 | 都市計画課 | 会費 |
| 414 | らくなん進都整備推進協議会 会費 | 住民・企業・行政との連絡協調を図り、協議会内で共有したらくなん進都の将来ビジョンの実現への寄与 | らくなん進都整備推進協議会 | 24 | 24 | 24 | 都市計画局 | まち再生・ 創造推進室 | 会費 |
| 415 | 電波使用料 | 京都駅周辺地域における帰宅困難者対策に係る簡易無線電波使用料 | 近畿総合通信局 | 10 | 0 | 15 | 都市計画局 | まち再生・ 創造推進室 | 支出の根拠が 法令に基づく 負担金 |
| 416 | 都市景観形成推進協議会負担金 | 魅力ある都市景観の創造を図るため、各都市が相互に交流を深め、共通の課題を協議し、もって施策の推進に寄与する。 | 都市景観形成推進協議会 | 30 | 30 | 30 | 都市計画局 | 景観政策課 | 会費 |
| 417 | 近畿地方都市美協議会会費 | 個性豊かな魅力ある都市景観の創造を図るため、関係各市町村が相互に交流を深め、もって職員の研鑽及び施策の推進に寄与する。 | 近畿地方都市美協議会 | 10 | 10 | 10 | 都市計画局 | 景観政策課 | 会費 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|------------------------|---|------------------|------------------|------------------|------------------|------------|-------|-----------------|
| 418 | 全国伝統的建造物群保存地区協議会会費 | 加盟市町村が協調して保存地区の保存整備に関する調査研究及び施策の推進をはかり、もって伝統的建造物群の保存と活用及び地域文化の向上に寄与する。 | 全国伝統的建造物群保存地区協議会 | 50 | 50 | 50 | 都市計画局 | 景観政策課 | 会費 |
| 419 | 嵯峨鳥居本伝建地区の屋外消火栓に係る電気料金 | 地区住民から無償提供された敷地に本市が設置した屋外消火栓の不具合により、当該住民に請求された負担の必要のない電気料金の補償のため | 個人 | 45 | 27 | 0 | 都市計画局 | 景観政策課 | 補償金 |
| 420 | 歴史的景観都市協議会負担金 | 風趣ある歴史的、伝統的な市街地景観の保全を図っている都市相互の交流を深め、共通の課題について調査し、研究し、協議し、もって各歴史的景観都市の施策の推進に寄与する。 | 歴史的景観都市協議会 | 50 | 50 | 50 | 都市計画局 | 景観政策課 | 会費 |
| 421 | 古都保存連絡協議会負担金 | 古都における歴史的風土を保存するための諸種の施策の推進に寄与する。 | 古都保存連絡協議会 | 20 | 20 | 20 | 都市計画局 | 風致保全課 | 会費 |
| 422 | 洛西土地改良区負担金 | 土地改良法第36条及び定款第27条の規定に基づき、土地改良事業に要する経費に充てるため、組合員（土地所有者又は耕作者）に対して地区内の土地につき地積割で金銭等を賦課徴収しており、土地所有者である京都市が支払う必要がある負担金。 | 洛西土地改良区 | 25 | 10 | 45 | 都市計画局 | 風致保全課 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 423 | 被災宅地危険度判定連絡協議会負担金 | 各都道府県で集約している被災宅地危険度判定士の連絡協議会を回り、災害時の危険度判定の実施体制の整備等に寄与する。 | 被災宅地危険度判定連絡協議会 | 27 | 27 | 27 | 都市計画局 | 開発指導課 | 会費 |
| 424 | 急傾斜地崩壊対策事業負担金 | 土砂災害の恐れのある要援護者関連施設や人家を含む急傾斜地の崩壊防止対策を行い、災害の軽減に寄与する。 | 京都府 | 39,500 | 11,816 | 44,500 | 都市計画局 | 開発指導課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 425 | 日本建築行政会議負担金 | 会員相互の情報交換と共同作業の場を確立し、建築行政を支援するためのよりの確な基準の整備・運用を通じて、建築物の安全性の確保、質の向上及び個性豊かな市街地整備を実現し、もって公共の福祉の増進に寄与する。 | 日本建築行政会議 | 500 | 500 | 500 | 都市計画局 | 建築指導課 | 会費 |
| 426 | 近畿建築行政会議負担金 | 近畿地区の建築基準法に基づく特定行政庁及び指定確認検査機関の相互の連絡を図るとともに、意見交換や情報提供等を推進し、建築行政の円滑かつ適正な運用に寄与する。 | 近畿建築行政会議 | 32 | 32 | 32 | 都市計画局 | 建築指導課 | 会費 |
| 427 | 全国建築審査会協議会会費 | 全国特定行政庁の建築審査会相互の連絡協議会を回り、建築行政の適正な運営に寄与する。 | 全国建築審査会協議会 | 68 | 68 | 68 | 都市計画局 | 建築指導課 | 会費 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位:千円) | R6決算額 (単位:千円) | R7予算額 (単位:千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|-------------------------------|--|------------------|------------------|------------------|------------------|------------|-----------|-----------------|
| 428 | 日本電気協会関西支部会費 | 電気関係事業の進捗を図り、産業の振興、文化の進展に寄与する。 | 一般社団法人日本電気協会関西支部 | 25 | 25 | 25 | 都市計画局 | 公共建築企画課 | 会費 |
| 429 | 公共建築協会賛助会員会費 | 公共建築物の建築等に携わる技術者の技術水準及び地位の向上を図るとともに、公共建築物の建築等の事業の合理化と能率化に寄与する。 | 一般社団法人公共建築協会 | 30 | 30 | 30 | 都市計画局 | 公共建築企画課 | 会費 |
| 430 | JR奈良線複線化促進協議会会費 | 関係機関に対する要望、住民に対する啓発、その他目的達成に必要な事業を行うことにより、JR奈良線の複線化の早期実現に寄与する。 | JR奈良線複線化促進協議会 | 150 | 150 | 150 | 都市計画局 | 歩くまち京都推進室 | 会費 |
| 431 | 京都駅新橋上駅舎・自由通路整備事業 | 京都の玄関口である京都駅について、人の流動を誘導・分散する新たな動線確保による駅周辺地域全体の活性化及び駅ホーム、南北自由通路、駅前広場(バス乗り場等)等の混雑緩和等を図るため、京都駅の南北自由通路の西側に、新橋上駅舎(新改札口・コンコース)、自由通路を整備する事業実施に係る負担金。 | 西日本旅客鉄道株式会社 | 842,600 | 116,157 | 1,267,600 | 都市計画局 | 歩くまち京都推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 432 | 京都市地域公共交通計画協議会負担金 | 将来にわたって地域の特性やニーズに応じた生活交通を維持・確保し、持続可能なものとしていくため、令和4年4月に「京都市地域公共交通計画協議会」を設置し、令和5年12月に「京都市地域公共交通計画」を策定した。 同計画の達成状況を評価・検証し、必要に応じて見直しを行う「PDCAサイクル」を実施するため、定期的に同協議会を開催するとともに、部会に位置付けている地域公共交通会議についても、引き続き年に数回開催し、地域の交通課題について議論する。 | 京都市地域公共交通計画協議会 | 572 | 572 | 572 | 都市計画局 | 歩くまち京都推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 433 | 住宅供給公社地方職員共済組合負担金 | 地方公務員等共済組合法第113条の規定に基づく、京都市住宅供給公社職員の地方公共団体負担金 | 京都市住宅供給公社 | 10,960 | 9,203 | 12,280 | 都市計画局 | 住宅政策課 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 434 | 居住支援協議会負担金 | 高齢者を中心とする住宅の確保に特に配慮を要する者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する措置について協議し、実施することにより、住宅確保要配慮者が安心して住み続けられる住まいづくりを推進するとともに、豊かな住生活の実現に寄与する。 | 京都市居住支援協議会 | 500 | 500 | 500 | 都市計画局 | 住宅政策課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 435 | 日本住宅協会会費 | 国や地方公共団体の住宅施策や国内の住宅事情、住宅問題についての情報共有を図り、良好な住生活の実現に寄与する。 | 一般社団法人日本住宅協会 | 18 | 18 | 18 | 都市計画局 | 住宅政策課 | 会費 |
| 436 | 京都市久我の杜生涯学習プラザ屋外水銀灯LED化に係る負担金 | 京都市久我の杜生涯学習プラザは、教育委員会、京都市住宅供給公社と区分所有している敷地に立地しているため、区分所有者として、占有面積の割合に基づき、屋外水銀灯LED化に必要な経費を負担する。 | 京都市住宅供給公社 | 0 | 0 | 170 | 都市計画局 | 住宅政策課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|--|---|---------------|------------------|------------------|------------------|------------|-----------|-----------------|
| 437 | 公共住宅事業者等連絡協議会負担金 | 公共住宅整備の技術的業務に関する情報の連絡調整を効果的に実施し、公共住宅整備事業の円滑な推進に寄与する。 | 公共住宅事業者等連絡協議会 | 350 | 350 | 350 | 都市計画局 | すまいまちづくり課 | 会費 |
| 438 | 住宅市街地整備推進協議会年会費 | 住宅市街地総合整備事業等の的確かつ効果的な展開を図るため、関係団体相互の連絡提携を密にし、もって良質な住宅市街地の整備に寄与する。 | 住宅市街地整備推進協議会 | 20 | 20 | 20 | 都市計画局 | すまいまちづくり課 | 会費 |
| 439 | 養正市営住宅団地再生事業の施行に係る上下水道局への負担金 | 市営住宅除却工事等の実施に伴い、既存の給水管の移設及び撤去が必要となることから上下水道局に対し支出する、当該工事に係る負担金 | 京都市上下水道局 | 800 | 792 | 1,838 | 都市計画局 | すまいまちづくり課 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 440 | 養正市営住宅団地再生事業における連携工事の施工に係る関西電力送配電株式会社への負担金 | 市営住宅建設工事等の実施に伴い、太陽光発電設備を設置し、発生した余剰電力については、売電をする予定である。売電に当たって、架線等の連携工事が必要なことから、関西電力送配電株式会社に対し支出する、当該工事に係る負担金 | 関西電力送配電株式会社 | 600 | 219 | 0 | 都市計画局 | すまいまちづくり課 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 441 | 壬生・壬生東市営住宅団地再生事業の施行に係る上下水道局への負担金 | 市営住宅建築工事等の実施に伴い、既存の給水管の移設、撤去及び新設が必要となることから上下水道局に対し支出する、当該工事に係る負担金 | 京都市上下水道局 | 803 | 803 | 997 | 都市計画局 | すまいまちづくり課 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 442 | 錦林市営住宅団地再生事業の施行に係る上下水道局への負担金 | 市営住宅建築工事等の実施に伴い、既存の給水管の移設、撤去及び新設が必要となることから上下水道局に対し支出する、当該工事に係る負担金 | 京都市上下水道局 | 1,204 | 0 | 2,800 | 都市計画局 | すまいまちづくり課 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 443 | 錦林市営住宅団地再生事業の施行に係る上下水道局への負担金 | 市営住宅除却工事等の実施に伴い、既存の給水管の移設及び撤去が必要となることから上下水道局に対し支出する、当該工事に係る負担金 | 京都市上下水道局 | 290 | 0 | 0 | 都市計画局 | すまいまちづくり課 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 444 | 錦林市営住宅団地再生事業における連携工事の施工に係る関西電力送配電株式会社への負担金 | 市営住宅建設工事等の実施に伴い、太陽光発電設備を設置し、発生した余剰電力については、売電をする予定である。売電に当たって、架線等の連携工事が必要なことから、関西電力送配電株式会社に対し支出する、当該工事に係る負担金 | 関西電力送配電株式会社 | 0 | 0 | 740 | 都市計画局 | すまいまちづくり課 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 445 | 三条・岡崎市営住宅団地再生事業の施行に係る上下水道局への負担金 | 市営住宅建築工事等の実施に伴い、既存の給水管の移設、撤去及び新設が必要となることから上下水道局に対し支出する、当該工事に係る負担金 | 京都市上下水道局 | 803 | 803 | 3,697 | 都市計画局 | すまいまちづくり課 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 446 | 崇仁南部市営住宅団地再生事業の施行に係る上下水道局への負担金 | 市営住宅建築除却等の実施に伴い、既存の給水管の撤去が必要となることから上下水道局に対し支出する、当該工事に係る負担金 | 京都市上下水道局 | 300 | 104 | 0 | 都市計画局 | すまいまちづくり課 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 447 | 崇仁北部第四地区区画整理事業の施工に係る上下水道局への負担金 | 道路整備工事の実施に伴い、給水管の新設を行うことから上下水道局に対し支出する、当該工事に係る負担金 | 京都市上下水道局 | 19,678 | 17,940 | 0 | 都市計画局 | すまいまちづくり課 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|-----------------------------------|--|-----------------------------|------------------|------------------|------------------|------------|-------|-----------------|
| 448 | 京都駐車協会会費 | 協会は、駐車場事業者の代表として、京都市駐車場整備連絡協議会や京都市自動車環境対策協議会に参加し、また、独自に駐車場の新設及び運営上の各種相談を行うなど、本市の駐車場行政に大きく貢献している。 | 京都駐車協会 | 50 | 50 | 50 | 建設局 | 建設総務課 | 会費 |
| 449 | 京都府高速道路網整備促進協議会会費 | 京都府域の均衡ある発展や府民の安心・安全の確保を図るため、京都縦貫自動車道及び新名神高速道路をはじめとする京都府域の高速道路網が早期に全線完成するよう促進活動を展開することを目的とする。 | 京都府高速道路網整備促進協議会 | 300 | 300 | 300 | 建設局 | 建設企画課 | 会費 |
| 450 | 国直轄事業負担金 | 国が実施する直轄道路事業に対し、京都市域に係るものについて負担する。 | 国土交通省 | 1,030,000 | 902,491 | 810,000 | 建設局 | 建設企画課 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 451 | 滋賀・京都間の新しい国道1号バイパス建設促進期成同盟会会費 | 滋賀県及び京都府を結ぶ新たな国道1号バイパスの早期建設の促進を目指す。 | 滋賀・京都間の新しい国道1号バイパス建設促進期成同盟会 | 20 | 20 | 20 | 建設局 | 建設企画課 | 会費 |
| 452 | 堀川通機能強化研究促進会 | 堀川通の機能強化を研究・促進するため | 堀川通機能強化研究促進会 | 20 | 0 | 20 | 建設局 | 建設企画課 | 会費 |
| 453 | 関西圏地盤情報協議会負担金 (地盤情報データベース利用会費) | 地盤情報の効果的な相互利用を図るとともに地下環境及び地盤特性等の調査研究に寄与する。(同会が運営する地盤情報データベースを利用し、本市土木積算業務の適正化、効率化を図る) | 関西圏地盤DB運営機構 一般財団法人GRI財団 | 100 | 100 | 100 | 建設局 | 監理検査課 | 会費 |
| 454 | 地盤工学会会費 | 地盤工学に関する研究調査等についての連絡及び情報交換等の促進に寄与する。(同会が行う地盤工学に関する情報提供、調査研究発表等を通じて、本市技術者の技術力の向上を図る) | 公益社団法人地盤工学会 | 60 | 60 | 60 | 建設局 | 監理検査課 | 会費 |
| 455 | 土木学会関西支部賛助会員費 | 土木工学、土木事業の進歩発展に寄与する。(同会が行う土木工学に関する情報提供、研究発表等を通じて本市土木技術者の資質の向上を図る) | 公益社団法人土木学会関西支部 | 120 | 120 | 120 | 建設局 | 監理検査課 | 会費 |
| 456 | 土木電算連絡協議会会費 | 公共事業設計積算情報の標準化、電子化を推進し効率的な公共事業の執行に寄与する。(同会を通じて構成員間での情報交換等を行い、本市における公共工事の高度情報化の促進を図る) | 土木電算連絡協議会 | 20 | 15 | 20 | 建設局 | 監理検査課 | 会費 |
| 457 | 澁川右岸水防事務組合負担金 | 水災を警戒・防御し、水災による被害を最小限に押さえるため | 澁川右岸水防事務組合 | 6,357 | 6,357 | 6,780 | 建設局 | 土木管理課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 458 | 桂川・小畑川水防事務組合負担金 | 水災を警戒・防御し、水災による被害を最小限に押さえるため | 桂川・小畑川水防事務組合 | 3,844 | 3,844 | 4,120 | 建設局 | 土木管理課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 459 | 淀川・木津川水防事務組合負担金 | 水災を警戒・防御し、水災による被害を最小限に押さえるため | 淀川・木津川水防事務組合 | 2,700 | 2,646 | 2,790 | 建設局 | 土木管理課 | 事業の実施に係る負担金 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|---------------------------------------|--|---------------|------------------|------------------|------------------|------------|-------|-----------------|
| 460 | 天ヶ瀬ダム放流連絡会負担金 | 天ヶ瀬ダム及び天ヶ瀬発電所からの放流について、関係機関の連絡を密にし、その円滑な実施に資するため | 天ヶ瀬ダム放流連絡会 | 10 | 8 | 10 | 建設局 | 土木管理課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 461 | 淀川・大和川水防連絡会負担金 | 近畿地方整備局と大阪管区気象台が共同して行う淀川及び大和川の洪水予報について、関係官公署、公共団体相互の連絡調整を図ると共に洪水予報が円滑且つ迅速に行われるよう協力し、もって洪水の被害の軽減防止に資するため | 淀川・大和川水防連絡会 | 6 | 0 | 7 | 建設局 | 土木管理課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 462 | 「境界地の道路の管理に関する協定書」に基づく工事に係る負担金（災害対策費） | 本市と本市以外との境界地に係る道路の工事等に係る費用について、協定書に基づき、本市負担金を支出するもの | 工事施工機関 | 25,000 | 1,537 | 30,000 | 建設局 | 土木管理課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 463 | 四条繁栄会商店街灯電気代本市負担金 | 四条通における歩行者、車両等を安全かつ快適に通行させるために、四条繁栄会商店会の道路照明施設を利用するため | 四条繁栄会商店街振興組合 | 2,951 | 2,459 | 3,100 | 建設局 | 土木管理課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 464 | 地下鉄東野駅地下横断歩道維持管理費負担金 | 道路管理者管理の自転車駐車場への侵入通路及び交通管理者管理の地下鉄施設への出入通路として利用する地下横断歩道における清掃等の維持管理経費について、覚書に基づき、道路管理者分を負担するもの | 京都市交通局 | 2,249 | 2,249 | 2,200 | 建設局 | 土木管理課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 465 | 深見トンネル京都市負担金 | 本市と京都府との管理協定区間にある深見トンネルに係る維持管理費について、本市分を負担するもの | 京都府 | 4,000 | 2,193 | 4,000 | 建設局 | 土木管理課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 466 | 京都府砂防・治水・防災協会会費 | 砂防、治水、水防及び災害に関する施策を考究し、砂防、河川、災害復旧並びに災害防止に関する認識の普及徹底を図るとともに、砂防事業、治水事業、災害復旧事業の促進並びに水防体制の強化を図り、もって公共の福祉の増進に寄与するため | 京都府砂防・治水・防災協会 | 261 | 261 | 260 | 建設局 | 土木管理課 | 会費 |
| 467 | 併用軌道敷補修工事に伴う負担金 | 併用軌道敷の維持補修工事について、道路法第55条、軌道法第12条及び踏切道改良促進法施行令第4条に基づき、鉄道管理者が施行し、道路管理である本市が当該工事費の1/3を補助するもの | 京福電鉄株式会社 | 4,758 | 4,758 | 4,758 | 建設局 | 土木管理課 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 468 | 枚方亀岡線の管理協定区間における工事費用負担金 | 本市と大阪府との管理協定区間における大阪府施行の道路防災事業について、本市分を負担するもの | 大阪府 | 20,008 | 20,008 | 0 | 建設局 | 土木管理課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 469 | 宇治淀線の管理協定区間における工事費用負担金 | 本市と京都府との管理協定区間における京都府施行の道路舗装工事について、本市分を負担するもの | 京都府 | 9,000 | 8,134 | 10,000 | 建設局 | 土木管理課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 470 | 歩道整備 | 山階橋の拡幅工事等について、本市分を負担するもの | 京都府 | 0 | 0 | 10,000 | 建設局 | 土木管理課 | 事業の実施に係る負担金 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|------------------------------------|---|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------|---------|-----------------|
| 471 | 道路トンネル補修 | トンネル補修工事等について、本市分を負担するもの | 京都府 | 0 | 0 | 500 | 建設局 | 土木管理課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 472 | 京都駅南北自由通路八条口駅前広場階段部分の維持管理費(電気代)負担金 | 本市が管理している京都駅南北自由通路八条口駅前広場階段部分の電気料金について、駅施設の電気料金を一括して支払っている東海旅客鉄道(株)に対し、負担金として支払うため | 東海旅客鉄道(株) | 3,000 | 2,713 | 3,000 | 建設局 | 河川整備課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 473 | 琵琶湖疏水路維持管理費及び設備設置費 | 琵琶湖疏水に排出している建設局所管の排水路があることから、琵琶湖疏水を維持管理している上下水道局との間で管理費用を分担するため | 京都市上下水道局 | 18,420 | 18,419 | 15,767 | 建設局 | 河川整備課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 474 | 巨椋池基幹排水路管理費分担金 | 京都市、宇治市、久御山町、巨椋池土地改良区から組織された団体で、巨椋池地域の指定路線の維持管理等を実施しているため | 巨椋池地域排水対策協議会 | 3,231 | 3,230 | 3,231 | 建設局 | 河川整備課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 475 | 巨椋池排水機場管理費分担金 | 京都市、宇治市、久御山町で設置した法定協議会であり、国営で造成された巨椋池排水機場の管理を行っているため | 巨椋池排水機場管理協議会 | 12,126 | 12,125 | 12,692 | 建設局 | 河川整備課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 476 | 木津川治水会会費 | 木津川の治水及び水防に関する策を研究し、河川に関する認識の普及徹底を図り治水事業の促進実現を期すること及び水防体制の強化を図る。 | 木津川治水会 | 35 | 35 | 36 | 建設局 | 河川整備課 | 会費 |
| 477 | 宇治川・桂川改修促進期成同盟会会費 | 宇治川・桂川改修工事の促進を図り、もって地区住民の福祉に寄与する。 | 宇治川・桂川改修促進期成同盟会 | 642 | 642 | 656 | 建設局 | 河川整備課 | 会費 |
| 478 | 日本河川協会会費 | 国民にとって安全かつ快適で自然豊かな河川のあり方を探求し、河川に関する情報の交流と知識の普及に努めるとともに、河川整備及び関連諸活動を支援することにより河川文化の発展に寄与し、もって公共の福祉の増進を図る。 | 公益社団法人日本河川協会 | 30 | 30 | 30 | 建設局 | 河川整備課 | 会費 |
| 479 | 桂川治水利水対策協議会会費 | 桂川の治水事業及び利水事業を円滑に推進することを目的とし、河川の改修や水源地域の整備等について、協議、調整、広報その他必要なことを行う。 | 桂川治水利水対策協議会 | 25 | 25 | 25 | 建設局 | 河川整備課 | 会費 |
| 480 | 善峰川に係る京都府収用委員会への鑑定費用 | 一級河川善峰川を改修整備し、西京区大原野地区の治水安全度を向上させ、市民の人命と資産を守ることを目的とする。 | 京都府収用委員会 | 1,250 | 0 | 1,281 | 建設局 | 河川整備課 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 481 | 巨椋池排水機場機器更新費用 | 国が造成し、京都市、宇治市及び久御山町が共同管理する巨椋池排水機場の機器更新を行うため。2市1町を代表して宇治市が施工し、本市及び久御山町が負担割合に応じた負担金を宇治市に支出する。 | 宇治市 | 1,890 | 1,788 | 0 | 建設局 | 河川整備課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 482 | 道路管理システム利用料金 | 道路管理システムを利用し、道路と占用物件に関する各種情報の総合的な管理、道路占用申請に対する許可業務等を行うことで、事務や対応の迅速化等を実現する。 | 一般財団法人道路管理センター | 69,646 | 69,646 | 69,646 | 建設局 | 道路河川管理課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位:千円) | R6決算額 (単位:千円) | R7予算額 (単位:千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|--------------------------|--|-------------------|------------------|------------------|------------------|------------|---|-------------------------|
| 483 | 積雪センサー管理負担金 | 当該センサーは、京都府所管の道路情報管理・提供システムにより、府下全域でネットワーク化されており、その保守管理については、京都府において実施しているため、本市分について負担するもの | 京都府 | 400 | 265 | 400 | 建設局 | 土木管理課 (京北・左 京山間部土 木みどり事 務所) | 施設等の維持 管理に係る負 担金 |
| 484 | 広河原テレビ共聴管理組合費 | 災害情報の収集等に利用するテレビ(地デジ)の視聴のために加入している広河原テレビ共聴管理組合の組合費 | 広河原テレビ共聴組合 | 12 | 12 | 12 | 建設局 | 土木管理課 (京北・左 京山間部土 木みどり事 務所) | 施設等の維持 管理に係る負 担金 |
| 485 | 電子マネーに係る維持管理経費 | 「ICOCA電子マネー」利用に伴う手数料、通信料の本市駐車場見合い分の負担分 | 京都御池地下街(株) | 3,200 | 2,428 | 3,400 | 建設局 | 自転車政策 推進室 | 事業の実施に 係る負担金 |
| 486 | 都道府県・指定都市道路連絡協議会会費 | 都道府県及び政令指定都市の道路主管部課等が相互に連絡を密にし、わが国の道路整備事業の円滑な推進を図ることを目的とする。 | 都道府県・指定都市道路連絡協議会 | 30 | 30 | 0 | 建設局 | 道路建設課 | 会費 |
| 487 | 特定非営利活動法人全国街道交流会議費 | 地域と道、人と道、道と道を繋ぎ、「みちおこし」、「まちおこし」そして「くにおこし」に貢献していくことを目的とする。 | 特定非営利活動法人全国街道交流会議 | 50 | 50 | 50 | 建設局 | 道路建設課 | 会費 |
| 488 | 全国街路事業促進協議会会費 | 都市計画道路の速やかな整備、充実に積極的に推進することを目的とする。 | 全国街路事業促進協議会 | 100 | 100 | 100 | 建設局 | 道路建設課 | 会費 |
| 489 | 公益社団法人日本道路協会会費 | 国民生活に不可欠な道路政策のあり方を研究し、道路に関する知識の普及、道路及び交通の発達を推進することを目的とする。 | 公益社団法人日本道路協会 | 200 | 200 | 0 | 建設局 | 道路建設課 | 会費 |
| 490 | 県道麻生古屋梅ノ木線改良促進協議会負担金 | 県道麻生古屋梅ノ木線改良整備を促進し、地域住民の交通事情の改善と沿線地域の経済発展に寄与することを目的とする。 | 県道麻生古屋梅ノ木線改良促進協議会 | 30 | 22 | 30 | 建設局 | 道路建設課 | 事業の実施に 係る負担金 |
| 491 | 向日町上烏羽線に係る京都府収用委員会への鑑定費用 | 向日町上烏羽線を整備し、都市の利便性の向上と地域の活性化を図ることを目的とする。 | 京都府収用委員会 | 2,309 | 0 | 0 | 建設局 | 道路建設課 | 支出の根拠が 法令に基づく 負担金 |
| 492 | 牛ヶ瀬馬場線に係る京都府収用委員会への鑑定費用 | 牛ヶ瀬馬場線を整備し、都市の利便性の向上と地域の活性化を図ることを目的とする。 | 京都府収用委員会 | 9,882 | 0 | 0 | 建設局 | 道路建設課 | 支出の根拠が 法令に基づく 負担金 |
| 493 | 無電柱化を推進する市区町村長の会費 | 積極的に政府や民間等との連携・協力を図り、無電柱化のより一層の推進により、防災、観光、景観等の観点から安全で快適な魅力ある地域社会と豊かな生活の形成に資することを目的とする。 | 無電柱化を推進する市区町村長の会 | 3 | 3 | 3 | 建設局 | 道路環境整 備課 | 会費 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|---------------------------------------|---|--------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------|----------------------|-------------------------|
| 494 | 京都府用地対策連絡協議会分 担金 | 京都府内における公共用地の取得に関し、会員（京都府内の公共用地取得に関する事務を所掌する国、京都府、市町村、公社等の各団体又はその地方機関）相互間の連絡調整及び損失補償に関する調査研究等を行い、公共用地取得の適正化とその円滑な推進に寄与する。 | 京都府用地対策連絡協議会 | 50 | 50 | 50 | 建設局 | 用地課 | 会費 |
| 495 | 大都市都市公園機能実態共同 調査（第13次）分担金 | 各都市が抱える公園緑地に関する共通の課題について調査し、制度の改善や新規施策として取りまとめ、国へ提言する。 | 大都市都市公園機能実態共同調査 （第13次）実行委員会 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 建設局 | みどり政策 推進室 | 事業の実施に 係る負担金 |
| 496 | 一般社団法人日本公園緑地協 会会費他 | 公園緑地に関する事業（調査・研究、情報発信、人材育成等）の推進を図り、みどり豊かで快適な都市環境の創出に寄与する。 | 一般社団法人日本公園緑地協会他 | 427 | 427 | 427 | 建設局 | みどり政策 推進室 | 会費 |
| 497 | 淀川上流域国営公園推進行政 連絡会会費 | 桂川、宇治川及び木津川に、国営の河川公園を整備することについて、関係行政機関が相互に協力することによって、その推進を図ることを目的とする。 | 淀川上流域国営公園推進行政連絡会 | 10 | 10 | 10 | 建設局 | みどり政策 推進室 | 会費 |
| 498 | 公園等における水道負担金 | 公園整備等に伴い新たに水道を引き込むための申請費や施工費 | 京都市上下水道局 | 5,443 | 1,114 | 13,000 | 建設局 | みどり政策 推進室 | 支出の根拠が 法令に基づく 負担金 |
| 499 | ラクトA・B管理費 | 区分所有者として支払う、ラクトA棟の管理組合費及びB棟の計画修繕費 | ラクトA・B管理組合 | 7,600 | 7,415 | 15,240 | 建設局 | 建設総務 課・市街地 整備課 | 施設等の維持 管理に係る負 担金 |
| 500 | ラクト健康・文化館管理費 | 区分所有者として支払う、ラクト健康・文化館の管理組合費 | ラクトB管理組合 | 21,297 | 21,297 | 24,000 | 建設局 | 建設総務 課・市街地 整備課 | 施設等の維持 管理に係る負 担金 |
| 501 | 公益社団法人街づくり区画整 理協会会費 | 土地区画整理事業の実施及び土地区画整理事業を活用したまちづくりに関する調査・研究、知識・技術の普及・向上等のための諸事業を行い、区画整理によるまちづくりの推進を図る。 | 公益社団法人街づくり区画整理協会 | 376 | 376 | 376 | 建設局 | 市街地整備 課 | 会費 |
| 502 | 松林排水機場ポンプ設置負担 金 | 松林排水機場は、流域内での農地の宅地化が進み、農地保全だけでなく、市街地の冠水を未然に防止する施設としての重要な役割を併せ持つようになったことから、ポンプ設備を設置するための費用負担を行う。 | 洛南土地改良区 | 30,000 | 0 | 20,000 | 建設局 | 南部区画整 理事務所 | 施設等の維持 管理に係る負 担金 |
| 503 | 土地区画整理事業の付帯事業 に係る負担金(法2条2項負担 金) | 土地区画整理事業に合わせて上水道、ガスの配管を行い、施行地区内の土地の利用を促進するため | 京都市上下水道局、大阪ガスネット ワーク株式会社 | 49,816 | 42,260 | 120,500 | 建設局 | 南部区画整 理事務所 | 支出の根拠が 法令に基づく 負担金 |
| 504 | 北区総合庁舎管理負担金 | 独立行政法人都市再生機構との共用部分についての支出 | 独立行政法人都市再生機構 | 8 | 8 | 8 | 北区役所 | 地域力推進 室 | 施設等の維持 管理に係る負 担金 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|---------------------------|---|----------------|------------------|------------------|------------------|------------|--------|----------------|
| 505 | 雲ヶ畑テレビ共同受信施設組合組合費 | 雲ヶ畑出張所のテレビ共同受信施設の維持管理のための支出 | 雲ヶ畑テレビ共同受信施設組合 | 1 | 1 | 1 | 北区役所 | 地域力推進室 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 506 | 北自衛消防隊連絡協議会会費 | 北自衛消防隊連絡協議会会費 | 北自衛消防隊連絡協議会 | 6 | 6 | 6 | 北区役所 | 地域力推進室 | 会費 |
| 507 | 上京自衛消防連絡協議会会費 | 上京自衛消防連絡協議会会費 | 上京自衛消防連絡協議会 | 5 | 4 | 5 | 上京区役所 | 地域力推進室 | 会費 |
| 508 | 久多テレビ共同受信施設組合組合費負担金 | 日本放送協会と提携し、久多地区のテレビ放送の難視聴解消を図るため、テレビ放送の再送信業務を行う。 | 久多テレビ共同受信施設組合 | 4 | 3 | 4 | 左京区役所 | 地域力推進室 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 509 | 大布施町テレビ共同受信組合組合費負担金 | 日本放送協会と提携し、大布施町地区のテレビ放送の難視聴解消を図るため、テレビ放送の再送信業務を行う。 | 大布施町テレビ共同受信組合 | 4 | 3 | 4 | 左京区役所 | 地域力推進室 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 510 | 左京自衛消防連絡協議会会費 | 左京自衛消防連絡協議会会費 | 左京自衛消防連絡協議会 | 8 | 8 | 8 | 左京区役所 | 地域力推進室 | 会費 |
| 511 | 「京都岡崎魅力づくり推進協議会」運営及び事業負担金 | 岡崎地域活性化ビジョンを推進し、岡崎地域の魅力向上に資することを目的とする。 | 京都岡崎魅力づくり推進協議会 | 650 | 650 | 600 | 左京区役所 | 地域力推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 512 | 中京自衛消防連絡協議会会費 | 中京自衛消防連絡協議会会費 | 中京自衛消防連絡協議会 | 7 | 7 | 7 | 中京区役所 | 地域力推進室 | 会費 |
| 513 | 東山自衛消防連絡協議会会費 | 東山自衛消防連絡協議会会費 | 東山自衛消防連絡協議会 | 7 | 7 | 7 | 東山区役所 | 地域力推進室 | 会費 |
| 514 | 山科区総合庁舎管理負担金 | 山科区総合庁舎及び同機構のUR山科との共用部分の管理費用 | 独立行政法人都市再生機構 | 65 | 65 | 65 | 山科区役所 | 地域力推進室 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 515 | 山科区総合庁舎管理共益費 | 山科区総合庁舎及び同機構のUR山科との共用部分の共益費 | 独立行政法人都市再生機構 | 4 | 4 | 4 | 山科区役所 | 地域力推進室 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 516 | 山科自衛消防連絡協議会会費 | 山科自衛消防連絡協議会に係る参加団体の負担金 | 山科自衛消防連絡協議会 | 10 | 10 | 10 | 山科区役所 | 地域力推進室 | 会費 |
| 517 | 山科検定負担金 | 一般社団法人山科経済同友会と協働して実施する山科検定の充実に寄与することを目的として負担金を交付する。 | 一般社団法人山科経済同友会 | 300 | 300 | 300 | 山科区役所 | 地域力推進室 | 事業の実施に係る負担金 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|-----------------------|---|----------------|------------------|------------------|------------------|------------|--------|----------------|
| 518 | 山科区子どもへの食事提供支援事業 | 山科区内で活動する「子ども食堂」に対する活動助成を目的として負担金を交付する。 | 山科区地域福祉推進委員会 | 500 | 500 | 500 | 山科区役所 | 地域力推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 519 | 忠臣蔵サミット | 義士親善友好都市交流事業に係る参加自治体の負担金 | 義士親善友好都市会議会長市 | 5 | 0 | 5 | 山科区役所 | 地域力推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 520 | 下京区自衛消防連絡協議会会費 | 下京自衛消防連絡協議会分担金の支払いのため | 下京自衛消防連絡協議会 | 7 | 7 | 7 | 下京区役所 | 地域力推進室 | 会費 |
| 521 | 南区総合庁舎管理負担金 | 共用部分の管理費用の支払いのため | 独立行政法人都市再生機構 | 10 | 9 | 10 | 南区役所 | 地域力推進室 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 522 | 南自衛消防隊連絡協議会分担金 | 南自衛消防隊連絡協議会分担金 | 南自衛消防連絡協議会 | 14 | 10 | 10 | 南区役所 | 地域力推進室 | 会費 |
| 523 | サンサ右京施設修繕工事費負担金 | 複合施設サンサ右京の修繕工事費のうち、右京区役所負担分を支出する。 | サンサ右京施設管理組合 | 22,991 | 22,987 | 19,491 | 右京区役所 | 地域力推進室 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 524 | 御経坂テレビ共同受信施設維持管理費用負担金 | 難視聴地域にある高雄出張所のテレビ共同受信施設の維持管理費用を支出する。 | 御経坂テレビ共同受信施設組合 | 2 | 2 | 2 | 右京区役所 | 地域力推進室 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 525 | サンサ右京施設管理費負担金 | 複合施設サンサ右京の施設管理費のうち、右京区役所負担分を支出する。 | サンサ右京施設管理組合 | 43,147 | 43,147 | 43,076 | 右京区役所 | 地域力推進室 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 526 | サンサ右京施設総合清掃管理業務費負担金 | 複合施設サンサ右京の清掃管理業務費（廃棄物運搬業務を含む）のうち、右京区役所負担分を支出する。 | サンサ右京施設管理組合 | 8,196 | 8,196 | 9,046 | 右京区役所 | 地域力推進室 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 527 | サンサ右京施設機械警備費負担金 | 複合施設サンサ右京の機械警備費のうち、右京区役所負担分を支出する。 | サンサ右京施設管理組合 | 336 | 336 | 337 | 右京区役所 | 地域力推進室 | 施設等の維持管理に係る負担金 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|---------------------------------------|--|--------------------------|------------------|------------------|------------------|----------------|------------------|----------------|
| 528 | サンサ右京施設光熱水費負担金 | 複合施設サンサ右京の光熱水費のうち、右京区役所負担分を支出する。 | サンサ右京施設管理組合 | 22,940 | 21,825 | 18,111 | 右京区役所 | 地域力推進室 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 529 | サンサ右京施設ガスヒーボン負担金 | 複合施設サンサ右京のガスヒートポンプ空調設備維持費のうち、右京区役所負担分を支出する。 | サンサ右京施設管理組合 | 363 | 363 | 363 | 右京区役所 | 地域力推進室 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 530 | 嵯原地域テレビ共同受信施設組合維持管理費用負担金 | 難視聴地域にある宕陰出張所のテレビ共同受信施設の維持管理費用を支出する。 | 嵯原地域テレビ共同受信施設組合 | 12 | 12 | 12 | 右京区役所 | 地域力推進室 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 531 | 笑顔ランド太秦消防用設備点検費分担金 | 笑顔ランド太秦の消防用設備点検費のうち、右京区役所負担分を支出する。 | 笑顔ランド太秦管理委員会 | 10 | 10 | 7 | 右京区役所 | 地域力推進室 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 532 | 右京自衛消防隊連絡協議会分担金 | 右京自衛消防隊連絡協議会分担金 | 右京自衛消防連絡協議会 | 7 | 7 | 7 | 右京区役所 | 地域力推進室 | 会費 |
| 533 | 周山テレビ共聴組合維持管理費負担金 | 難視聴地域にある京北出張所のテレビ共同受信施設の維持管理費用を支出する。 | 周山テレビ共聴組合 | 6 | 6 | 6 | 右京区役所 京北出張所 | 地域力推進室 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 534 | 西京区総合庁舎管理負担金 | 都市再生機構の建物と西京区総合庁舎は合築施設であるため、共用部分の管理費用として支出する。 | 独立行政法人都市再生機構 | 108 | 107 | 108 | 西京区役所 | 地域力推進室 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 535 | 西京自衛消防隊連絡協議会分担金 | 西京自衛消防隊連絡協議会分担金 | 西京自衛消防連絡協議会 | 9 | 9 | 9 | 西京区役所 | 地域力推進室 | 会費 |
| 536 | 阪急沿線観光あるき実行委員会会費 | 地元自治連合会や鉄道関係事業者、観光協会等と連携し、また、市民しんぶんやホームページ、SNS、ブース出展など様々な広報媒体、機会の利用により、西京区の魅力と文化を発信する。 また、区内の店舗・施設や近隣自治体等との連携を深め、更なるエリアとしての魅力向上と活性化を図る。 | 阪急沿線観光あるき実行委員会 | 0 | 0 | 180 | 西京区役所 | 地域力推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 537 | 京都市と向日市との交流事業負担金 | 京都市及び向日市が協働でイベントを開催することで両市民の交流のさらなる促進につなげ、もって両市間のまちづくり、地域連携、両市の活性化及び産業振興に資することを目的とする。 | 竹結びフェスタ実行委員会 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 洛西支所 | 地域力推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 538 | 大原野野菜商品券購入負担金 | 若者・子育て世帯の移住・定住を促進するため、赤ちゃん訪問事業において「洛・楽 子育て応援メニュー」を創設し、大原野野菜の商品券をプレゼントすることにより、子育て支援を強化する。 | 大原野農産物等直売所（マルシェ大原野）運営協議会 | 40 | 22 | 40 | 洛西支所 | 保健福祉センター子どもはぐくみ室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 539 | 醍醐地域の子ども達に向けた特色ある学習・体験プログラム創出事業に係る負担金 | 醍醐支所では、すべての子ども達が自身の可能性を最大限に発揮できるよう、企業等と連携して学習・体験の機会の拡充を図り、普段の学校教育では体験できない特色のある学習・体験機会の提供に取り組む。 | 学校法人 京都橘学園 理事長ほか | 0 | 0 | 400 | 醍醐支所 | 保健福祉センター子どもはぐくみ室 | 事業の実施に係る負担金 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|------------------------|---|-----------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|----------------|-------------------------|
| 540 | 西京自衛消防隊連絡協議会分 担金 | 西京自衛消防隊連絡協議会分担金 | 西京自衛消防連絡協議会 | 9 | 9 | 9 | 洛西支所 | 地域力推進 室 | 会費 |
| 541 | 伏見自衛消防協議会会費 | 伏見自衛消防協議会会費 | 伏見自衛消防協議会 | 6 | 6 | 6 | 伏見区役 所 | 地域力推進 室 | 会費 |
| 542 | 伏見自衛消防協議会会費 | 伏見自衛消防協議会会費 | 伏見自衛消防協議会 | 6 | 6 | 6 | 深草支所 | 地域力推進 室 | 会費 |
| 543 | 伏見自衛消防協議会会費 | 伏見自衛消防協議会会費 | 伏見自衛消防協議会 | 6 | 6 | 6 | 醍醐支所 | 地域力推進 室 | 会費 |
| 544 | 全国市議会議長会負担金 | 地方自治の本旨に沿い、都市の興隆発展を図ることに寄与する。 | 全国市議会議長会 | 2,738 | 2,738 | 2,738 | 市会事務 局 | 総務課 | 会費 |
| 545 | 近畿市議会議長会負担金 | 地方自治の確立と都市の興隆発展を図るとともに、全国市議会議長会近畿支部としての任務を達成することに寄与する。 | 近畿市議会議長会 | 407 | 407 | 407 | 市会事務 局 | 総務課 | 会費 |
| 546 | 京都市議会議長会負担金 | 地方自治の確立及び都市の興隆発展を図ることに寄与する。 | 京都市議会議長会 | 80 | 80 | 80 | 市会事務 局 | 総務課 | 会費 |
| 547 | 会営競馬場所在都市議会協議 会負担金 | 加盟市が協調して中央競馬会営競馬場及び関連施設所在に伴う各種の問題を総合的に研究し、問題の解決を図るための行財政上の具体的方策を推進することに寄与する。 | 会営競馬場所在都市議会協議会 | 84 | 84 | 77 | 市会事務 局 | 総務課 | 会費 |
| 548 | 全国市議会議長会指定都市協 議会負担金 | 指定都市の議会の議長の緊密な連携の下に、指定都市に関わる制度や行政課題を協議し、指定都市以外の市とも連携しつつ、在るべき大都市制度の実現等に資することに寄与する。 | 全国市議会議長会指定都市協議会 | 75 | 75 | 75 | 市会事務 局 | 総務課 | 会費 |
| 549 | 市議会議員共済会事務負担金 | 共済会（退職年金など共済給付事業を担っている）の事務に要する費用。 | 市議会議員共済会 | 871 | 871 | 871 | 市会事務 局 | 総務課 | 支出の根拠が 法令に基づく 負担金 |
| 550 | 全国伝統工芸品振興市議会協 議会負担金 | 全国の市議会相互の緊密な連携と協力のもと、伝統工芸品の需要の喚起と販路の拡大に寄与する。 | 全国伝統工芸品振興市議会協議会 | 20 | 20 | 20 | 市会事務 局 | 総務課 | 会費 |
| 551 | 指定都市選挙管理委員会連合 会分担金 | 選挙事務の改善並びに選挙制度の研究刷新を図り、指定都市選挙管理委員会相互の綿密な連携を保つ。 | 指定都市選挙管理委員会連合会 | 150 | 150 | 150 | 選挙管理 委員会事 務局 | 選挙管理委 員会事務局 | 会費 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|------------------------|--|--------------------|------------------|------------------|------------------|------------|------------|-----------------|
| 552 | 明るい選挙推進協会分担金 | 国民の政治意識の向上を図るとともに、各種公職の選挙が明るく行われるよう推進し、もって民主政治の発展に寄与する。 | 公益財団法人明るい選挙推進協会 | 400 | 400 | 400 | 選挙管理委員会事務局 | 選挙管理委員会事務局 | 会費 |
| 553 | 候補者の選挙運動に係る公費負担 | お金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等などを図るため、費用を負担する。 | 候補者と有償契約を締結した各業者等 | 7,908 | 4,974 | 100 | 選挙管理委員会事務局 | 選挙管理委員会事務局 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 554 | 指定病院等不在者投票に要する経費負担 | 不在者投票にかかった費用を負担する。 | 都道府県選挙管理委員会が指定する施設 | 334 | 110 | 0 | 選挙管理委員会事務局 | 選挙管理委員会事務局 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 555 | 全国都市監査委員会会費 | 全国都市監査委員相互の連絡を密にし、監査委員制度の円滑なる運営とその健全なる発達を図る。 | 全国都市監査委員会 | 275 | 275 | 275 | 監査事務局 | | 会費 |
| 556 | 近畿地区都市監査委員会会費 | 近畿地区都市監査委員相互及び全国都市監査委員会との連絡を密にし、監査委員制度の円滑なる運営と、その進展を図る。 | 近畿地区都市監査委員会 | 35 | 35 | 35 | 監査事務局 | | 会費 |
| 557 | 京都府都市監査委員会会費 | 京都府内各都市監査委員相互、全国都市監査委員会及び近畿地区都市監査委員会との連絡を密にし、監査委員制度の円滑なる運営及び発展を図り、各都市の監査業務の向上に寄与する。 | 京都府都市監査委員会 | 5 | 5 | 5 | 監査事務局 | | 会費 |
| 558 | 全国人事委員会連合会分担金 | 人事委員会相互の連絡を緊密にし、協力して人事行政制度の円滑なる運営を図り、もって地方自治の本旨の実現に資することを目的とする、全国人事委員会連合会費用の分担のため | 全国人事委員会連合会 | 157 | 157 | 157 | 人事委員会事務局 | | 会費 |
| 559 | 大都市人事委員会連絡協議会分担金 | 加盟人事委員会相互の連絡を緊密にし、協力して人事行政制度の円滑なる運営を図り、もって大都市の実情に即した公務員制度の確立に資することを目的とする、大都市人事委員会連絡協議会費用の分担のため | 大都市人事委員会連絡協議会 | 80 | 80 | 80 | 人事委員会事務局 | | 会費 |
| 560 | 公益財団法人日本人事試験研究センター賛助会費 | 採用試験に関する各種情報等の提供を受けるため | 公益財団法人日本人事試験研究センター | 2,200 | 2,200 | 2,500 | 人事委員会事務局 | | 会費 |
| 561 | 採用ガイダンスに係る旅費の費用弁償 | 採用ガイダンスに係る旅費の費用弁償 | 京都市上下水道局 京都市交通局 | 21 | 0 | 21 | 人事委員会事務局 | | 事業の実施に係る負担金 |
| 562 | 全国消防長会会費 | 全国消防長の意思統一と融和協調を図り、情報交換を行うとともに、消防制度、技術等の総合的研究を推進し、我が国消防の健全な発展に寄与する。 | 全国消防長会 | 1,191 | 1,191 | 1,190 | 消防局 | 総務課 | 会費 |
| 563 | 全国消防長会東近畿支部会費 | 我が国消防の健全な発展に寄与するという全国消防長会の目的達成のために、支部地域の団結をもって諸案に対処し、もって地域消防力の強化、発展に貢献する。 | 全国消防長会東近畿支部 | 332 | 332 | 334 | 消防局 | 総務課 | 会費 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|------------------------|--|------------------|------------------|------------------|------------------|------------|-------------|-----------------|
| 564 | 京都府消防長会会費 | 京都府下の消防長をもって組織し、その融和協調を図り、消防制度並びに技術の総合的研究を行い、もって全国消防長会及び全国消防長会東近畿支部の健全なる発展に寄与する。 | 京都府消防長会 | 148 | 148 | 148 | 消防局 | 総務課 | 会費 |
| 565 | 全国消防協会負担金 | 消防職員の知識・技術、活動能力の向上及び防火防災思想の普及広報に関する事業を行うとともに、災害現場活動に従事する者の援助を行うことにより、安心安全の向上と地域社会の発展に寄与するため。 | 一般財団法人全国消防協会 | 583 | 582 | 581 | 消防局 | 総務課 | 会費 |
| 566 | メンタルヘルスカウンセリング事業に係る負担金 | 消防職員及びその家族の心の健康相談その他健康の保持及び増進を図るため。 | 京都市職員共済組合 | 300 | 240 | 280 | 消防局 | 人事課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 567 | 下中テレビ共同受信組合費 | 地上デジタル放送の切替えにより、受信施設を設けて、テレビ放送の聴視を良好にすることで、当該地区の文化向上に資する。 | 下中テレビ組合 | 6 | 6 | 3 | 消防局 | 施設課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 568 | 大布施町テレビ共同受信組合費 | 日本放送協会と連携して当該地区におけるテレビジョン放送の難視聴解消を図るため、日本放送協会との間に締結する「テレビジョン共同受信施設の設置・運用に関する覚書」に基づき、テレビジョン放送の再送信業務を行う。 | 大布施町テレビ共同受信組合 | 4 | 4 | 4 | 消防局 | 施設課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 569 | 消防団員等公務災害補償等共済基金負担金 | 消防団員の公務災害補償、退職報償金の支給等の的確な実施の確保を図る。 | 消防団員等公務災害補償等共済基金 | 101,200 | 101,199 | 101,200 | 消防局 | 消防団・自主防災推進室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 570 | 京都市消防団協会交付金 | 消防団の円滑な運営及び団員の福利厚生を向上を図る。 | 京都市消防団協会 | 44,000 | 44,000 | 44,000 | 消防局 | 消防団・自主防災推進室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 571 | 電波利用料 | 消防団施設等に設置しているデジタル簡易無線を使用するため。 | 近畿総合通信局 | 374 | 374 | 374 | 消防局 | 消防団・自主防災推進室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 572 | 日本火災学会会員会費 | 火災に関する科学及び技術の研究について、その促進及び交流を図る事業を行い、学術、技術の発展と社会の福祉に寄与する。 | 公益社団法人日本火災学会 | 10 | 8 | 8 | 消防局 | 予防課 | 会費 |
| 573 | 名神高速道路消防協議会会費 | 名神高速道路の沿線都市が相互に連絡を密にし、消防及び救急業務を円滑かつ適正に実施することを目的として設置された当該協議会の会費を支出する。 | 名神高速道路消防協議会 | 26 | 26 | 26 | 消防局 | 警防課 | 会費 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|--------------------------------|--|---------------------|------------------|------------------|------------------|------------|-------|----------------|
| 574 | 京都府自動車整備振興会会費 | 自動車整備事業の健全な運営を行うため並びに自動車整備士の育成や情報交換のため。 | 一般社団法人京都府自動車整備振興会 | 34 | 33 | 34 | 消防局 | 警防課 | 会費 |
| 575 | 一般財団法人自治体衛星通信機構地域衛星通信ネットワーク分担金 | 国、地方公共団体等との非常通信手段として、一般財団法人自治体衛星通信機構が運営する地域衛星通信ネットワークを利用するための分担金を支出する。 | 一般財団法人自治体衛星通信機構 | 608 | 608 | 608 | 消防局 | 情報指令課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 576 | 衛星通信系防災情報システム整備費負担金 | 京都府の衛星通信系防災情報システム更新整備事業に係る市町村端末局整備費のうち、本市負担分を支出する。 | 京都府 | 0 | 0 | 14,000 | 消防局 | 情報指令課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 577 | 近畿救急医学研究会救急隊員部会年会費 | 近畿地方における救急隊員相互の研修と研究を通じて、救急業務の発展に寄与するため。 | 近畿救急医学研究会 | 5 | 5 | 5 | 消防局 | 救急課 | 会費 |
| 578 | 救急安心センターきょうと運営協議会負担金 | 京都府内で実施する救急安心センター事業に係る本市負担金 | 救急安心センターきょうと運営協議会 | 23,998 | 0 | 32,804 | 消防局 | 救急課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 579 | 全国消防学校長会負担金 | 消防庁並びに消防学校相互間の融和、協調を図るとともに、有機的に連携して消防教育の進展に寄与するため。 | 全国消防学校長会 | 25 | 25 | 25 | 消防局 | 教育管理課 | 会費 |
| 580 | イントラネット統合に係る負担金 | 市長部局が運用しているイントラネットワークを使用するため | 京都市 | 50,453 | 47,704 | 70,039 | 交通局 | 企画調査課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 581 | 共通基盤システム利用に係る負担金 | 共通基盤システム、京都市データセンター及び公共物GIS電子住宅地図データを使用するため | 京都市 | 8,174 | 7,364 | 8,771 | 交通局 | 企画調査課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 582 | 京都市まちの美化推進事業団会費 | 京都市内における市民、事業者、行政が相互に協調・協力して京都市美化の推進を行うため | 京都市まちの美化推進事業団 | 20 | 20 | 20 | 交通局 | 企画総務課 | 会費 |
| 583 | 公営交通事業協会会費 | 地方公共団体の経営する交通事業の経営に関する諸問題の解決に協力することを通じて、地方自治の健全な発展に寄与するため | 一般社団法人 公営交通事業協会 | 4,223 | 4,223 | 4,258 | 交通局 | 企画総務課 | 会費 |
| 584 | 地方公営企業連絡協議会会費 | 地方公共団体の経営する企業の健全な運営とその発展に寄与するため | 地方公営企業連絡協議会 | 100 | 50 | 50 | 交通局 | 企画総務課 | 会費 |
| 585 | 関西交通経済研究センター会費 | 関西経済圏における交通経済に関する総合的な調査研究を行い、関西の社会及び経済の発展に寄与するため | 公益財団法人 関西交通経済研究センター | 100 | 100 | 100 | 交通局 | 企画総務課 | 会費 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|--------------------------|--|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------|-------|----------------|
| 586 | 京都市観光協会会費 | 行政はじめ関係諸団体との連携の下、京都ならではの観光資源を活用した事業実施や観光情報の発信などを行うため | 公益社団法人 京都市観光協会 | 276 | 276 | 276 | 交通局 | 企画総務課 | 会費 |
| 587 | 電子入札システム負担金 | 電子入札システムの運用経費に係る負担金 | 京都市 | 19,691 | 19,688 | 47,907 | 交通局 | 企画総務課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 588 | 三局合同入札審査負担金 | 行財政局、上下水道局、交通局が合同で実施する競争入札参加資格申請受付に係る費用の負担金 | 京都市 | 0 | 0 | 163 | 交通局 | 企画総務課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 589 | 京都市契約審査委員会負担金 | 行財政局管財契約部契約課が主管する、京都市公契約審査委員会の開催に係る費用の負担金 | 京都市 | 164 | 134 | 164 | 交通局 | 企画総務課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 590 | 労働法学研究会会費 | 会報誌の購読、研究会への参加等を通じて、法改正や最新判例、通達・ガイドライン等の情報を収集するため | 株式会社労働開発研究会 | 93 | 92 | 93 | 交通局 | 職員課 | 会費 |
| 591 | 労働基準協会会費 | 会報誌の購読、講習・説明会への参加等を通じて、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等々の関係法規の情報収集をするため | 公益社団法人 京都労働基準協会 | 100 | 100 | 100 | 交通局 | 職員課 | 会費 |
| 592 | 動力車操縦者養成所全国協議会会費 | 動力車操縦者養成に関し、全国の動力車操縦者養成所間の緊密な連絡を行い、必要な知識・技能について教育方法を向上すること | 動力車操縦者養成所全国協議会 | 10 | 10 | 10 | 交通局 | 研修所 | 会費 |
| 593 | 養成所研究会会費 | 動力車操縦者の養成に関する教育及び訓練等について、養成所教師が協議を行い、養成業務の向上と会員相互の連携を図ること | 養成所研究会 | 10 | 0 | 10 | 交通局 | 研修所 | 会費 |
| 594 | 共通回数券着札事務費 | 共通回数券利用社局において使用された同回数券を、精算のため計数することによる経費 | 共通回数券利用社局 | 5,000 | 4,097 | 5,000 | 交通局 | 企画調査課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 595 | スルッとKANSAI精算センター利用料 | スルッとKANSAI加盟社局間での精算をスルッとKANSAI精算センターを用いて行っているため、交通局分(自動車)のシステム利用料の支出 | 株式会社スルッとKANSAI | 4 | 0 | 0 | 交通局 | 企画調査課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 596 | スルッとKANSAI・ICカード利用手数料 | ICカードの利用データをスルッとKANSAIのシステムを用いて精算しているため、交通局分(自動車)のシステム利用料の支出 | 株式会社スルッとKANSAI | 126,000 | 101,927 | 133,000 | 交通局 | 企画調査課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 597 | スルッとKANSAI・ICカード定期券発売手数料 | ICカード定期券発売データをスルッとKANSAIのシステムを用いて精算しているため、交通局分(自動車)のシステム利用料の支出 | 株式会社スルッとKANSAI | 16,066 | 16,066 | 17,000 | 交通局 | 企画調査課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 598 | スルッとKANSAI精算センター利用料 | スルッとKANSAI加盟社局間での精算をスルッとKANSAI精算センターを用いて行っているため、交通局分(高速)のシステム利用料の支出 | 株式会社スルッとKANSAI | 102 | 62 | 63 | 交通局 | 企画調査課 | 事業の実施に係る負担金 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|------------------------------|---|------------------|------------------|------------------|------------------|------------|-------|----------------|
| 599 | スルッとKANSAI・IC カード利用手数料 | ICカードの利用データをスルッとKANSAIのシステムを用いて精算しているため、交通局分（高速）のシステム利用料の支出 | 株式会社スルッとKANSAI | 178,000 | 150,390 | 175,000 | 交通局 | 企画調査課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 600 | スルッとKANSAI・IC カード定期券発売手数料 | ICカード定期券発売データをスルッとKANSAIのシステムを用いて精算しているため、交通局分（高速）のシステム利用料の支出 | 株式会社スルッとKANSAI | 38,000 | 36,480 | 42,000 | 交通局 | 企画調査課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 601 | スルッとKANSAI協議会 システム維持費用 | スルッとKANSAIが運用しているPiTaPaシステムの維持費用について、スルッとKANSAI協議会規約に基づき、加盟者局の運輸収入に応じて負担する金額 | 株式会社スルッとKANSAI | 4,358 | 3,657 | 4,358 | 交通局 | 企画調査課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 602 | ICOCAセンタシステム利用料 | 平成29年4月からICOCAサービスを実施することに伴い、西日本旅客鉄道株式会社のシステムを利用するため | 西日本旅客鉄道株式会社 | 1,188 | 1,188 | 1,188 | 交通局 | 企画調査課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 603 | スルッとKANSAI協議会 会費 | 各社局が旅客の利便の向上を促進するとともに、公共交通機関として一体性のある運輸事業の健全な発展を図ることを目的として設立 | スルッとKANSAI協議会事務局 | 880 | 770 | 880 | 交通局 | 企画調査課 | 会費 |
| 604 | 関西MaaS協議会会費 | 関西地方におけるMaaSの取組に関して、交通・観光分野をはじめとする幅広い業種間での連携を促進し、取組を協同で実施していくため | 関西MaaS協議会 | 500 | 500 | 500 | 交通局 | 企画調査課 | 会費 |
| 605 | スルッとKANSAI協議会 バスPR分担金 | スルッとKANSAIバスまつりを通じて「PiTaPa」をPRするための費用負担 | 株式会社スルッとKANSAI | 422 | 335 | 369 | 交通局 | 営業推進課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 606 | 京都駅ビルへの空調使用負担金 | 京都駅の店舗区画の空調については、当該企業から冷温水の供給を受ける必要があるため | 京都駅ビル開発株式会社 | 7,912 | 4,115 | 5,610 | 交通局 | 営業推進課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 607 | 竹田駅における近鉄への負担金 | 共同使用駅である竹田駅における構内営業収入を配分するため | 近畿日本鉄道株式会社 | 3,436 | 2,769 | 3,436 | 交通局 | 営業推進課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 608 | JR委員会運営に伴う分担金 | 観光ニーズの多様化に的確に対応するため、会員相互の連携を強化しながら観光振興に係る主要な課題について協議し、京都市観光協会業務の一層の活性化、効率化を図ることを目的として組織された委員会 | 公益社団法人 京都市観光協会 | 200 | 200 | 200 | 交通局 | 営業推進課 | 会費 |
| 609 | 京都観光推進協議会会費 | 一般観光客及び修学旅行生の誘致並びに受入体制の整備を推進し、観光事業の振興に寄与するため、京都市、交通事業者、宿泊施設等で組織された団体 | 京都観光推進協議会 | 200 | 200 | 200 | 交通局 | 営業推進課 | 会費 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|-------------------------------|--|--------------------------|------------------|------------------|------------------|------------|-------|----------------|
| 610 | 京都文化交流コンベンションビューロー賛助会費 | 文化芸術の普及向上と、国内外のコンベンション誘致および賓客等の入浴、加えて国際観光客の誘致を推進することにより、京都文化を広く世界に発信し、国際的な交流拠点としての京都の魅力をいっそう高めていくことを目的として設置 | 公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー | 200 | 200 | 200 | 交通局 | 営業推進課 | 会費 |
| 611 | 祇園祭宵山会議分担金 | 祇園祭宵山における観覧者等に対する適切な案内誘導整理を行うことにより安全かつ良好な観覧環境の保全に資することを目的として設立 | 祇園祭宵山会議 | 100 | 100 | 100 | 交通局 | 営業推進課 | 会費 |
| 612 | コトチカエレベーター使用負担金 | エレベーター更新工事等により店舗の商品搬入ができない場合に、近隣ビルの業務用エレベーターを使用するために支払う負担金 | エレベーターを所管する事業者 | 944 | 0 | 944 | 交通局 | 営業推進課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 613 | 駅ナカアートプロジェクト事業負担金 | 市内の芸術系大学・企業と連携し、地下鉄駅構内を大学生が制作したアート作品で装飾することにより、地下鉄のイメージアップを図り、地下鉄を活性化することで活力ある京都のまちづくりに寄与するとともに、未来の京都を支える人材の成長の機会を提供するための交通局負担分の支出 | KYOTO駅ナカアートプロジェクト実行委員会 | 565 | 561 | 3,675 | 交通局 | 営業推進課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 614 | 公共事業労務費調査業務委託負担金 | 公共工事に従事する建設労働者の賃金調査の交通局負担分の支出 | 京都市 | 91 | 0 | 91 | 交通局 | 自・管理課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 615 | BDF負担金 | 京都市が精製するバイオディーゼル燃料と交通局が提供する軽油を混合した燃料の供給についての交通局負担分の支出 | 京都市 | 4,673 | 4,481 | 4,642 | 交通局 | 自・管理課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 616 | 中ノ島誘導に係る負担金 | 嵐山中ノ島付近の狭隘道路におけるバスの安全運行確保のため配置している誘導員についての交通局負担分の支出 | 京都バス株式会社 | 4,894 | 4,894 | 5,140 | 交通局 | 自・管理課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 617 | 敬老乗車証送付物への車内事故防止啓発チラシ封入に係る負担金 | 京都市が敬老乗車証申請書を対象者に送付する封筒に、市バス車内事故防止啓発を目的としたチラシを同封することについての交通局負担分の支出 | 京都市 | 748 | 507 | 748 | 交通局 | 自・管理課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 618 | 京都マラソン市バス運行補助事業 | 京都マラソン当日の大規模な交通規制下において、市バス運行を確保するために行う必要な措置についての交通局負担分の支出 | 京都マラソン実行委員会 | 4,400 | 2,923 | 4,400 | 交通局 | 自・管理課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 619 | 大覚寺駐車場補修費用負担金 | 大覚寺駐車場の路面舗装に係る交通局負担分の支出 | 宗教法人大覚寺 | 102 | 0 | 102 | 交通局 | 自・管理課 | 事業の実施に係る負担金 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|--|---|---------------------|------------------|------------------|------------------|------------|-------|----------------|
| 620 | 車両制御システム維持管理費負担金 | 嵐山中ノ島付近の狭隘道路におけるバスの安全運行確保のため設置している車両制御システムの維持管理についての交通局負担分の支出 | 京都バス株式会社 | 116 | 95 | 116 | 交通局 | 自・管理課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 621 | 京都府バス協会会費 | 一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の健全なる進歩発展を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とした支出 | 一般社団法人京都府バス協会 | 1,921 | 1,921 | 1,921 | 交通局 | 自・管理課 | 会費 |
| 622 | 京都府交通安全協会会費 | 道路における交通の安全と円滑の実現に寄与することを目的とした支出 | 一般財団法人 京都府交通安全協会 | 100 | 10 | 100 | 交通局 | 自・管理課 | 会費 |
| 623 | 京都市道路利用者会議会費 | 京都市内の道路の整備改善を促進し、交通運送の強化を図ることを目的とした支出 | 京都市道路利用者会議 | 90 | 90 | 90 | 交通局 | 自・管理課 | 会費 |
| 624 | 南春日町折返し地維持管理費 | 南春日町でのバス折り返し地点の維持管理を行うための交通局負担分の支出 | 阪急バス株式会社 | 194 | 137 | 194 | 交通局 | 自・管理課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 625 | 京都駅地下街清掃費負担金 | 京都駅と京都駅前地下街ポルタ等の共同管理施設の保守管理費用交通局負担分の支出 | J R西日本京都 S C 開発 (株) | 1,650 | 1,207 | 1,650 | 交通局 | 運輸課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 626 | 日本鉄道運輸協会会費 | 鉄道の運転業務に関する調査・研究、知識の普及及び技術の向上に係る支出 | 一般社団法人日本鉄道運輸協会 | 84 | 84 | 84 | 交通局 | 運輸課 | 会費 |
| 627 | 京都駅周辺防災ネットワーク協議会分担金 | 災害連絡体制を整備及び維持し、災害の予防又は被害の軽減を図るための支出 | 京都駅周辺防災ネットワーク協議会 | 2 | 2 | 2 | 交通局 | 運輸課 | 会費 |
| 628 | 振替輸送自動精算システム更新費負担金 | 振替乗車票廃止に伴うシステム更新費の支出 | 西日本旅客鉄道株式会社 | 34 | 34 | 35 | 交通局 | 運輸課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 629 | 「広告付きバス停留所上屋の整備に伴うバリアフリー工事に関する覚書」に基づく工事負担金 | 広告付き上屋の整備に合わせてバリアフリー化工事が必要となった場合に設置事業者であるエムシードウコー(株)との覚書で定めた区分に応じて負担する当該工事に要する費用の支出 | エムシードウコー株式会社 | 3,000 | 0 | 3,000 | 交通局 | 技術課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 630 | 京都駅北口広場管理組合分担金 | 京都駅北口広場及び京都駅ビル前の有効空地区域の統一感のある美しい環境を維持するための交通局負担分の支出 | 京都駅北口広場管理組合 | 9,107 | 9,107 | 9,107 | 交通局 | 技術課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 631 | 京都府自動車整備振興会費 | 京都府内において自動車分解整備事業を営む団体として入会 | 一般社団法人京都府自動車整備振興会 | 42 | 42 | 42 | 交通局 | 技術課 | 会費 |
| 632 | 「運転計画の変更に係る費用に関する覚書」に基づく負担金 | 運転計画の変更等の理由により、停留所名の表示板に変更の必要が生じた場合の費用の支出 | エムシードウコー株式会社 | 660 | 245 | 660 | 交通局 | 技術課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 633 | 他社共同柱修理負担金 | 他社と共同使用の標識柱のうち、他社所有のバス停施設に地震や台風等の自然災害、第三者の行為等による施設損傷が生じた場合に当局分を支出 | 各交通事業者 | 330 | 0 | 330 | 交通局 | 技術課 | 事業の実施に係る負担金 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|----------------------|---|---------------|------------------|------------------|------------------|------------|-------|----------------|
| 634 | パセオ・ダイゴロー西館管理組合費管理費 | パセオ・ダイゴロー西館区分所有者の共同の利益を増進し、良好な環境を確保するための交通局負担分の支出 | 京都醍醐センター株式会社 | 8,529 | 8,528 | 8,556 | 交通局 | 高・管理課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 635 | 京都駅北口広場管理組合分担金 | 京都駅北口広場及び京都駅ビル前の有効空地地域の統一感のある美しい環境を維持するための交通局負担分の支出 | 京都駅北口広場管理組合 | 300 | 300 | 300 | 交通局 | 高・管理課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 636 | 三条京阪駅連絡通路の清掃費 | 京阪本線三条駅と地下鉄東西線三条京阪駅との連絡通路の保全及び運営管理を行うための交通局負担分の支出 | 京阪電気鉄道株式会社 | 106 | 52 | 106 | 交通局 | 高・管理課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 637 | 三条京阪駅連絡通路の電気料金・保守管理費 | 京阪本線三条駅と地下鉄東西線三条京阪駅との連絡通路の保全及び運営管理を行うための交通局負担分の支出 | 京阪電気鉄道株式会社 | 400 | 307 | 400 | 交通局 | 高・管理課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 638 | パセオ・ダイゴロー西館管理組合特別修繕費 | パセオ・ダイゴロー西館区分所有者の共同の利益を増進し、良好な環境を確保するための交通局負担分の支出 | 京都醍醐センター株式会社 | 6,442 | 6,442 | 7,150 | 交通局 | 高・管理課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 639 | 山科駅前地下道維持管理費 | 山科駅前地区第一種市街地再開発事業山科駅前地下道の維持管理を行うための交通局負担分の支出 | 京都市 | 4,200 | 4,128 | 4,410 | 交通局 | 高・管理課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 640 | 「鉄道の日」に係る分担金 | 鉄道が国民に広く愛され、理解及び関心がより深まることを目的とした支出 | 一般社団法人日本地下鉄協会 | 833 | 833 | 917 | 交通局 | 高・管理課 | 会費 |
| 641 | 関西鉄道協会会費 | 鉄道及び軌道事業の公共的使命の達成に寄与し、共同利益を増進することを目的とした支出 | 関西鉄道協会 | 510 | 509 | 509 | 交通局 | 高・管理課 | 会費 |
| 642 | 日本地下鉄協会会費 | 地下鉄に関する知識及び情報を交換し、建設整備及び運営に関する諸問題を解決し、交通機能の充実及び輸送の確保に寄与することを目的とした支出 | 一般社団法人日本地下鉄協会 | 3,260 | 3,097 | 3,260 | 交通局 | 高・管理課 | 会費 |
| 643 | 関西鉄道協会都市交通研究所賛助会費 | 都市交通に関する調査・研究などを目的とした支出 | 関西鉄道協会都市交通研究所 | 510 | 510 | 510 | 交通局 | 高・管理課 | 会費 |
| 644 | 鉄道技術推進センター会費 | 会社及び技術分野の垣根を越えて鉄道技術関係者の協調連携活動を効果的に行い、鉄道技術の振興及び鉄道技術の水準の向上を図ることを目的とした支出 | 一般社団法人日本地下鉄協会 | 3,144 | 3,144 | 3,144 | 交通局 | 高・管理課 | 会費 |
| 645 | 公共事業労務費調査業務委託負担金 | 公共工事に従事する建設労働者の賃金調査の交通局負担分の支出 | 京都市 | 220 | 72 | 220 | 交通局 | 技術監理課 | 事業の実施に係る負担金 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|-----------------------------|--|----------------------|------------------|------------------|------------------|------------|--------------|----------------|
| 646 | 関西鉄道協会建築小委員会資料作成費負担金 | 建築担当委員会において共同で調査研究を行ったレポート作成費用の分担金支出 | 関西鉄道協会 | 22 | 0 | 0 | 交通局 | 技術監理課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 647 | 地下鉄駅合築出入口耐震診断負担金 | 耐震診断を実施された合築出入口の所有者への交通局負担分の支出 | 合築出入口所有者 | 220 | 0 | 220 | 交通局 | 技術監理課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 648 | 京都駅共同使用区域の保守管理費負担金 | 京都駅と京都駅前地下街ポルタ等の共同管理施設の保守管理費用交通局負担分の支出 | J R西日本京都S C開発(株) | 12,879 | 12,020 | 16,773 | 交通局 | 技術監理課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 649 | 京都駅換気塔投物防止金網清掃負担金 | 京都駅の共同管理施設(換気塔)保守管理費用の交通局負担分の支出 | 西日本旅客鉄道株式会社 | 73 | 61 | 73 | 交通局 | 技術監理課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 650 | 道路管理システム利用負担金 | 道路管理システム利用料金の交通局分の支出 | 一般財団法人道路管理センター | 96 | 86 | 96 | 交通局 | 技術監理課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 651 | 新土木積算システム利用に係る負担金 | 新土木積算システムの利用に係る保守費用の交通局負担分の支出 | 京都市 | 612 | 556 | 1,173 | 交通局 | 技術監理課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 652 | 山科設備事務所共益費負担金 | 山科設備事務所の共益費のうち交通局負担分の支出 | 京都地下鉄整備株式会社 | 3,176 | 2,787 | 3,176 | 交通局 | 技術監理課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 653 | 営繕積算システム負担金 | 営繕積算システム利用料金の交通局負担分の支出 | 京都市 | 544 | 501 | 758 | 交通局 | 技術監理課 電気課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 654 | 日本鉄道車両機械技術協会会費 | 鉄道車両に関する技術の研究及び開発並びに鉄道に関する技術基準の調査・検討に係る支出 | 一般社団法人日本鉄道車両機械技術協会会費 | 30 | 30 | 36 | 交通局 | 高速車両課 | 会費 |
| 655 | 竹田駅の保守に伴う負担金 | 竹田駅の電路設備の保守費用の交通局負担分の支出 | 近畿日本鉄道株式会社 | 4 | 2 | 4 | 交通局 | 電気課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 656 | 日本鉄道サイバネティクス協議会会費 | 日本鉄道技術協会の特定部会として、鉄道におけるサイバネティクス技術(出改札システムなど)の情報開示を受けるための支出 | 日本鉄道サイバネティクス協議会 | 190 | 190 | 190 | 交通局 | 電気課 | 会費 |
| 657 | 日本鉄道電気技術協会会費 | 鉄道電気技術の進歩改善に関する調査・研究を受けるための支出 | 一般社団法人日本鉄道電気技術協会 | 95 | 95 | 95 | 交通局 | 電気課 | 会費 |
| 658 | インターネットによる行政情報サービスの利用に係る負担金 | 行政に関する情報をいち早く入手するため | 京都市 | 62 | 62 | 62 | 上下水道局 | 総務課 | 事業の実施に係る負担金 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|--------------------------|--|---------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------|-----|----------------|
| 659 | 判例検索システム分担金 | 水道事業・公共下水道事業の遂行に当たり、局内の法規相談への対応、法令調査等について、頻繁に判例を検索する必要があり、法制課が契約している本システムを利用するため | 京都市 | 31 | 31 | 36 | 上下水道局 | 総務課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 660 | 長岡京市下水道維持管理負担金 | 本市から長岡京市に流出する汚水の処理に係る維持管理費を支払うため | 長岡京市 | 2,448 | 2,448 | 2,763 | 上下水道局 | 総務課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 661 | 宇治市下水道維持管理負担金 | 本市から宇治市に流出する汚水の処理に係る維持管理費を支払うため | 宇治市 | 130 | 130 | 135 | 上下水道局 | 総務課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 662 | 大津市下水道維持管理負担金 | 本市から大津市に流出する汚水の処理に係る維持管理費を支払うため | 大津市 | 5,290 | 5,290 | 5,481 | 上下水道局 | 総務課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 663 | 久御山町下水道維持管理負担金 | 本市から久御山町に流出する汚水の処理に係る維持管理費を支払うため | 久御山町 | 93 | 93 | 87 | 上下水道局 | 総務課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 664 | 日本水道協会会費 | 国民が将来にわたって安全で安定した水道を利用できるよう、水道事業の経営や水道技術及び水質問題についての調査研究等を行うため | 公益社団法人日本水道協会 | 1,646 | 1,572 | 1,655 | 上下水道局 | 総務課 | 会費 |
| 665 | 地方公営企業 連絡協議会会費 | 地方公共団体の経営する企業の健全な運営とその発展に寄与するため | 地方公営企業連絡協議会 | 50 | 50 | 50 | 上下水道局 | 総務課 | 会費 |
| 666 | 国際水協会会費 (IWA) | 水の効率的な管理と水処理技術の向上を通して、世界における安定的かつ安全な水の供給及び公衆衛生に寄与するため | International water association | 315 | 264 | 315 | 上下水道局 | 総務課 | 会費 |
| 667 | 日本水フォーラム | 日本を含めた世界の水問題解決のために行動を起こす機会を創出し、地球上のすべての人々が、水の恩恵と価値を最大限に享受するため | 特定非営利活動法人日本水フォーラム事務局長 | 100 | 100 | 100 | 上下水道局 | 総務課 | 会費 |
| 668 | 日本博物館協会会費 | 琵琶湖疏水記念館の博物館機能向上並びに他施設の情報収集のため | 日本博物館協会 | 40 | 40 | 40 | 上下水道局 | 総務課 | 会費 |
| 669 | 日本下水道協会会費 (本部) | 下水道事業の様々な課題に対応し、持続的発展が可能な社会の構築に貢献するため | 公益社団法人日本下水道協会 | 3,136 | 3,077 | 3,145 | 上下水道局 | 総務課 | 会費 |
| 670 | 京都府下水道協会会費 | 日本下水道協会本部を構成する7地方支部のうちの一つであり、本部と連携して下水道事業の様々な課題に対応し、持続的発展が可能な社会の構築に貢献するため | 京都府下水道協会 | 30 | 0 | 30 | 上下水道局 | 総務課 | 会費 |
| 671 | 共通基盤システム及び文書管理システム利用負担金等 | 共通基盤システム及び文書管理システムの利用 京都府セキュリティクラウド (メール無害化処理) の利用等 | 京都市 | 15,572 | 13,502 | 17,440 | 上下水道局 | 総務課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|----------------------------|---|--------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------|----------|-----------------|
| 672 | 桂川右岸流域下水道維持管理負担金 | 雨水流出抑制施設の維持管理負担金 | 向日市 | 491 | 491 | 545 | 上下水道局 | 総務課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 673 | 桂川右岸流域下水道維持管理負担金 | 桂川右岸流域下水道の維持管理に要する市町負担金の京都市負担分 | 京都府 | 1,852,091 | 1,851,879 | 1,883,195 | 上下水道局 | 総務課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 674 | 京都府立洛西浄化センター公園管理協会市町負担金 | 京都府立洛西浄化センター公園管理協会の運営に要する負担経費 | 京都府立洛西浄化センター公園管理協会(事務局：長岡京市) | 50 | 50 | 50 | 上下水道局 | 総務課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 675 | 桂川右岸流域下水道連絡協議会分担金 | 桂川右岸流域下水道連絡協議会の運営に要する負担経費 | 桂川右岸流域下水道連絡協議会(事務局：京都府) | 11 | 11 | 0 | 上下水道局 | 総務課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 676 | 京都府立洛南浄化センター運動広場運営協議会市町負担金 | 京都府立洛南浄化センター運動広場運営協議会の運営に要する負担経費 | 京都府立洛南浄化センター運動広場運営協議会(事務局：八幡市) | 150 | 150 | 150 | 上下水道局 | 総務課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 677 | 木津川流域下水道維持管理負担金 | 木津川流域下水道の維持管理に要する市町負担金の京都市負担分 | 京都府 | 154,543 | 154,536 | 155,167 | 上下水道局 | 総務課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 678 | 木津川流域下水道維持管理負担金 | 木津川流域下水道の維持管理に要する市町負担金(川北排水機場負担金)の京都市負担分 | 八幡市 | 237 | 237 | 327 | 上下水道局 | 総務課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 679 | 木津川流域下水道連絡協議会費 | 木津川流域下水道連絡協議会の運営に要する負担経費 | 京都府 | 2 | 2 | 0 | 上下水道局 | 総務課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 680 | 日本遺産事業負担金 | 日本遺産事業 | 琵琶湖疏水沿線魅力創造協議会 | 14,051 | 4,979 | 18,394 | 上下水道局 | 総務課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 681 | 電波使用料 | びわ湖疏水船で無線機を使用するため。 | 近畿総合通信局 | 10 | 2 | 10 | 上下水道局 | 総務課 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 682 | 琵琶湖疏水記念館の附属施設に係る電気料金の負担金 | 琵琶湖疏水記念館の附属施設に係る電気料金の負担金の支払い | 京都市 | 10 | 0 | 15 | 上下水道局 | 総務課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 683 | 京都市特別顧問への意見聴取に係る負担金 | 重要政策等の推進にあたり、市役所外の専門的な知見を有する方々から助言等をいただくため | 京都市 | 32 | 32 | 0 | 上下水道局 | 総務課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 684 | 合同研修負担金 | 行財政局が行う職員研修に参加させることを目的に、研修及びその他事業の運営に必要な経費を負担するもの | 京都市 | 4,628 | 4,627 | 4,628 | 上下水道局 | 企業力向上推進室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 685 | 業務用乗車券負担金 | 業務用乗車券使用に伴う負担金の支払い | 京都市交通局 | 4,938 | 3,200 | 3,497 | 上下水道局 | 職員課 | 事業の実施に係る負担金 |

(負担金支出状況一覧)

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|-----------------------------|--|-------------------|------------------|------------------|------------------|------------|--------------|-----------------|
| 686 | 公契約審査委員会負担金 | 京都市公契約審査委員会の運営に要する経費 | 京都市 | 164 | 134 | 164 | 上下水道局 | 契約会計課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 687 | 入札参加資格申請負担金 | 一斉更新を迎える競争入札参加資格申請の受付業務に係る費用 | 京都市 | 0 | 0 | 82 | 上下水道局 | 契約会計課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 688 | 「コリンズ・テクリス、J C I S」利用に係る負担金 | 工事における技術者の配置状況等を確認するためのコリンズ・テクリス、J C I Sを利用するための経費 | 京都市 | 620 | 620 | 620 | 上下水道局 | 契約会計課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 689 | 電子入札システム負担金 | 電子入札システムの保守管理等に要する経費 | 京都市 | 19,689 | 19,688 | 47,904 | 上下水道局 | 契約会計課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 690 | 公共料金等暴力対策協議会 | 京都地区における公益事業に従事する者が、京都府警察との緊密な協力関係によって暴力団員、もしくは暴力常習者による公共料金の徴収等に伴う不法事案を防止し、業務を円滑に遂行することを目的としている。 | 京都公共料金等暴力対策協議会 | 70 | 70 | 70 | 上下水道局 | お客さまサービス推進室 | 会費 |
| 691 | 浄水場排水処理負担金 | 浄水場から排出する浄水汚泥の処理に要する経費としての負担金 | 公共下水道事業 | 378,424 | 360,247 | 392,590 | 上下水道局 | 経営戦略室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 692 | 工事放水負担金 | 工事放水等に係る汚水処理経費としての負担金 | 公共下水道事業 | 79,277 | 79,277 | 82,506 | 上下水道局 | 経営戦略室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 693 | 水道会計分担金 | 使用料徴収経費等としての分担金 | 水道事業 | 1,270,333 | 1,260,482 | 1,295,617 | 上下水道局 | 経営戦略室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 694 | 国有資産等所在市町村交付金 | 大津市内に所在する当局の固定資産（土地）に当局の事業以外の目的で使用（有償の行政財産目的外使用許可）しているものに対して、国有資産等所在市町村交付金を支払う必要があるため | 大津市 | 1,303 | 1,302 | 1,319 | 上下水道局 | 経営戦略室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 695 | 局保有地売却に係る分担金 | 行財政局主体の入札に当局が参加する場合、広報等の費用を当局の物件数に応じて負担する必要があるため | 京都市 | 300 | 0 | 0 | 上下水道局 | 経営戦略室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 696 | 建物総合損害共済 | 建物総合損害共済に加入するため | 公益社団法人全国市有物件災害共済会 | 742 | 740 | 780 | 上下水道局 | 技術監理室 監理課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 697 | 土木工事積算システム（J A C I C）負担金 | 土木工事積算システム（建設局所管）の使用に係る上下水道局負担分（積算関係文書印刷費を含む。） | 京都市 | 16,936 | 16,936 | 16,138 | 上下水道局 | 技術監理室 監理課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 698 | 会計検査建設局負担金 | 会計検査に要する費用 | 京都市 | 300 | 0 | 0 | 上下水道局 | 技術監理室 監理課 | 事業の実施に係る負担金 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|-------------------|---|----------------|------------------|------------------|------------------|------------|------------------------|-----------------|
| 699 | 営繕積算システム負担金 | 営繕積算システム（都市計画局所管）の使用に係る上下水道局負担分 | 京都市 | 478 | 475 | 510 | 上下水道局 | 技術監理室 監理課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 700 | 南自衛消防連絡協議会分担金 | 南区に所在する事業所における災害発生の未然防止及び事故等発生時における被害の軽減に対処できる自衛消防組織の充実を図るため | 南自衛消防連絡協議会 | 20 | 15 | 20 | 上下水道局 | 技術監理室 監理課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 701 | 関西水道水質協議会会費 | 水道水質に係る技術の交流と向上を目的とする。 | 関西水道水質協議会 | 20 | 0 | 20 | 上下水道局 | 技術監理室 水質管理センター水質第1課 | 会費 |
| 702 | 日本水環境学会会費 | 水域の清浄化等水環境に関する分野の学術的調査・研究の推進及び知識の普及を図り、もって良好な水環境の保全及び創造に寄与し、並びに学術文化の発展に貢献することを目的とする。 | 公益社団法人 日本水環境学会 | 80 | 80 | 80 | 上下水道局 | 技術監理室 水質管理センター水質第1課 | 会費 |
| 703 | 道路管理システム利用料金 | 道路管理システム運用経費 | 一般財団法人道路管理センター | 7,500 | 7,429 | 7,500 | 上下水道局 | 水道部管理課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 704 | 水道技術研究センター会費 | 水道技術研究センターの会費。最新の水道技術の調査研究・開発を行っているセンターの会員となることで、さまざまなサービスの提供を受けることができることから、費用を負担している。 | 水道技術研究センター | 300 | 300 | 300 | 上下水道局 | 水道部管理課 | 会費 |
| 705 | 道路工事調整会運営負担金 | 京都市道路工事調整会の運営に係る負担金。調整会は、道路占用工事等による道路交通の障害や公衆災害等を防止するために置かれたものであり、当局も構成メンバーであることから、費用の負担が必要 | 道路工事調整会 | 80 | 40 | 40 | 上下水道局 | 水道部管理課 | 会費 |
| 706 | 施設利用権取得負担金 | 共同溝の敷設計画に参画する（施設を設置する）場合に負担する負担金 | 近畿地方整備局 | 186,995 | 63,345 | 85,638 | 上下水道局 | 水道部管理課 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 707 | 水道ICT情報連絡会負担金 | 水道ICT情報連絡会の運営に係る負担金 | 水道ICT情報連絡会 | 100 | 83 | 126 | 上下水道局 | 水道部管理課 | 会費 |
| 708 | 水圧監視局撤去に係る工事負担金 | 学校敷地内にあった壬生水圧監視局の撤去費 | 教育委員会 | 4,500 | 1,118 | 0 | 上下水道局 | 水道部管理課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 709 | 公共事業労務費調査業務委託料負担金 | 「公共工事設計労務単価」を設定する際の基礎調査（委託料の応分負担） | 京都市 | 631 | 631 | 400 | 上下水道局 | 水道部管理課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 710 | 大津閘門管理負担金 | 琵琶湖第一疏水揚水機場における制水門と閘門との兼用工作物の管理に要する費用 | 近畿地方整備局 | 1,471 | 1,471 | 2,514 | 上下水道局 | 水道部施設課 | 施設等の維持管理に係る負担金 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|-------------------------|--|------------------|------------------|------------------|------------------|------------|--------------|-------------------------|
| 711 | 日本電気協会会費 | 電気の安全を通じて社会の持続的発展と文化の向上に寄与する。 | 一般社団法人 日本電気協会 | 10 | 10 | 10 | 上下水道 局 | 水道部施設 課 | 会費 |
| 712 | 日本遺産事業負担金 | 日本遺産事業 | 琵琶湖疏水沿線魅力創造協議会 | 3,113 | 3,113 | 0 | 上下水道 局 | 水道部施設 課 | 事業の実施に 係る負担金 |
| 713 | 共同溝管理費及び監視費 | 共同溝の改築、維持、修繕等、管理に要する費用負担 | 近畿地方整備局 | 13,543 | 7,460 | 22,000 | 上下水道 局 | 水道部水道 管路課 | 施設等の維持 管理に係る負 担金 |
| 714 | 共同溝管理に伴う負担金 | 共同溝の改築、維持、修繕等、管理に要する費用負担 | 京都市 | 13,266 | 2,666 | 9,369 | 上下水道 局 | 水道部水道 管路課 | 施設等の維持 管理に係る負 担金 |
| 715 | 大阪ガス共同マッピングシステムデータ更新負担金 | 大阪ガス株式会社と上下水道局が、ガス管及び水道管の布設替工事の随伴施行路線数を拡大するためのシステムの維持管理費 | 大阪ガス株式会社 | 220 | 220 | 458 | 上下水道 局 | 水道部水道 管路課 | 事業の実施に 係る負担金 |
| 716 | 道路工事調整会の運営に関する負担金 | 道路工事調整会の運営費用 | 京都市道路工事調整会 | 56 | 40 | 48 | 上下水道 局 | 下水道部管 理課 | 事業の実施に 係る負担金 |
| 717 | 公共事業労務費調査業務委託料負担金 | 「公共工事設計労務単価」を設定する際の基礎調査（委託料の応分負担） | 京都市 | 310 | 301 | 200 | 上下水道 局 | 下水道部管 理課 | 事業の実施に 係る負担金 |
| 718 | 道路管理システム利用料金 | 道路の占用申請等に使用する「道路管理システム」の利用料金 | 一般財団法人道路管理センター | 7,430 | 7,429 | 7,431 | 上下水道 局 | 下水道部管 理課 | 施設等の維持 管理に係る負 担金 |
| 719 | 公共物GISメンテナンス業務負担金 | 建設局所管の「京都市公共物GIS」システムのメンテナンスに係る上下水道局下水道部負担分 | 京都市 | 108 | 108 | 94 | 上下水道 局 | 下水道部管 理課 | 施設等の維持 管理に係る負 担金 |
| 720 | 電波使用料 | 管理課、下水道管路管理センター及びポンプ施設事務所において、無線機を使用するため | 近畿総合通信局 | 10 | 0 | 0 | 上下水道 局 | 下水道部管 理課 | 支出の根拠が 法令に基づく 負担金 |
| 721 | 市長部局統合型GISサイトへの統合に係る負担金 | 下水道部単体で運用しているGISサイトを市民サービスの向上及び経費削減を目的として市長部局が運営するサイトへ統合する費用を負担するため。 | 京都市 | 12,540 | 0 | 0 | 上下水道 局 | 下水道部管 理課 | 事業の実施に 係る負担金 |
| 722 | 疏水維持管理分担金 | 疏水維持管理費等の負担経費 | 水道事業 | 20,771 | 20,771 | 17,781 | 上下水道 局 | 下水道部管 理課 | 施設等の維持 管理に係る負 担金 |
| 723 | 放射性物質測定業務に係る費用 | 下水汚泥及び放流水に含有する放射性物質を測定し、その費用を負担するため | 水道事業 | 262 | 76 | 77 | 上下水道 局 | 下水道部施 設課 | 事業の実施に 係る負担金 |
| 724 | 一般社団法人日本電気協会関西支部会費 | 最新情報（法改正や新技術）の入手や、講習会等への参加ができるため | 一般社団法人日本電気協会関西支部 | 36 | 36 | 36 | 上下水道 局 | 下水道部施 設課 | 会費 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|-------------------------------|---|--------------------|------------------|------------------|------------------|------------|---------|-----------------|
| 725 | 日本ボイラ協会年会費 | 最新情報（法改正や新技術）の入手や、講習会等への参加ができるため | 一般社団法人日本ボイラ協会京滋支部 | 15 | 15 | 15 | 上下水道局 | 下水道部施設課 | 会費 |
| 726 | 汚染負荷量賦課金 | 公害による健康被害者を救済するために設けられた費用負担制度として、納付義務があるため | 独立行政法人環境再生保全機構 | 172 | 69 | 112 | 上下水道局 | 下水道部施設課 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 727 | 新技術開発共同研究負担金 | 下水道に関する技術の開発を行うと共に、下水道事業への新技術の導入等を促進することにより、下水道事業の効率的かつ円滑な推進を図り、もって市民の生活環境改善に資することを目的とする。 | 公益財団法人日本下水道新技術機構 | 3,380 | 3,349 | 3,900 | 上下水道局 | 下水道部計画課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 728 | 桂川右岸流域下水道建設分担金 | 桂川右岸流域下水道の建設費用等の京都市負担分 | 京都府 | 255,016 | 185,328 | 236,744 | 上下水道局 | 下水道部計画課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 729 | 木津川流域下水道建設分担金 | 木津川流域下水道の建設費用等の京都市負担分 | 京都府 | 52,520 | 29,654 | 36,453 | 上下水道局 | 下水道部計画課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 730 | 広域処分場建設分担金 | 近畿圏から発生する廃棄物の最終処分場整備等に係る事業費の京都市負担分 | 大阪湾広域臨海環境整備センター | 5,727 | 5,727 | 7,214 | 上下水道局 | 下水道部計画課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 731 | 高画質カメラを活用した管内調査の効率化に関する共同研究 | 管口調査における画像データの画像良否判定をAI画像認識技術を用いて自動判断が可能なモデル構築を目指す。 | パシフィックコンサルタンツ(株) | 3,700 | 3,700 | 3,000 | 上下水道局 | 下水道部計画課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 732 | バイオ製剤を用いた汚泥減容化に関する共同研究 | 水環境保全センター等に流入する下水の処理過程において発生する汚泥の減量化技術について調査研究するもの。 | 小松マテレー(株) | 3,402 | 3,402 | 0 | 上下水道局 | 下水道部計画課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 733 | 下水道管路調査による効率的なスクリーニングに関する共同研究 | 下水道管路内調査データを効率的に蓄積できる地理情報を搭載したクラウドシステムと、AI画像認識ツールをAPI連携することで、更なる管路内調査の効率化を目指す。 | 株式会社Rist、株式会社NJS | 3,300 | 3,300 | 3,300 | 上下水道局 | 下水道部計画課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 734 | 業務用乗車券負担金 | 業務のため乗車する市バス又は市地下鉄の利用に係る負担金 | 京都市交通局 | 13,164 | 13,164 | 10,954 | 教育委員会事務局 | 総務課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 735 | 指定都市教育委員・教育長協議会分担金 | 指定都市教育委員会相互の連絡を緊密にし、相協力して、大都市教育行政の推進を図り、教育本来の使命を達成するため | 指定都市教育委員・教育長協議会 | 130 | 130 | 130 | 教育委員会事務局 | 総務課 | 会費 |
| 736 | 京都京北小中学校通学に係る路線バス臨時運行負担金 | 児童生徒の通学手段確保 | 公益財団法人きょうと京北ふるさと公社 | 441 | 440 | 520 | 教育委員会事務局 | 調査課 | 事業の実施に係る負担金 |
| 737 | テレビ維持管理費 | デジタルテレビ放送の完全なる映像を受信して、共益を受けるため | 御経坂テレビ共同受信施設組合 | 4 | 4 | 4 | 教育委員会事務局 | 学校事務支援室 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 738 | テレビ維持管理費 | デジタルテレビ放送の完全なる映像を受信して、共益を受けるため | 周山テレビ共聴組合、越畑テレビ組合 | 13 | 12 | 12 | 教育委員会事務局 | 学校事務支援室 | 施設等の維持管理に係る負担金 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|-------|-------------------------|---------|------------------|------------------|------------------|------------|---------|-----------------|
| 739 | 電波使用料 | 開晴小中学校において、無線機を使用するため | 近畿総合通信局 | 5 | 5 | 5 | 教育委員会事務局 | 学校事務支援室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 740 | 電波使用料 | 高雄小学校において、無線機を使用するため | 近畿総合通信局 | 1 | 1 | 1 | 教育委員会事務局 | 学校事務支援室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 741 | 電波使用料 | 下京涉成小学校において、無線機を使用するため | 近畿総合通信局 | 2 | 2 | 2 | 教育委員会事務局 | 学校事務支援室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 742 | 電波使用料 | 洛央小学校において、無線機を使用するため | 近畿総合通信局 | 4 | 4 | 4 | 教育委員会事務局 | 学校事務支援室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 743 | 電波使用料 | 京都工学院高校において、無線機を使用するため | 近畿総合通信局 | 6 | 6 | 6 | 教育委員会事務局 | 学校事務支援室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 744 | 電波使用料 | 音羽中学校において、無線機を使用するため | 近畿総合通信局 | 2 | 2 | 2 | 教育委員会事務局 | 学校事務支援室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 745 | 電波使用料 | 北総合支援学校において、無線機を使用するため | 近畿総合通信局 | 3 | 3 | 2 | 教育委員会事務局 | 学校事務支援室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 746 | 電波使用料 | 音羽川小学校において、無線機を使用するため | 近畿総合通信局 | 8 | 8 | 8 | 教育委員会事務局 | 学校事務支援室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 747 | 電波使用料 | 七条第三小学校において、無線機を使用するため | 近畿総合通信局 | 1 | 1 | 1 | 教育委員会事務局 | 学校事務支援室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 748 | 電波使用料 | 大枝小学校において、無線機を使用するため | 近畿総合通信局 | 3 | 3 | 3 | 教育委員会事務局 | 学校事務支援室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 749 | 電波使用料 | 松陽小学校において、無線機を使用するため | 近畿総合通信局 | 2 | 2 | 3 | 教育委員会事務局 | 学校事務支援室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 750 | 電波使用料 | 藤城小学校において、無線機を使用するため | 近畿総合通信局 | 1 | 1 | 2 | 教育委員会事務局 | 学校事務支援室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 751 | 電波使用料 | 修学院第二小学校において、無線機を使用するため | 近畿総合通信局 | 7 | 7 | 7 | 教育委員会事務局 | 学校事務支援室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 752 | 電波使用料 | 大塚小学校において、無線機を使用するため | 近畿総合通信局 | 4 | 4 | 4 | 教育委員会事務局 | 学校事務支援室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|-------|----------------------------|---------|------------------|------------------|------------------|------------|---------|-----------------|
| 753 | 電波使用料 | 高倉小学校において、無線機を使用するため | 近畿総合通信局 | 3 | 3 | 3 | 教育委員会事務局 | 学校事務支援室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 754 | 電波使用料 | 明徳小学校において、無線機を使用するため | 近畿総合通信局 | 2 | 1 | 2 | 教育委員会事務局 | 学校事務支援室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 755 | 電波使用料 | 第四錦林小学校において、無線機を使用するため | 近畿総合通信局 | 1 | 1 | 2 | 教育委員会事務局 | 学校事務支援室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 756 | 電波使用料 | 養徳小学校において、無線機を使用するため | 近畿総合通信局 | 7 | 7 | 7 | 教育委員会事務局 | 学校事務支援室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 757 | 電波使用料 | 上高野小学校において、無線機を使用するため | 近畿総合通信局 | 1 | 1 | 1 | 教育委員会事務局 | 学校事務支援室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 758 | 電波使用料 | 百々小学校において、無線機を使用するため | 近畿総合通信局 | 3 | 3 | 0 | 教育委員会事務局 | 学校事務支援室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 759 | 電波使用料 | 太秦小学校において、無線機を使用するため | 近畿総合通信局 | 1 | 1 | 0 | 教育委員会事務局 | 学校事務支援室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 760 | 電波使用料 | 椋原小学校において、無線機を使用するため | 近畿総合通信局 | 2 | 1 | 2 | 教育委員会事務局 | 学校事務支援室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 761 | 電波使用料 | 藤ノ森小学校において、無線機を使用するため | 近畿総合通信局 | 4 | 4 | 0 | 教育委員会事務局 | 学校事務支援室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 762 | 電波使用料 | 砂川小学校において、無線機を使用するため | 近畿総合通信局 | 2 | 2 | 0 | 教育委員会事務局 | 学校事務支援室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 763 | 電波使用料 | 向島藤の木小学校において、無線機を使用するため | 近畿総合通信局 | 1 | 1 | 0 | 教育委員会事務局 | 学校事務支援室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 764 | 電波使用料 | 京都堀川音楽高等学校において、無線機を使用するため | 近畿総合通信局 | 1 | 1 | 0 | 教育委員会事務局 | 学校事務支援室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 765 | 電波使用料 | 北総合支援学校中央分校において、無線機を使用するため | 近畿総合通信局 | 2 | 2 | 0 | 教育委員会事務局 | 学校事務支援室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|---------------------------------|---|---|------------------|------------------|------------------|------------|---------|-----------------|
| 766 | 電波使用料 | 伏見南浜小学校において、無線機を使用するため | 近畿総合通信局 | 2 | 2 | 2 | 教育委員会事務局 | 学校事務支援室 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |
| 767 | 全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会負担金(嵯峨小学校) | 全国の公立学校難聴・言語障害教育関係の研究会相互の緊密な連携を保ち、難聴・言語障害教育の振興を図るため | 全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会 | 3 | 3 | 3 | 教育委員会事務局 | 学校事務支援室 | 会費 |
| 768 | 水道取付管新設工事に係る工事費負担金 | 増改築や改修工事等に係る上下水道管整備に伴う負担金 | 京都市上下水道局 | 13,662 | 9,144 | 7,160 | 教育委員会事務局 | 教育環境整備室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 769 | 福ヶ谷林道管理分担金 | 本市所有の山林に接する林道の維持管理賦課金 | 福ヶ谷林道委員会 | 12 | 12 | 12 | 教育委員会事務局 | 教育環境整備室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 770 | 全国公立学校建築技術協議会会費 | 都道府県及び政令指定都市の会員の協力によって技術の向上を図り、学校施設の質的整備に寄与するため | 全国公立学校建築技術協議会 | 5 | 5 | 5 | 教育委員会事務局 | 教育環境整備室 | 会費 |
| 771 | 全国施設主管課長協議会分担金 | 全国の施設主管課長同士の連絡調整を図り、学校施設の質的整備に寄与するため | 全国施設主管課長協議会 | 4 | 1 | 1 | 教育委員会事務局 | 教育環境整備室 | 会費 |
| 772 | 京都府公立学校施設整備期成会会費 | 京都府内の学校施設の整備担当者が連絡調整を図り、学校施設の質的整備に寄与するため | 京都府公立学校施設整備期成会 | 25 | 0 | 25 | 教育委員会事務局 | 教育環境整備室 | 会費 |
| 773 | テレビ維持管理費 | デジタルテレビ放送の完全なる映像を受信して、共益を受けるため | 周山テレビ共聴組合、比賀江テレビ共同受信施設組合、山国テレビ共同施設組合 | 13 | 13 | 13 | 教育委員会事務局 | 教育環境整備室 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 774 | 太陽光パネル設置に係る系統アクセス検討料 | 太陽光発電設備の接続に先立ち、電力会社が行うアクセス検討に要する費用を負担する | 関西電力株式会社 | 220 | 0 | 0 | 教育委員会事務局 | 教育環境整備室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 775 | 美術工芸高校建物管理費 | 京都市立芸術大学共用設備負担分 | 公立大学法人京都市立芸術大学 | 5,836 | 5,836 | 0 | 教育委員会事務局 | 教育環境整備室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 776 | 伏見工業高校跡地校舎解体工事及び土壌汚染対策工事にかかる負担金 | 伏見工業高校跡地活用事業者において実施する、奏和高校グラウンド拡張敷地に存する校舎解体工事及び同敷地の土壌汚染対策工事に係る負担金 | 阪急阪神不動産株式会社 京阪電鉄不動産株式会社 積水ハウス株式会社 | 2,766 | 2,766 | 294,243 | 教育委員会事務局 | 教育環境整備室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 777 | 京都堀川音楽高校 自家用電気工作物停電点検実施に伴う負担金 | 京都堀川音楽高校の自家用電気工作物停電点検実施に伴い必要となる、関西電力送配電(株)の開閉器操作に対する負担金を支払うもの。 | 関西電力送配電株式会社 | 17 | 17 | 0 | 教育委員会事務局 | 教育環境整備室 | 事業の実施に係る負担金 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|---------------------------------------|--|--------------------------|------------------|------------------|------------------|------------|-----------------|-------------|
| 778 | 京都堀川音楽高校 インターロッキング修繕に係る負担金 | 京都堀川音楽高校において、度重なる豪雨の影響で地盤沈下が発生したため、不可抗力事由による追加費用が生じたものとし、その修繕に要する経費について、京都市立音楽高等学校移転整備事業契約書第72条に基づき費用の一部を負担するもの。 | 堀川アート株式会社 | 311 | 311 | 0 | 教育委員会事務局 | 教育環境整備室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 779 | 公立高等学校入学選抜学力検査経費 | 京都府公立高等学校入学選抜学力検査経費に係る市の経費負担分を支出するため | 京都府 | 4,044 | 4,044 | 3,700 | 教育委員会事務局 | 学校指導課(高校) | 事業の実施に係る負担金 |
| 780 | 全国産業教育主管課長連絡会負担金 | 都道府県教育委員会並びに指定都市教育委員会産業教育主管課長相互の連絡を緊密にし、公立学校の産業教育の施設、設備の整備促進を図る。 | 全国産業教育主管課長連絡会 | 4 | 1 | 4 | 教育委員会事務局 | 学校指導課(高校) | 会費 |
| 781 | 小中一貫教育全国連絡協議会会費 | 教育委員会相互の緊密な連携のもとに、小中一貫教育の研究および具体化を図ることにより、義務教育の質的向上および制度改革の推進に資する。 | 小中一貫教育全国連絡協議会 | 30 | 30 | 30 | 教育委員会事務局 | 学校指導課(初中) | 会費 |
| 782 | 新しい学びプロジェクト研究協議会負担金 | 協調学習の考えに基づいた研究を行い、各教科における実践モデルを作成し、各地域の教育力の向上に資することを目的とする。 | 新しい学びプロジェクト研究協議会 | 10 | 10 | 0 | 教育委員会事務局 | 学校指導課(初中) | 会費 |
| 783 | 外国青年招致事業に係る負担金(傷害保険、団体割会費、渡航費用、人員割会費) | 小・中学校、高等学校等で語学指導(日本人教師の外国語授業の補助)等を行う外国青年(外国語指導助手:ALT)の招致に係る負担金 | 一般財団法人自治体国際化協会 | 17,885 | 17,885 | 17,157 | 教育委員会事務局 | 学校指導課(初中・高校) | 事業の実施に係る負担金 |
| 784 | 京都府学校文化・芸術祭 教育美術展覧会開催負担金 | 京都府内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別・総合支援学校における造形表現、図画工作、美術、工芸及び書道教育における成果の発表の機会を通じて、お互いの交流を深め、優れた作品を学び、創造的で心豊かな人間性の育成を図るとともに、ふるさとの自然、文化を愛する心を育てる。 | 京都府学校文化・芸術祭 教育美術展覧会実行委員会 | 120 | 120 | 120 | 教育委員会事務局 | 学校指導課(初中・高校) | 事業の実施に係る負担金 |
| 785 | 小学生のための音楽鑑賞教室に係る負担金 | 小学校の授業で取り上げられるような親しみやすい楽曲の演奏を通して、子どもたちが「ほんもの」の魅力に触れ、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育てるとともに、豊かな情操を養うため | 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団 | 6,717 | 6,717 | 6,718 | 教育委員会事務局 | 学校指導課(多文化・社会連携) | 事業の実施に係る負担金 |
| 786 | 都道府県教育委員会等指導事務主管部課長会分担金 | 都道府県教育委員会等指導事務主管部課長相互の連絡を密にし、相協力して指導行政の推進を図るため | 都道府県教育委員会等指導事務主管部課長会 | 15 | 14 | 14 | 教育委員会事務局 | 学校指導課(多文化・社会連携) | 会費 |
| 787 | 京都教育懇話会負担金 | 次代を担う子どもたちのため、学校、企業、行政、地域、市民及びメディア等が共に集い、社会総ぐるみでお互いの立場や地域の壁を越え連携し、小・中・高校から大学卒業後までの過程を次世代教育、人づくりの場として、具体的な支援策や参画のあり方を探り、新たな教育モデルの構築と併せ、その成果を全国に発信するため | 京都教育懇話会 | 90 | 90 | 90 | 教育委員会事務局 | 学校指導課(多文化・社会連携) | 会費 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|-----------------------------------|--|--------------------------|------------------|------------------|------------------|------------|---------------------|-------------|
| 788 | 世界遺産学習連絡協議会会費 | 教育委員会相互の緊密な連携のもとに、世界遺産学習並びにESD（持続発展教育）の研究及び具体化を図ることにより、ユネスコが提唱するESDの推進に資するため | 世界遺産学習連絡協議会 | 30 | 30 | 30 | 教育委員会事務局 | 学校指導課 (多文化・社会連携) | 会費 |
| 789 | 全国特別支援教育センター協議会年会費 | 全国の特別支援教育センターと相互連携して、特別支援教育の充実、振興に寄与するため | 全国特別支援教育センター協議会 | 5 | 5 | 5 | 教育委員会事務局 | 総合育成支援課 | 会費 |
| 790 | 近畿夜間中学校連絡協議会会費 | 近畿圏の夜間中学校間での連絡協調・情報交換を図り、夜間中学校の運営に資するため。 | 近畿夜間中学校連絡協議会 | 5 | 5 | 6 | 教育委員会事務局 | 生徒指導課 | 会費 |
| 791 | 全国夜間中学校研究会年会費・分担金 | 全国の夜間中学校間での連絡協調・情報交換を図り、夜間中学校の運営に資するため。 | 全国夜間中学校研究会 | 20 | 20 | 20 | 教育委員会事務局 | 生徒指導課 | 会費 |
| 792 | 全国適応指導教室連絡協議会会費 | 全国の適応指導教室間での連絡協調・情報交換を図り、適応指導教室に通級する不登校児童生徒の社会的自立に資するため。 | 全国適応指導教室・教育支援センター等連絡協議会 | 5 | 5 | 5 | 教育委員会事務局 | 生徒指導課 | 会費 |
| 793 | 京都市少年合唱団 | 合唱活動を通して京都の子どもたちの交流・親睦を図り、その健全育成と音楽文化の向上発展に資することを目的とするため。 | 京都少年少女合唱連盟 | 0 | 0 | 25 | 教育委員会事務局 | 生徒指導課 | 会費 |
| 794 | 近畿中学校生徒指導研究協議会 | 生活指導上の今日的な課題を探求し、効果的かつ組織的な対応を研究するため。 | 近畿中学校生徒指導研究協議会 | 10 | 10 | 30 | 教育委員会事務局 | 生徒指導課 | 会費 |
| 795 | 日本スポーツ振興センター災害共済給付契約に係る共済掛金（幼稚園） | 学校教育における教育の円滑な実施に資する。 | 独立行政法人日本スポーツ振興センター | 259 | 202 | 260 | 教育委員会事務局 | 体育健康教育室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 796 | 日本スポーツ振興センター災害共済給付契約に係る共済掛金（小学校） | 学校教育における教育の円滑な実施に資する。 | 独立行政法人日本スポーツ振興センター | 52,277 | 50,928 | 51,733 | 教育委員会事務局 | 体育健康教育室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 797 | 日本スポーツ振興センター災害共済給付契約に係る共済掛金（中学校） | 学校教育における教育の円滑な実施に資する。 | 独立行政法人日本スポーツ振興センター | 24,335 | 23,393 | 24,430 | 教育委員会事務局 | 体育健康教育室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 798 | 日本スポーツ振興センター災害共済給付契約に係る共済掛金（高等学校） | 学校教育における教育の円滑な実施に資する。 | 独立行政法人日本スポーツ振興センター | 12,514 | 12,254 | 12,518 | 教育委員会事務局 | 体育健康教育室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 799 | 令和6年度近畿中学校総合体育大会負担金 | 円滑な大会運営を行うため。 | 令和6年度近畿中学校総合体育大会京都府実行委員会 | 3,450 | 3,450 | 0 | 教育委員会事務局 | 体育健康教育室 | 事業の実施に係る負担金 |
| 800 | 一般社団法人全国社会教育委員連合会費 | 社会教育委員の資質と職責の向上につとめ、社会教育関係者との連絡協力体制を確立することにより、社会教育の振興に寄与する。 | 一般社団法人全国社会教育委員連合 | 172 | 100 | 100 | 教育委員会事務局 | 生涯学習部 生涯学習推進担当 | 会費 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|--|--|------------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------|-------------|----------------|
| 801 | 全国コミュニティ・スクール 連絡協議会会費 | コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を指定する教育委員会の教育長及び連絡協議会の目的に賛同する者が熟議や情報交換等を行うことにより、互いに連携・協力しながら、コミュニティ・スクールの取組を一層充実・発展させるため | 全国コミュニティ・スクール連絡協議会 | 2 | 2 | 2 | 教育委員会事務局 | 学校地域協働推進担当 | 会費 |
| 802 | 山科駅前地区第一種市街地再 開発事業施設建築物C棟（生 涯学習総合センター山科）に 係る管理費・修繕積立金 | 生涯学習総合センター山科の共益費 | ラクトC管理組合 | 14,578 | 14,577 | 14,578 | 教育委員会事務局 | 施設運営担当 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 803 | 京都市修徳ふれあい会館に係 る共益費（下京図書館） | 下京図書館の共益費 | 社会福祉法人京都福祉サービス協会 京都市修徳特別養護老人ホーム | 880 | 868 | 880 | 教育委員会事務局 | 施設運営担当 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 804 | 右京中央図書館に係るサンサ 右京施設管理組合（管理費） | 右京中央図書館の管理費（共益費） | サンサ右京施設管理組合 | 20,378 | 19,975 | 21,369 | 教育委員会事務局 | 施設運営担当 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 805 | 右京中央図書館に係るサンサ 右京施設管理組合（修繕一時 金負担分） | サンサ右京施設の特別修繕一時金 | サンサ右京施設管理組合 | 7,153 | 6,752 | 7,153 | 教育委員会事務局 | 施設運営担当 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 806 | 久我の杜センター屋外照明改 修分担金 | 久我の杜センター屋外照明の改修費 | 京都市住宅供給公社 | 0 | 0 | 472 | 教育委員会事務局 | 施設運営担当 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 807 | 全国教育研究所連盟連盟費 | 全国の教育研究機関相互の連絡を緊密にし、相提携して研究調査の進展を図り、教育の改善、進歩に寄与する。 | 全国教育研究所連盟 | 25 | 25 | 25 | 教育委員会事務局 | 総合教育センター研修課 | 会費 |
| 808 | 指定都市教育研究所連盟負担 金 | 指定都市立教育研究所・教育センター相互の連絡、研究調査の提携、成果の交換を行うことにより、各市の教育研究調査の充実を図る。 | 指定都市教育研究所連盟 | 0 | 0 | 22 | 教育委員会事務局 | 総合教育センター研修課 | 会費 |
| 809 | 近畿地区教育研究（修）所連 盟分担金 | 加盟機関相互の連絡協力を密にして研究の成果を挙げるため | 近畿地区教育研究（修）所連盟 | 20 | 20 | 20 | 教育委員会事務局 | 総合教育センター研修課 | 会費 |
| 810 | 教育研究団体実践研究事業 | 教職員の資質・指導力の向上 | 各教育研究団体 | 0 | 0 | 1,200 | 教育委員会事務局 | 総合教育センター研修課 | 会費 |
| 811 | 日本博物館協会維持会費 | 博物館に関する諸事業の実施を通じて、博物館の健全な発達を図り、社会教育の進展に資するとともに、教育、学術及び文化の発展に寄与する。 | 公益財団法人日本博物館協会 | 50 | 50 | 50 | 教育委員会事務局 | 青少年科学センター | 会費 |
| 812 | 全国科学博物館協議会会費 | 理工系博物館等が相互の連絡協調を密にして、博物館事業の振興に寄与する。 | 全国科学博物館協議会 | 20 | 20 | 20 | 教育委員会事務局 | 青少年科学センター | 会費 |

| 番号 | 名称 | 支出の目的 | 支出の相手方 | R6予算額 (単位：千円) | R6決算額 (単位：千円) | R7予算額 (単位：千円) | 所管局区 役所 | 所属 | 種類 |
|-----|----------------------------------|---|--------------------------|------------------|------------------|------------------|------------|-----------|-----------------|
| 813 | 日本プラネタリウム協議会会費 | プラネタリウム施設・団体及び個人の交流と連携のもとに、プラネタリウムの進歩発展を図り、豊かな文化の創造、科学教育及び天文普及に寄与する。 | 日本プラネタリウム協議会 | 10 | 10 | 10 | 教育委員会事務局 | 青少年科学センター | 会費 |
| 814 | 日本博物館協会近畿支部会費 | 会員相互の連絡・連携を図り、同時に博物館事業の振興発展に寄与する。 | 日本博物館協会近畿支部 | 5 | 5 | 5 | 教育委員会事務局 | 青少年科学センター | 会費 |
| 815 | 特定非営利活動法人ダジック・アース・プロジェクト特別賛助会員会費 | デジタル地球儀立体投映システム「ダジック・アース」を用いた展示品「みらい地球儀」の新コンテンツの制作及び会員相互の情報共有により、同展示品のさらなる活用を促進し、教育活動及び科学館事業の振興に寄与する。 | 特定非営利活動法人ダジック・アース・プロジェクト | 100 | 100 | 0 | 教育委員会事務局 | 青少年科学センター | 会費 |
| 816 | 全国科学館連携協議会会費 | 地域における科学技術普及の拠点である科学館等の連携促進を図り、科学館事業の振興に寄与する。 | 全国科学館連携協議会 | 10 | 10 | 10 | 教育委員会事務局 | 青少年科学センター | 会費 |
| 817 | 別所テレビ共同受信施設組合維持費 | 別所地区のテレビ放送の難視聴解消を図るため | 別所テレビ共同受信施設組合 組合 | 36 | 36 | 36 | 教育委員会事務局 | 花背山の家 | 施設等の維持管理に係る負担金 |
| 818 | 近畿地区青少年教育施設協議会会費 | 近畿地区の青少年教育施設の事業の振興及び管理運営の向上を図り、会員施設の発展に資する。 | 近畿地区青少年教育施設協議会 | 15 | 15 | 15 | 教育委員会事務局 | 花背山の家 | 会費 |
| 819 | 日本野外教育学会年会費 | 野外教育の調査・研究し、野外教育の発展に寄与する。 | 日本野外教育学会 | 10 | 10 | 10 | 教育委員会事務局 | 花背山の家 | 会費 |
| 820 | モトローラ無線機電波利用料 | 施設運営及び事業実施等の際に使用する無線機の電波利用料 | 近畿総合通信局 | 22 | 22 | 22 | 教育委員会事務局 | 花背山の家 | 支出の根拠が法令に基づく負担金 |